

参考資料

令和8年度 入札・契約、総合評価の実施方針

令和8年7月



国土交通省 関東地方整備局

令和8年度 入札・契約、総合評価の実施方針

〔工事〕

令和8年7月



国土交通省 関東地方整備局

目 次

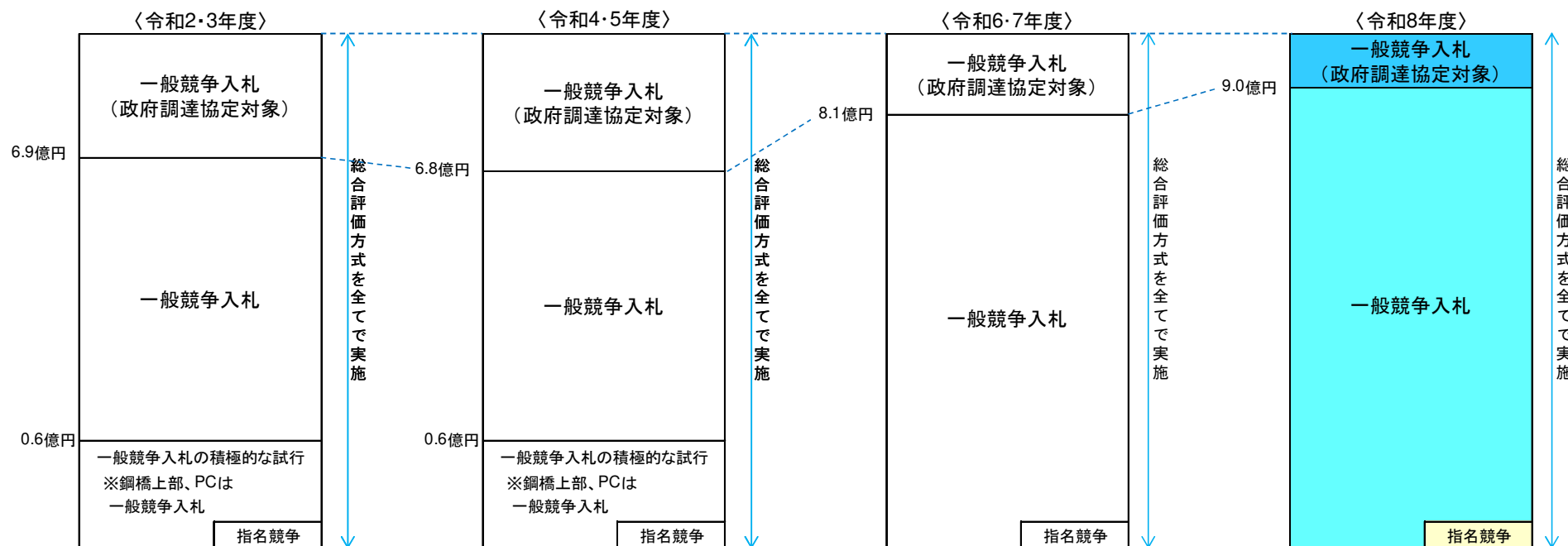
1	入札・契約の運用方針	2
2	等級区分と地域要件	3
3	一般競争入札(同時提出型)の実施	10
4	ダンピング受注対策	11
5	効率的な運用(二極化の取組)	12
6	技術評価点の配点方針	13
7	評価配点	15
8	入札・契約における取組	22
9	総合評価における取組	32
10	その他の取組	46
11	維持修繕工事における取組	49
12	賃金引上げの加点評価賃金引上げの加点評価	53
13	実施方針の適用時期	56

1 入札・契約の運用方針

《見直し》

【入札・契約】

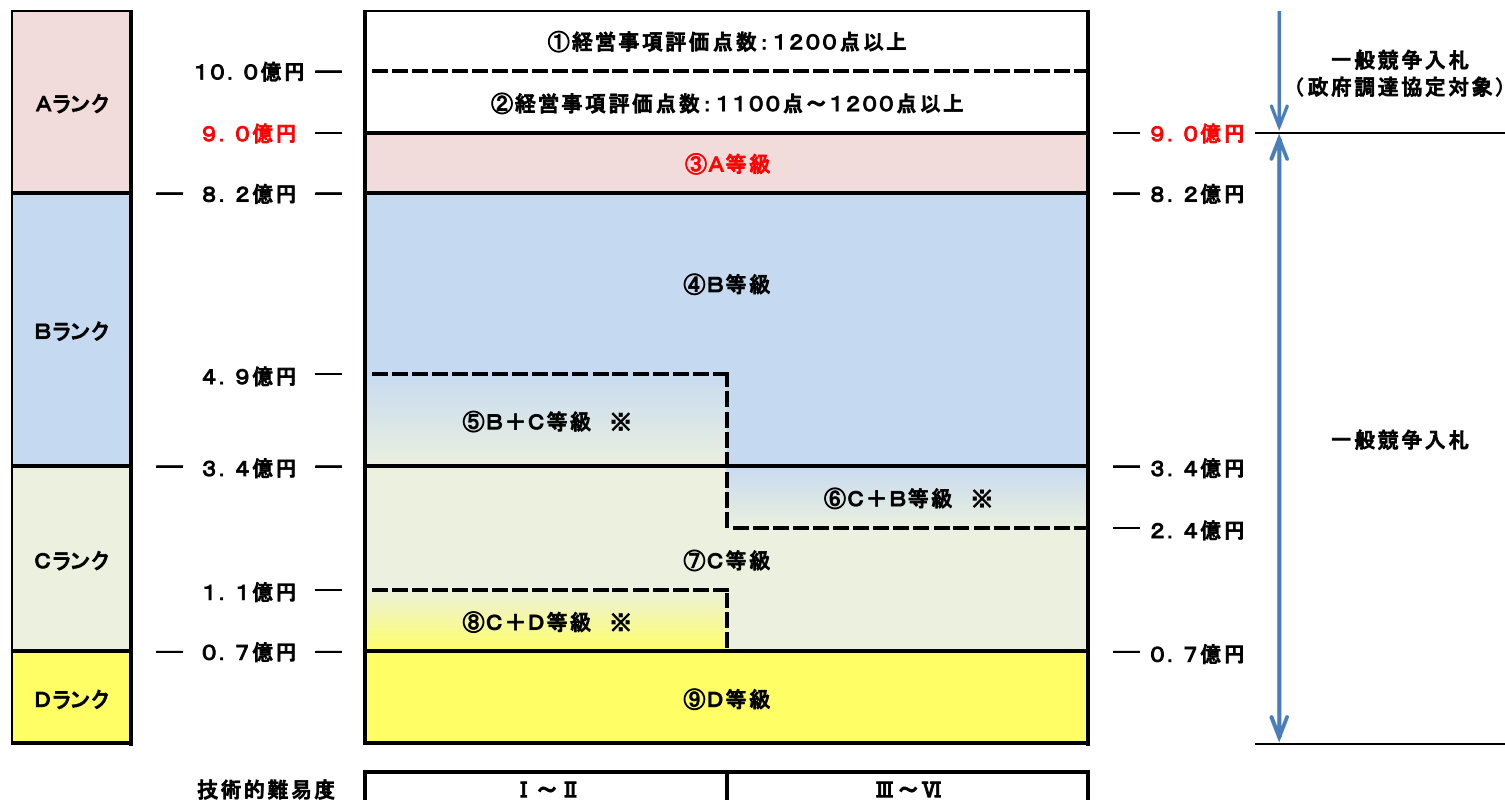
1. 一般競争入札（政府調達協定対象）
対象金額は9.0億円以上
2. 一般競争入札
原則、1. を除く全ての工事
3. 通常指名競争入札は、引き続き原則廃止（災害等除外）
4. 総合評価落札方式
原則全ての工事で実施
※ただし、緊急工事や工事成績を付けない作業（工事）については、除くことも可能



2 等級区分と地域要件

《見直し》

＜一般土木工事及び建築工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ①, ②: WTO対象のため地域要件は付さない。
- ③, ④: 関東管内に本店・支店・営業所
- ⑤: B業者については関東管内に本店・支店・営業所
C業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店
- ⑥: C業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
B業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
- ⑦: 施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
- ⑧: C業者、D業者ともに施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店
- ⑨: 施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店

※工事請負業者選定事務処理要領の第16二、三において直近下位及び直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
※平成11年・12年度の資格審査より積極的に位置付けされた運用。

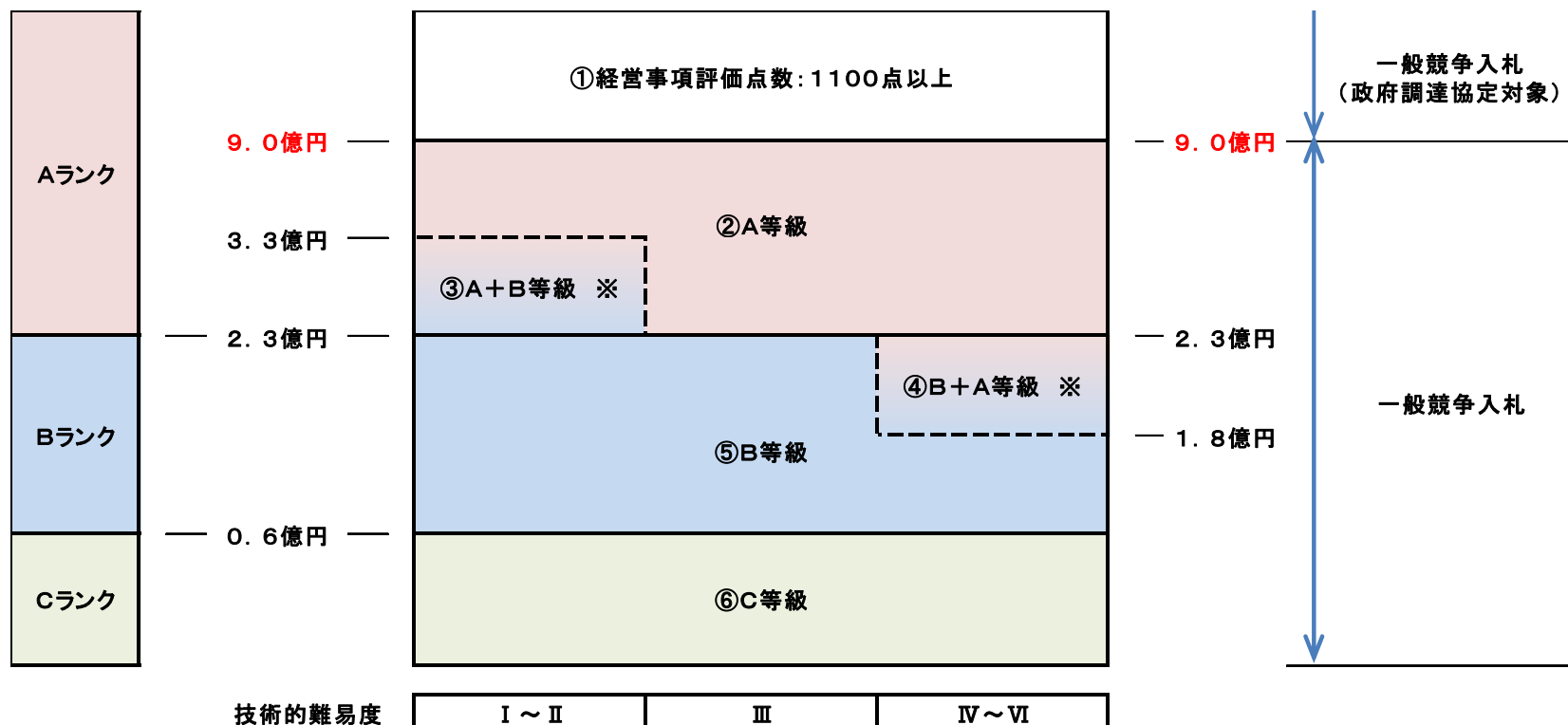
※競争性が十分に確保(対象業者数が概ね20者以上)されない場合は、以下のような運用も可能とするが、適用する場合は技術調査課と調整を行うものとする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 施工都県周辺都県等を対象とすることも可能
- ・本店縛り: 本店(本社)・支店・営業所を対象とすることも可能

2 等級区分と地域要件

《見直し》

＜電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ① : WTO対象のため地域要件は付さない
- ②、③ : 関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所
- ④～⑥ : 施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所

※工事請負業者選定事務処理要領の第16二、三において直近下位及び直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
※平成11年・12年度の資格審査より積極的に位置付けされた運用。

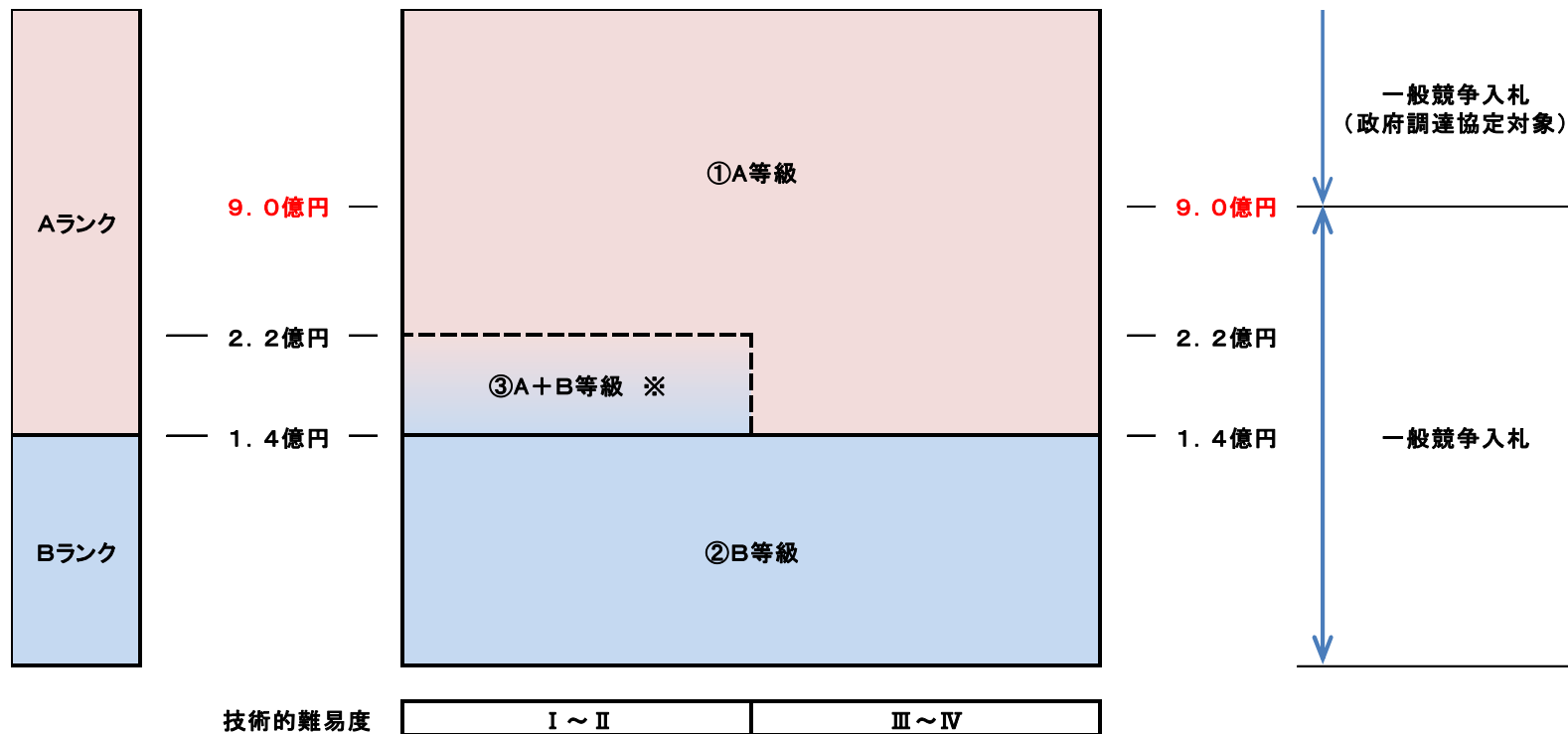
※競争性が十分に確保(対象業者数が概ね20者以上)されない場合は、以下のような運用も可能とするが、適用する場合は技術調査課と調整を行うものとする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 施工都県周辺都県等を対象とすることも可能
- ・本店縛り: 本店(本社)・支店・営業所を対象とすることも可能

2 等級区分と地域要件

《見直し》

＜As舗装工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ①: 関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所。WTO対象は地域要件は付さない
- ②: 施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所関東管内に本店・支店・営業所
- ③: A業者は、関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所
B業者は、施工都県内(又は施工箇所等から〇〇km以内)に建設業法に基づく本店(本社)・支店・営業所

※工事請負業者選定事務処理要領の第16二、三において直近下位及び直近上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
※平成11年・12年度の資格審査より積極的に位置付けされた運用。

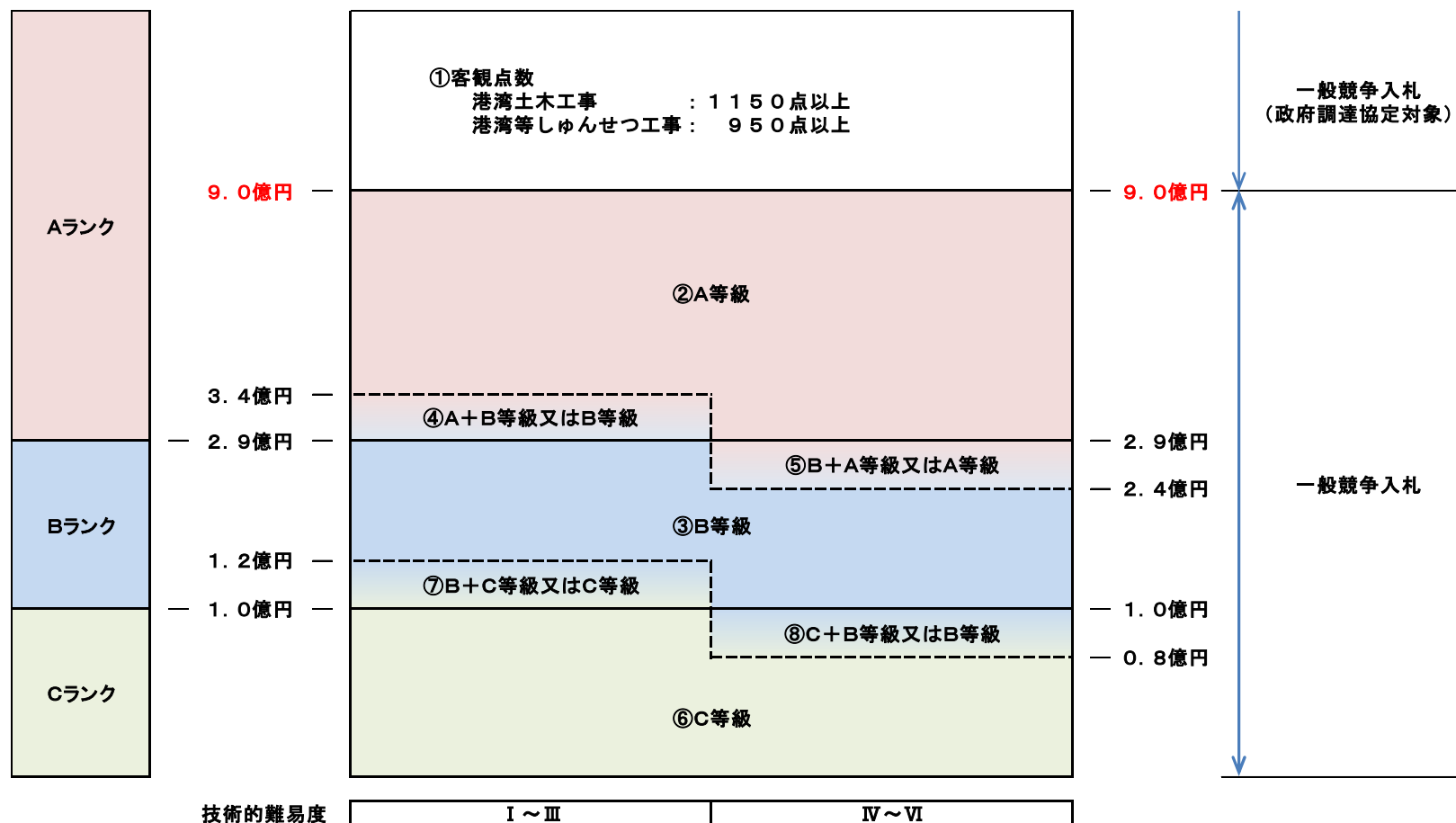
※競争性が十分に確保(対象業者数が概ね20者以上)されない場合は、以下のような運用も可能とするが、適用する場合は技術調査課と調整を行うものとする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 施工都県周辺都県等を対象とすることも可能
- ・本店縛り: 本店(本社)・支店・営業所を対象とすることも可能

2 等級区分と地域要件【港湾空港関係】

《見直し》

＜港湾土木工事・港湾等しゅんせつ工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②～⑤: 関東管内に本店・支店・営業所
- ⑥: 施工都県内に本店
- ⑦,⑧: B業者については関東管内に本店・支店・営業所
C業者については施工都県内に本店・支店・営業所

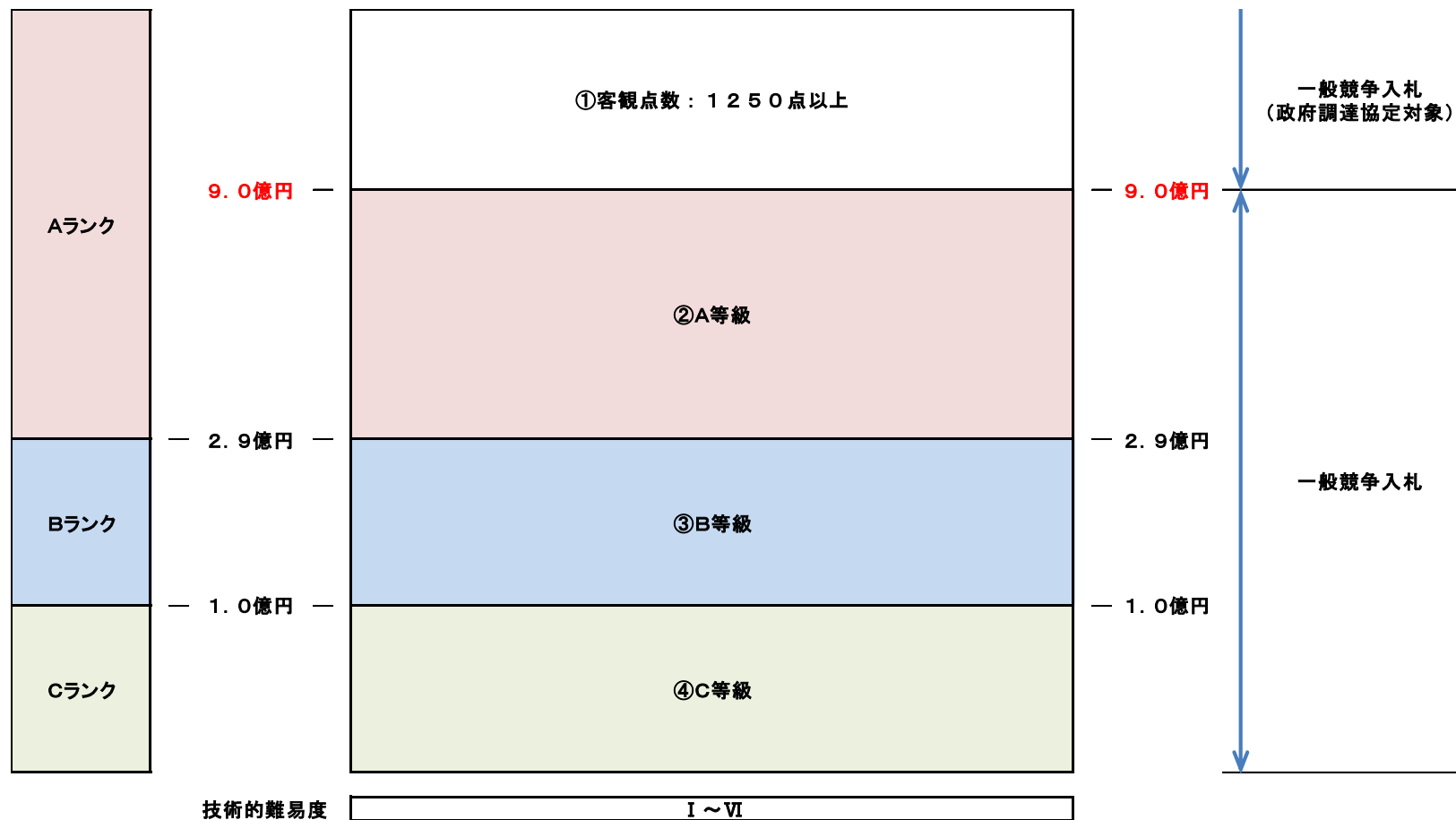
※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

2 等級区分と地域要件【港湾空港関係】

《見直し》

＜空港等土木工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②,③: 関東管内に本店・支店・営業所
- ④: 施工都県内に本店

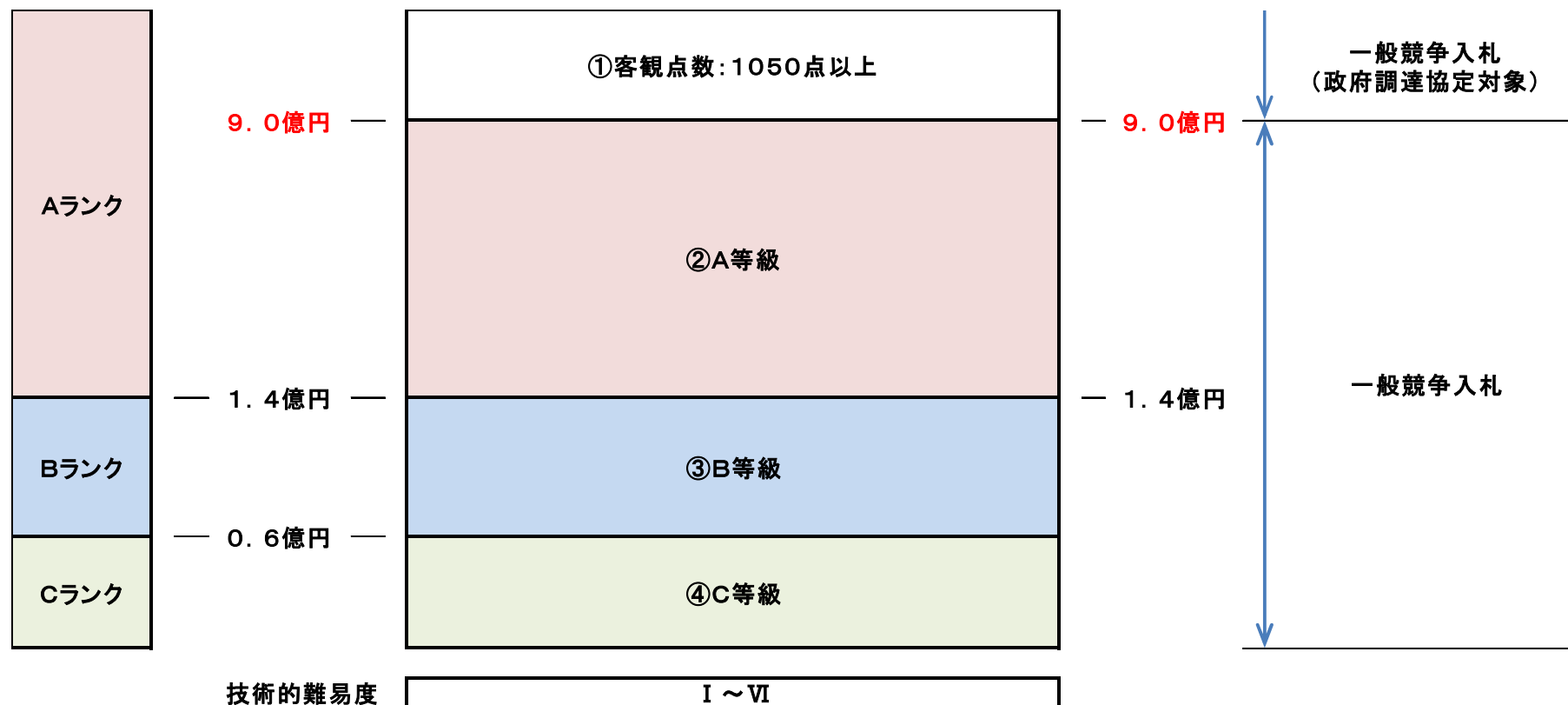
※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

2 等級区分と地域要件【港湾空港関係】

《見直し》

＜空港等舗装工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②,③: 関東管内に本店・支店・営業所
- ④: 施工都県内に本店

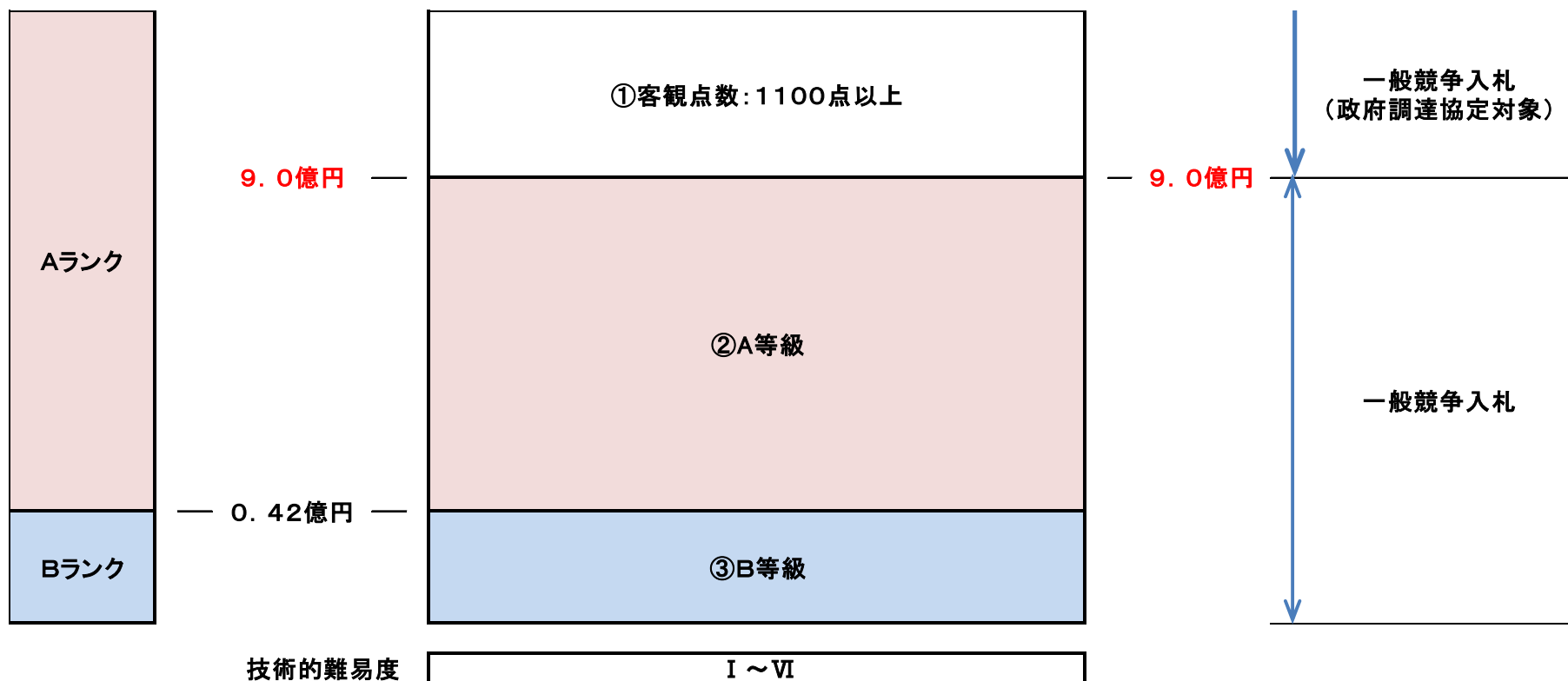
※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

2 等級区分と地域要件【港湾空港関係】

《見直し》

＜港湾等鋼構造物工事の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②: 関東管内に本店・支店・営業所
- ③: 施工都県内に本店

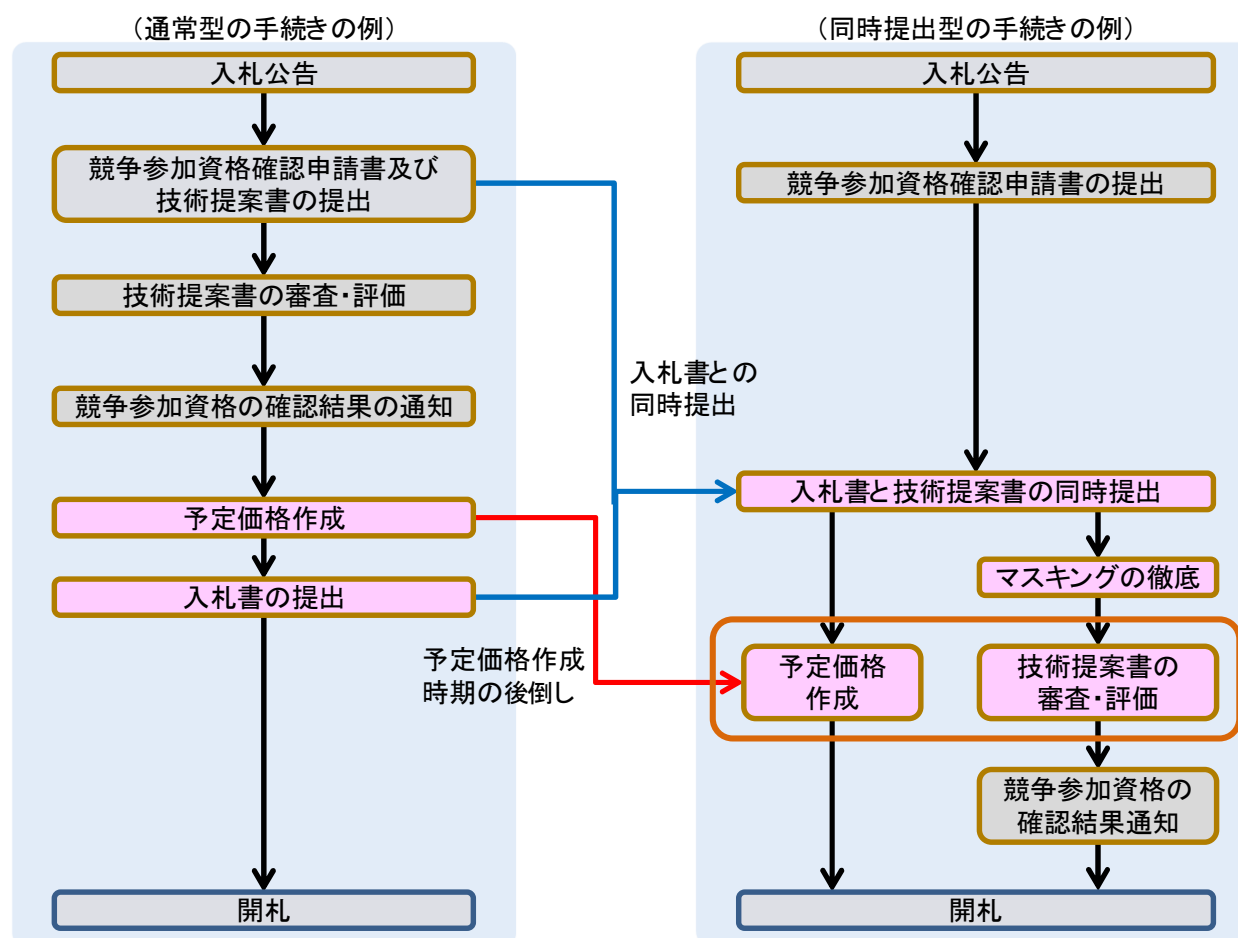
※競争性が十分に確保されない場合は、以下のような運用も可能とする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・対象範囲: 関東管内を対象とすることも可能

3 一般競争入札(同時提出型)の実施

《継続》

○施工能力評価型における一般土木(予定価格7千万円以上3.4億円未満)を対象に、予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度の実施。



4 ダンピング受注対策

	R7年度	R8年度～	
	関東地方整備局	関東地方整備局	本省
低入札調査制度	1千万円以上 (原則全工事種別)	1千万円以上 (原則全工事種別)	1千万円以上 (原則全工事種別)
低入札調査制度 (特別重点調査) [試行]	6千万円以上 (原則全工事種別、一般競争) (港湾空港関係は、1千万円以上 全工事種別) 6千万円未満は試行	1千万円以上 (原則全工事種別)	1億円以上 (全工事種別) 1億円未満は試行
施工体制確認型 総合評価落札方式 [試行]	1千万円以上 (原則全工事種別、一般競争)	1千万円以上 (原則全工事種別)	1億円以上 (全工事種別) 1億円未満は積極的活用
入札ボンド	3.4億円以上 (一般土木、建築) 6.8億円以上 (一般土木、建築以外)	3.4億円以上 (一般土木、建築) 8.1億円以上 (一般土木、建築以外)	3.4億円以上 (一般土木、建築) 8.1億円以上 (一般土木、建築以外)

5 効率的な運用(二極化の取組)

《継続》

← 施工能力を評価する		→ 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →											
施工能力評価型		技術提案評価型											
企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事		企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事		特に配慮すべき事項への施工上の工夫について、提案を求める工事		部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合		有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合		通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合			
提案内容	求めない (実績のみで評価)		施工計画		特に配慮すべき事項に対する施工上の工夫に係る提案		価値の最も高い新技術、資材、機械、工法等		部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案		施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案		
			可・不可の二段階で評価		点数化								
評価方法					必要に応じて実施		必須						
ヒアリング	実施しない		必要に応じて実施 (施工計画の代替も可)		必要に応じて実施		必須						
段階選抜	実施しない				必要に応じて実施		必須						
予定価格	標準案に基づき作成				標準案に基づき作成		新技術、資材、機械、工法等に係るコストは予定価格には入れない		技術提案に基づき作成				
	Ⅱ 型		Ⅰ 型		S 型		S I 型		AⅢ型		AⅡ型		AⅠ型

6 技術評価点の配点方針

《継続》

- 1) 技術評価点の加算点の評価項目は、技術提案、企業的能力等、技術者の能力等、賃上げの実施に関する評価及びワークライフバランス関連認定企業の評価とし、加算点合計及びその内訳は、「配点割合」のとおりとする。
- 2) このうち、「企業的能力等」と「技術者の能力等」の配点割合は同じことを基本とするが、「技術者の能力等_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は「技術者の能力等」の配点を半分とする。(選択)
- 3) 加算点の算出方法は、各評価項目の評価点(素点)の合計点で技術評価する素点計上方式を採用する。
- 4) 地域密着工事型の地域精進度・貢献度等については、企業的能力等の中で評価し、配点は8点とする。

＜配点割合＞

■施工能力評価型 I型・II型

(競争参加資格対象)	総合評価対象 40《30》※3(30)※4		総合評価対象 3《2》※3(2)※4	総合評価対象 1※5
施工計画	企業的能力等※2 20《20》※3(15)※4	技術者の能力等 20《10》※3(15)※4	賃上げの実施に関する評価 3《2》※3(2)※4	WLB関連認定企業の評価 1※5

※1 施工計画は、二段階で評価し、原則、「可」か「不可」のみを審査し、点数化しない(施工能力評価型I型)。

※2 地域密着工事型の地域精進度・貢献度等については、企業的能力等の中で評価し、配点は8点とする。

※3 《 》の配点は、「技術者の能力等_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は「技術者の能力等」の配点を半分とし、《 》内の点数とする。

※4 ()の配点は、施工体制確認型でない場合とし、()内の点数とする。

※5 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点

■技術提案評価型 S型

(WTO以外)	総合評価対象 60(50)※1			総合評価対象 4(3)※1	総合評価対象 1※3
	段階的選抜対象 30(20or30)※1				
	技術提案 30(30or20)※1	企業的能力等 15(10or15)※1	技術者の能力等 15(10or15)※1	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1	WLB関連認定企業の評価 1※3
(WTO対象)	総合評価対象 60(50)※1※4	段階的選抜対象 30		総合評価対象 4(3)※1	総合評価対象 1※3
	技術提案 60(50)※1※4	企業的能力等※2 15	技術者の能力等※2 15	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1	WLB関連認定企業の評価 1※3

※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合とし、()内の点数とする。

※2 WTO対象工事で段階的選抜方式を実施する場合には、「企業的能力等」及び「技術者の能力等」は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、ヒアリング及び施工体制(選択)のみを評価項目とすることを原則とする。

※3 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点

※4 技術提案評価S I型は、技術提案60点配点の中で評価を行う。

■技術提案評価型 A型

総合評価対象 70(50)※1	段階的選抜対象※3 40or60			総合評価対象 4(3)※1	総合評価対象 1※4
技術提案 70(50)※1	簡易な技術提案※2 20	企業的能力等 20	技術者の能力等 20	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1	WLB関連認定企業の評価 1※4

※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。

※2 簡易な技術提案は段階的選抜方式で必要に応じて評価する。簡易な技術提案としては、総合評価で求める技術提案の概要とその実現可能性や実績を求める方法、総合評価で求める数テーマの課題のうち、1テーマを先行して求める方法等が考えられる。

※3 段階的選抜方式を実施する場合には、「企業的能力等」、「技術者の能力等」及び「簡易な技術提案」(選択)は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価と施工体制(選択)のみを評価項目とする。

※4 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点

6 技術評価点の配点方針【港湾空港関係】

《継続》

1) 技術評価点の加算点の評価項目は、技術提案、企業の能力等、技術者の能力等、賃上げの実施に関する評価及びワークライフバランス関連認定企業の評価とし、加算点合計及びその内訳は、「配点割合」のとおりとする。

<配点割合>

■施工能力評価型 I 型・II 型

(競争参加資格対象)	総合評価対象 40(30)※2		総合評価対象 3(2)※2
施工計画※1	企業の能力等 20(15)※2	技術者の能力等 20(15)※2	賃上げの実施に関する評価 3(2)※2

※1 施工計画は、二段階で評価し、原則、「可」か「不可」のみを審査し、点数化しない(施工能力評価型 I 型)。
※2 ()の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。

■技術提案評価型 S 型

(WTO以外)	総合評価対象 60(40)※1			総合評価対象 4(3)※1
	段階的選抜対象 30(20)※1			
	技術提案 30(20)※1	企業の能力等 15(10)※1	技術者の能力等 15(10)※1	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1
(WTO対象)	総合評価対象 60	段階的選抜対象※2 30		総合評価対象 4
(段階選抜を行う場合)	技術提案 60	企業の能力等 15	技術者の能力等 15	賃上げの実施に関する評価 4
(WTO対象)	総合評価対象 60	総合評価対象 4	総合評価対象 1	
(段階選抜を行わない場合)	技術提案 60	賃上げの実施に関する評価 4	WLB関連認定企業の評価 1	

※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。
※2 WTO対象工事で段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」及び「技術者の能力等」は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価と施工体制(選抜)のみを評価項目とすることを原則とする。

■技術提案評価型 A 型

総合評価対象 70(50)※1	段階的選抜対象※3 40or60			総合評価対象 4(3)※1
技術提案 70(50)※1	簡易な技術提案※2 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1

※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合の点数。

※2 簡易な技術提案は段階的選抜方式で必要に応じて評価する。簡易な技術提案としては、総合評価で求める技術提案の概要とその実現可能性や実績を求める方法、総合評価で求める数テーマの課題のうち、1テーマを先行して求める方法等が考えられる。

※3 段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」、「技術者の能力等」及び「簡易な技術提案」(選抜)は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価と施工体制(選抜)のみを評価項目とする。

7 評価配点

【施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型】

◎:必須 ○:選択

《継続》

項目	細目	評価項目例	【標準タイプ】						【地域密着工事型】					
			施工能力評価型Ⅰ型			施工能力評価型Ⅱ型			施工能力評価型Ⅰ型			施工能力評価型Ⅱ型		
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択
①施工計画	簡易な 施工計画	関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である。または、関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案である。 ※必要に応じて配置予定技術者のヒアリング	可・不可(欠格)		◎				可・不可(欠格)		◎			
②企業の 技術力	企業の 施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績	20	5	◎	20	5	◎	20	2	○	20	2	○
		②工事成績 ・当該工事種別での過去3年間の工事成績評価点の平均点(関東地整発注) ・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評価点(同一機関:2件)の平均点(都県・政令市発注) ^{※1} (※国成績を有している企業は、国の成績で評価)		6	◎		6	◎		3	◎		3	◎
		③工事成績(減点要素)(65点未満の場合) 当該工事種別のみ適用とし、適用期間は審査基準日の月から過去1年間(事故減点は原則適用外)		0～5	◎		0～5	◎		0～5	◎		0～5	◎
		④優良工事等表彰 ○優良工事表彰 ・全ての工事種別を対象に過去1年間の「優良工事表彰」(関東地整発注) ・都県・政令市発注工事における過去1年間の「知事表彰等」(都県・政令市発注) ^{※1} ○安全管理優良受注者表彰 本発注工事の工事種別を対象に過去1年間の「安全管理優良受注者表彰」(関東地整発注)		3	◎		3	◎		2	◎		2	◎
		⑤事故及び不誠実な行為		0～12	◎		0～12	◎		0～12	◎		0～12	◎
		⑥地域精通度(近隣地域での施工実績) 過去10年間の施工実績								2	◎		2	◎
	地域精通度 地域貢献度	⑦地域精通度(緊急時の施工体制) 施工都県内等における本店所在地							2	◎	2	◎		
		⑧地域貢献度(災害協定) 施工都県内に本支店等を有する企業の、審査基準日における行政機関との災害協定							2	◎	2	◎		
		⑨地域貢献度(災害協定に基づく活動実績) 過去3年間の行政機関との災害協定に基づく災害活動等の実績							2	◎	2	◎		
		自由設定項目	⑩自由設定項目	6	○	6	○	5 or 7	○	5 or 7	○			
③配置予定技術者の技術力	配置予定 技術者の 能力	⑪同種工事の工事経験 過去15年間の工事経験 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績 ※2 ①で③段階評価時:6点 ②で②段階評価時:3点のどちらか選択可能	20 《10》	6 《3》	◎	20 《10》	6 《3》	◎	20 《10》	6 《3》	◎	20 《10》	6 《3》	◎
		⑫同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績) ・過去8年間の施工実績(地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合事務局発注) ・対象の都県・政令市発注工事の過去4年間の施工実績(都県・政令市発注) ^{※1} ※2 ①で③段階評価時の場合:6点 ②で②段階評価時の場合:3点		6 《3》	◎		6 《3》	◎		6 《3》	◎			
		⑬優秀工事技術者表彰 ・過去4年間で表彰(関東地整発注) ・都県・政令市発注工事における過去4年間の「知事表彰等」(都県・政令市発注) ^{※1} ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績 ※2 ①で③段階評価時の場合:4点 ②で②段階評価時の場合:2点		4 《2》	◎		4 《2》	◎		4 《2》	◎			
		⑭自由設定項目 ※2 ①で③段階評価時の場合:4点 ②で②段階評価時の場合:2点		4 《2》	○		4 《2》	○		4 《2》	○			
	自由設定項目	⑭自由設定項目 ※2 ①で③段階評価時の場合:4点 ②で②段階評価時の場合:2点	4 《2》	○	4 《2》	○	4 《2》	○	4 《2》	○				
小計			40 《30》		40 《30》			40 《30》			40 《30》			
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		3《2》											
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-4《-3》											
⑤ワークライフ バランス関連認定 企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている		1《1》※3											
合計			44 《33》		44 《33》			44 《33》			44 《33》			

※1 都県・政令市発注工事の成績、表彰を対象に出来る工事種別は「一般土木」「As舗装」「維持修繕」「橋梁補修」の4工事種別。

※2 「配置予定技術者の能力」⑪同種工事の工事経験において2段階評価とした時は《 》の配点とする。(選択)

※3 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点

7 評価配点

【技術提案評価型S型】

◎:必須 ○:選択

《継続》

項目	細目	評価項目例	技術提案評価型S型(WTO以外)			技術提案評価型S型(WTO)			
			満点	評価点	必須/選択	満点	評価点	必須/選択	
①技術提案	施工計画		30	30 (15) ()は2項目設定した場合	◎ 原則1項目 (工事内容により2項目設定)				
	VE提案等の技術提案					30	30 (15) ()は2項目設定した場合	○ 原則1項目 (工事内容によ省略又は2項目を設定)	
	工事全般の施工計画					30 (60) (VE提案を省略した場合は()とする)	30 (60) (VE提案を省略した場合は()とする)	◎ 1項目必須	
	ヒアリング ※必要に応じて実施					※		○	
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績	15	4	◎				
		②工事成績 当該工種での過去3年間の工事成績評点の平均点(関東地整発注)		4	◎				
		③工事成績(評価減点)(65点未満の場合) 当該工種のみ適用とし、適用期間は通知月から1年間。 事故減点は原則適用外		0～5	◎				
		④優良工事等表彰 ○優良工事表彰 全ての工種を対象に過去1年間の「優良工事表彰」(関東地整発注) ○安全管理優良受注者表彰 本発注工事の工事種別を対象に過去1年間の「安全管理優良受注者表彰」(関東地整発注) ○国土技術開発賞の受賞 過去3年間の国土技術開発賞(最優秀賞、優秀賞、特別賞)の受彰の有無		2	◎				
		⑤事故及び不誠実な行為		0～12	◎				
		自由設定項目		⑥自由設定項目	5				○
	③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	⑦同種工事の工事経験 過去15年間の工事経験 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績	15	4	◎			
			⑧同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績) 過去8年間の実績(地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合開発局発注)		4	◎			
⑨優秀工事技術者表彰 過去4年間で表彰(関東地整発注) ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績			3		◎				
自由設定項目		⑩自由設定項目	4		○				
小計			60			60 (60)			
④質上げの実施に関する評価	質上げの実施を表明した企業等		4 (4)						
	質上げ基準に達していない場合等(減点)		-5 (-5)						
⑤ワークライフ バランス関連認定 企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている		1 (1) ※						
合計			65			65 (65)			

※ 一般土木工事B等級(単独)以上及び建築工事B等級(単独)以上の場合1点、それ以外の工事は0.5点

7 評価配点

《継続》

【フレームワークモデル工事、公募型指名競争】(試行)

◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目例	フレームワークモデル工事 公募型指名競争		
			満点	評価点	選択
①施工計画	簡易な 施工計画				
②企業の 技術力	企業の 施工能力	同種工事の施工実績	10	4	○
	地域精通度 地域貢献度	①地域精通度(緊急時の施工体制) 施工都県内等における本店所在地		2	◎
		②地域貢献度(災害協定) 施工都県内に本支店等を有する企業の、審査基準日における行政機関との災害協定		2	◎
		③地域貢献度(災害協定に基づく活動実績) 過去3年間の行政機関との災害協定に基づく災害活動等の実績		4	○
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無			2	◎
③配置予定技術者の 技術力	配置予定 技術者の 能力				
	自由設定項目				
小計			10		
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		1		
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-2		
⑤ワークライフバランス 関連認定企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている		0.5		
合計			11.5		

7 評価配点(自由設定項目)

《見直し》

企業の技術力

自由設定項目【最大6点(地域密着型は5点 or 7点)】

★:R8重点施策項目

- ①工事成績優秀企業認定
- ②優良下請表彰企業の活用
- ③ICT施工技術の活用(「ICT舗装工」、「ICT舗装工(修繕工)」)
※「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望Ⅰ型」の場合、必須項目
- ④ICT施工StageⅡの実施
※「ICT舗装工」もしくは「ICT舗装工(修繕工)」を実施する工事において、「ICT活用工事」に関わる発注方式が「施工者希望Ⅰ型」の場合、選択不可
- ⑤ISO認証取得状況
- ★ ⑥難工事施工実績【必須】
 - ⑦難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用実績表彰 等
 - ⑧インフラDX大賞 【最大2点】
 - ⑨登録基幹技能者等の活用
 - ⑩災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定
- ★ ⑪若手技術者(35歳以下)または女性技術者の活用及び資格 【最大2点】
 - ⑫熟練技術者の活用
 - ⑬「労務費見積み尊重宣言」促進モデル工事(段階的選抜方式(一般土木A等級)で必須)
 - ⑭本発注工事の工事種別における新規契約の有無
 - ⑮その他自由項目
※⑧、⑪の配点は最大2点とし、それ以外の項目の配点は1点とする。

技術者の技術力

自由設定項目【最大4点《最大2点》※】 ※「配置予定技術者の能力_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時

- ①資格(As舗装工事は、必須項目)
- ②過去の同種工事の工事経験
- ③継続教育(CPD)の取組状況
- ④難工事施工実績
- ⑤難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自の功労、貢献表彰等
- ⑥高度マネジメント経験(段階的選抜方式で選択)
- ⑦40歳以下または女性の主任(監理)技術者の配置
- ⑧その他自由項目
※各項目の配点は1点とする。

7 評価配点

《継続》

港湾空港関係【施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型】

◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目例	施工能力評価Ⅰ型			施工能力評価Ⅱ型			施工計画重視型			チャレンジ型		
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択
①施工計画	標準的な施工計画	関係法令、共通仕様書等に準拠した施工計画	可・不可(欠格)		◎									
	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見							20	20	◎			
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級の場合必須 過去15年間の施工実績	20	5	◎	20	5	◎	10	2.5	◎	5~7	2.7	◎
		①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級の場合必須 過去15年間の施工実績があれば評価(ブロック製作工事)		5	◎		5	◎		2.5	◎		2.7	◎
		①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級以外の場合必須 過去15年間の施工実績		5.5	◎		5.5	◎		2.7	◎		2.8	◎
		①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級以外の場合必須 過去15年間の施工実績があれば評価(ブロック製作工事)		5.5	◎		5.5	◎		2.7	◎		2.8	◎
		②工事成績 過去4年間の工事成績評点の平均点		6	◎		6	◎		3	◎			
		③工事成績(評価減点)(65点未満の場合)		0~5	◎		0~5	◎		0~5	◎			
		④優良工事等表彰 当該工種を対象に過去3年間の表彰の有無 インフラDX大賞(国土交通大臣表彰等)の有無		3	◎		3	◎		1	◎			
		⑤安全管理優良請負者表彰 過去1年間の表彰の有無。関東地整発注(港湾空港部)												
		⑥事故及び不誠実な行為		0~12	◎		0~12	◎		0~12	◎		0~12	◎
		⑦ワーク・ライフ・バランス関連認定認定企業の評価 ※A等級の場合必須		1	◎		1	◎		0.5	◎		0.3	◎
		⑦ワーク・ライフ・バランス関連認定認定企業の評価 ※A等級以外の場合必須		0.5	◎		0.5	◎		0.3	◎		0.2	◎
		⑧自由設定項目Ⅰ		1~5	○		1~5	○		0~3	○		0~3	○
	地域精通度・貢献度	⑨自由設定項目Ⅱ		0~4	○		0~4	○		0~3	○		0~4	○
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	①同種工事の施工経験(設計規模) 過去15年間の施工経験 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績	20	7	◎	20	7	◎	10	3	◎	3~5	3	◎
		①同種工事の施工経験(設計規模) 過去15年間の施工経験があれば評価(ブロック製作工事) 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績		7	◎		7	◎		3	◎		3	◎
		②同種工事の工事成績 (資格要件で求めた工種) 過去4年間の工事成績評点		7	◎		7	◎		4	◎			
		③優秀工事技術者表彰 過去4年間の表彰 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績		4	◎		4	◎		1	◎			
		④自由設定項目Ⅲ		2	○		2	○		2	○		2	○
小計			40			40			40			30		
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		3						2					
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-4						-3					
合計			43			43			43			32		

7 評価配点

《継続》

港湾空港関係【技術提案評価型S型】

◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目例	技術提案評価S型(WTO以外)			チャレンジ型			技術提案評価S型(WTO)				
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択		
①技術提案	施工計画	特定項目、課題等に対する技術的所見	30	30(15) ()は2項目設定した場合	○ 原則1項目	40 (30)	40(30) ()は1項目設定した場合	◎					
	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項事項等の技術的所見			○ 原則1項目								
	VE提案等の技術提案	個別VEテーマの施工計画							60	20～60	◎		
	ヒアリング ※必要に応じて実施	配置予定技術者へのヒアリング				○		○		0～40	○		
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級の場合必須 過去15年間の施工実績	15	3.2	◎	5	2.7	◎					
		①同種工事の施工実績(設計規模) ※A等級以外の場合必須 過去15年間の施工実績		3.6	◎		2.9	◎					
		②工事成績 過去4年間の工事成績評点の平均点		4	◎								
		③工事成績(評価減点)(65点未満の場合)		0～5	◎								
		④優良工事等表彰 当該工種を対象に過去3年間の表彰の有無 インフラDX大賞(国土交通大臣表彰等)の有無		2	◎								
		⑤安全管理優良請負者表彰 過去1年間の表彰の有無。関東地整発注(港湾空港部)		0～12	◎								
		⑥事故及び不誠実な行為											
		⑦ワーク・ライフ・バランス関連認定認定企業の評価 ※A等級の場合必須		0.8	◎		0.3	◎					
		⑦ワーク・ライフ・バランス関連認定認定企業の評価 ※A等級以外の場合必須		0.4	◎		0.1	◎					
		⑧自由設定項目Ⅰ		0～5	○		2	○					
	地域精通度・貢献度	⑨自由設定項目Ⅱ	0～5	○									
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	①同種工事の施工経験(設計規模) 過去15年間の施工経験 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績	15	5	◎	5	4	◎					
		②同種工事の工事成績 (資格要件で求めた工種) 過去4年間の工事成績評点		5	◎								
		③優秀工事技術者表彰 過去4年間の表彰 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績		3	◎								
		④自由設定項目Ⅲ		2	○		1	○					
小計			60			50(40)			60				
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		4			3			4				
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-5			-4			-5				
⑤ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価	女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法のいずれかに基づく認定を受けている								1				
合計			64			53(43)			65				

港湾空港関係

企業の技術力

自由設定項目Ⅰ(「企業の施工能力」において最大5点)

- ①当該工事に使用する作業船舶の保有状況
- ②ISO認証取得状況
- ③当該工事の関連分野の技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用
- ④登録海上起重基幹技能者の活用
- ⑤建設マスター、建設ジュニアマスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)の活用
- ⑥ICT活用工事(ICT活用計画)
- ⑦配置予定現場従事者(潜水作業管理者)の資格の有無
- ⑧WLB関連認定企業の評価(港湾土木工事A等級に限る(技術提案評価S型WTO除く))

自由設定項目Ⅱ(「地域精通度・貢献度」において最大5点)

- ①東京湾再生推進のための環境活動状況
- ②災害時の事業継続力の認定状況
- ③災害協定締結の有無
- ④ボランティア活動による地域貢献の実績
- ⑤地元企業活用状況
- ⑥地元資材活用状況
- ⑦施工都県内における本店(支店)所在の有無
- ⑧災害時に必要となる作業船の保有
- ⑨地元作業船の活用(技術提案評価型S型、技術提案評価型SⅠ型、施工能力評価型Ⅰ型を対象)
- ⑩一次下請予定企業の下請としての表彰実績
- ⑪地元中小企業事業者が構成員として参加

技術者の技術力

自由設定項目Ⅲ(最大2点)

- ①資格(海上工事施工管理技術者、空港工事施工管理技術者・海洋・港湾構造物設計士)
- ②同種工事の役職経験(過去4年度の役職経験)
- ③継続教育(CPD)の取組状況
- ④配置予定技術者の当該エリアにおける工事实績(技術提案評価型S型を対象)
- ⑤若手・女性技術者奨励賞

8 入札・契約における取組

	取組の目的	取組内容	概要	R8年度 実施方針
入札・ 契約制度	担い手の育成・確保	監理技術者育成交代モデル工事 (令和元年度～)	・主任(監理)技術者の専任期間に、当該工事と同様の公共事業分野(河川・道路等)の経験がある育成技術者を配置することができる方式。 ・交代時期以降は育成技術者に交代することができる。	継続
	受発注者双方の 事務負担の軽減	段階的選抜方式 (平成22年度～)	・受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次審査し、選抜された者に対し、技術提案を求め二次審査を行う方式。 ・対象は技術提案評価型S型・A型で、競争参加者が多く見込まれる工事。	継続
		一括審査方式 (平成25年度～)	・同一時期に調達を必要とする「同一規模」、「同一条件」、「同一テーマ(Ⅱ型除く)」の複数工事について、申請できる配置予定技術者を1名として同時に競争参加を求め、あらかじめ定めた順番で開札し、落札者を決定する方式。	継続
		簡易確認型 (平成28年度～)	・入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を決める方式。	継続
		技術提案簡易評価型 (平成27年度～)	・受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。	継続
		参加表明段階で技術者の資料を求めない方式 (令和7年度～)	・配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、落札前まで延伸する方式。	継続
	不調不落対策 施工時期の平準化	余裕期間制度 (平成25年度～)	・受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。 ・余裕期間内は、主任(監理)技術者の配置を要しない。	継続
	不調・不落対策	フレームワークモデル工事 (令和元年度～)	・該当する複数の工事(フレームワーク)について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する試行工事。 ・対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。	継続
		公募型指名競争入札方式 (令和2年度～)	・対象工事ごとに技術資料収集に係る公示資料の交付を受けて、競争参加希望者が参加表明確認申請書及び技術資料を提出し、指名基準による選定を行い、指名された競争参加希望者により総合評価落札方式で落札者を決定する試行工事。 ・対象は競争参加者が少数と見込まれ技術的難易度が比較的低い工事。 ・評価方式を「企業実績評価型」「営繕評価型」「自治体実績チャレンジⅡ型」の3方式に見直し。	見直し
	迅速で的確な維持 工事の実施体制 の確保	参加者の有無を確認する公募手続き による施工業者の事前特定 (平成25年度～)	・ポンプ設備等の修繕工事において、既設メーカーの体制確認の上、設備ごとの特定予定者を決定し、「参加者の有無を確認する公募手続き」で、該当する特定事業者と特命随意契約を実施する方式。	継続

8. ①監理技術者育成交代モデル工事(担い手の確保・育成)

《4月見直し》

【目的】

豊富な工事経験のある技術者(以下、「主任(監理)技術者」という。)が、入札参加資格要件で求めた同種工事を施工中に、同種工事経験の無い技術者(以下、「育成技術者」という。)を指導・監督することで技術者の育成を図り、将来の担い手を確保するとともに、良好な品質の社会資本を持続的に社会に供給できる体制を確保する。

【概要】

主任(監理)技術者の専任期間において育成技術者を配置できるものとし、施工上一定の区切りとみなせる時期以降においては、育成技術者に交代することができる。

【対象工事】

「一般土木工事」「鋼橋上部工事」「プレストレスト・コンクリート工事」「舗装工事(アスファルト・コンクリート)」を対象

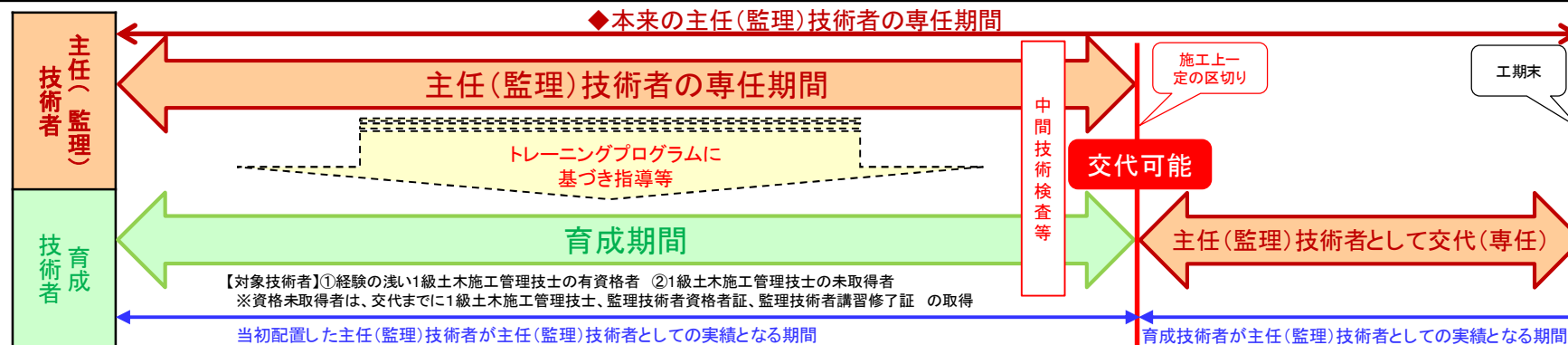
【対象技術者】

①経験の浅い1級土木施工管理技士の有資格者 ②1級土木施工管理技士の未取得者

【技術者交代要件】(詳細時期は監督職員と協議して決定)

- ・主任(監理)技術者の専任期間において育成技術者として当該工事に従事(育成期間)。
- ・交代までに、1級土木施工管理技士及び監理技術者資格者証並びに監理技術者講習修了証の取得。
- ・技術力を習得するために育成期間におけるトレーニングプログラムを施工計画書に記載。
- ・交代する前に中間技術検査、既済部分検査又は完済部分検査(以下、中間技術検査等)を実施。

※監督職員は育成期間中に、検査官は中間技術検査等においてトレーニングプログラムの実施状況を確認。



※当初配置した主任(監理)技術者と育成技術者共に、主任(監理)技術者として従事した期間は、主任(監理)技術者としての実績となる。

8. ②段階的選抜方式(受発注者双方の事務負担軽減)

《継続》

【概要】

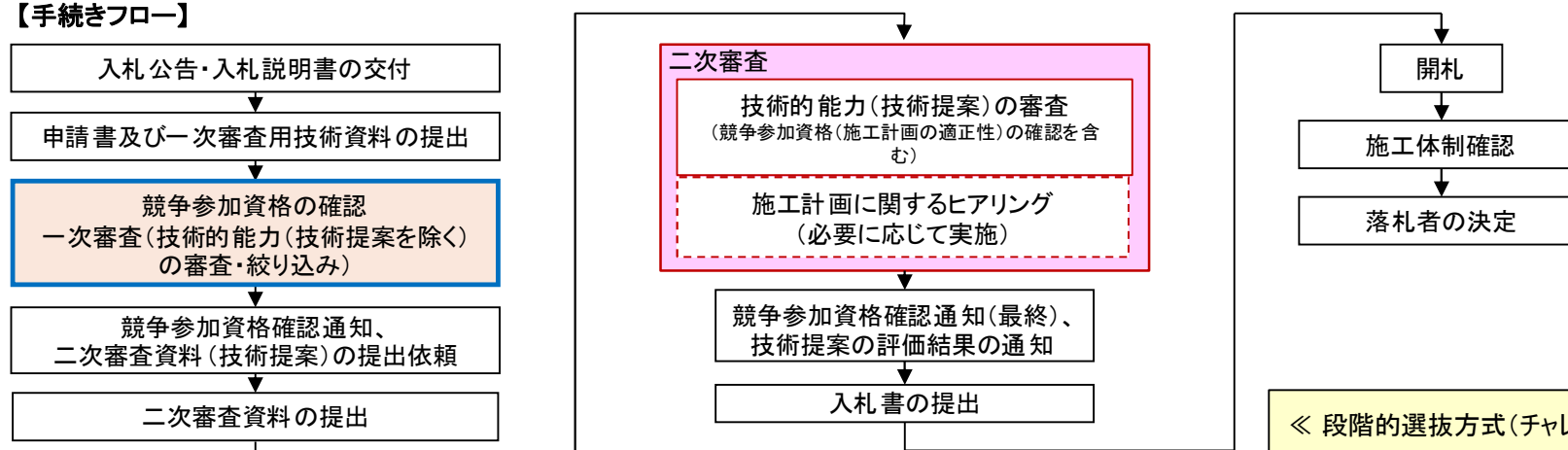
受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次審査し、選抜された者に対し、技術提案を求め二次審査を行う方式。これにより一次審査で選抜されなかった参加者は、配置予定技術者の拘束時間の短縮につながる。

【対象工事】 ○工事種別:全工事種別

○技術提案評価型S型、A型

(競争参加者が多く見込まれる工事。なお、高度な技術力を求める工事においては、技術提案による評価を行うことが望ましいことから、採用しないものとする。)

【手続きフロー】



【配点表】

評価項目	WTO以外			WTO		
	通常方式	段階選抜方式		通常方式	段階選抜方式	
		一次審査	二次審査		一次審査	二次審査
企業の技術力	15点	15点			15点	
配置予定技術者の技術力	15点	15点			15点	
技術提案	30点		30点	60点		60点
賃上げの実施に関する評価	4点			4点		
ワーク・ライフ・バランス 関連認定企業の評価	1点			1点		
評価値算定における加算点 (技術評価点)	65点	65点		65点		65点

【選抜者数の基本的な考え方】

一括審査の適用	一次審査による選抜者数
なし	5～10者
あり	10～15者

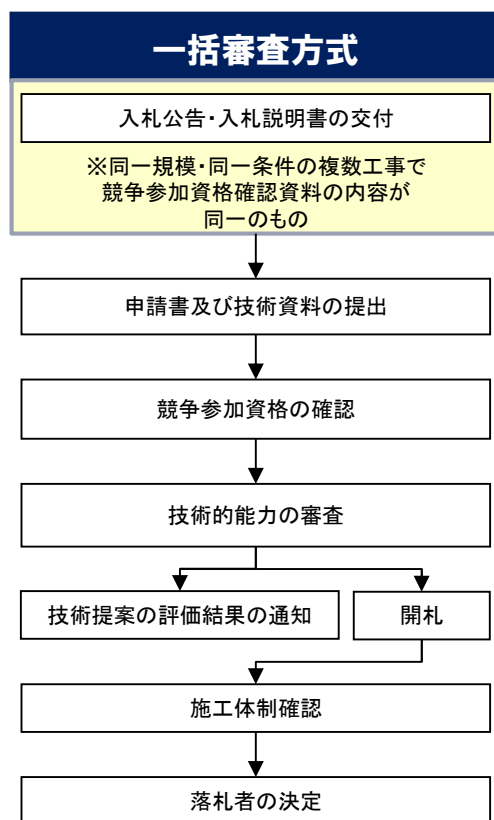
《段階的選抜方式(チャレンジ枠)【試行】》
○上位15者(上位から15者目の評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む)

8. ③一括審査方式(受発注者双方の事務負担軽減)

《継続》

【概要】

受発注者双方の事務負担の低減を図るため、同一時期に調達を行う「同一規模」、「同一条件」の複数工事について、競争参加資格確認資料の内容を同一のものとし、あらかじめ定めた順番で開札して落札者を決定する。
なお、申請できる配置予定技術者は1名とする。



【適用条件】

以下の条件をすべて(施工能力評価型Ⅱ型※では①～⑥まで)満たす2以上の工事とする。なお、適用にあたっては、競争性の確保に十分留意が必要。

- ①支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官)が同一の工事
- ②工事の目的・内容が同種であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- ③業種区分及び等級が同じ工事
- ④施工地域が近接する工事(①が同じ地域内とする)
- ⑤入札契約手続きのスケジュールを同一に行うこととしている工事
- ⑥複数の競争参加者が見込まれる工事
- ⑦施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
- ⑧工事技術的難易度評価表の大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

※施工能力評価型Ⅱ型での適用

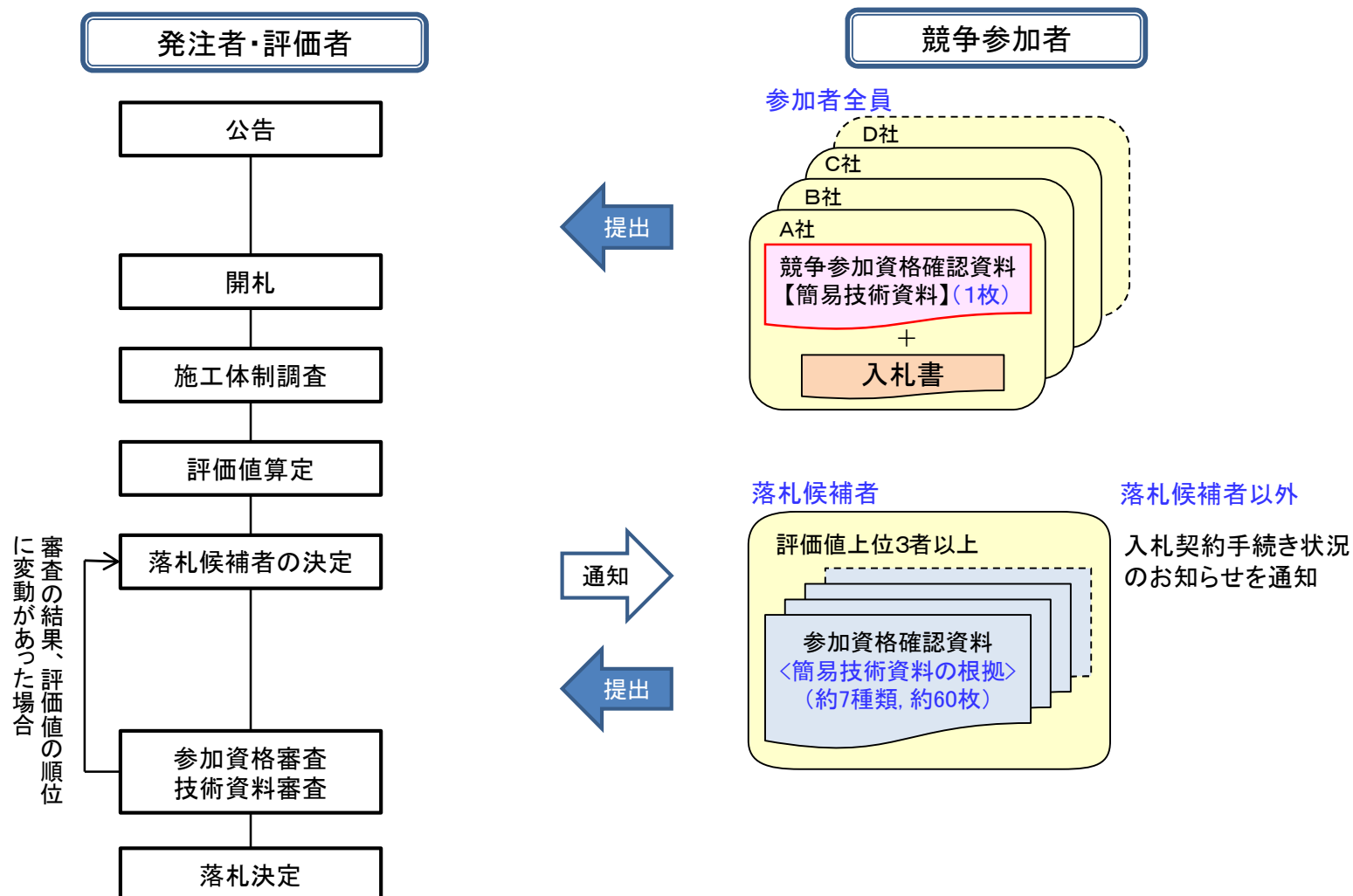
- ・施工能力評価型Ⅰ型の対象工事のうち、次のイ)及びロ)の条件(港湾空港関係においてはロ)の条件)を満たすことから、施工能力評価型Ⅱ型により入札手続きを実施する工事において適用可。
 - イ)1件につき予定価格が3億円未満の工事
 - ロ)施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事

8. ④簡易確認型(受発注者双方の事務負担軽減)

《継続》

【概要】

入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を決める方式。



8. ⑤技術提案簡易評価型(受発注者双方の事務負担軽減)

《継続》

【概要】

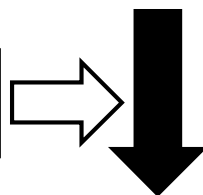
受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。

【対象工事】 ○技術提案評価型S型

【入札説明書】

- 提案項目数※は、5項目提案するものとし、記載の順に1から5までの通し番号を付けること。
- 加点評価対象は番号1から5の提案項目とし、これを超えた提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した提案項目又は通し番号の記載がない提案項目については履行義務(施工不可または不採用と判断されたものを除く。)は負うものとする。なお、5項目に満たない提案項目であっても、欠格とするものではない。 ※原則5項目とする。

～改正品確法第15条第2項～
技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。



- 提案項目数※は、3項目提案するものとし、記載の順に1から3までの通し番号を付けること。
- 加点評価対象は番号1から3の提案項目とし、これを超えた提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した提案項目又は通し番号の記載がない提案項目については履行義務(施工不可または不採用と判断されたものを除く。)は負うものとする。なお、3項目に満たない提案項目であっても、欠格とするものではない。 ※原則3項目とする。

8. ⑥参加表明段階で技術者の資料を求めない方式(受発注者双方の事務負担軽減)

《継続》

【概要】

配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、落札前まで延伸する方式。

【対象工事】 ○技術提案評価型S型(WTO)(段階的選抜方式を除く)

【手続きフロー】



8. ⑦余裕期間制度（施工時期の平準化、不調・不落対策）

《継続》

【概要】

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。（契約毎に6ヶ月を越えない範囲）※令和元年11月より見直し

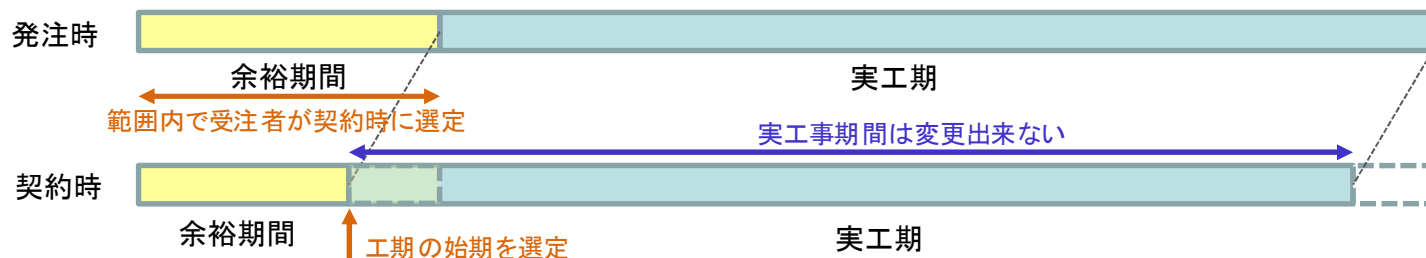
余裕期間内は、主任（監理）技術者の配置を要しない。

■余裕期間制度

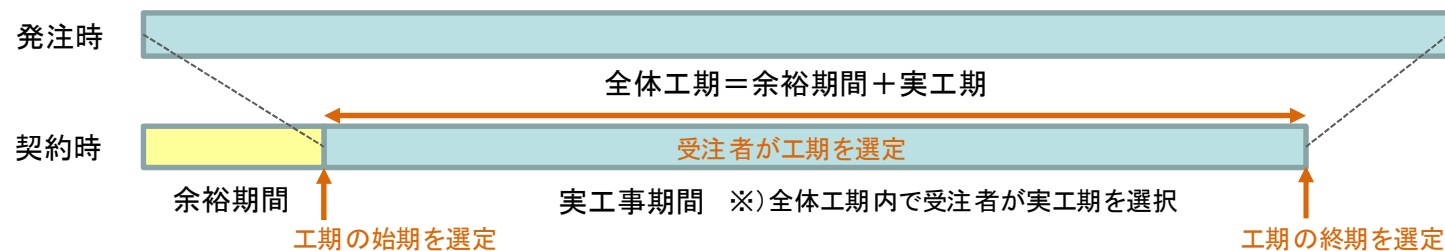
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式

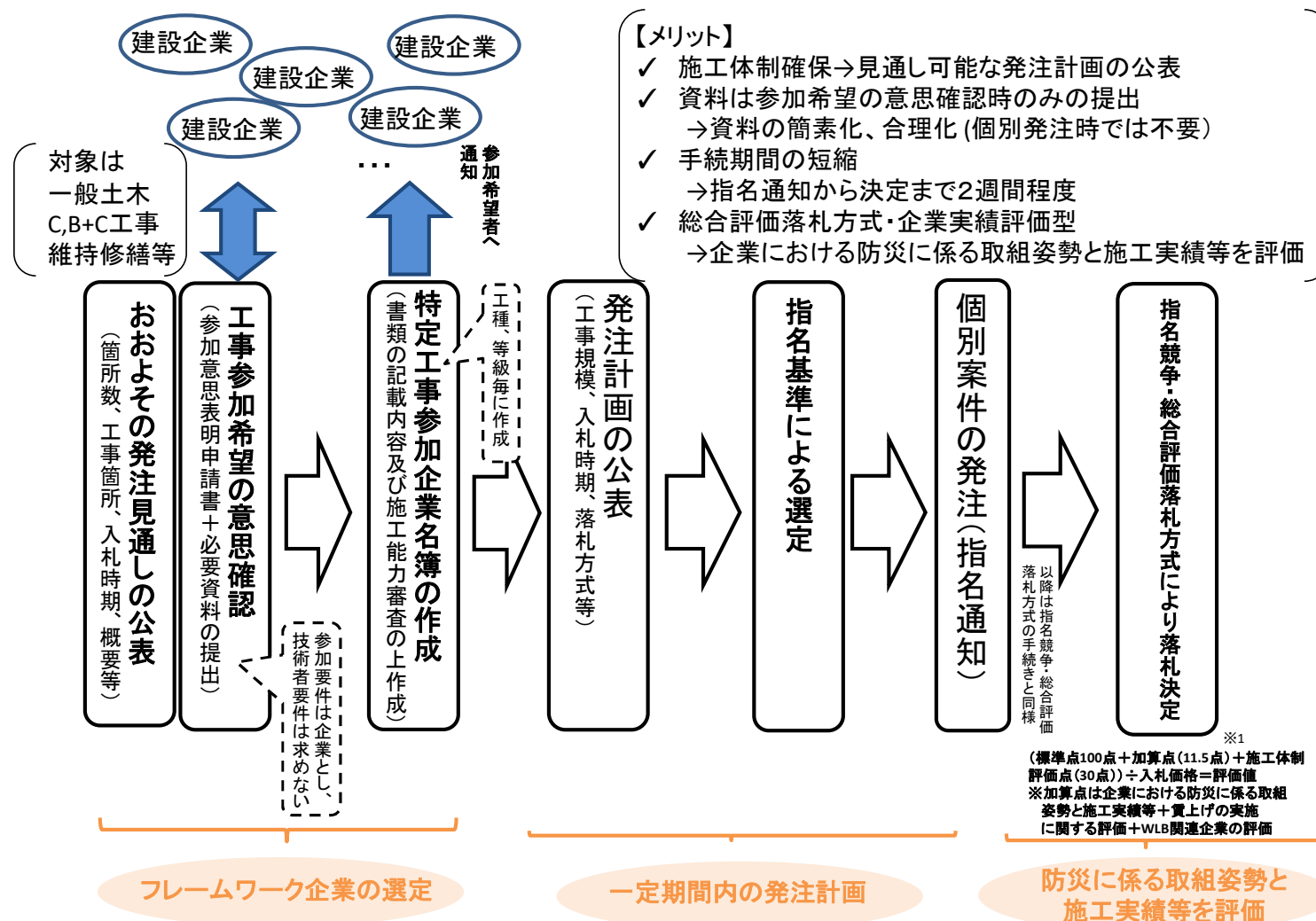


8. ⑧フレームワークモデル工事(施工時期の平準化、不調・不落対策)

《継続》

【概要】

該当する複数の工事について予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加候補者名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する方式。

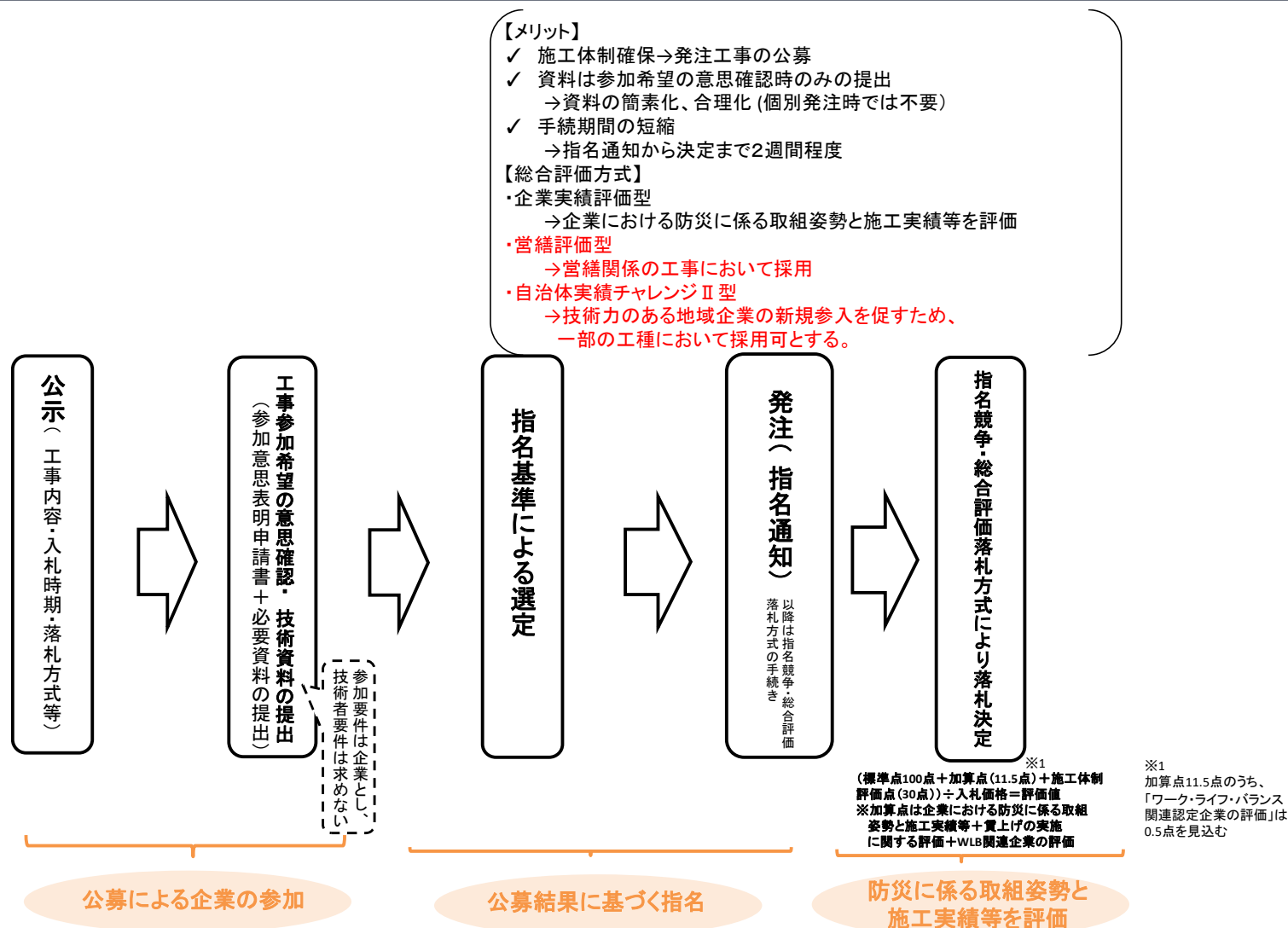


8. ⑨公募型指名競争入札方式(不調・不落対策)

《見直し》

【概要】

対象工事ごとに技術資料収集に係る公示資料の交付を受けて、競争参加希望者が参加表明確認申請書及び技術資料を提出し、指名基準による選定を行い、指名された競争参加希望者により総合評価落札方式で落札者を決定する方式



9 総合評価における取組

	取組の目的	取組内容	概要	R8年度 実施方針
総合評価 落札方式	担い手(企業)の確保	自治体実績チャレンジ型 (令和4年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体(都県政令市)の工事成績等により評価できる方式。	継続
		自治体実績チャレンジⅡ型 (令和7年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業の新規参入を促すことを目的として、自治体(都県政令市)の工事成績等により評価し、また企業の技術力のみを評価する方式。	継続
		技術提案チャレンジ型 (平成25年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の競争参加を促す方式。 ・工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め「施工上配慮すべき事項」を3段階で評価。	継続
		地域防災担い手確保型 (平成26年度～)	・災害対応を含む地域維持の担い手確保のため、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式。(災害協定の締結や、災害活動の実績等を評価)	継続
		企業能力評価型 (令和5年度～)	・地域インフラを支える担い手としての企業の確保及び受発注者の事務手続きの負担軽減の観点から、企業の技術力のみを評価する方式。	継続
	担い手(技術者)の育成・確保	若手技術者・女性技術者活用評価型 (平成25年度～)	・35歳以下の若手技術者または女性技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置することにより、当該工事を実績として将来、直轄工事の主任(監理)技術者となるべく、経験を積んでもらう方式。	継続
		技術者育成型 (平成26年度～)	・40歳以下の主任(監理)技術者を配置し、本工事において本工事に従事していない技術者から実務指導を受け、技術力の向上につなげてもらう方式。	継続
		特定専門工事審査型 (平成20年度～)	・特定される専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事(法面処理工、杭基礎工、地盤改良工)において、入札参加者に加えて、入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者や登録基幹技能者の技術力も評価する方式。	継続
	不調・不落対策	企業実績評価型 (令和5年度～)	・公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績(民間工事を含む)と災害活動実績について評価する方式(公募型競争入札方式に適用)。	継続
		営繕評価型 (令和8年度～)	・営繕関係工事では不調・不落の発生状況を踏まえ、参加者を促すための方式。(公募型指名競争入札方式・営繕工事に適用)	新規
		自治体実績チャレンジⅡ型 (令和8年度～)	・技術力のある地域企業の新規参入を促すため、一部の工種(一般土木・As舗装・維持修繕・橋梁補修)において、自治体実績チャレンジⅡ型の評価を適用。	公募型競争入札方式に追加適用
	生産性向上、技術力の向上	新技術導入促進型(Ⅰ型) 施工能力評価型 (平成29年度～)	・新技術導入促進型(Ⅰ):発注者が指定するテーマについて、実用段階にある新技術(NETIS登録技術)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事品質の向上を図るための方式。	継続
		新技術導入促進型(Ⅰ型) 技術提案評価型 (平成29年度～)		継続
		新技術導入促進型(Ⅱ型) (平成29年度～)	・新技術導入促進型(Ⅱ):発注者が指定するテーマについて、実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事品質の向上を図るための方式。	継続
		技術提案評価SⅠ型 (令和7年度～)	・工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努める新たな方式。	継続

9. ①自治体実績チャレンジ型(担い手の中長期的な育成・確保)

《継続》

- 【目的】
1. 国の工事成績を持たない地元企業の競争参加を促す方式
 2. 地域インフラを支える企業を確保するための方式

- 【概要】
1. 工事成績の評価 : 「企業」及び「技術者」において、国成績と都県・政令指定都市の工事成績を同等に評価
 2. 表彰の評価 : 「企業」の優良工事表彰及び「技術者」の優秀工事技術者表彰において、国表彰と都県・政令指定都市の表彰を同等に評価
 3. 地域貢献度の評価 : 「災害協定の有無」及び「災害活動実績の有無」において、国の実績と都県・政令指定都市の実績を同等に評価

- 【対象工事】 ○工事種別：一般土木・As舗装・維持修繕、橋梁補修 ○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)
○施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

【配点表】

◎: 必須 ○: 選択

	評価項目	評価点	選択	
企業の技術力	同種工事の施工実績	5点	◎	
	工事成績 (都県・政令市の成績も評価)	6点	◎	
	優良工事表彰 (都県・政令市の表彰も評価)	5点	◎	
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無	4点	◎	
	地域精通度・ 地域貢献度	①近隣の施工実績	2点	◎
		②緊急時の施工体制	2点	◎
		③災害協定の有無※1	2点	◎
		④災害活動実績の有無※2	2点	◎
		⑤災害時の基礎的事業継続力の 認定の有無	2点	◎
計		30点		

	評価項目	評価点	選択
配置 予定 技術者 の 技術力	同種工事の工事経験	3点	◎
	同種工事の工事成績 (都県・政令市の成績も評価)	3点	◎
	優秀工事技術者表彰 (都県・政令市の表彰も評価)	2点	◎
	自由設定項目	①資格 ②過去の同種工事経験 ③CPD取組状況 ④自由項目	○
計		10点	

※1 都県・政令指定都市の災害協定についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害協定と同等に評価する。

※2 都県・政令指定都市の災害活動実績についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害活動実績と同等に評価する。

9. ②自治体実績チャレンジⅡ型(担い手の中長期的な育成・確保)

《見直し》

- 【目的】
1. 国の工事成績を持たない地元企業の競争参加を促すため、よりメリハリを付けた方式
 2. 地域インフラを支える企業を確保するための方式

- 【概要】
1. 企業の技術力のみを評価
 2. 工事成績の評価 : 「企業」において、国成績と都県・政令指定都市の工事成績を同等に評価
 3. 地域貢献度の評価 : 「災害協定の有無」及び「災害活動実績の有無」において、
国の実績と都県・政令指定都市の実績を同等に評価

- 【対象工事】 ○工事種別 : 一般土木・As舗装・維持修繕、橋梁補修 ○工事規模 : 分任官工事(分任官規模工事の本官含む)
○施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

【適用契約方式】 ○一般競争入札方式のほか、公募型指名競争入札においても適用可。

【配点表】

	評価項目		評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	3点	◎
		工事成績（ <u>都県・政令市の成績も評価</u> ）	3点	◎
		本発注工事の工事種別における新規契約の有無	4点	◎
	地域精通度・ 地域貢献度	①近隣の施工実績	2点	◎
		②緊急時の施工体制	2点	◎
		③災害協定の有無※1	2点	◎
		④災害活動実績の有無※2	2点	◎
		⑤災害時の基礎的事業継続力の認定の有無	2点	◎
計			20点	

※1 都県・政令指定都市の災害協定についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害協定と同等に評価する。

※2 都県・政令指定都市の災害活動実績についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害活動実績と同等に評価する。

9. ③技術提案チャレンジ型(担い手の中長期的な育成・確保)

《継続》

【目的】 地方整備局発注工事の受注実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の競争参加を促す方式

【概要】 工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め、「施工上配慮すべき事項」を評価

○評価項目：技術提案(簡易な施工計画)(3段階評価:Ⅲ(16)、Ⅱ(8)、Ⅰ(0)、欠格)

Ⅲ(16):適切かつ具体的な施工計画である。Ⅱ(8):適切かつ具体的と標準的な施工計画の中間の施工計画である。

Ⅰ(0):標準的な施工計画である。欠格:関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案であるもの。

・工事の確実な施工に資する施工計画を評価することとし、発注者の示す設計図書の通りに施工する上での配慮すべき事項「施工上配慮すべき事項」が適切であるものに優劣を付け評価。

・「本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量」を評価対象とする。

・「企業の技術力」及び「配置予定技術者の技術力」は評価対象としない。

○評価方法：提案項目は3項目とし、評価項目に対する配慮すべき事項等が適切かつ具体的かどうか評価する。

【対象工事】 ○工事種別：全て ○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)

【配点表】

項目	細目	評価項目例	評価点
①技術提案	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項	16点
	手持ち工事量	本発注工事の工事種別における新規契約の有無	4点
②企業の技術力	—	—	—
③配置予定技術者の技術力	—	—	—
計			20点

9. ④地域防災担い手確保型(災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮)

《継続》

【目的】 災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点から、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式

【概要】 「企業の技術力」の「地域精通度・地域貢献度」の加点評価の割合が大きい。
災害協定に基づく活動実績の状況を踏まえ、以下の評価配点パターンを選択

- ・災害活動実績で最大9点(3件までの実績を評価)の配点
- ・同種工事の施工実績、近隣地域の施工実績、災害活動実績について各最大3点の配点

【対象工事】 ○工事種別：全て
○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)
○災害活動実績の状況を踏まえ、評価項目、配点を設定

【配点表】

				災害活動実績が 多い場合	災害活動実績が 少ない場合	
項目	細目	評価項目	満点	評価点	評価点	選択
企業の 技術力	地域精通度・ 地域貢献度	近隣地域の施工実績	20点	-	3点	○
		緊急時の施工体制		3点	3点	◎
		災害時の基礎的事業継続力(BCP)認定の有無		3点	3点	◎
		災害協定の有無		4点	4点	◎
		災害協定に基づく活動実績の有無		9点 (3件まで加点可能)	3点	◎
	企業の施工能力	同種工事の施工実績		-	3点	○
		本発注工事の工事種別における新規契約の有無		1点	1点	◎
		合 計			20点	

9. ⑤企業能力評価型

《継続》

【目的】 地域インフラを支える担い手としての企業を確保するための方式

【概要】 1. 企業の技術力のみを評価対象とする。
2. 地域精通度、地域貢献度の評価を必須とする。
3. 自由設定項目については、本試行では技術者の評価を行わないことから、重点施策項目である若手・女性技術者の活用のほかは、純技術的な項目とする

【対象工事】 ○工事種別：一般土木・As舗装・維持修繕・橋梁補修
○工事規模：分任官工事のうち、原則2億円以下の工事
○施工能力評価型Ⅱ型
○難易度がそれほど高くない（Ⅱ（やや難）以下）工事を対象

【配点表】

◎：必須 ○：選択

項目	細目	評価項目	満点	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	7点	2点	◎
		工事成績（都県・政令市の成績も評価可能）		3点	◎
		優良工事表彰等		2点	◎
	地域精通度・地域貢献度	近隣地域の施工実績	10点	2点	◎
		緊急時の施工体制		2点	◎
		災害協定の有無		2点	◎
		災害協定に基づく活動実績の有無		2点	◎
		災害時の基礎的事業継続力（BCP）認定の有無		2点	◎
	自由設定項目	①優良下請企業の活用	3点	3点	○
		②登録基幹技能者の活用			
		③若手技術者または女性技術者の活用及び資格			
合 計			20点		

9. ⑥若手技術者・女性技術者活用評価型(担い手の中長期的な育成・確保)

《継続》

- 【目的】 1. 若手技術者および女性技術者の活用を促す方式
2. 地域インフラを支える企業を確保するための方式

- 【概要】 1. 若手技術者および女性技術者の活用
: 主任(監理)技術者以外に35歳以下の若手技術者または女性技術者を配置及び有資格者※1を評価対象 (※1 主任技術者又は監理技術者となりえる国家資格)
2. 工事成績 : 都県・政令指定都市の工事成績※2も評価対象にできる
(※2 「一般土木」、「As舗装」、「維持修繕」、「橋梁補修」の4工事種別を対象)
3. 優良工事表彰の評価 : 評価対象としない。
4. 配置予定技術者の技術力: 若手技術者の育成指導を評価

【対象工事】 ○工事種別: 全て ○工事規模: 分任官工事(分任官規模工事の本官含む) ○施工能力評価型 I 型・II 型

【配点表】

◎: 必須 ○: 選択

	評価項目		標準タイプ		地域密着工事型	
企業の技術力	同種工事の施工実績		5点	◎	2点	○
	工事成績		5点	◎	3点	◎
	若手技術者または女性技術者の活用		3点	◎	3点	◎
	若手技術者または女性技術者の資格		2点	◎	2点	◎
	地域精進度・地域貢献度	①近隣の施工実績	—	—	2点	◎
		②緊急時の施工体制	—	—	2点	◎
		③災害協定の有無	—	—	2点	◎
		④災害活動実績の有無	—	—	2点	◎
	自由設定項目	①工事成績優秀企業認定 ②優良下請企業の活用 ③ICT施工技術の活用 ④ICT施工StageⅡの実施 ⑤ISO認証取得状況 ⑥難工事施工実績 ⑦難工事功労表彰等 ⑧インフラDX大賞 ⑨登録基幹技能者の活用 ⑩BCPの認定 ⑪熟練技術者の活用 ⑫本発注工事の工事種別における新規契約の有無 ⑬自由項目	5点	○ (⑤は◎)	2or4点	○ (⑤は◎)
	計		20点		20点	

	評価項目	標準タイプ	地域密着工事型
配置予定技術者の技術力	同種工事の工事経験	5点 《2点》※1 ◎	5点 《2点》※1 ◎
	同種工事の工事成績	6点 《3点》※1 ◎	6点 《3点》※1 ◎
	優秀工事技術者表彰	3点 《2点》※1 ◎	3点 《2点》※1 ◎
	若手技術者の育成指導	2点 《1点》※1 ◎	2点 《1点》※1 ◎
	自由設定項目	4点 《2点》※1 ○	4点 《2点》※1 ○
	計	20点 《10点》※1	20点 《10点》※1

※1 「配置予定技術者の技術力_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は《 》の配点とする。

9. ⑦技術者育成型(担い手の中長期的な育成・確保)

《継続》

【目的】 公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、技術者の育成・確保を図るための方式

【概要】 【技術提案】（技術提案評価型 S 型（WTO））
○工事全般の施工計画において「40歳以下の主任（監理）技術者を配置する場合の技術者育成の取り組み」に関する技術提案を求める。
【「配置予定技術者の技術力」の評価に下記評価項目を追加】
1. 40歳以下の主任（監理）技術者の配置の有無【必須】【6点（施工能力評価型 I 型、II 型）】【5点（技術提案評価型 S 型（WTO以外））】
40歳以下の主任（監理）技術者を配置する場合に評価
2. 「継続教育（CPD）の受講履歴及び推奨単位の取得の有無」又は「配置予定技術者の社内研修会等への参加の有無」【必須】【2点】
「過去1年以内のCPDの受講履歴及び推奨単位以上の取得がある場合」又は「現在所属している会社の社内研修会等に参加したことがある場合」に評価
3. 本工事における定期的な実務指導の実施の有無【必須】【6点（施工能力評価型 I 型、II 型）】【5点（技術提案評価型 S 型（WTO以外））】
本工事に従事する技術者（現場代理人、主任（監理）技術者、担当技術者等）以外の技術者が定期的に「安全管理」、「工程管理」、「品質管理」に関する実務指導を実施する場合に評価

【対象工事】 ○工事種別：一般土木、鋼橋上部、PC工事 ○施工能力評価型 I 型・II 型、技術提案評価型 S 型

【配点表】（施工能力評価型 I 型・II 型）

（技術提案評価型 S 型）

◎：必須 ○：選択

評価項目		標準タイプ		地域密着工事型	
企業の技術力	同種工事の施工実績	5点	◎	2点	○
	工事成績	6点	◎	4点	◎
	優良工事表彰	3点	◎	3点	◎
	地域精通度・地域貢献度				
	①近隣の施工実績	—	—	2点	◎
	②緊急時の施工体制	—	—	2点	◎
	③災害協定の有無	—	—	2点	◎
	④災害活動実績の有無	—	—	2点	◎
	自由設定項目 （⑩、⑪はいずれかを必須）				
	①工事成績優秀企業認定 ②優良下請企業の活用 ③ICT施工技術の活用 ④ISO認証取得状況 ⑤ICT施工Stage II の実施 ⑥難工事施工実績 ⑦難工事功労表彰等 ⑧インフラDX大賞 ⑨登録基幹技能者の活用 ⑩BCPの認定 ⑪若手技術者または女性技術者の活用及び資格 ⑫熟練技術者の活用 ⑬本発注工事の工事種別における新規契約の有無 ⑭自由項目	6点	○	3 or 5点	○
計		20点		20点	
配置予定技術者の技術力	40歳以下の主任（監理）技術者の配置	6点	◎	6点	◎
	CPDの取組状況又は社内研修会等の参加	2点	◎	2点	◎
	定期的な実務指導の実施	6点	◎	6点	◎
	自由設定項目 ①資格（最大2点まで可） ②過去の同種工事経験（最大2点まで可） ③難工事施工実績 ④難工事功労表彰等 ⑤自由項目（最大2点まで可）	6点	○	6点	○
計		20点		20点	

評価項目		S型(WTO以外)		S型(WTO)	
技術提案	施工計画	施工上の課題に対する技術的所見等	30点 (15点)	◎原則1項目 ()は2項目設定した場合	
	ヒアリング	配置予定技術者のヒアリング ※必要に応じて	※	○	
	VE提案等	総合的なコスト削減等		30点 (15点)	◎原則1項目 ()は2項目設定した場合
	工事全般の施工計画	・施工上配慮すべき事項等の技術的所見 ・技術者育成の取組		30点 (60点)	◎左記2項目必須 VE提案は省略した場合は()とする
	ヒアリング	当該工事の理解度・取組姿勢等 ※必要に応じて		※	○
企業の技術力	同種工事の施工実績		4点	◎	
	工事成績		4点	◎	
	優良工事表彰等		2点	◎	
	自由設定項目		5点	○	
	計		15点		
配置予定技術者の技術力	40歳以下の主任（監理）技術者の配置		5点	◎	
	CPDの取組状況又は社内研修会等の参加		2点	◎	
	定期的な実務指導の実施		5点	◎	
	自由設定項目 ①資格 ②過去の同種工事経験 ③難工事施工実績 ④難工事功労表彰等 ⑤自由項目		3点	○	
	計		15点		
合計			60点		60点

※ S型(WTO)の段階選抜方式（一般土木）の場合、一次審査の項目設定は、S型(WTO以外)の「企業の技術力」及び「配置予定技術者の技術力」の評価項目を基本とする。

9. ⑧特定専門工事審査型(担い手の中長期的な育成・確保)

《継続》

【目的】 特定される専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事（法面処理工、杭基礎工、地盤改良工）において、入札参加者に加えて、入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者や登録基幹技能者の技術力も評価する方式。

【概要】 1. 技術提案 : 特定専門工事に係わる技術提案を求める。【15点】
2. 企業の技術力 : 特定専門工事業者の過去15年間の施工実績【2点】
3. 配置予定技術者の技術力 : 特定専門工事業者の配置予定技術者の過去15年間の施工経験【2点】

【対象工事】 ○対象工事：法面処理工、杭基礎工、地盤改良工のいずれかを含む専門工事（特定専門工事）が、工事全体に占める重要度が
高い工事
○技術提案評価型S型（WTO以外）

【配点表】

◎:必須 ○:選択

評価項目		技術提案評価型S型		
技術提案	施工計画	工程管理に係わる技術的所見等	15点	◎
		特定専門工事の技術提案	15点	◎
	ヒアリング	配置予定技術者のヒアリング※必要に応じて実施	※	◎
企業の技術力	同種工事の施工実績		4点	◎
	工事成績		4点	◎
	優良工事表彰等		2点	◎
	自由設定項目	①工事成績優秀企業認定 ②優良下請企業の活用 ③ICT施工技術の活用 ④ISO認証取得状況 ⑤ICT施工Stage IIの実施 ⑥難工事施工実績 ⑦難工事功労表彰等 ⑧インフラDX大賞 ⑨登録基幹技能者の活用 ⑩BCPの認定 ⑪熟練技術者の活用 ⑫特定専門工事業者の施工実績【必須:2点】 ⑬本発注工事の工事種別における新規契約の有無 ⑭自由項目	5点	○
			30点	

評価項目		技術提案評価型S型		
配置予定技術者の技術力	同種工事の工事経験	4点	◎	
	同種工事の工事成績	4点	◎	
	優秀工事技術者表彰	3点	◎	
	自由設定項目	①資格 ②過去の同種工事経験 ③CPD取組状況 ④難工事施工実績 ⑤難工事功労表彰等 ⑥特定専門工事業者の配置 予定技術者の工事経験【必須:2点】 ④自由項目	合計4点	○
			15点	
合計		60点		

9. ⑨企業実績評価型

《継続》

【目的】 災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点から、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等と施工実績を評価する方式

【概要】 1. 企業の技術力のみを評価対象とする。
2. 企業の技術力の必須項目3項目および選択項目として「同種工事の施工実績」又は「災害活動実績」を評価する。

【対象工事】 ○工事種別：全ての工種
○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む) （指名競争）
○施工能力評価型Ⅱ型

【適用契約方式】 ○フレームワークモデル工事、公募型指名競争入札において適用。

【配点表】

◎：必須 ○：選択

項目	評価項目		満点	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	10点	4点	○
	地域精通度・ 地域貢献度	緊急時の施工体制		2点	◎
		災害協定の有無		2点	◎
		災害協定に基づく活動実績の有無		4点	○
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無			2点	◎
合 計			10点		

9. ⑩営繕評価型

《新規》

【目的】 営繕に関連する工種において、企業の参入を促すための評価方式

【概要】 1. 企業の技術力のみを評価対象とする。
2. 「同種工事の施工実績」「緊急時の施工体制」「災害時の基礎的事業継続力の認定の有無」「本発注工事の工事種別における新規契約の有無」を必須評価とする。

【対象工事】 ○工事種別：建築工事、暖冷房衛生設備工事、
営繕に関連する電気設備工事、機械設備工事、受変電設備工事
○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)（指名競争）
○施工能力評価型Ⅱ型

【適用契約方式】 ○公募型指名競争入札において適用。

【配点表】

◎：必須 ○：選択

項目	評価項目		満点	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	10点	4点	◎
	地域精通度・ 地域貢献度	緊急時の施工体制		2点	◎
		災害時の基礎的事業継続力の認定の有無		2点	◎
	本発注工事の工事種別における新規契約の有無			2点	◎
合 計			10点		

9. ⑪新技術導入促進型 I 型(建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上)

《継続》

【目的】 発注者が指定するテーマについての実用段階にある新技術（I 型）を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事品質の向上を図るための方式。

【概要】 <施工能力評価型>

○発注者が指定するテーマに関する実用段階にある新技術を対象に、NETIS登録の新技術を競争参加者が事前に申請。

○活用すると申請したにも拘わらず、受注者の責により履行されていないと判断された場合は、工事成績評定を3点減点する。

【対象工事】 ○工事種別：全て

○施工能力評価型 I 型、II 型

【配点表】（施工能力評価型 I 型・II 型）

◎：必須 ○：選択

項目	細目	評価項目	施工能力評価型 (標準タイプ)			施工能力評価型 (地域密着工事型)		
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択
施工計画	簡易な 施工計画		可・不可(欠格) ※施工能力Ⅰ型のみ		◎	可・不可(欠格) ※施工能力Ⅰ型のみ		◎
企業の 技術力	企業の 施工能力	同種工事の施工実績	20点	5点	◎	20点	2点	○
		工事成績 (都県・政令市の成績も評価可能)※1		6点	◎		4点	◎
		新技術の導入促進 ※発注者が指定するテーマ		3点	◎		3点	◎
	地域精通度・ 地域貢献度	近隣の施工実績					2点	◎
		緊急時の施工体制					2点	◎
		災害協定の有無					2点	◎
		災害活動実績の有無					2点	◎
	自由設定項目	自由設定項目		6点	○		3or5点	○
	配置予定 技術者の 技術力	配置予定 技術者の能力		同種工事の工事経験	20点 《10点》※2		6点 《3点》※2	◎
同種工事の工事成績 (都県・政令市の成績も評価可能)※1			6点 《3点》※2	◎		6点 《3点》※2	◎	
優秀工事技術者表彰 (都県・政令市の表彰も評価可能)※1			4点 《2点》※2	◎		4点 《2点》※2	◎	
自由設定項目		自由設定項目	4点 《2点》※2	○		4点 《2点》※2	○	
		合 計		40点 《30点》※4			40点 《30点》※4	

※1 都県・政令市の成績、表彰を対象に出来る工事種別は「一般土木」「As舗装」「維持修繕」「橋梁補修」の4工事種別。

※2 「配置予定技術者の技術力」同種工事の工事経験において2段階評価とした時は《 》の配点とする。

【配点表】（技術提案評価型 S 型）

◎：必須 ○：選択

項目	細目	評価項目	技術提案評価型 S 型 (WTO 以外)			技術提案評価型 S 型 (WTO)		
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択
技術提案	施工計画	工程管理、材料の品質管理、施工上の課題に係わる技術的所見。施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項。 (提案項目のうち、○項目※は指定するテーマに関する、新技術の提案を求める)※項目数は工事毎に設定	30点	30点 (15点) ※1	◎			
	VE提案等の技術提案	総合的なコスト、性能、機能、社会要請施工計画。				30点	30点 (15点) ※1	○
	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見。 (提案項目のうち、○項目※は指定するテーマに関する、新技術の提案を求める)※項目数は工事毎に設定				30点 (60点)	30点 (60点) ※2	◎
	ヒアリング	※必要に応じて実施				※		○
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	15点	4点	◎			
		工事成績		4点	◎			
		優良工事等表彰		2点	◎			
	自由設定項目	自由設定項目		5点	○			
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の工事経験	15点	4点	◎			
		同種工事の工事成績		4点	◎			
		優秀工事技術者表彰		3点	◎			
	自由設定項目	自由設定項目		4点	○			
合 計			60点			60点		

※1 評価項目を2項目設定した場合は()書きの点数とする。

※2 VE提案等の技術提案を省略した場合は()書きの点数とする。

技術提案評価型 S 型(WTO)の場合、「工事全般の施工計画」に加え「VE提案等の技術提案」にも新技術の提案を求めることができる。

また「VE提案等の技術提案」のみで新技術の提案を求めることも可能。

9. ⑫新技術導入促進型Ⅱ型（建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上）

《継続》

【目的】 発注者が指定するテーマについての実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術（Ⅱ型）を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事品質の向上を図るための方式。

【概要】 ○技術提案評価型S型に適用

○発注者が指定するテーマに関する実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術（NETIS登録技術でない、若しくはNETIS登録申請中の技術でない技術）の提案を求める。

○評価項目、評価基準：

・施工計画、工事全般の施工計画 ……標準的な技術提案評価型と同様（5段階評価）

・新技術の実証 ……指定テーマについて、新規性、有効性、現場実証の実現性、今後の活用の見通しの4項目より3段階で評価

Ⅱ：4つの評価項目がいずれも具体的に認められ、かつ新規性又は有効性が特に高い提案

Ⅰ：4つの評価項目がいずれも具体的に認められる提案

□（不採用）：4つの評価項目のいずれかが認められない提案

【対象工事】 ○工事種別：全て

○技術提案評価型S型

【配点表】（技術提案評価型S型）

◎：必須 ○：選択

項目	細目	評価項目	技術提案評価型S型 (WTO以外)			技術提案評価型S型 (WTO)		
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択
技術提案	施工計画	工程管理、材料の品質管理、施工上の課題に係わる技術的所見。施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項。	22	22	◎			
	新技術の実証	指定されたテーマについて、実証する技術の内容、現場実証の方法、今後の活用の見通し。	8	8	◎	15	15	◎
	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見。				45	45	◎
	ヒアリング	※必要に応じて実施				※		○
企業 の 技術力	企業の 施工能力	同種工事の施工実績	15	4	◎			
		工事成績		4	◎			
		優良工事表彰		2	◎			
		技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用						
	配置予 定技術 者の技 術力	自由設定項目	15	5	○			
		同種工事の工事経験		4	◎			
		同種工事の工事成績		4	◎			
		優秀工事技術者表彰		3	◎			
		自由設定項目		4	○			
		合計		60			60	

9. ⑬総合評価落札方式 技術提案評価S I 型

《継続》

○工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努める新たな方式。

- ・発注者において、標準的な仕様（案）を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づく仕様や工法の変更により、更なる品質向上（総合的に価値の最も高い資材等の採用を含む）が期待される工事を対象に適用。
- ・仕様や工法の変更による品質向上が期待される事項について、「技術向上提案」を求める。
- ・提案内容については、当初契約時の仕様には反映せず、発注者指示により変更契約の対象とすることを基本とする。その際、技術向上提案の採用にかかる契約変更金額は、当面は予定価格の5%を上限とする。

対象 工事	施工能力評価型		技術提案評価型				
	技術的工夫の余地が <u>少ない</u> 工事		技術的工夫の余地が <u>大きい</u> 工事				
技術 提案 内容	Ⅱ 型	I 型	S 型	S I 型 (試行)	A Ⅲ 型	A Ⅱ 型	A Ⅰ 型
		簡易な施工計画	施工上の特定の課題等 に対する工夫等	価値の最も高い新技術、資 材、機械、工 法等	工事目的物の設計変更や 高度な施工技術等	部分的 変更	複数の 有力案
評価 方法		簡易な施工計画を 可・不可の二段階で評価	技術提案を点数評価				
	企業・技術者の能力等（実績）を点数評価						
予定 価格	標準案に基づき作成		技術提案に基づき作成				
				新技術、資材、 機械、工法等に 係るコストは予 定価格に入れない			

※技術向上提案については、それに係るコストの上限を設ける
※契約後、技術向上提案の活用が決定された場合は設計変更とする。

10 その他の取組

	取組の目的	取組内容	概要	R8年度 実施方針
入札・契約制度	品質確保・生産性向上・技術力向上	技術提案・交渉方式 (平成27年度～)	仕様の確定が困難である工事において、技術提案を公募、その審査結果を踏まえて優先交渉権者を選定し、工法、価格等の交渉結果を踏まえて仕様を確定するとともに、予定価格を定め契約する方式。	継続
	不調不落対策	不調随契の適切な実施	入札不調により契約に至らない工事について、一定条件を満たす場合には、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる随意契約(不調随契)を適切に実施。	継続
積算における取組	不調不落対策 施工時期の平準化	見積活用方式【試行】 (平成19年度～)	個別の現場条件が反映しきれない、実勢価格の変化が激しいなど標準積算との乖離が生じる項目について見積りを求める。	継続
		間接工事費実績変更【試行】 (平成20年度～)	関係機関との協議などの要因により乖離が予想される工種について、妥当性を確認し変更契約する。	継続
		日当たり作業量の補正【試行】 (平成22年度～)	政令市等における工事において、現場条件等により作業効率が低下することへの対応として日当たり作業量の補正を行う。	継続
		工期を考慮した積算《建築関係》 (平成23年度～)	- 工事規模に対して工期の長い改修工事等においても適切に共通費を算定する。 - 発注者に帰責事由がある場合の工期延期に伴う増加費用の追加を可能とする。	継続
		地域外からの労務者確保に要する間接費の設計変更【試行】 (平成25年度～)	急激な需要増により工事箇所近隣だけでは労働者を確保出来ず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合には、追加が必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要となる分を、設計変更できる。	継続
		遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更 (平成25年度～)	工事現場が所在する地区において建設資材の需要ひっ迫が生じ、遠隔地から調達せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行える。	継続
		施工箇所が点在する工事の間接費の積算 (平成22年度～ 平成31年2月一部見直し)	施工箇所が点在する工事については、施工箇所が1kmを超えて点在する工事もしくは地域の交通環境から異なる施工箇所と見なすことが適当な工事を対象に共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出する	継続
猛暑対策の取組み	猛暑対策	建設工事における猛暑対策パッケージ	- 事業全体の重要度等を考慮し、可能な範囲で猛暑期間の現場施工を回避した工事発注を実施する。 - 効率的に現場施工を実施することは、熱中症対策に資するため、i-construction2.0の取組を推進する。 - 技術提案評価型S型を活用し、猛暑期間・時間の作業回避、人力作業の削減等、作業環境の改善に資する技術提案を求める。 - 熱中症対策等にかかる経費の見直し等。	新規

10. ①技術提案・交渉方式(品質確保・生産性向上・技術力向上)

《継続》

【概要】

技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式。
品確法第18条において、工事の仕様の確定が困難である場合に適用できる「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」を規定。

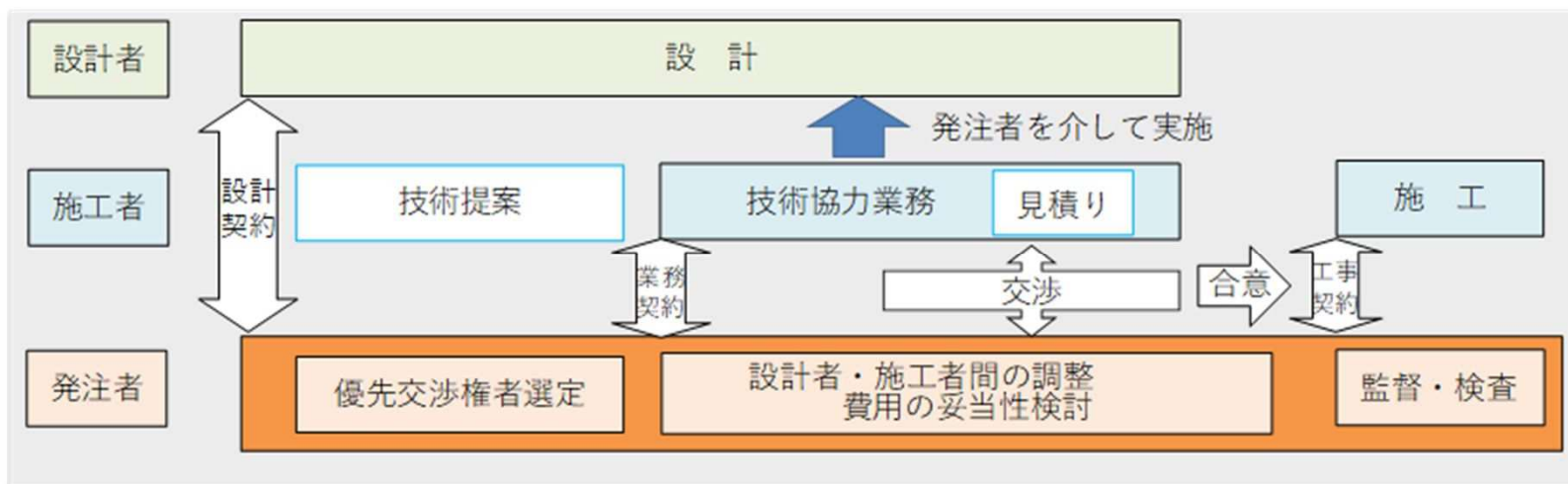
【公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 抜粋】

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事等の性格等により当該工事等の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

技術協力・施工タイプにおける手順の流れ

⇒ 優先交渉権者と基本協定を締結。別契約の設計に提案内容を反映させながら、工法・工事価格等の交渉を行い、施工の契約を締結。



10. ②建設工事における猛暑対策パッケージ概要

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2～1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書の作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

(4-3) 好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

11 維持修繕工事における取組

《継続》

多様な入札契約制度の導入・活用

目的	取組内容	取組の概要	R8年度 実施方針(案)
地域の担い 手確保	地域維持型JVの活用 (平成26年度～)	- 社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、除雪、修繕、パトロール、災害応急対応等地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事において活用を検討。 - 地域における担い手確保が将来的に困難となるおそれがあり地域維持型建設共同企業体を競争に参加させることで効率的、効果的な対応が見込まれる場合に適用。 ※平成24年6月27日 通達による - 地域インフラ群再生戦略マネジメントの取組にも対応可能。	継続
効率的な事 務手続き	参加者の有無を確認する公募 手続きによる施工業者の事前 特定 (平成25年度～)	ポンプ設備等の修繕工事において、既設メーカーの体制確認の上、設備ごとの特定予定者を決定し、「参加者の有無を確認する公募手続き」で、該当する特定事業者と特命随意契約を実施する方式。	継続
維持管理を 含めた品質 向上	維持管理付き工事発注方式 (平成22年度～)	- 機器製作と維持管理を一体で発注し、設備の維持管理部分についても技術提案を求めることなどにより、維持管理を含めた設備の品質向上を期待。 - 特にダムコンのようなダム放流を直接制御する重要設備で設備更新直後に発生しやすい不測のトラブルに即応可能な体制の確保。	継続
受発注者双 方の事務負 担軽減等	維持工事等の複数年契約 (平成21年度～)	- 発注者の事務手続きの軽減、コスト縮減を目的に試行。 - 契約期間は2～3年。 - 維持工事の複数年契約工事に限り、主任(監理)技術者の専任の緩和(平成24年度～)として、工程上一定の区切りと認められる年度替わり(4月期)に途中交代を可能とする。 (複数年契約工事により配置技術者の拘束期間が長期化となることに伴う、精神的・肉体的負担を途中交代することにより軽減する。)	継続
長寿命化・コ スト縮減等	新設舗装の長寿命化に向けた 取り組み (平成24年度～)	整備後一定期間の性能保証を求めることにより、受注者がより丁寧な施工を心がけてもらうことで長寿命化を目指す(補修や違約金等を求めることが目的ではない)。新たな性能規定方式の導入により、新設舗装の長寿命化を図り、維持管理の効率化、コスト縮減を目指す。	継続

11. ①地域維持型JVの活用

《継続》

地域維持型契約方式の活用(入札契約適正化指針(H23.8.9閣議決定))

地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合 ⇒ 包括して発注する方式を活用
(社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など)

○年間を通じた工事量の平準化
(除雪 + 除草、維持補修等)

○異なる事業の組み合わせ
(道路管理 + 河川管理)

○異なる工区の組み合わせ
(A工区 + B工区)

契約
(複数年)

(従来の担い手)
地域の

○単体企業
○経常建設共同企業体 等

(制度の新設)

○地域維持型建設共同企業体

地域維持型建設共同企業体 (地域維持型共同企業体の取扱いについて(H24.6.27)、地域維持型共同企業体の運用について(H24.6.27))

① 性格

地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体

② 工事の種類・規模

社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実地する必要がある工事(維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない)

③ 構成員(数、組合わせ、資格)

- ・ 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保出来る数(当面は10社を上限)
- ・ 総合的な企画・調整・管理を行う者(土木工事業又は建築工事業の許可を有する者)を少なくとも1社含む
- ・ 地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる

④ 技術者要件

通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和

⑤ 登録

単体との同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録が可能

《継続》

【背景】

1. 揚排水ポンプ設備は国民の生命財産を守る社会資本として機能維持が重要。
また、近年、災害多発や設備高齢化に伴う故障発生リスクが増大。
2. 揚排水ポンプ設備は、各ポンプメーカーのノウハウでシステム構成されていることから、一部機器修繕であってもシステム全体の信頼性に影響し、既設設備の設計思想・ノウハウ等を熟知していなければ、受発注者ともリスクを抱えることとなる。
3. 修繕工事は、全て一般競争入札で行っていたが、ほぼ既設ポンプメーカーの1者応札となっていた。

【概要】

透明性・競争性確保の手続きを踏まえ、迅速で適確な修繕工事の実施体制を円滑に確保することを目的に以下を試行する。

対 象：中大型揚排水ポンプ設備等の修繕工事（年月点検業務は対象外）

手 順：①既設メーカーの体制確認の上、ポンプ設備毎の特定予定者決定

②参加者の有無を確認する公募手続

③ポンプ設備毎の特定事業者確定（1年度内限り有効）

※ここまで年度当初までに処理

④以降、修繕工事発注時、該当する特定事業者と特命随意契約実施

11. ③維持管理付き工事発注方式

《継続》

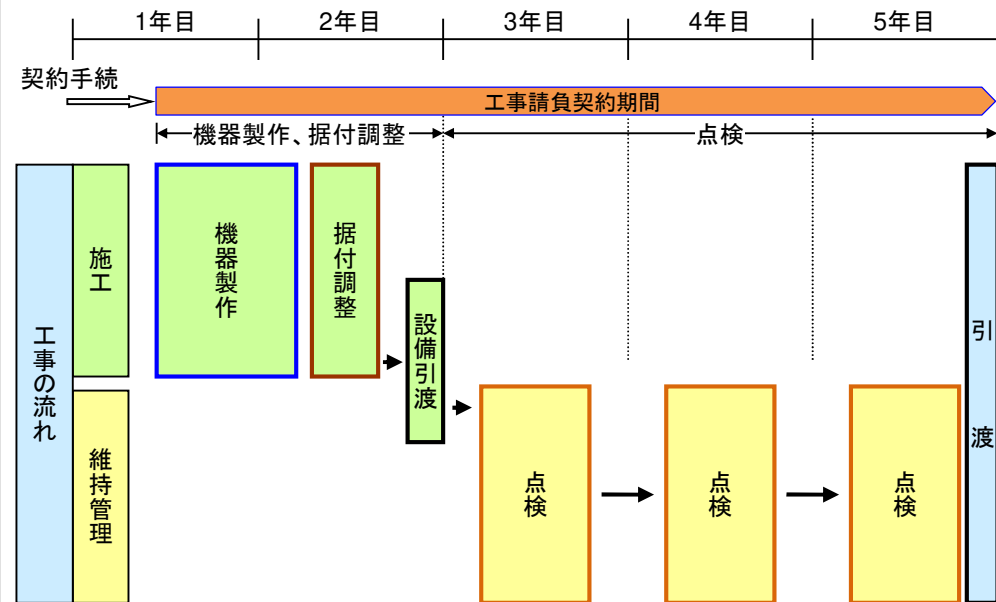
1. 機器製作と維持管理を一体で発注し、設備の維持管理部分についても技術提案を求めることなどにより、維持管理を含めた設備の品質向上を期待
2. 特にダムコンのようなダム放流を直接制御する重要設備で設備更新直後に発生しやすい不測のトラブルに即応可能な体制を確保

【概要】

○施工(工事:機器製作・据付調整)と維持管理(役務:点検)を一件の工事請負契約で発注を行う(5ヶ年国債)

【試行工事】

年度	件数	対象施設	工期
H23	1	ダム管理用制御処理設備	H23.9～H28.3
H25	1	ダム管理用制御処理設備	H26.2～H30.3
H27	1	ダム管理用制御処理設備	H28.2～H32.3



維持管理付き工事イメージ

12. ①賃上げを実施する企業に対する加点措置 (関東地方整備局における工事の総合評価落札方式)

- R8年度も政府全体で総合評価賃上げ加点の制度が継続
- 国土交通省発注工事・建設コンサル業務等では、これまでの賃上げ目標を継続

		～R8.3	R8.4～
賃上げ 目標	大企業	3%以上	変更なし ^{※1}
	中小企業等	1.5%以上	変更なし
総合評価における 加点割合 加算点(工事)・技術点(業務)		5%程度 (一般的な工事の場合、3～4点の加点)	<u>3%程度</u> ^{※2} (一般的な工事の場合、2点の加点)

※1 政府全体では大企業が加点対象から除外されるが、国土交通省発注工事・建設コンサル業務等においては、競争の公平性の観点から引き続き大企業を加点対象とする

※2 加点割合はこれまで同様に下限値を採用 【参考】政府全体で加点割合は加算点(工事)・技術点(業務)の3～5%(R7年度までは5～10%)

12. ②賃上げを実施する企業に対する加点措置 (関東地方整備局における工事の総合評価落札方式)

■基準変更の内容(令和8年4月1日以降に公告から適用)

○配点の変更

技術点	賃上げ加点 (現行)	賃上げ加点 (変更)	該当する 評価方式
60点	4点	2点	技術提案評価型S型
40点	3点	2点	施工能力評価型I型、II型 標準タイプ等
30点	2点	1点	施工能力評価型I型、II型 技術者の同種工事実績2段階評価
20点	2点	1点	施工能力評価型I型、II型 企業の技術力のみを評価する評価方式
10点	1点	1点	施工能力評価型II型 企業実績評価型

○減点措置の対象案件の変更

- ・中小企業等 → 全ての政府調達の総合評価落札方式による案件にて減点【変更なし】
- ・大企業 → 全ての国土交通省直轄工事・業務の総合評価落札方式の案件にて減点
【変更、対象を国土交通省直轄の案件に限定】

12. ③賃金引上げの加点評価賃金引上げの加点評価 (取組報告：賃金引上げの加点評価)

(R8. 3月末現在)

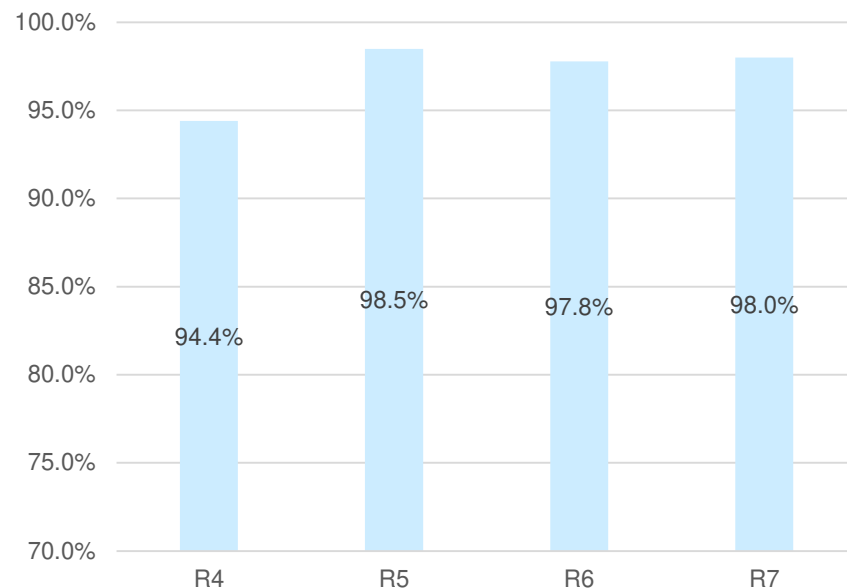
○賃金引上げの加点については令和4年度から適用を開始。

評価基準	企業規模	対前年比率	算定
	大企業	3%以上	一人当たりの平均受給額
	中小企業	1.5%以上	給与総額

○技術提案評価型は、取組初期から高い加点率を維持している。

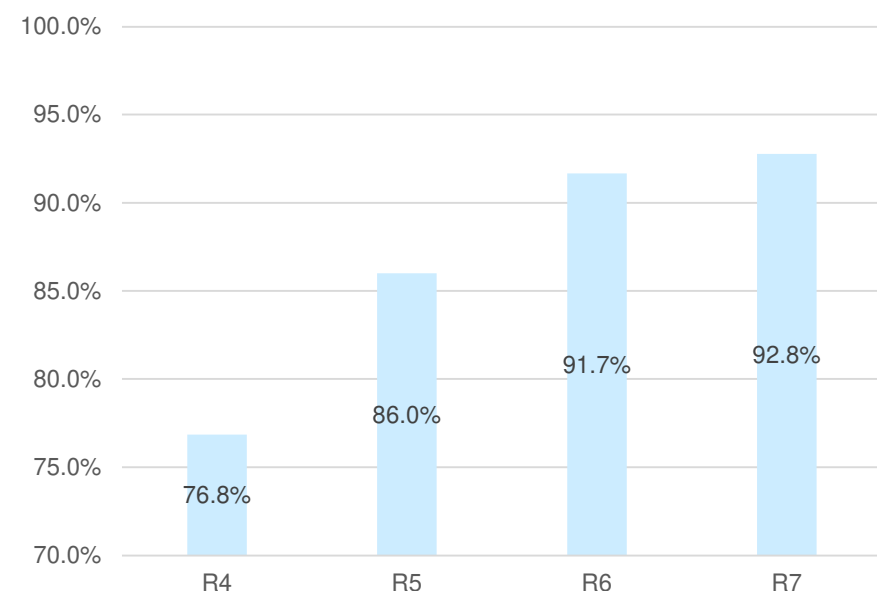
○施工能力評価型は、令和6年度に90%以上の加点率となり、令和7年度も増加している。

技術提案評価型



		R4	R5	R6	R7
参加表明者の加点状況	参加表明者母数	625	331	225	200
	⇒うち、加点者数	590	326	220	196
	加点率	94.4%	98.5%	97.8%	98.0%

施工能力評価型



		R4	R5	R6	R7
参加表明者の加点状況	参加表明者母数	5330	5333	5834	5349
	⇒うち、加点者数	4096	4586	5348	4963
	加点率	76.8%	86.0%	91.7%	92.8%

※随意契約を除く ※港湾空港関係を除く

○実施方針の適用、評価項目の切替および入札説明書の改定は、以下の時期に実施する。

- ① R8実施方針の適用
工事成績及び表彰関係の切替
→公告日が令和8年8月1日以降の案件
- ② 工事实績に関する評価の切替
→公告日が令和8年4月1日以降の案件
- ③ R8入札・契約の運用方針(WTO対象金額)の見直し
→契約日が令和8年4月1日以降の案件
- ④ 賃上げに係る評価配点の見直し
→公告日が令和8年4月1日以降の案件
- ⑤ 工事实績に関する評価の切替【港湾空港関連】
→公告日が令和8年4月1日以降の案件
- ⑥ 評価項目等の見直しの切替【港湾空港関連】
→公告日が令和8年4月1日以降の案件

13 実施方針の適用時期

表 総合評価落札方式に係る主な評価期間と適用切替時期

項目	細目	評価項目	適用時期(公告日)	切替後の評価対象期間
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	R 8.4.1	H 23.4.1 以降
		工事成績	R 8.8.1	R 5.4.1 から R 8.3.31 まで
		優良工事表彰	R 8.8.1	R 8 年度
		優良工事表彰(都県・政令市)	—	審査基準日の月以前1年間
		安全管理優良受注者表彰	R 8.8.1	R 8 年度
	地域精進度 地域貢献度	近隣地域での施工実績	R 8.4.1	H 28.4.1 以降
		災害協定に基づく災害活動実績	R 8.4.1	R 5.4.1 以降
	自由設定項目	工事成績優秀企業認定	R 8.8.1	R 8 年度
		優良下請表彰企業の活用	R 8.8.1	R 8 年度
		難工事功労表彰、災害工事功労表彰	R 8.8.1	R 8 年度
		インフラDX大賞	R 8.8.1	本省表彰(大臣賞、優秀賞): R 7 年度 関東局長表彰、関東事務所長表彰: R 8 年度
		本発注工事に対応する工事種別の新規契約の有無	R 8.4.1	R 8.4.1 から 公告日 まで
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の工事経験	R 8.4.1	H 23.4.1 以降
		同種工事の工事成績	R 8.8.1	H 30.4.1 から R 8.3.31 まで
		優秀工事技術者表彰	R 8.8.1	R 5 年度 から R 8 年度
		優秀工事技術者表彰(都県・政令市)	—	審査基準日の月以前4年間
	自由設定項目	難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞	R 8.8.1	R 5 年度 から R 8 年度
		過去の同種工事の工事経験	R 8.4.1	H 23.4.1 以降

参考資料1－2

令和8年度 入札・契約、総合評価の実施方針 〔工事〕

令和7年度実施状況(参考データ)

令和8年7月



国土交通省 関東地方整備局

目次

1. 令和7年度の入札・契約の実施状況・・・・・・・・・・	2
2. 令和7年度の総合評価落札方式の実施状況・・・・・・・・	7
3. 参考資料(R8変更点)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

1. ①入札・契約方式の実施状況

○一般競争については、約80%の工事で実施。

○指名競争については、約13%の工事で実施。

1. 不調・不落が見込まれる案件においては施工体制の確保を図るために公募型指名競争入札方式を実施。
2. 令和7年度は、関東地方では大きな災害が発生していないことからフレームワークモデル工事の活用が減少しているため、指名競争の割合は約13%となっている。

(契約金額: 百万円)

	R4			R5			R6			R7		
	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額	件数	割合	契約金額
一般競争	779	74.7%	303,714	718	76.3%	231,108	791	80.2%	214,761	809	79.3%	241,586
指名競争	217	20.8%	32,728	161	17.1%	22,767	127	12.9%	16,438	127	12.5%	19,977
随意契約	47	4.5%	16,188	62	6.6%	94,096	68	6.9%	132,726	84	8.2%	42,800
合計	1,043	100%	352,629	941	100%	347,971	986	100%	363,926	1,020	100.0%	304,363

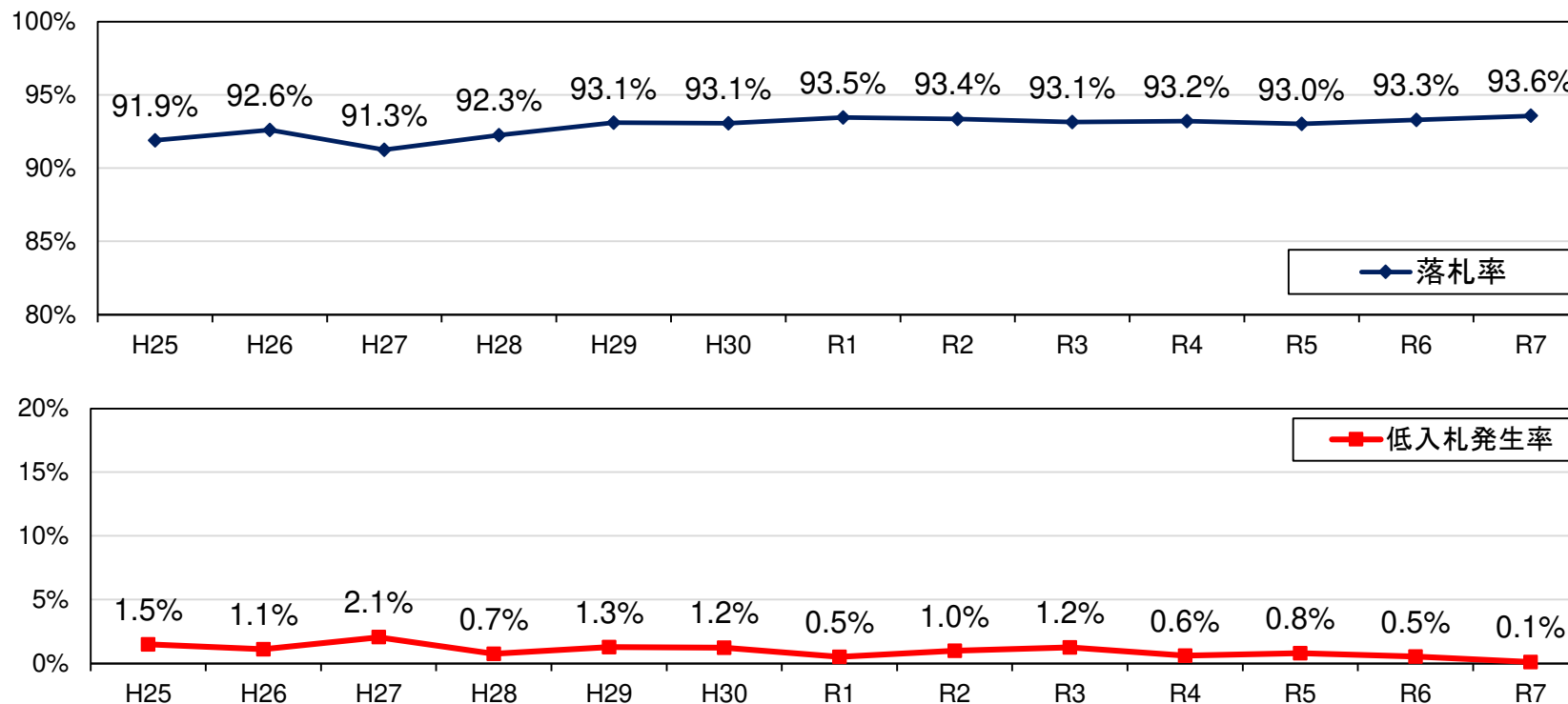
※250万円未満の工事を除く

※指名競争は公募型指名競争入札及びフレームワークモデル工事にのみ適用。

※随意契約には、特命随契のほか、不調随契を含む。

1. ②落札率・低入札発生状況

- 落札率は、近年93%台で推移しており、令和7年度は**93.6%**。
○低入札による契約率は、近年1.0%以下で推移しており、令和7年度は**0.1%**。



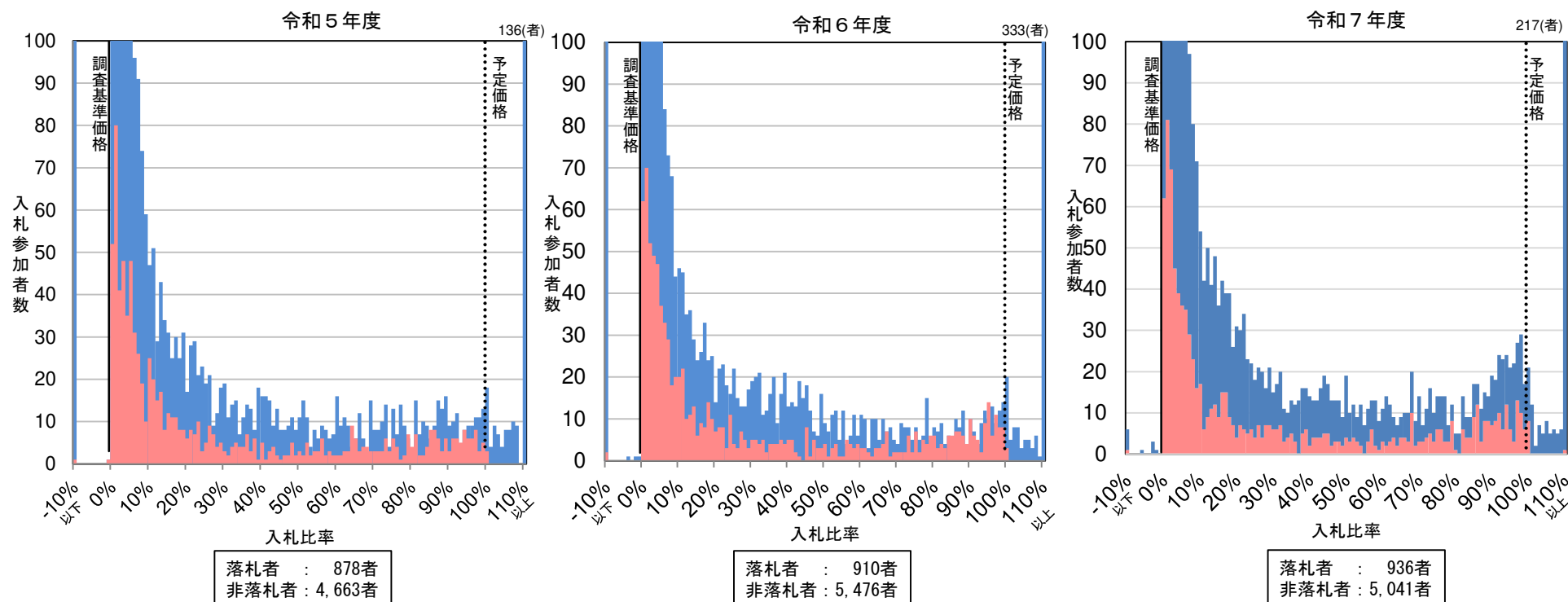
参考：調査基準価格の算定方法見直し

	H25	→	H28	→	H29	→	R1	→	R4
①直接工事費	95%	→	95%	→	97%	→	97%	→	97%
②共通仮設費	90%	→	90%	→	90%	→	90%	→	90%
③現場管理費	80%	→	90%	→	90%	→	90%	→	90%
④一般管理費	55%	→	55%	→	55%	→	55%	→	68%
【範囲】	7.0/10~9.0/10			→	7.5/10~9.2/10				

※一般競争、指名競争を対象。随意契約を除く
※250万円未満の工事を除く

1. ③入札比率の分布

○ 入札比率の分布は、調査基準価格付近に集中する傾向は変わらない。



【入札比率の算出方法】

$$\text{入札比率} = \frac{\text{入札額} - \text{調査基準価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準価格}}$$

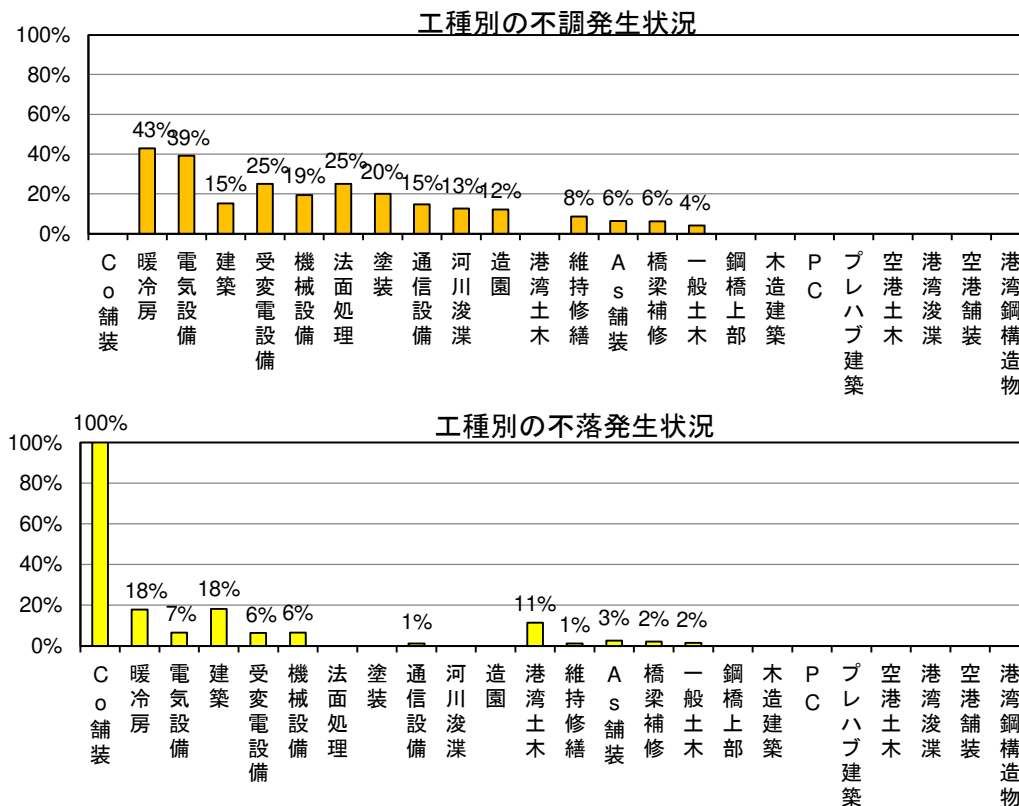
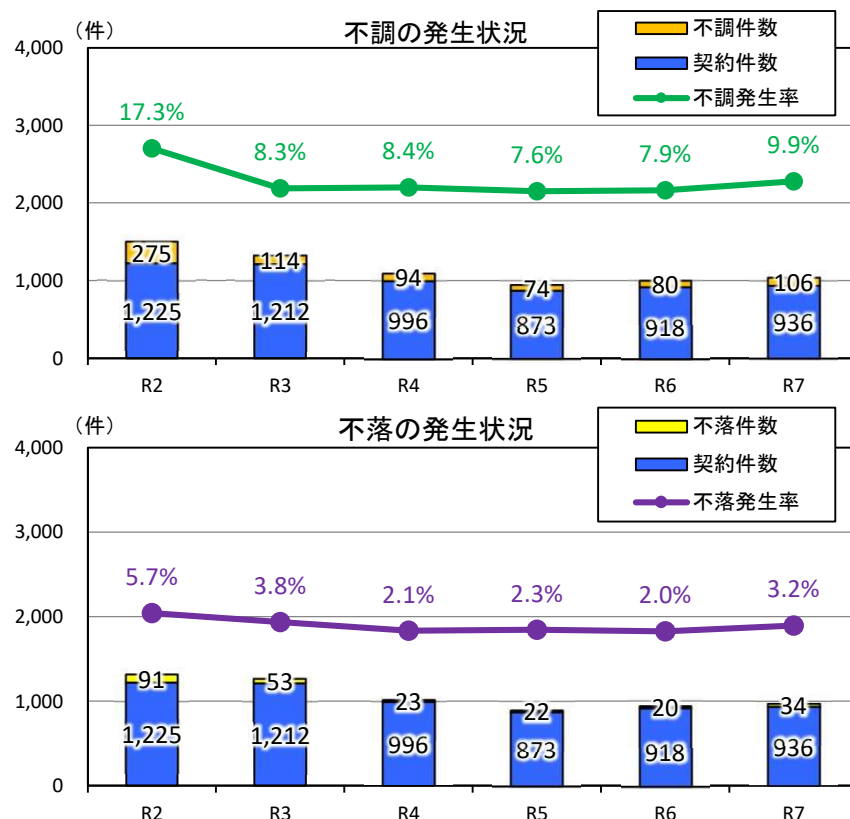
【凡例】

■ 落札者 ■ 非落札者
..... 予定価格 — 調査基準価格

※一般競争、指名競争を対象
※250万円未満の工事を除く
※随意契約を除く

1. ④不調・不落発生状況

- 令和7年度の不調発生率は**9.9%**。令和3年度以降、8%前後で横ばいながら、令和7年度は上昇した。
- 令和7年度の不落発生率は**3.2%**。令和4年度以降、2%前後であったが、令和7年度は上昇した。
- 工種別では、建築および建築設備関連(暖冷房、電気)で高い傾向にあり、対策を進める必要がある。

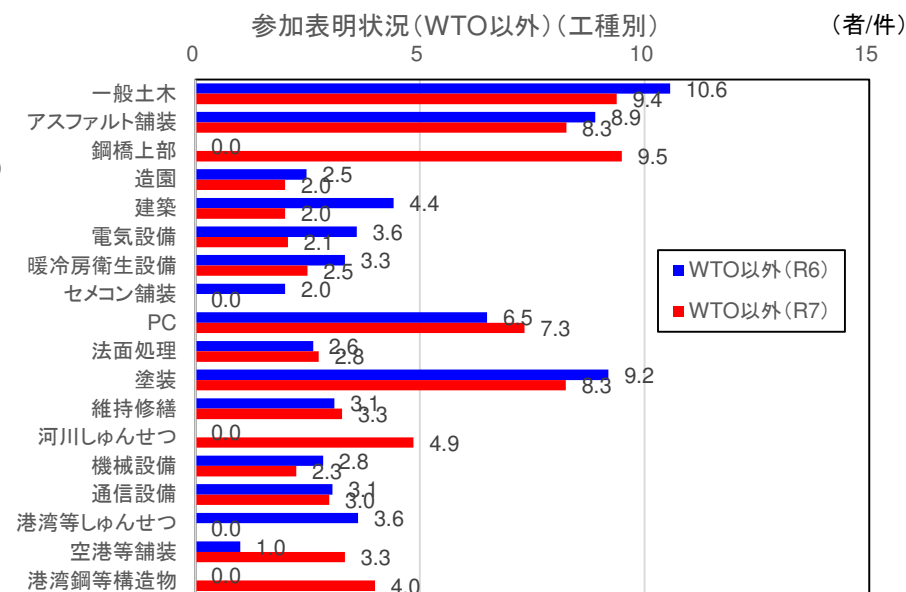
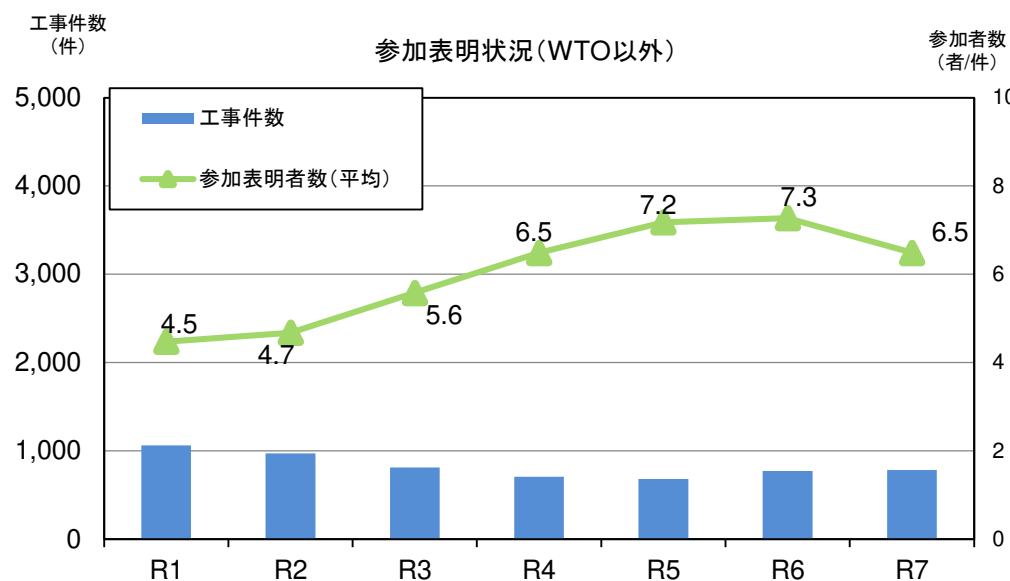
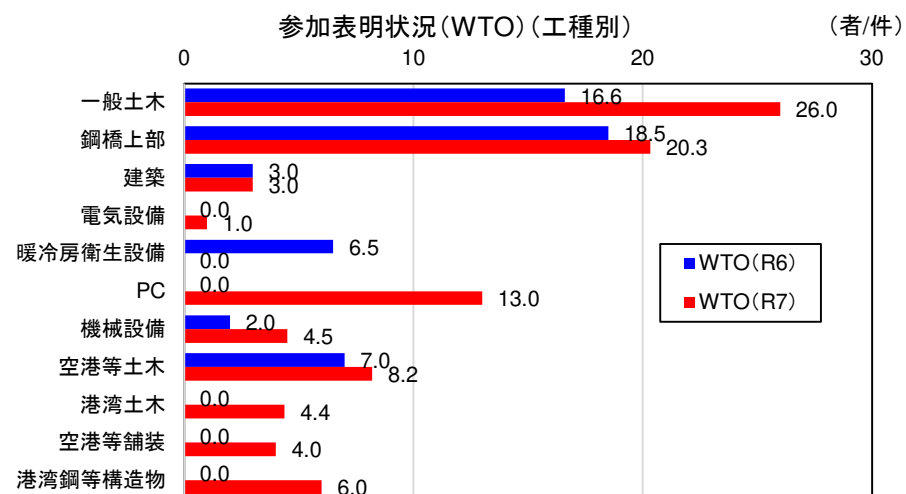
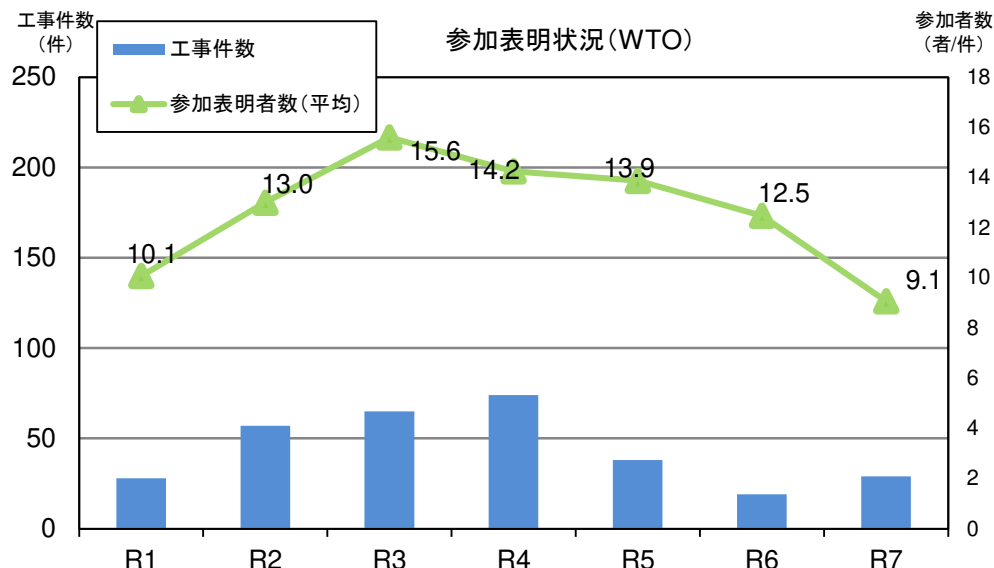


	Co舗装	暖冷房	電気設備	建築	受変電設備	機械設備	法面処理	塗装	通信設備	河川浚渫	造園	港湾土木	維持修繕	As舗装	橋梁補修	一般土木	鋼橋上部	木造建築	PC	プレハブ建築	空港土木	港湾浚渫	港湾舗装	港湾鋼構造物	計
発注件数	1	28	46	33	16	31	8	5	89	8	33	35	189	79	49	399	9	0	5	0	6	0	4	3	1076
不調件数	0	12	18	5	4	6	2	1	13	1	4	0	16	5	3	16	0	0	0	0	0	0	0	0	106
不落件数	1	5	3	6	1	2	0	0	1	0	0	4	2	2	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	34

※一般競争、指名競争を対象。随意契約を除く ※250万円未満の工事を除く

1. ⑤参加表明者の状況

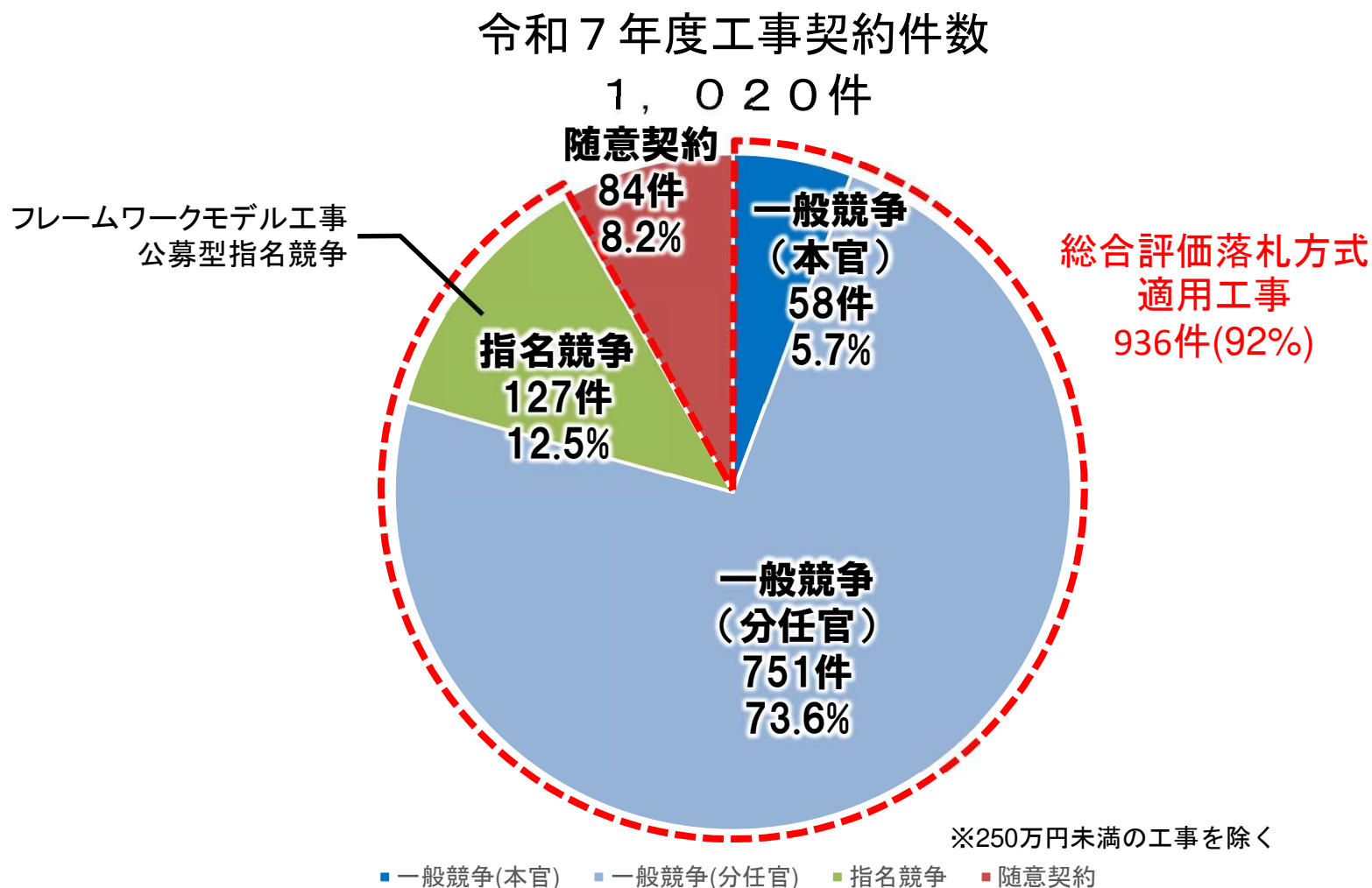
○令和7年度契約工事の平均参加表明者は、WTO対象工事で9.1者、WTO対象工事以外で6.5者であり、競争性が確保されている。



※一般競争を対象 ※250万円未満の工事を除く

2. ①令和7年度の入札・契約、総合評価の実施状況

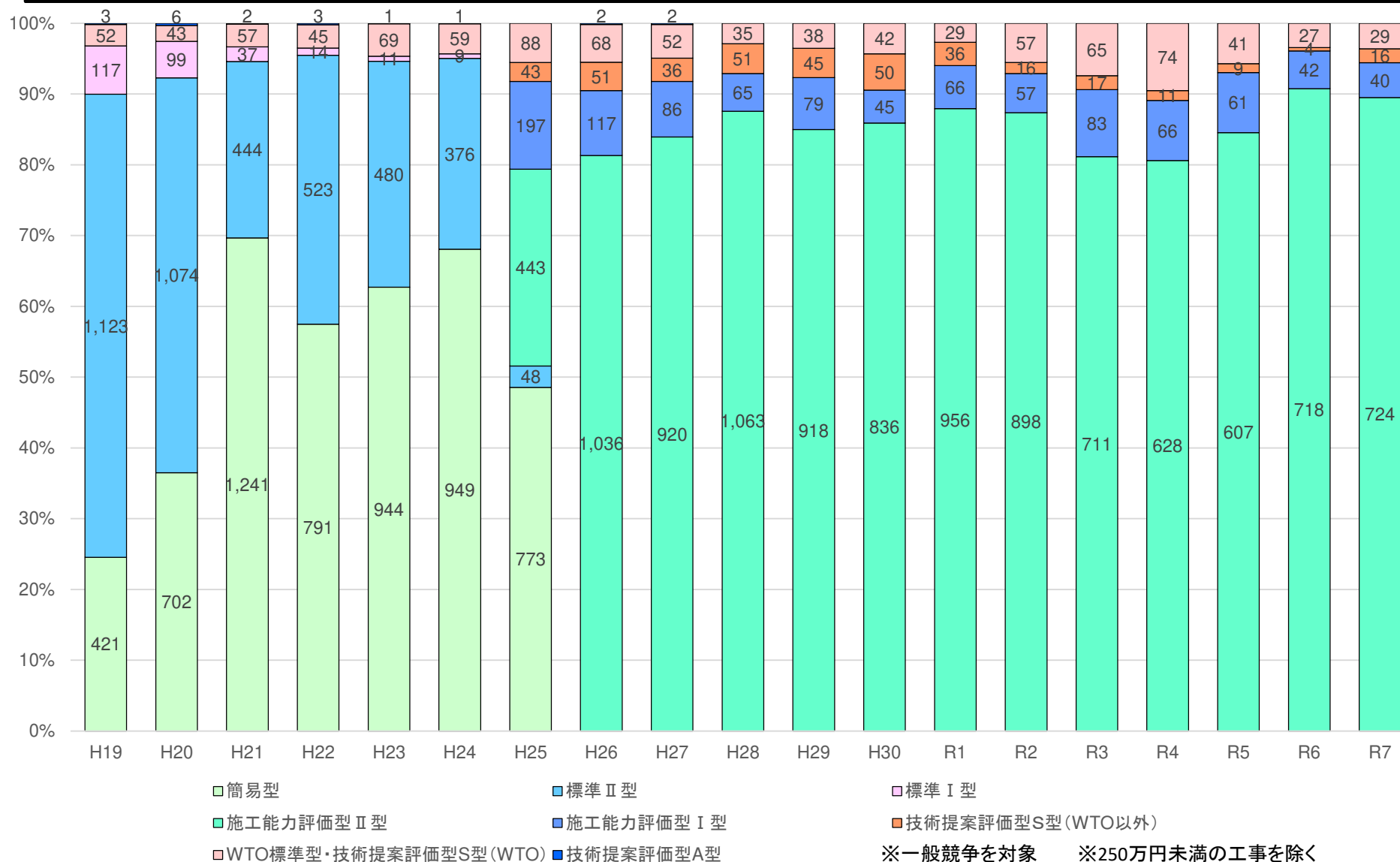
○令和7年度の全契約工事のうち、随意契約を除く全ての工事で総合評価落札方式を適用。



2. ②総合評価落札方式の実施状況

○施工能力評価型が約94%、技術提案評価型を約6%の割合で実施。

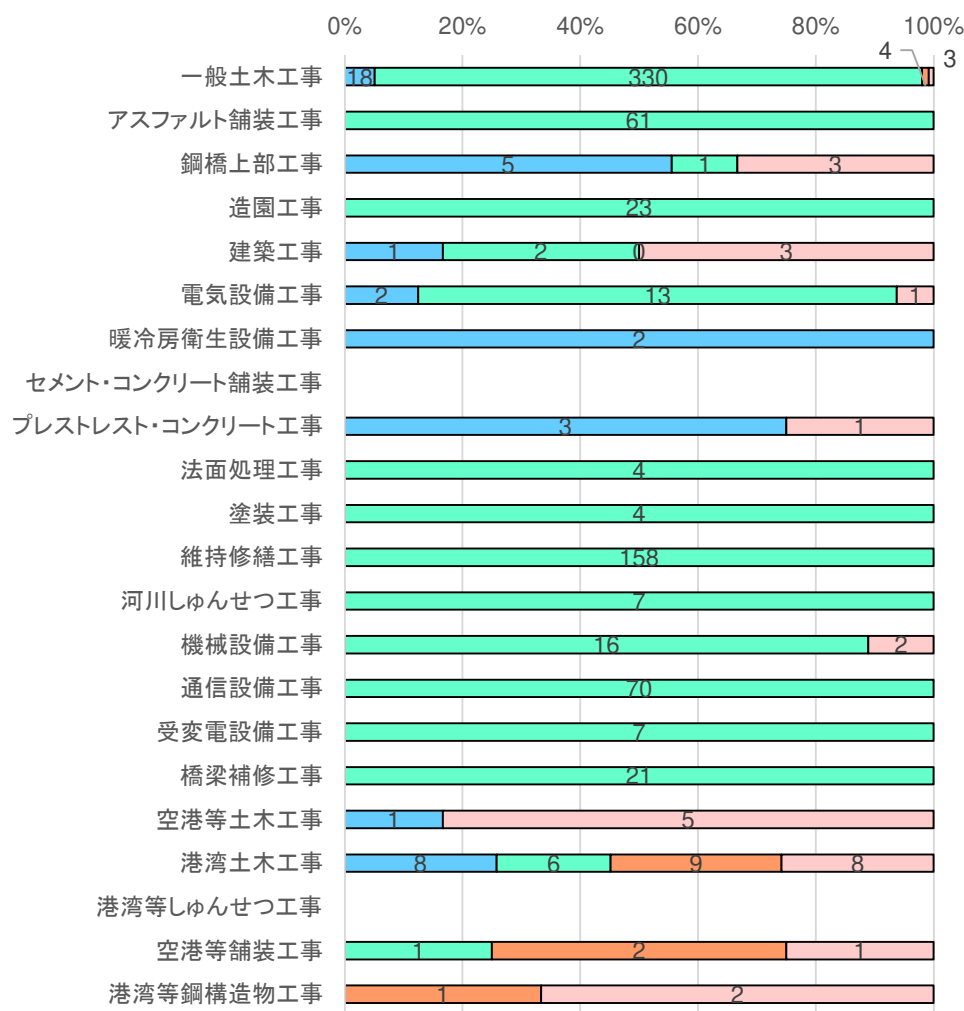
○施工能力評価型Ⅱ型が全体の約90%を占めている。



2. ③総合評価落札方式の実施状況

○施工能力評価型が約94%、技術提案評価型を約6%の割合で実施。

○施工能力評価型Ⅱ型が全体の約90%を占めている。



工事種別	施工能力評価型 Ⅰ型	施工能力評価型 Ⅱ型	技術提案評価型 S型(WTO以外)	技術提案評価型 S型(WTO対象)	合計
一般土木工事	18	330	4	3	355件
アスファルト舗装工事		61			61件
鋼橋上部工事	5	1		3	9件
造園工事		23			23件
建築工事	1	2		3	6件
電気設備工事	2	13		1	16件
暖冷房衛生設備工事	2				2件
セメント・コンクリート舗装工事					
プレストレスト・コンクリート工事	3			1	4件
法面処理工事		4			4件
塗装工事		4			4件
維持修繕工事		158			158件
河川しゅんせつ工事		7			7件
機械設備工事		16		2	18件
通信設備工事		70			70件
受変電設備工事		7			7件
橋梁補修工事		21			21件
港湾土木工事	8	6	9	8	31件
空港等土木工事	1			5	6件
港湾等しゅんせつ工事					
空港等舗装工事		1	2	1	4件
港湾等鋼構造物工事			1	2	3件
合計(件数)	40	724	16	29	809件
割 合	4.9%	89.5%	2.0%	3.6%	100%
	94.4%		5.6%		

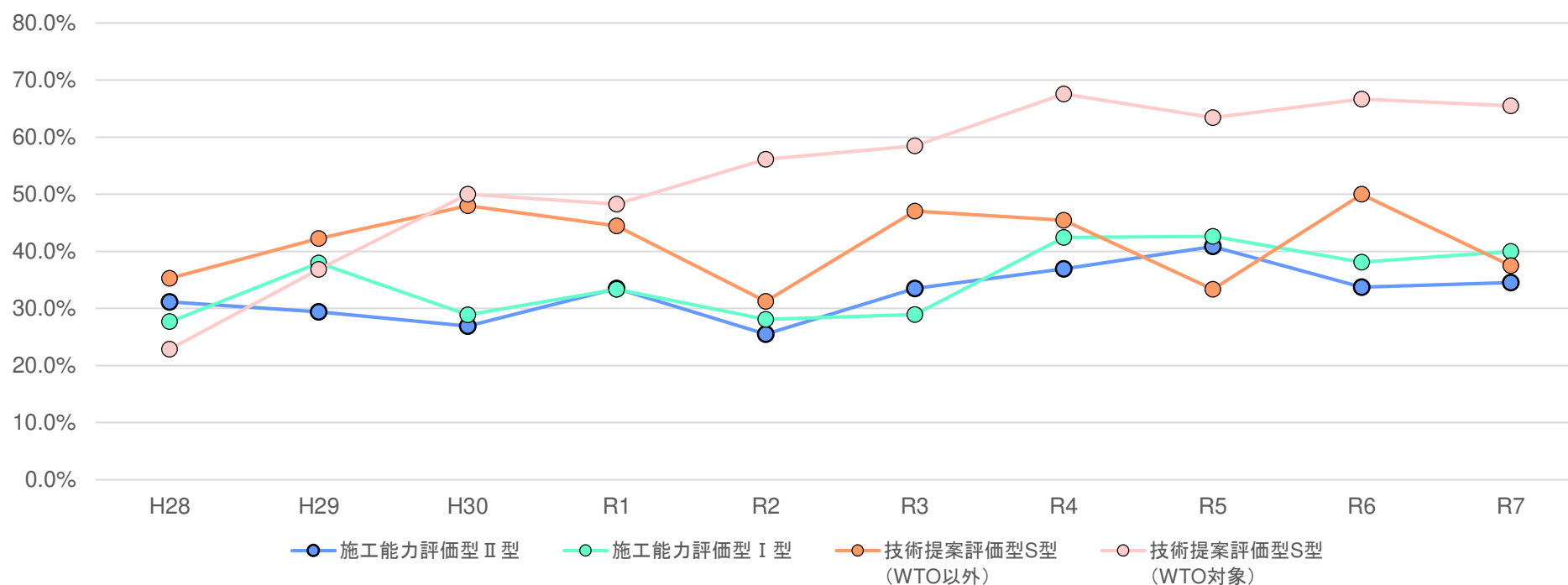
■施工能力評価型Ⅰ型 ■施工能力評価型Ⅱ型 ■技術提案評価型S型(WTO以外) ■技術提案評価型S型(WTO対象)

※一般競争を対象
※250万円未満の工事を除く

2. ④落札者の状況(最低価格者以外が落札した割合)

- 技術提案評価型S型(WTO対象)は上昇傾向。
- 技術提案評価型S型(WTO以外)は30%～50%のレンジで変動を繰り返している。
- 施工能力評価型Ⅰ型はR4から40%前後で推移。
- 施工能力評価型Ⅱ型はR4から20%～40%のレンジで変動を繰り返している。

最低価格者以外の落札状況の推移



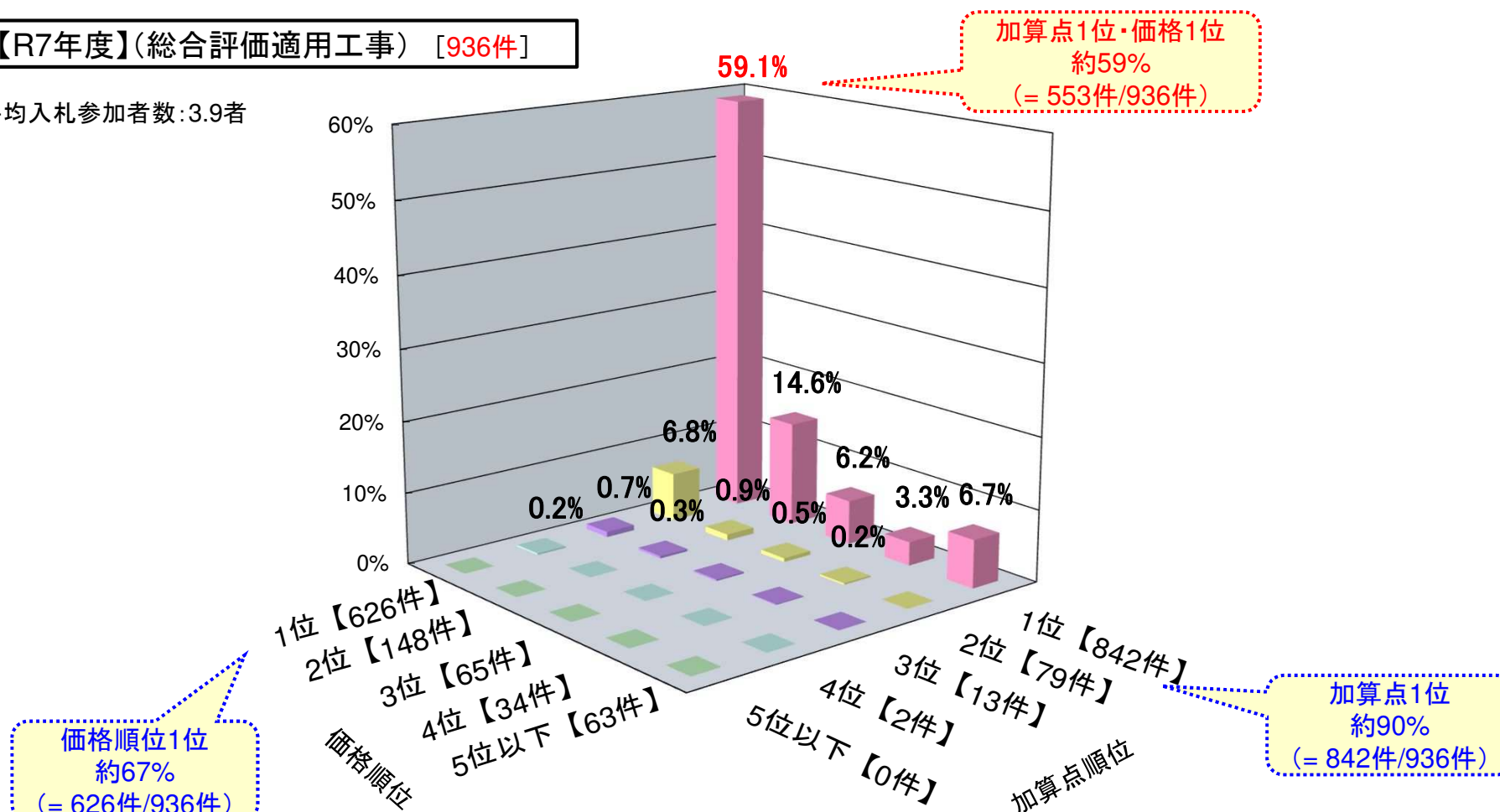
※最低価格者以外の落札：落札者のうち、
最低価格でなくとも落札できた工事
※一般競争を対象
※250万円未満の工事を除く
※対象の母数には1者応札案件を含む

2. ⑤落札者の状況(加算点・価格順位からみた落札者の状況)

- 加算点順位1位かつ価格順位1位の者による落札が全体の**約59%(936件中553件)**。
- 加算点1位の企業が落札者となる割合(**約90%、842件**)は、価格順位が1位の企業が落札者となる割合(**約67%、626件**)を上回っている。

【R7年度】(総合評価適用工事) [936件]

平均入札参加者数:3.9者



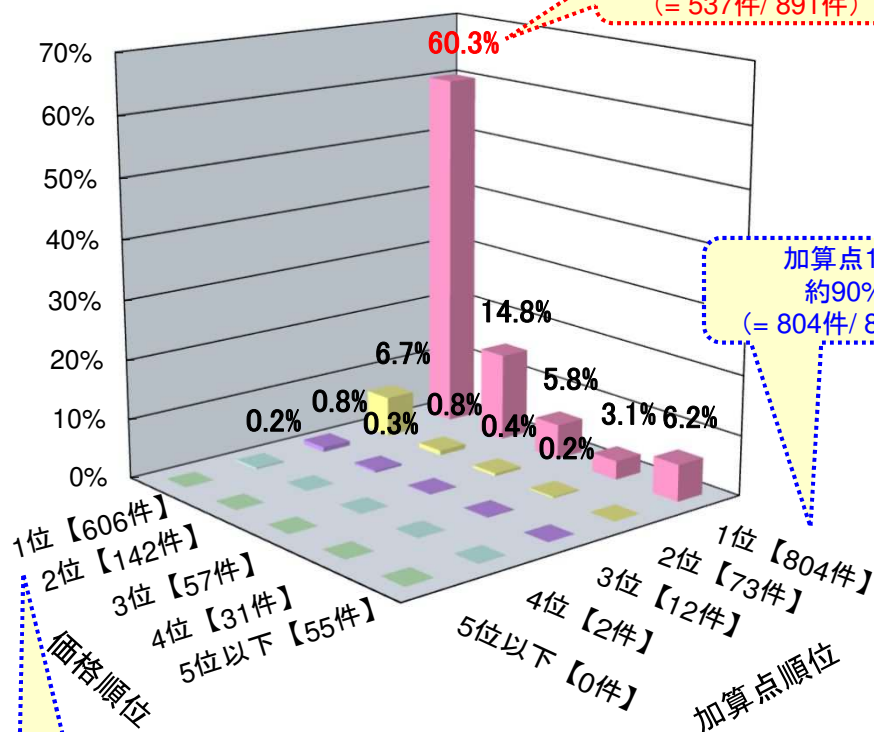
※ 一般競争および指名競争(総合評価落札方式適用工事)を対象
 ※ 250万円未満の工事を除く
 ※ 加算点と価格順位の比較のため 予定価超過は含んでいない

2. ⑥落札者の状況(加算点・価格順位からみた落札者の状況)

【R7年度】(施工能力評価型) [891件]

平均入札参加者数:3.8者

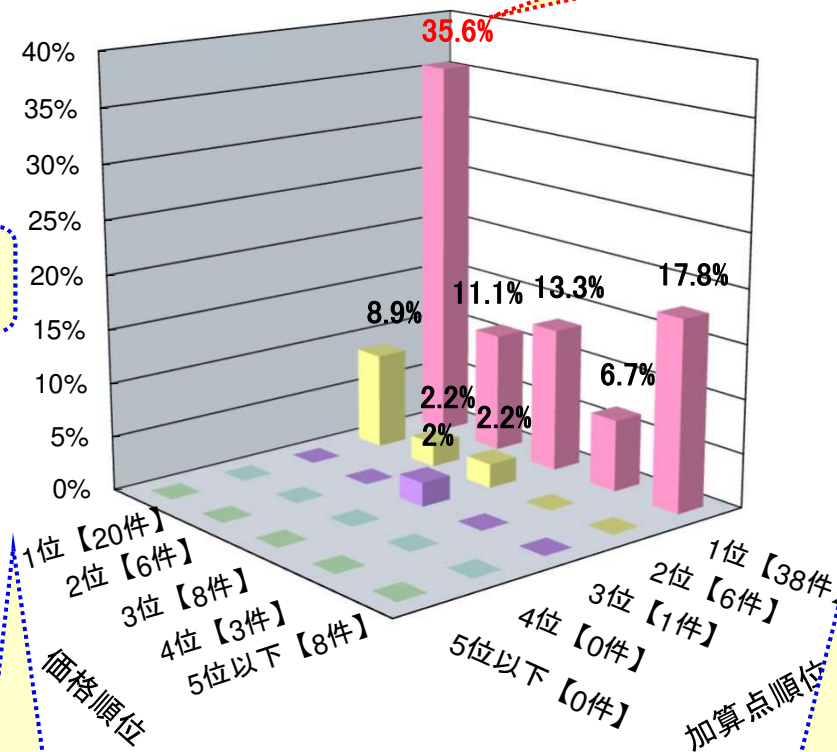
加算点1位・価格1位
約60%
(= 537件/ 891件)



【R7年度】(技術提案評価型) [45件]

平均入札参加者数:4.0者

加算点1位・価格1位
約36%
(= 16件/45件)



※ 一般競争および指名競争(総合評価落札方式適用工事)を対象
 ※ 250万円未満の工事を除く
 ※ 加算点と価格順位の比較のため 予定価超過は含んでいない

2. ⑦競争参加者の加点状況の分析

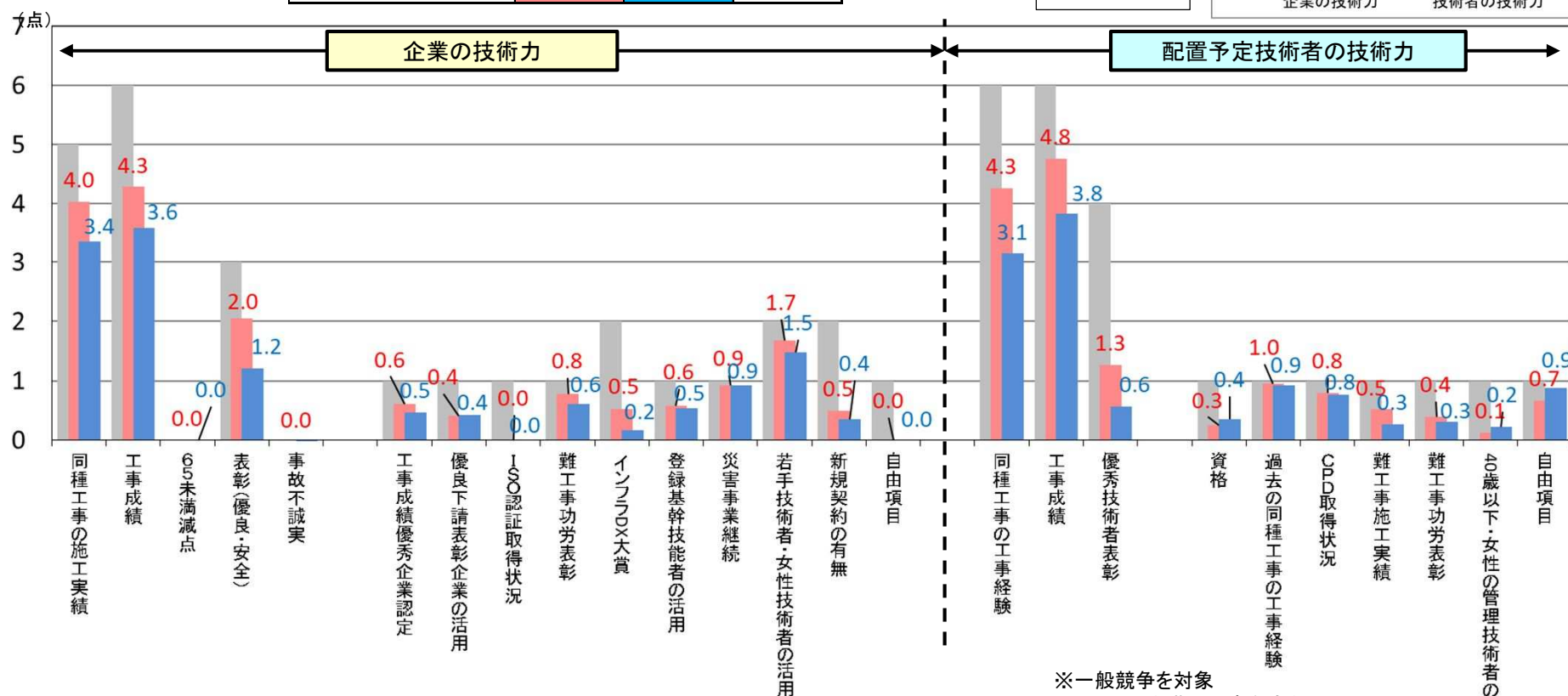
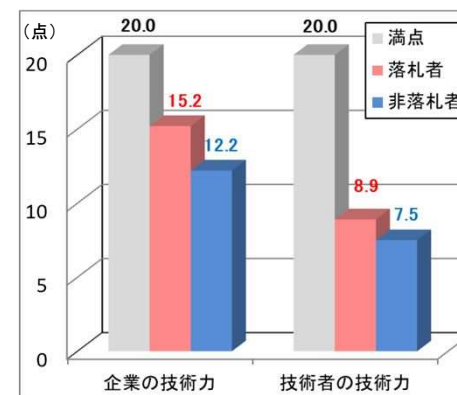
【施工能力評価型(標準タイプ) 一般土木工事】

落札者(142者)と非落札者(733者)の違い

○企業の技術力では、「同種工事の施工実績」「工事成績」「表彰」により差が顕著。

○配置予定技術者の技術力では、「同種工事の工事経験」「工事成績」により差が顕著。

	落札者	非落札者	点差
合計	26.8	22.3	4.5
企業の技術力	15.2	12.2	3.0
技術者の技術力	8.9	7.5	1.4



※一般競争を対象
※250万円未満の工事を除く
※1者応札の工事(1工事)を除く

2. ⑧競争参加者の加点状況の分析

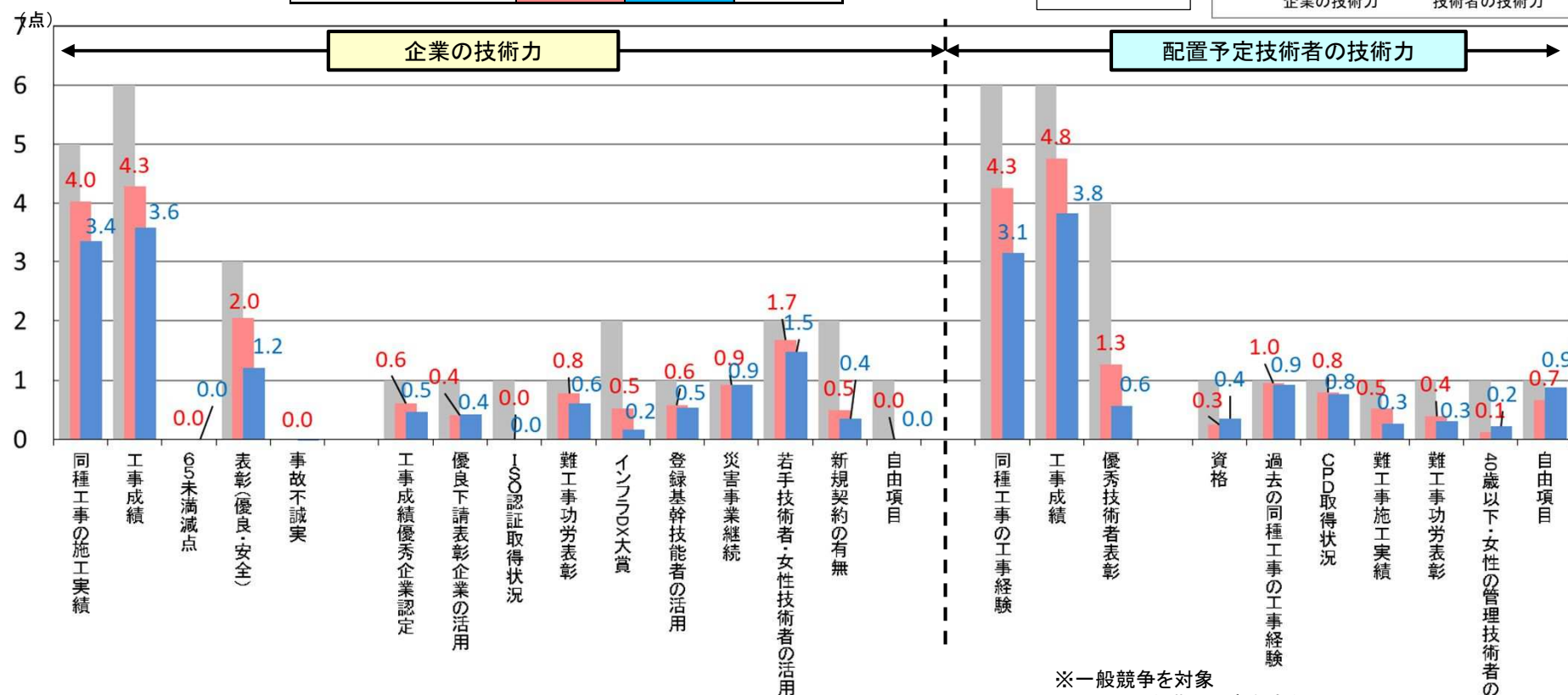
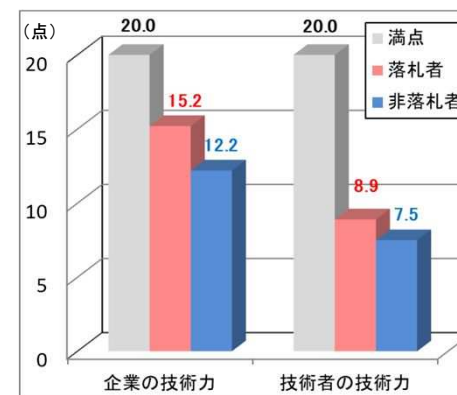
【施工能力評価型(標準タイプ) 一般土木工事】

落札者(142者)と非落札者(733者)の違い

○企業の技術力では、「同種工事の施工実績」「工事成績」「表彰」により差が顕著。

○配置予定技術者の技術力では、「同種工事の工事経験」「工事成績」により差が顕著。

	落札者	非落札者	点差
合計	26.8	22.3	4.5
企業の技術力	15.2	12.2	3.0
技術者の技術力	8.9	7.5	1.4



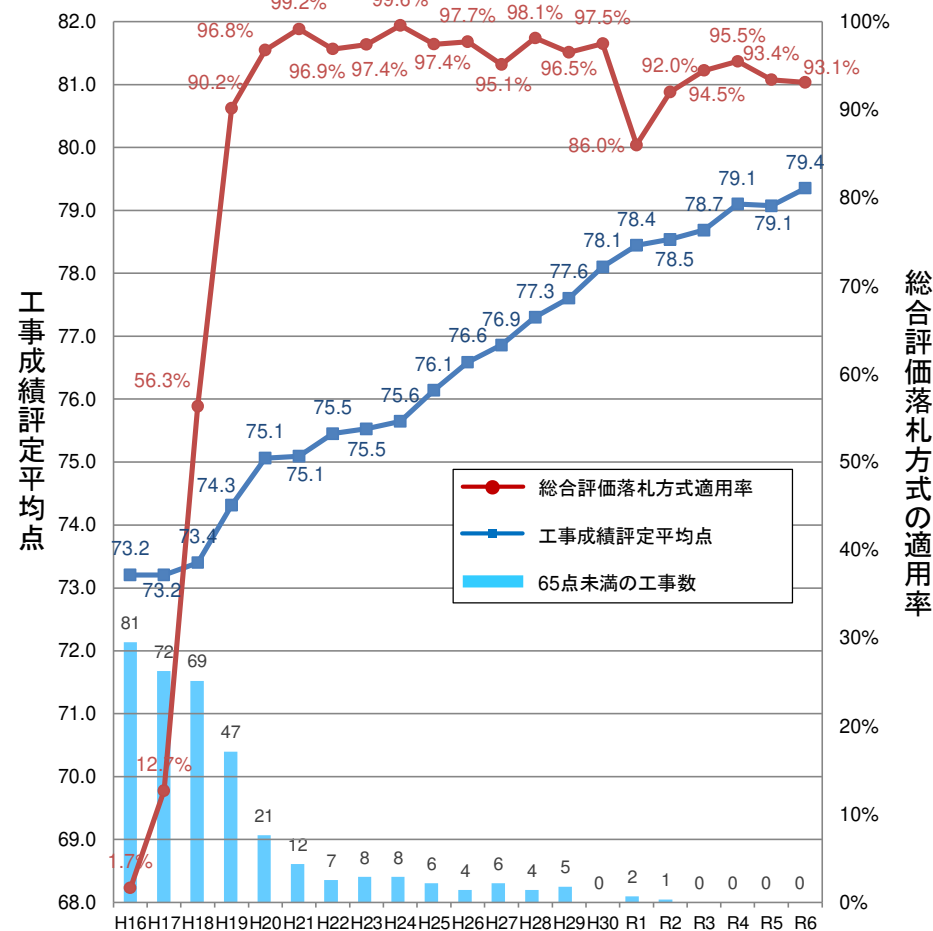
※一般競争を対象
※250万円未満の工事を除く
※1者応札の工事(1工事)を除く

2. ⑨工事成績評定の推移

○ 工事成績評定の平均点は年々上昇傾向にある。また、65点未満の工事数は近年0件。

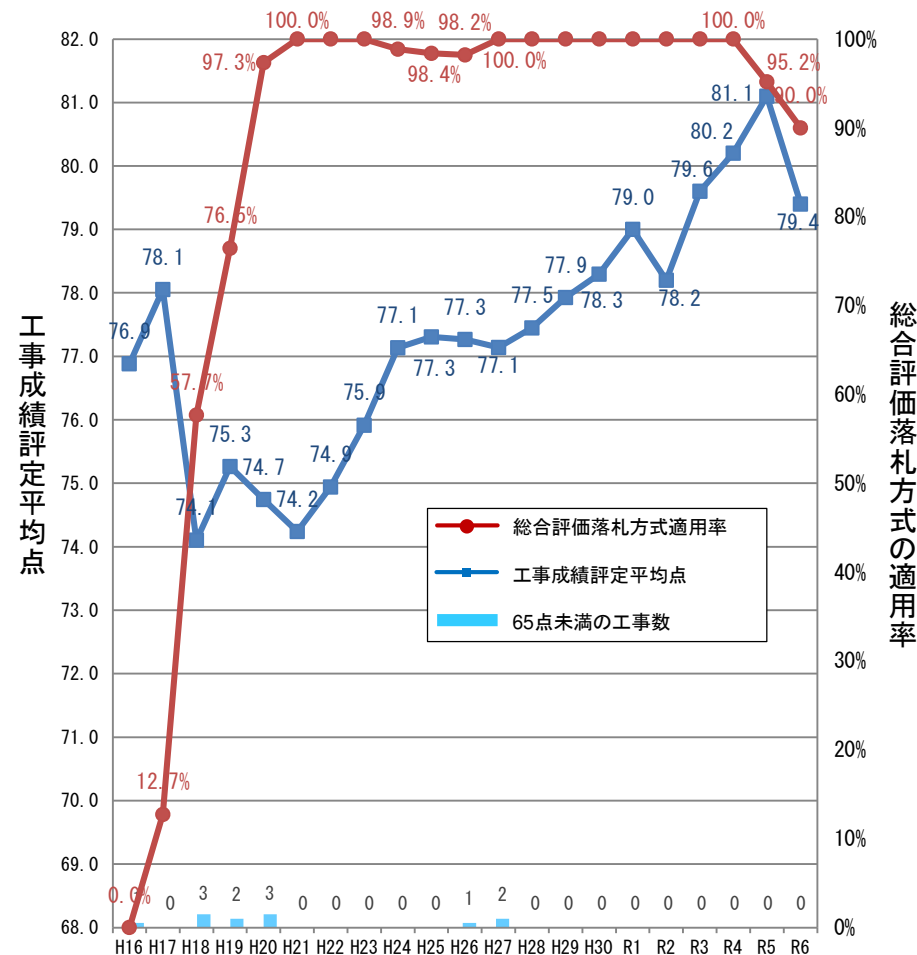
総合評価落札方式適用率と工事成績評定の経年変化(契約年度別集計)

【河川、道路、営繕、公園関係】



※総合評価落札方式の適用率は、全工事(一般競争、指名競争、随意契約)を対象
 ※工事成績評定の平均点は、全工事(一般競争、指名競争)を対象
 ※250万円未満の工事を除く

【港湾空港関係】



※総合評価落札方式の適用率は、全工事(一般競争、指名競争、随意契約)を対象
 ※工事成績評定の平均点は、全工事(一般競争、指名競争)を対象
 ※工事種別は港湾5工種を対象

2. ⑩多様な総合評価の取組結果(品質)

担い手の中長期的な育成・確保の促進に係る取組の工事成績評価

- 1) 各取組とも、施工能力評価型全体の平均点 79.5点(818件)と同程度で、完成した工事の品質は確保されている。
- 2) 今後も工事成績評価による品質確保に係る分析を継続。

取組内容	完成工事数 (R6年度)	工事成績評価の平均点 (R6年度完成工事)
若手技術者・女性技術者活用評価型 (平成25年度～) ※令和7年8月以降評価項目見直し	157件	79.9点
技術者育成型 (平成26年度～)	5件	78.6点
自治体実績チャレンジ型 (令和4年8月～) ※平成25年度～令和4年7月は自治体実績評価型	55件	79.7点
地域防災担い手確保型 (平成26年度～)	25件	80.1点
企業能力評価型 (令和5年度～)	31件	80.0点
企業実績評価型 (令和5年度～)	115件	78.7点

【参考】熟練（高齡）技術者の評価について（検討背景）

＜背景＞

- 建設業団体との意見交換会において、熟練技術者の登用が加点される発注の検討について要望あり。
- 令和6年度総合評価審査委員会において、委員より意見あり。

○神奈川県建設業協会との意見交換会（令和7年11月27日（木））

＜要望内容＞

総合評価においては、若手及び女性の登用が加点の対象となっていますが、これは採用に強い大手企業が優位となり、若手や女性だけでなく人材の確保自体が大きな課題となっている多くの中小建設業者にとっては、加点の仕組が立場をより厳しくしているという状況となっております。

一方、人材不足や就労環境が変化する中で、定年を迎えた高齢者の知識や経験を活用していくことが社会から求められています。

つきましては、大手企業と中小建設業に対するより公平な評価を行えるよう、若手や女性の登用と同様に**熟練高齢技術者の登用についても加点される発注の検討**をお願いいたします。

＜回答＞

建設業における担い手の確保は喫緊の課題であり、若手技術者や女性技術者の登用を評価する方式が必要であると考えています。

一方で、新たな担い手の育成にあたっては、熟練の技術者による指導が必要不可欠であると認識しており、今後、**熟練の技術者の存在が評価されるような仕組みを調査**してまいります。

○令和6年度総合評価審査委員会（令和7年3月11日（火））

＜委員ご意見＞

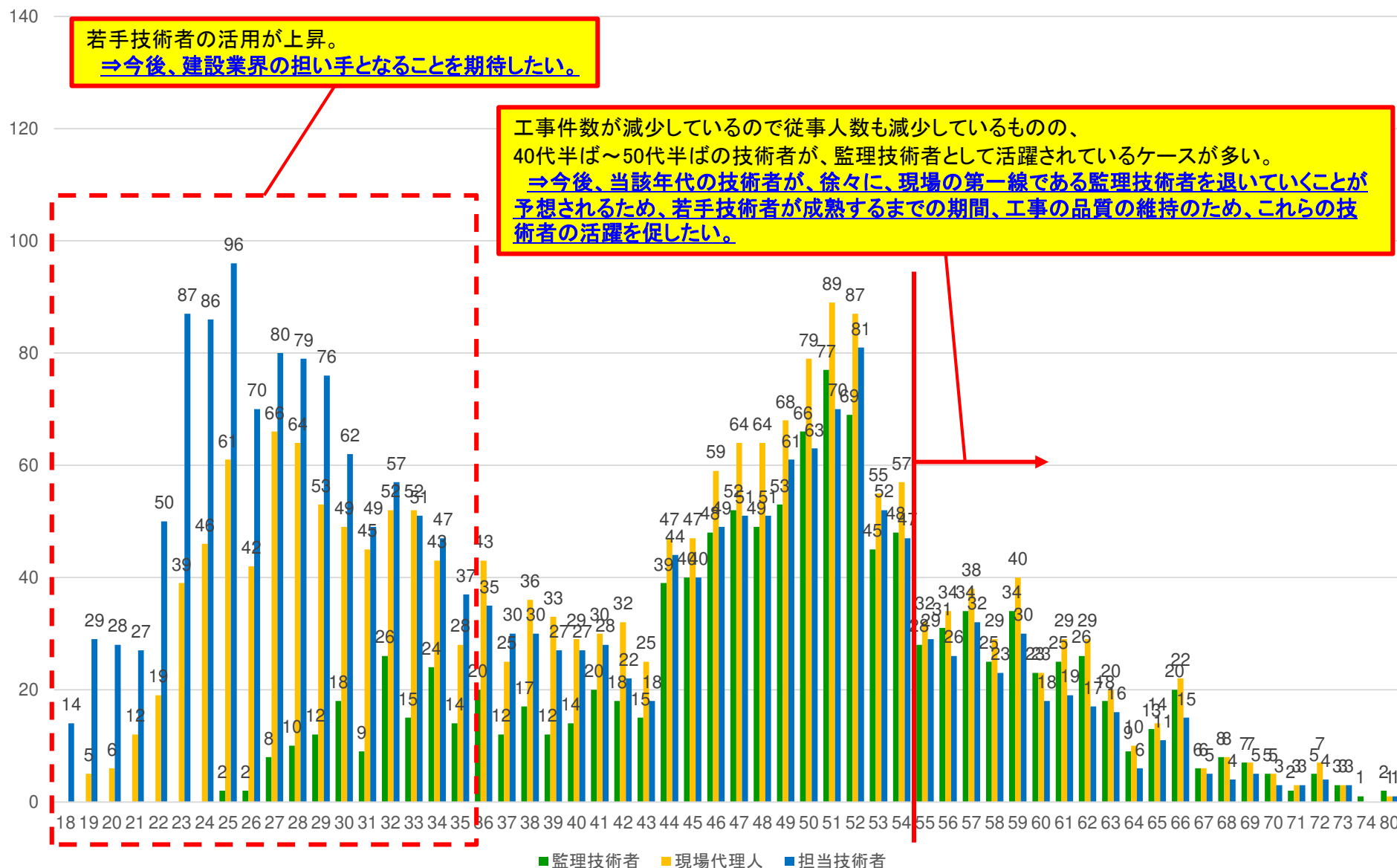
業界からの要望で熟練技術者への加点が挙がっていたかと思うが、若手女性技術者への評価と同じような発想で、定年を迎えた65歳以上70歳未満のシルバー人材の活用という趣旨で加点することは考えていないか。

＜回答＞

ベテラン技術者はそもそもスキルや経験、成績を持っているので、工事の実績として評価するという対応を取っている。

【参考】熟練（高齡）技術者の評価について（分析情報）

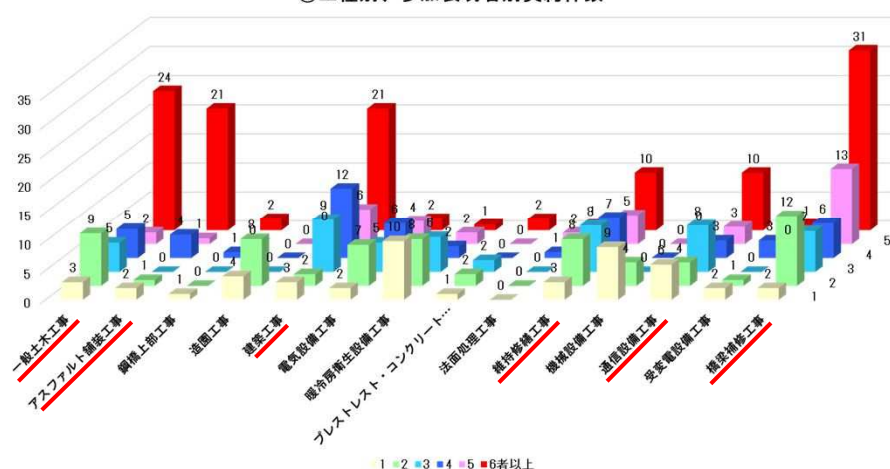
【2024年度】監理技術者、現場代理人、ならびに担当技術者の従事人数（年齢別）



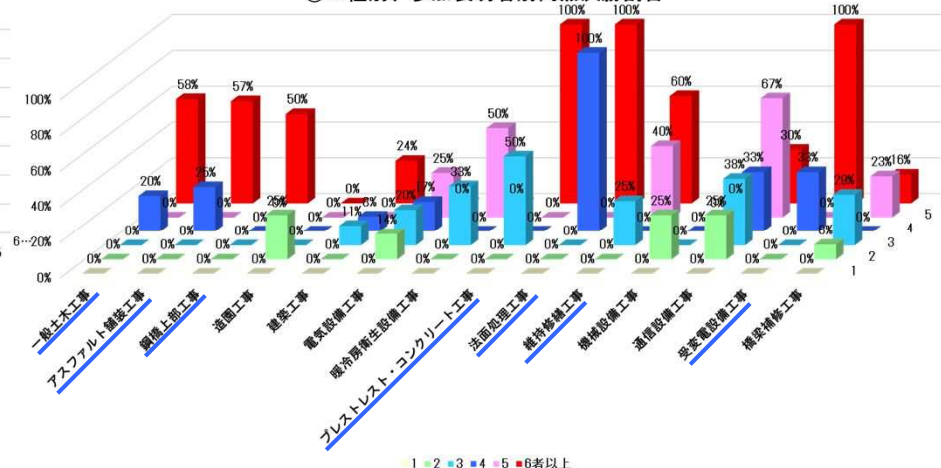
＜企業実績評価型の運用状況＞

- ①工種別、参加表明者数別の契約件数を、運用を開始した令和5年度から集計したところ、「一般土木」「As舗装」「建築」「維持修繕」「通信設備」「橋梁補修」で、参加表明者が6者以上となった件数が多い状況であった。
- ②参加表明者の総合評価加算点が同一となったケース（割合）を、運用を開始した令和5年度から集計したところ、「一般土木」「As舗装」「鋼橋上部」「PC」「法面処理」「維持修繕」「受変電設備」で、同点一位の割合が高い状況であった。

①工種別、参加表明者別契約件数

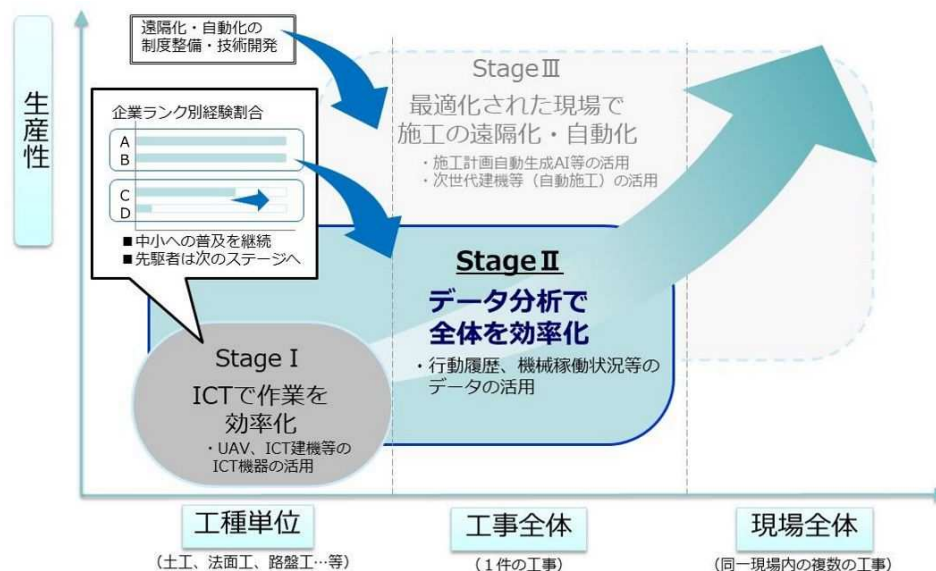


②工種別、参加表明者別同点決勝割合

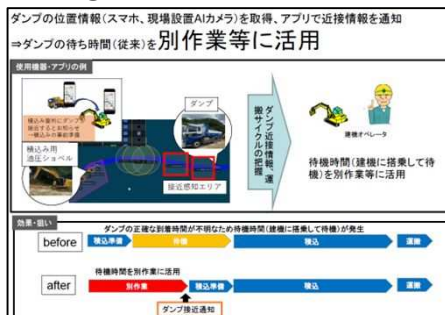


ICT施工Stage II の概要

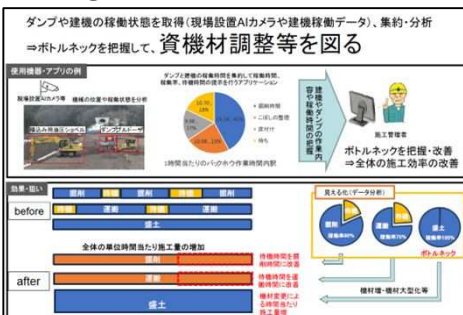
建設現場における建設機械の位置情報や稼働状況、施工履歴など様々な情報（施工データ）をリアルタイムに集約し活用することで、建設現場のデジタル化・見える化を進めるとともに、必要な資機材配置や作業工程などを見直すことで作業の効率化を図り、更なる省人化を目指す取組み



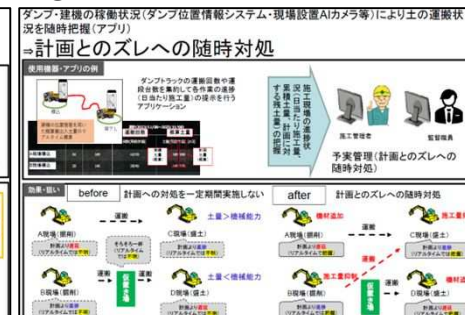
①施工段取りの最適化



②ボトルネック把握・改善



③進捗状況等把握による予実管理



④その他（注意喚起、教育等）



i-Construction2.0、ICT施工Stage II等の推進

1) 取組事例、試行効果を水平展開し、新たな施工現場の創出

- 令和7年7月1日「i-construction2.0活用工事成績評価要領」を策定し、活用工事は成績評価で評価することとした。
- 策定以降、i-Construction2.0及びICT施工Stage IIの取組は増加傾向が見られる。

i-Construction2.0活用工事成績評価要領を策定
～工事における先進的施工の取り組みについて評価する～

i-Construction2.0における「施工のオートメーション化」の普及促進を目的として、関東地方整備局発注工事において、事前に対象技術の使用予定を報告し、実際に活用した場合には、工事成績評価時に評価する。

1. 対象技術

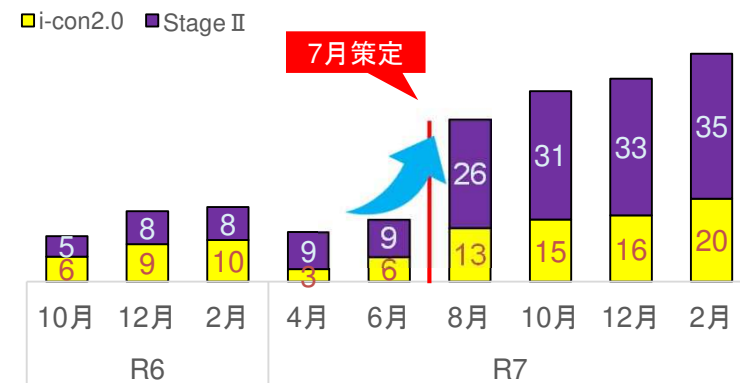
i-Con2.0における「遠隔施工・自動施工」及び「ICT施工Stage II」対象技術

2. 評価措置の内容

上記対象技術を実施した場合、工事成績評価時に評価措置を行う。

※記者発表：令和7年7月1日

i-Con2.0・Stage II 月別実施件数



・施工から管理までを一元管理
・進捗の把握をクラウド上で確認

「ICT施工Stage II」

i-Construction2.0、ICT施工Stage II等の推進

i-Construction2.0
ICT施工Stage II

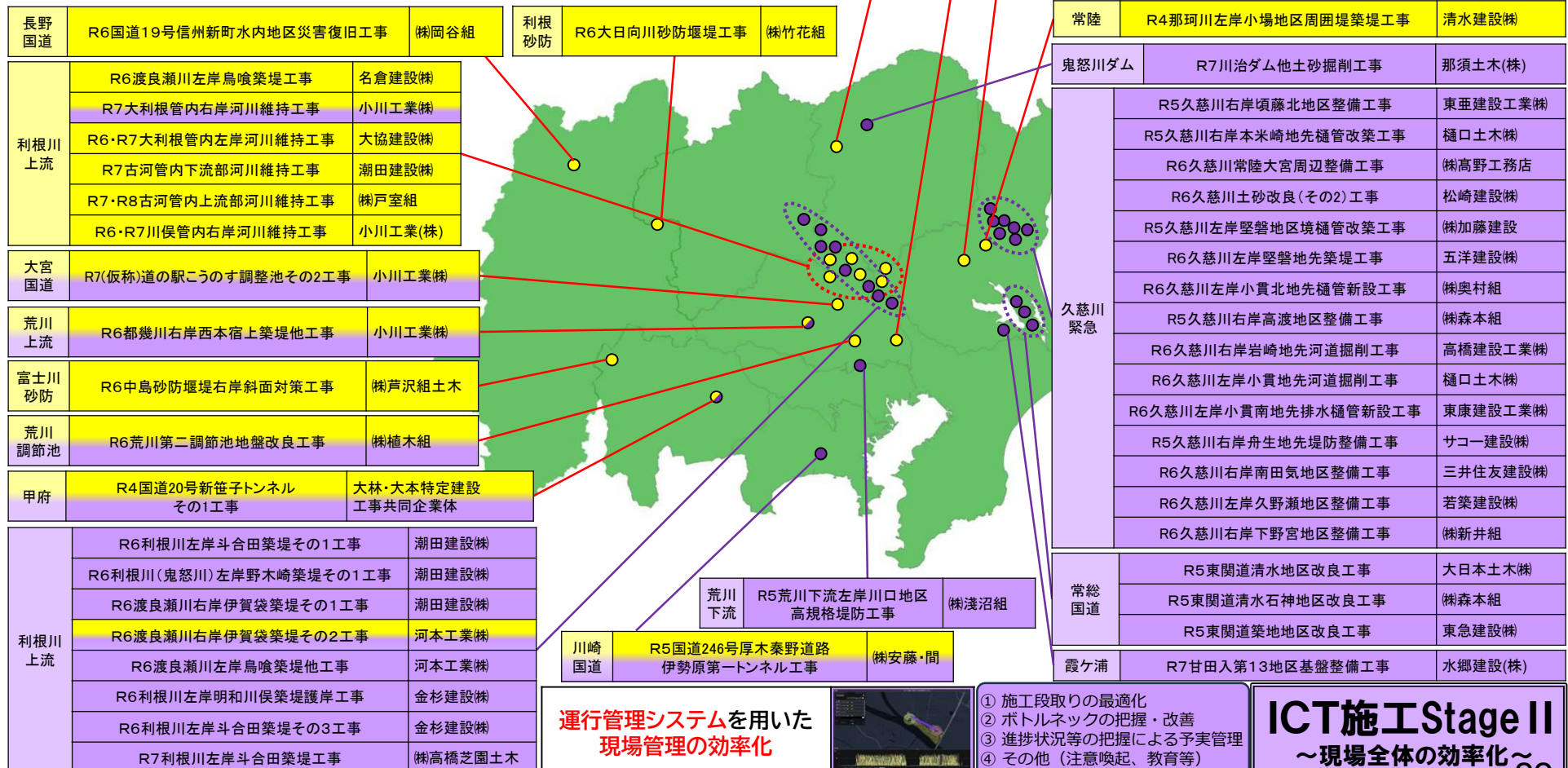
20工事
35工事

R8.2時点

i-Construction2.0 ～建設現場のオートメーション化～

- ① 施工のオートメーション化
- ② データ連係のオートメーション化
- ③ 施工管理のオートメーション化

遠隔施工を用いた
建設現場の効率化・安全化



運行管理システムを用いた
現場管理の効率化



- ① 施工段取りの最適化
- ② ボトルネックの把握・改善
- ③ 進捗状況等の把握による予実管理
- ④ その他(注意喚起、教育等)

ICT施工Stage II
～現場全体の効率化～

参考資料2—1

令和8年度 入札・契約、総合評価の実施方針 〔コンサルタント業務等〕

令和8年度実施方針 詳細

令和8年7月



国土交通省 関東地方整備局

実施方針に関する取組の実施状況		2
令和8年度 入札・契約手続きの実施方針		5
品質確保と担い手の育成・確保		16
技術力が十分発揮できる競争環境の確保		33
事務手続きの効率化		45
評価点配分表、評価項目		56

実施方針に関する取組の実施状況

目的	取組内容	概要	取組開始時期	令和8年度の対応	頁
品質確保と担い手の育成・確保	確実な品質確保対策の実施	賃上げを実施する企業に対する加点措置	「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価	R4.2～	継続 (加点措置を見直し)
		事業促進PPP業務の受注制限、常駐・専任緩和	高い技術力や経験を有する企業の参入を促すため、技術者の専任・常駐の緩和を試行	R3.1～	継続
		事業促進PPP業務の業務指導実績のマネジメント経験認定	事業促進PPP業務の管理技術者で、同種・類似業務の指導した実績をマネジメント経験として認定	R3.8～	継続
		事業促進PPP業務の管理(主任)技術者経験の加点評価	「管理(主任)技術者の経験及び能力」-「優良表彰」で「部長・事務所長表彰の経験」と同等に評価	R3.8～	継続
		履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大	少額随意契約の基準額見直し(R7.4～)に伴い、対象業務の予定価格を200万円超に見直し(R8.4～)	H19.10～	継続 (対象を見直し)
		技術審査段階における条件明示チェックシートの提示	条件明示チェックシートを作成するすべての詳細設計業務は入札公告時に条件明示チェックシートを提示	R1.8～	継続 (対象を拡大)
	担い手(地元企業・若手技術者等)の育成・確保	適切な地域要件の設定	測量業務の「本店縛り」の適用対象を、「“簡易型”で発注する業務(現地作業あり)」に拡充	R2.8～	継続
		災害協定等に基づく活動実績の評価	災害活動実績の評価に加え、関東地整の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価	R2.8～	継続
		業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)	配置予定技術者が、業務実績等の評価対象期間内において、出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合、その期間を遡り、評価対象期間を延長	H28.8～	継続
		若手技術者の活用を評価	配置技術者の年齢が一定年齢以下の場合に加点評価	H27.8～	継続
		若手・女性技術者の活躍を評価	『若手・女性技術者奨励賞』を受賞された技術者を加点評価	R7.8～	継続 (対象を追加)
		ワークライフバランス等を推進する企業を評価	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業に加点評価	R7.8～	継続
		自治体等からの受注実績の評価	企業・技術者ともに国の機関発注業務の同種・類似業務実績を有さず、関東地整管内の自治体等発注業務の実績を有する場合は業務実績として評価	H23～	継続
		新規契約の有無を評価	各年度において関東地整の受注実績がない企業に加点評価	R7.8～	継続
		地域企業参加型JVの評価	地域企業(本店)と設計共同体を構成した参加表明者を評価	—	新規

※黄色着所の取組は資料2-1に記載

目的	取組内容	概要	取組開始時期	令和8年度の対応	頁
技術力が十分発揮できる競争環境の確保	分離発注の徹底	業種区分に応じた分離発注を原則とし、やむをえず複合業務とする場合は、設計共同体(異業種JV)を資格要件とする	—	継続	34
	拡大型プロポーザル方式	幅広く技術提案を求めた方が成果の品質向上が望める場合は、技術提案書提出者の選定(欠格者は除く)を行わない	H25.10～	継続 (実施手順を見直し)	
	業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更	業務成績評点について、関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価に見直し	R3.8～	継続	35
		優良業務表彰について、海外インフラプロジェクト業務表彰の実績や事業促進PPP業務の管理(主任)技術者の経験の評価	R3.8～	継続	36
	マネジメント経験の実績を評価	同業種区分のマネジメント経験を同種・類似業務実績として認める	H29.4～	継続	37
	業務実績要件の緩和	企業、配置予定技術者が業務成績を有さないが、「技術的経験」を有することを確認できた場合に「業務成績」の評価において加点	R2.4～	継続	37
	業務実績の評価対象期間の見直し	評価年度の切替を4月とし、過去10年+当該年度の公示日までに完了した業務が対象となるよう見直し	H28.4～	継続	38
	海外インフラプロジェクト実績認定	海外インフラプロジェクト技術者認定を受けた同種・類似業務を実績と認める	R3.4～	継続	39
	手持ち業務量(金額)の変更	配置予定管理(主任)技術者の手持ち業務量の金額上限を見直し	R3.4～	継続	40
	照査技術者の配置要件の見直し	同種・類似業務の実績として、照査技術者の実績を追加照査技術者として携わった業務の業務評定点を追加	R4.8～	継続	41
	発注者支援業務等の継続教育取組実績CPDを評価	CPDの推奨する単位を満たしている場合に評価	R5.8～	継続	42
	組合せ評価(国土交通省登録技術者資格)	技術士等の資格に、業務内容に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録技術者資格」と組み合わせで加点	R5.4～	継続	43
	インフラ分野のDXに係る優れた取組を評価	公共工事等の品質確保や生産性向上等、建設生産プロセスの高度化に関する取組を表彰された企業に加点評価	R6.8～	継続	44
	業務成績評点の評価区分の細分化	業務成績評定点(3業種別)平均の推移を踏まえ、評価区分を細分化	—	評価区分を見直し	
	業務成績評価の上限値・下限値の変更	補償コンサル業務の評価区分を見直し	—	評価区分を見直し	

目的	取組内容	概要	取組開始時期	令和8年度の対応	頁
事務手続きの効率化	クラウドを活用した資料閲覧 -資料閲覧の効率化-	クラウドを活用した電子成果品データ等の一時DL、閲覧を可とする	R2.9～	継続	46
	継続業務の発注時の資料閲覧	やむを得ず履行中の業務完了前に継続業務発注手続きを行う場合、履行中の業務内容に関する資料等を閲覧に供する	R5.1～	継続	47
	入札説明書等の記載の簡素化	総合評価落札方式(簡易型)の技術提案書記載内容の見直し・過剰記載の抑制、実施方針における評価ポイントの明確化	H27.8～	継続	48
	入札公告資料の合理化	資格要件や参加表明書の提出期限などの必要事項を定型様式にとりまとめ、入札説明書(個別)に添付	R2.4～	継続	48
	一括審査方式	同一時期発注の規模、条件が同程度の複数業務に、同一の参加表明書での参加を認め、評価	H28.8～	継続	49
	技術者評価を重視した選定(更なる簡素化)	評価テーマを設定せず、配置予定技術者の「業務成績」、技術提案の「実施方針」を重視、ヒアリングを省略	R3.4～	継続	50
	簡易な参加表明書を用いた審査	「簡易な参加表明書」により、非指名と想定される者をより分けることにより、評価・審査の効率化、事務負担の軽減を図る	H30.8～	継続	50
	技術提案書の無効通知の追加	提案が無効の場合、入札に至る前に技術提案書が無効となった旨を通知することで、無効な入札手続きを省略する	R4.4～	継続	50
	実施能力を評価した選定(実施能力評価型)	参加表明書と技術提案書(実施計画書)の提出を同時に求め、実施能力の確認と参加表明書による技術評価を行う	R1.8～	継続	51
	実施能力を評価した選定(実施能力評価拡大型)	評価項目「成績・表彰」を省略して、業務経験、地域性・地理的条件の評価項目を優位に評価する	R4.8～	継続	52
	災害対応における随意契約、通常指名競争の活用	災害復旧等関連業務に、随意契約、通常指名競争を積極的に活用	R2.4～	継続	53
	入札結果及び契約内容等に係る情報閲覧の効率化	従前、事務所等で閲覧に供していた、入札・契約過程、契約内容等に係る情報を自社等で「入札情報サービス(PPI)」により閲覧可能に改善	R2.10～	継続	54
	テレビ会議システムを活用したヒアリングの実施	原則、テレビ会議システムにより実施	R4.4～	継続	55

【新規】

（担い手の育成・確保）

- ・地域企業参加型JVの評価
- ・若手・女性技術者の活躍を評価

【見直し】

（確実な品質確保対策の実施）

- ・総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置
- ・履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大
- ・技術審査段階における条件明示チェックシートの提示

（技術力が十分発揮できる競争環境の確保）

- ・拡大型プロポーザル方式における実施手順の効率化
- ・業務成績評点の評価区分の細分化
- ・業務成績評価の上限値・下限値の変更

【趣旨】担い手確保・育成

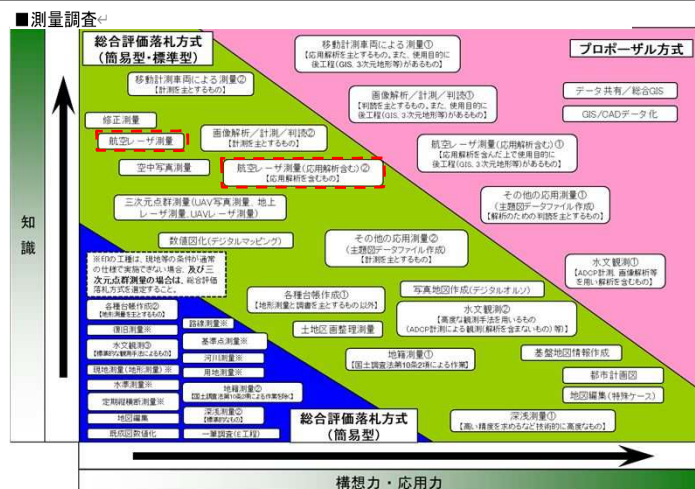
【対象】総合評価落札方式(簡易型・標準型)を採用し、航空レーザ測量を実施する業務

【概要】地域企業(本店)と設計共同体(JV)を構成した参加表明者の評価において加点を行う。【R8.8～】

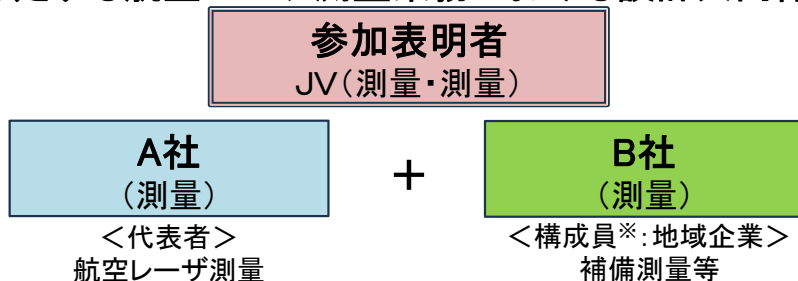
- 地域の守り手である地域企業の受注実績の拡大と技術力向上・育成、担い手確保を目的に、航空レーザ測量を実施する業務について、地域企業※と設計共同体を構成(地域企業参加型JV)した場合に評価を行う試行を導入する。
- 一定地域内における地域企業※の「本店」の有無を評価する「地域要件の設定(地域精通度)」を試行

※設計共同体(JV)の構成員のうち、代表者である企業以外の構成員に限る。

地域企業参加型JVの対象業務



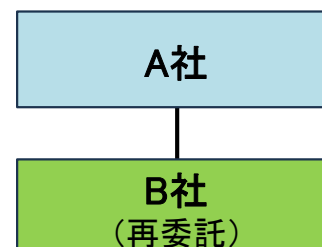
○想定する航空レーザ測量業務における設計共同体



※設計共同体(JV)の構成員のうち、代表者である企業以外の構成員

(参考)再委託と設計共同体の違い

○再委託(下請け)の場合



国等の発注する業務であっても
B社は実績として認められない

○設計共同体(JV)の場合



B社が担当した業務内容は
国等の発注する業務の
業務実績として認められる

地域企業参加型JVでは、
地域企業の活用が図られ技術力向上に繋がる

【参考】「地域要件」の設定と「地域性」の評価に関する試行状況

継続	参加資格 (地域要件)	○指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を参加資格要件とする ○○○に本店がある ○○○に支店・営業所がある 上記以外是指名しない
----	----------------	---

資格

総合評価落札方式で発注する業務において、十分な競争性が確保できる場合、必要に応じて**参加資格要件**として設定

評価

総合評価落札方式の「**入札参加者を指名するための基準**」で評価

継続	地域性 〔地理的条件〕	○指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地理的条件」) ○○○に本店がある ○○○に支店・営業所がある 上記以外(加点なし)
継続	地域性 〔地域貢献度〕	○指定エリア内における災害活動実績を評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」) ○○事務所(発注事務所)における災害活動実績がある ○○事務所(発注事務所)管内災害活動実績がある 関東地整管内における災害活動実績がある 上記以外(加点なし)
新規	地域性 〔地域精通度〕	○設計共同体(JV)の構成員について地域企業(本店)の有無を評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域精通度」) <u>設計共同体の構成員のうち、代表者である企業以外の構成員について地域企業(○ ○県内【適宜設定】に本店がある企業)と設計共同体を構成している。</u> 上記以外(加点なし)

今回
追加

【趣旨】 若手・女性技術者の育成・確保

【対象】 補償コンサルタント業務のうち、行政事務補助業務で発注する業務

※発注者支援業務等（行政事務補助業務含む）を除く総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務は導入済み【R7.8～】

【概要】 若手・女性技術者の育成・確保を目的とし、業務で活躍されている若手・女性技術者において、『若手・女性技術者奨励賞』を受賞された技術者を加点评価。また、優良表彰の判断基準について区分を細分化。

補償コンサルタント

若手・女性技術者奨励賞（事務所長等）を評価項目に新規追加

現行評価基準

評価項目	判断基準	配点 ウェイト
主任担当者の経験及び能力	優秀技術者表彰、優良業務表彰（技術者）	
	関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く。）で、令和○年度以降令和○年度末（過去4年間）までに完了した補償コンサルタント業務うち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者を下記のとおり評価する。	
	①優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験がある者。	5
	②上記以外。	0

※複数の受賞実績がある場合、最も評価が高くなる1つの実績で評価するものとし、組合せ評価は実施しない。

新規評価基準（案）

評価項目	判断基準	配点 ウェイト
主任担当者の経験及び能力	優秀技術者表彰、優良業務表彰、若手・女性技術者奨励賞（技術者）	
	関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く。）で、令和○年度以降令和○年度末（過去4年間）までに完了した補償コンサルタント業務うち、優秀技術者表彰、優良業務表彰、又は若手・女性技術者奨励賞の表彰を受けた経験がある者を下記のとおり評価する。	
	①優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長より受けた経験がある者。	5
	②優秀技術者表彰又は優良業務表彰を部長又は事務所長より受けた経験がある者。	3
	③若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。	1
	④上記以外。	0

対象業務

区分	業務名称
発注者支援業務等	積算技術業務
	技術審査業務
	工事監督支援業務
	河川巡視支援業務
	河川許可審査支援業務
	ダム管理支援業務
	堰・排水機場管理支援業務
	道路許可審査・適正化指導業務
	用地補償総合技術業務
	調査設計資料作成業務
その他	用地調査点検等技術業務
	裁決申請等関係資料作成整理等業務
	災害復旧用地関係資料作成整理等業務
	行政事務補助業務② 施工体制調査業務

関東地方整備局の建設コンサルタント業務等の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

■適用対象

令和8年4月1日以降に**公告**する、総合評価落札方式によるすべての業務

■関東地方整備局の建設コンサルタント業務等における総合評価方式別の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

- ・技術点の**3%**以上の整数とし以下のとおりとする。
- ・従来の技術点に含めて加算を行い、その後の技術評価点の算出は従来と同じとする。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{\text{技術点(賃上げ加算点を含む)}}{\text{技術点満点(賃上げ加算の配点を含む)}} \quad \text{※建築コンは55点}$$

①総合評価落札方式(標準型1:3、簡易型1:1(実施能力評価型))

技術点満点が200点の場合 → 従来の技術点200点+賃上げ加算点**7点**とし合計**207点**(**7点/207点=3%**)

②総合評価落札方式(簡易型1:1(①、③及び④を除く))

技術点満点が100点の場合 → 従来の技術点100点+賃上げ加算点**4点**とし合計**104点**(**4点/104点=4%**)

③総合評価落札方式(発注者支援業務等)

技術点満点が80点の場合 → 従来の技術点80点+賃上げ加算点**3点**とし合計**83点**(**3点/83点=4%**)

④総合評価落札方式(建築関係コンサル)

技術点満点が55点の場合 → 従来の技術点55点+賃上げ加算点**2点**とし合計**57点**(**2点/57点=4%**)

- ・賃上げの実施に関する評価点は、履行確実性評価の対象としない。

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置、ペナルティの流れ

適用対象：令和8年4月1日以降に**公告**する、総合評価落札方式によるすべての業務。

入札公告(公示)

「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価（賃金引き上げ表明は①事業年度※単位又は②年暦単位での表明）
①大企業 3%以上 ②中小企業1.5%以上

※①事業年度は契約を行う予定の年の4月以降に開始するもの

加算点＝従来の加算点＋賃上げ加算点(加算点の**3%**以上) →(例)総合評価落札方式(簡易型1:1)・・・従来の加算点100点＋賃上げ加算点4点＝加算点合計104点 (4点/104点=3.8%)

入札、落札決定

落札者が賃上げ加算点で
加点なし

落札者が賃上げ加算点で
加点あり

加点を受けた落札者が以下の書類作成後に総務部
契約課へ提出（賃上げの実績の確認）

①年度単位による賃上げ表明
法人事業概況説明書(又は税務申告の作成書類)

②年単位による賃上げ表明
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

賃上げ基準に達していない者

総務部
契約課
に提出

四半期分を
本省大臣
官房会計
課に提出

四半期分を
財務省主
計局法規
課に提出

総務部
契約課
へ連絡※

各省各庁
の長へ通
知

全省庁分
を財務省
がまとめ

※大企業の者

契約担当官等から通知された日から1年間
国土交通省直轄工事・建設コンサルタント業務等の
総合評価落札方式の調達全体に対して加点より
大きな割合の減点(加点に1点を加えた減点)

※中小企業等の者

契約担当官等から通知された日から1年間
政府調達の総合評価落札方式の調達の全てに対し
て加点より大きな割合の減点(加点に1点を加えた
減点)

※契約担当官等から、賃上げ基準に
達していない企業に減点措置の通知

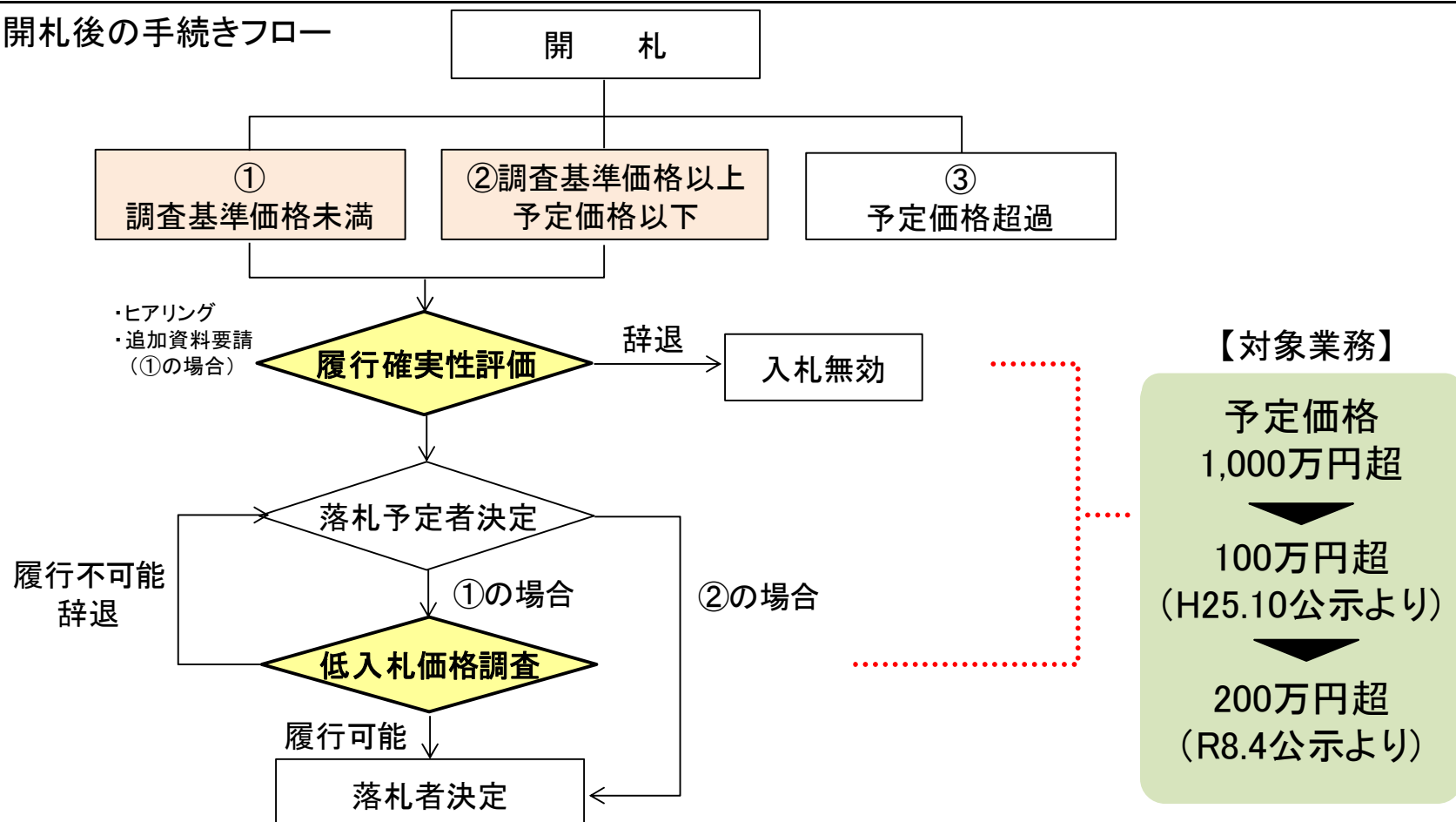
【趣旨】更なる品質確保

【対象】総合評価落札方式で発注する予定価格200万円を超える業務

【概要】品質確保対策として、履行確実性評価、低入札価格調査を実施することとしているが、規模の小さい業務においても更なる品質確保を図るため、対象業務の予定価格を100万円超に拡大【H25.10～】

少額随意契約の基準額見直し（R7.4～）に伴い、対象業務の予定価格を200万円超に見直し【R8.4～】

■開札後の手続きフロー



【趣旨】競争参加者への必要な設計条件等の確実な明示

【対象】1事務所1件の試行実施【R1.8～】

条件明示チェックシートを作成しているすべての詳細設計業務【R8.8～】

【概要】条件明示チェックシートの提示時期を契約後から入札公告時に変更【R1.8～】

(条件明示チェックシート:発注者が詳細設計業務発注時に、設計内容・設計条件を確認した後、受注者に必要な設計条件等を確実に明示し、発注者の業務履行上の責任を確実に履行するツール。)

1. 条件明示チェックシートの提示時期の変更

	従 前	現 在(試行)
対象業務	① 道路詳細設計(平面交差点を含む) ② 橋梁詳細設計 ③ 樋門・樋管詳細設計 ④ 排水機場詳細設計 ⑤ 築堤護岸詳細設計 ⑥ 山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む) ⑦ 共同溝詳細設計 ⑧ 砂防堰堤詳細設計	同左
提示時期	詳細設計契約後(の1回目打合せ前)	入札公告時(条件明示チェックシートを入札参考資料として添付)

2. 提示時期の変更によるメリット

【発注者のメリット】

- ・当該業務の実施内容や関連機関との調整未了といった申し送り事項が特記仕様書作成時に把握できる。
- ・当該業務公告前に実施する入契委員会で、所長を含めた関係各課に設計内容・設計条件が周知できる。

【入札参加者のメリット】

- ・条件明示チェックシートの内容により、当該業務の懸案等を把握でき、入札参加の判断材料となる。
- ・条件明示チェックシート内容を把握することで、受注後、工程を含めた各種取り組みの対策が早急に対応できる。
例えば、関連機関との調整未了の案件があれば、当該業務のクリティカルパスを把握の上、業務計画書に反映できる。

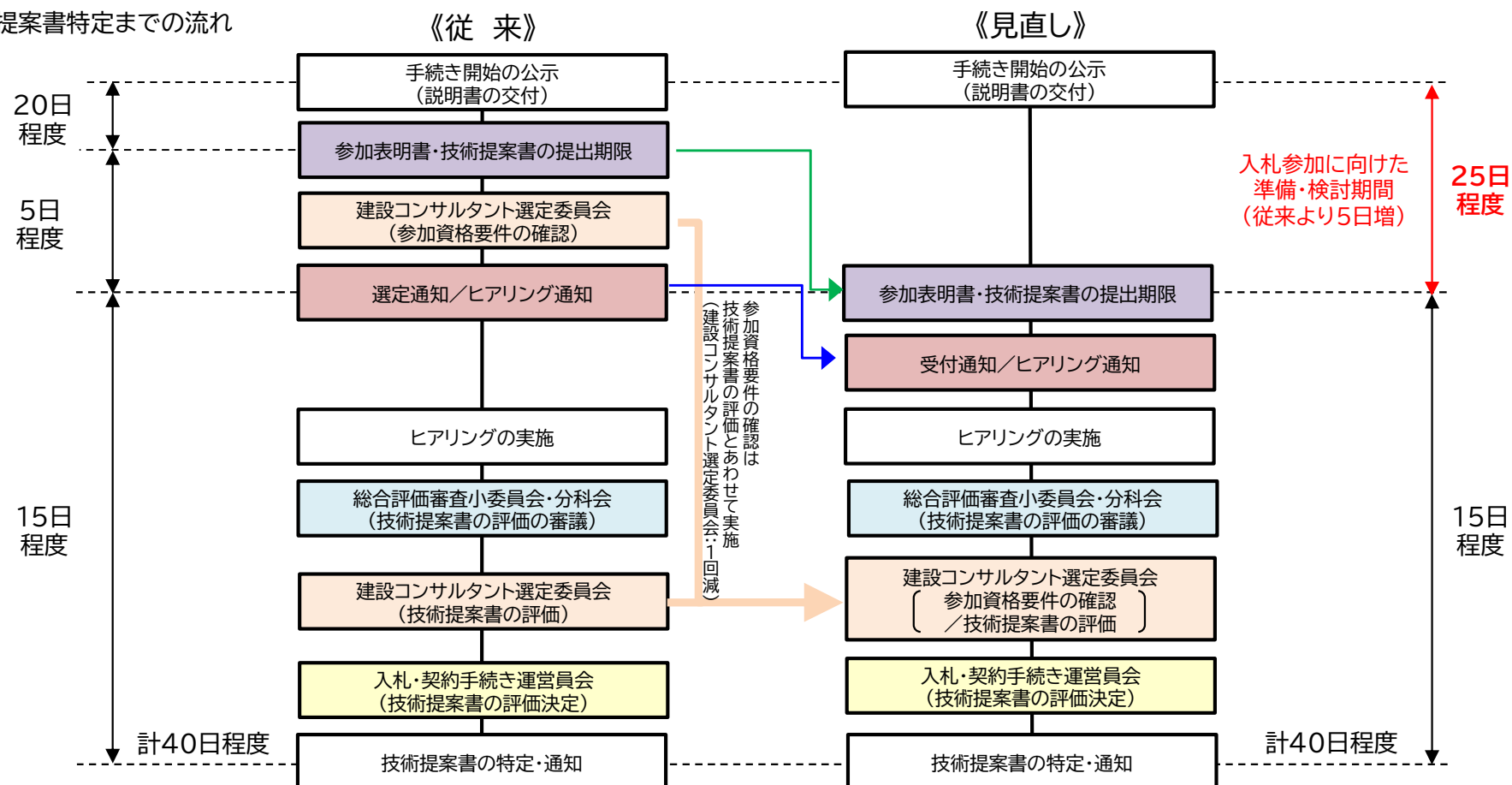
【趣旨】 評価・審査の効率化、入札参加にかかる作業の負担軽減、競争性の確保(1者応札対策)

【対象】 簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(準じた方式を含む)で発注する業務

【概要】 幅広く技術提案を求めた方が成果の品質向上を望める場合(特殊な業務のため実績が少ない、技術的難易度が非常に高い等)は、技術提案書提出者の選定(欠格者は除く)を行わず、入札参加者全員の技術提案書を評価。【H25.10～】

実施手順の見直しを行い、評価・審査の効率化を図るとともに、入札参加に向けた準備や検討期間を確保し、入札参加にかかる作業の負担軽減を図ることで、競争性を確保するもの。【R 8. 8～】

■技術提案書特定までの流れ



【趣旨】 業務成績評価区分の適正化

【対象】 プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

【概要】 関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価への見直しを踏まえ、評価区分の適正化を図る【R3.8～】
業務成績評定点(3業種別)平均の推移を踏まえ、評価区分を細分し、適正化を図る。【R8.8～】

土木コンサルタント・地質・測量

令和8年7月まで

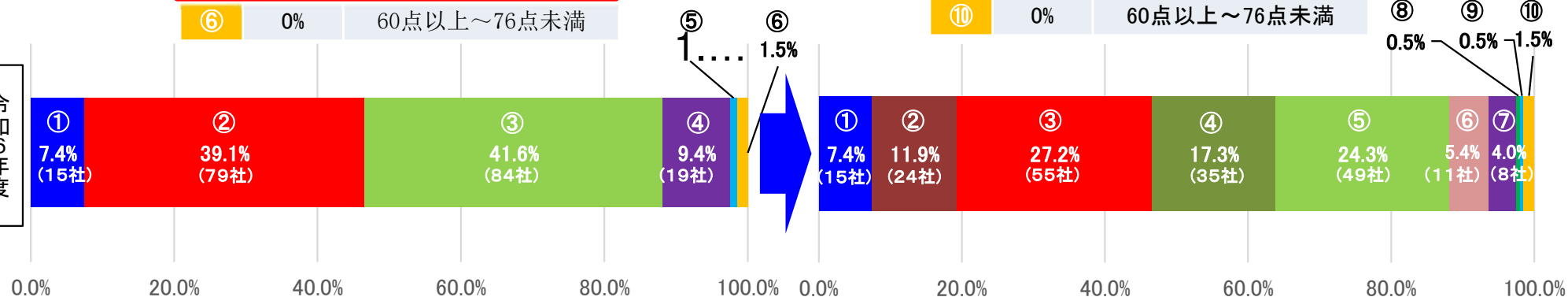
配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	80点以上
② 80%	79点以上～80点未満
③ 60%	78点以上～79点未満
④ 40%	77点以上～78点未満
⑤ 20%	76点以上～77点未満
⑥ 0%	60点以上～76点未満

評価区分を
0.5点で分割

案(令和8年8月から適用)

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	80点以上
② 90%	79.5点以上～80点未満
③ 80%	79点以上～79.5点未満
④ 70%	78.5点以上～79点未満
⑤ 60%	78点以上～78.5点未満
⑥ 50%	77.5点以上～78点未満
⑦ 40%	77点以上～77.5点未満
⑧ 30%	76.5点以上～77点未満
⑨ 20%	76点以上～76.5点未満
⑩ 0%	60点以上～76点未満

令和6年度



【趣旨】技術力に差がつく評価(品質確保)

【対象】プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

【概要】業務成績評定点(平均点)の経年変化を考慮し、業務成績の評価点分布の分散化を図る。

補償コンサル

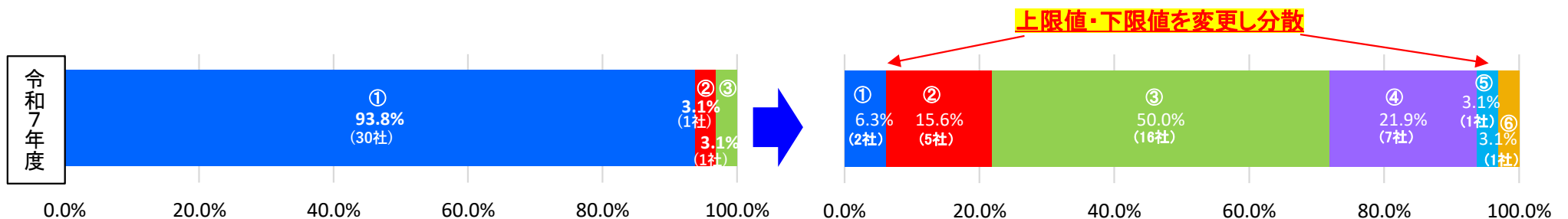
令和8年7月まで

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	77点以上
② 80%	76点以上～77点未満
③ 60%	75点以上～77点未満
④ 40%	74点以上～75点未満
⑤ 20%	73点以上～74点未満
⑥ 0%	60点以上～73点未満

評価区分を
3点ずつUP

案(令和8年8月から適用)

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	80点以上
② 80%	79点以上～80点未満
③ 60%	78点以上～79点未満
④ 40%	77点以上～78点未満
⑤ 20%	76点以上～77点未満
⑥ 0%	60点以上～76点未満



※業務成績の評価切り替えは8月のため、令和8年度企業評価のグラフは令和7年度企業平均点(R5・6年度完了業務)のデータを元に整理

品質確保と担い手の育成・確保

事業促進PPP業務における常駐・専任の緩和【継続】

【趣旨】事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保

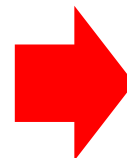
【対象】平常時の大規模事業等に導入する事業促進PPP業務

【概要】高い技術力や経験を有する企業の参入を促すため、技術者の専任・常駐の緩和の試行を実施

【R2～試行】

【常駐・専任緩和】

本省ガイドライン	常駐	専任
管理技術者	必要なし	必要なし
主任技術者	必要	必要
担当技術者	必要	必要



関東試行	常駐	専任
管理技術者	必要なし	必要なし
主任技術者	必要 (いずれかで 最低1名)	必要なし
担当技術者		必要なし



専任: 必要なし (手持ち業務量を2億5件以下に制限、低入札の手持ち業務がある場合は参加不可)

常駐: 主任・担当技術者のうち、最低1名は必須 (常駐者の途中交代可)

※発注者の判断で常駐・専任を求めることは可

※常駐・専任を緩和する場合は、管理技術者出席の事業調整会議の定期開催を必須とする

※主任技術者は専任を求めないが、本業務を最優先することとし、その他業務の管理技術者になることは認めない

【趣旨】事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保、更なる競争性の確保

【対象】事業促進PPP業務(事業監理業務)

【概要】発注者支援業務等の受注制限を緩和

⇒ 受注制限の対象を「発注者支援業務等」から「調査設計資料作成業務」に緩和

受注制限緩和の経緯

従前(～R1.12)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：発注者支援業務等は可 設計業務等は不可

事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保に資するより高い技術力や経験を有する企業の参入促進のため、受注制限を緩和

緩和①(R1.12～)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：発注者支援業務等は不可 設計業務等は不可

■透明性を確保し、他の参加者との公平性を担保 → 試行的に発注者支援業務等を一律受注制限

過度な制限とならないよう受注制限の対象を精査

現在

緩和②(R3.1～)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：調査設計資料作成業務(行政事務補助)は不可
設計業務等、その他の発注者支援業務等は可

さらなる緩和対象(受注制限対象の精査)の考え方

- 発注者支援業務等側で、業務の受注制限がかかっていること
- 業務内容、業務履行環境上、業務の詳細な発注計画・内容を知る可能性が低いこと

【参考】「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン」より

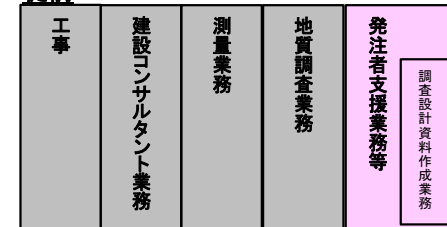
2.7公平中立性

事業促進PPPの工区内の業務、工事の受注者選定では、公平中立性に留意することが必要である。

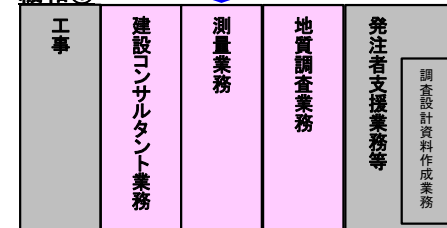
4.2課題・留意事項

事業促進PPPの受注者が継続的に業務・工事に携わることを過度に制限しない発注方式や条件等について検討が必要である。

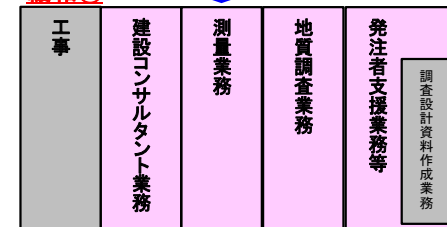
従前



緩和①



緩和②



凡例

受注可
受注不可

発注者支援業務等とは

- 発注者支援業務
- 公物管理補助業務
- 用地補償総合技術業務
- 行政事務補助業務
- ※「調査設計資料作成業務」は行政事務補助業務に含まれる
- 工事監督支援業務に準じる業務

- 【趣旨】 品質確保、技術力を重視した評価(高いマネジメント力を有する技術者の活躍機会の拡大)
- 【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務
- 【概要】 **事業促進PPP業務※の管理技術者で、同種・類似業務の指導した実績をマネジメント経験として認定**
事業促進PPP業務以外の業務実績を有さない場合にも、他の設計業務等への参加が可能

認定条件 過去10箇年度+公示日までに**事業促進PPP業務※の管理技術者**の立場で、
同種・類似業務の指導経験がある(事業促進PPP業務発注者が指導実績証明を発行)
ただし、上記の**事業促進PPP業務の平均業務成績評定が下記※に定める点数以上の場合**に限る

『高いマネジメント力』を評価



他の建設コンサルタント業務等に管理(主任)技術者で配置する場合

同種・類似業務の業務実績(マネジメント経験)を有するものとする。

【マネジメント経験者の要件】

- ①建設コンサルタント登録規定第3条の一に該当する入札説明書(個別)に記載する部門の技術管理者
- ②地質調査業者登録規定第3条の一に該当する技術管理者
- ③地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上

＋ 現在(R3.8追加)

【加点評価の条件】配置予定技術者(管理(主任)技術者)が以下の3要件を満たす場合に認定

- ①同種・類似業務実績が無い
- ②過去10箇年度+公示日までに事業促進PPP業務の**管理技術者の立場**で、同種・類似業務を指導した経験(マネジメント経験)を有し、
- ③②の業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が右表青枠の業務成績評価区分の範囲に入る

※ 公示日から過去10年度間に事業促進PPP業務の**管理技術者**の立場で、同種・類似業務を指導した事業促進PPP業務の**業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が78点以上の場合に限る。**

	配点ウェイト	業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

- 【趣旨】 品質確保、技術力を重視した評価(高いマネジメント力を有する技術者の活躍機会の拡大)
- 【対象】 プロポーザル方式で発注する業務
- 【概要】 **事業促進PPP業務の管理技術者または、主任技術者実績を有する技術者を、**
「技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務」に管理(主任)技術者として配置する場合、
「管理(主任)技術者の経験及び能力」-「優良表彰」で「**部長・事務所長表彰の経験**」と同等に評価する【R3.8～】

認定条件 過去4箇年度+公示日までに**事業促進PPP業務の管理技術者または主任技術者**として携わった実績がある。

ただし、上記の**事業促進PPP業務の平均業務成績評定が78点以上の場合**に限る

『高いマネジメント力』を評価

プロポーザル方式で発注する、
他の建設コンサルタント業務等に管理技術者で配置する場合

▼
「管理(主任)技術者の経験及び能力」-「優良表彰」で
『部長・事務所長表彰の経験』と同等に加点(3点)

※ただし、部長・事務所長表彰を有する場合は、表彰実績で評価

【加点評価の条件】配置予定技術者(管理(主任)技術者)が以下の3要件を満たす場合に加点評価

- ①表彰実績が無い(有する場合は表彰実績で評価)
- ②過去4箇年度+公示日までに事業促進PPP業務の管理又は主任技術者の実績がある
- ③②の業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が78点以上

適切な地域要件の設定(一部拡充)

【趣旨】地域企業の育成、確保

【対象】総合評価落札方式を採用し「地域要件」を設定する業務(本店縛りは簡易型が対象)

【概要】「測量業務」の「本店縛り」の適用対象を、「簡易型」で発注する業務※(現地作業あり)」に拡充(原則)

※: 下図(発注方式事例)②の範囲に該当する業務(業務内容等を勘案し、地域要件設定が適さない場合を除く) 【R2.8~】

地域要件・本店縛り

- 一定地域内における企業の「本店、支店又は営業所」の有無を評価する「地域要件の設定」を試行中(業務の特性、内容等を勘案するとともに、十分な競争性(業務実施可能者数)が確保されるよう設定)
- 本店縛りでは、一定地域内における企業の「本店」の有無を評価
- 本店縛りは、これまで簡易型発注で比較的規模が小さい業務に適用していたが、R2年度からは、測量業務については、規模にかかわらず、右図(発注方式事例)②の範囲に該当する業務に原則適用

見直し(拡充)前			土木コンサル、測量、地質調査、補償コンサル		
	現場なし	比較的規模が小※1	×	×	必要に応じて実施
		その他			×
現場あり	比較的規模が小※1		×	×	積極的に実施
		その他			×

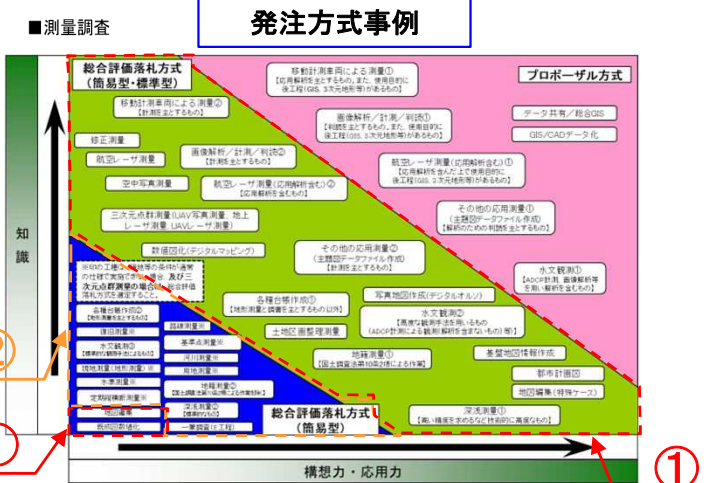
※1 : 概ね1,500万円以下が目安

見直し(拡充)後			土木コンサル、測量、地質調査、補償コンサル			測量			
	現場なし	比較的規模が小※1	×	×	必要に応じて実施	×	×	必要に応じて実施	必要に応じて実施
		その他							
現場あり	比較的規模が小※1		×	×	積極的に実施	×	×	積極的に実施	原則適用
		その他							

※1 : 概ね1,500万円以下が目安

※2 : 概ね上図(発注方式事例)の①が適用される業務

※3 : 概ね上図(発注方式事例)の②が適用される業務



現在試行中

◎発注方式事例における試行対象業務

凡例 ○: 適用
×: 適用しない

※印の工種は、三次元点群測量を含む

発注方式事例 簡易型(1:1)	対象		下記に該当する業務は対象外 (実績を有する企業が複数あり、十分な競争性を確保できる場合は対象とすることも可)
	現地作業あり	現地作業なし	
各種台帳作成②【地形測量を主とするもの】	○	×	➤ 道路台帳図で交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
復旧測量※	○	×	
水文観測③【標準的な観測手法によるもの】	○	×	
現地測量【地形測量】※	○	×	➤ 砂防事業など、現地作業が困難な箇所を航空レーザを利用する事例
水準測量※	○	×	
定期縦横断測量※	○	×	➤ 河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例 (河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠)
地図編集	×	×	➤ i-constructionの一環として2次元地図→3次元地図として作成する事例 (設計用数値地形図データ作成仕様に準拠)
既成図数値化	×	×	➤ GIS等で活用される地図データベースを作成する事例 (独自レイヤ設定や作成手法)
路線測量※	○	×	➤ 交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
基準点測量※	○	×	
河川測量※	○	×	➤ 河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例 (河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠)
用地測量※	○	×	
地籍測量②【国土調査法第10条2項による作業を除く】	○	×	➤ 山村部の地籍測量など航空写真測量や航空レーザ測量を利用する事例 (リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアルに準拠)
深浅測量②【標準的なもの】	○	×	➤ 急流部や深度が深い箇所など、ロッド・レッド手法が困難で音響測深機を利用する事例
	○	×	➤ 面的に3次元データを必要とする事例
一筆調査(E工程)	○	×	

【趣旨】品確法改正、災害の激甚化など受けた、迅速な災害対応体制の確保(災害時の地域担い手確保・育成)

【対象】総合評価落札方式(標準型、簡易型)で発注する全業務で選択可とする。

【概要】「地域性-地域貢献度」の評価項目として「災害活動実績の評価」を令和2年8月より導入中。

- ・災害協定に基づく災害活動など、関東地方整備局の本局、事務所等からの要請に基づき実施し、
『災害活動証明書』の交付を受けた災害活動実績(過去5年間)を評価
(「入札参加者を指名するための基準」-「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)
- ・評価対象を国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等の災害活動実績まで拡大【R3.8～】

■災害活動を証明する資料

- ・関東地方整備局の実績 : 災害活動証明書(関東地方整備局の本局、事務所等が発効したもの)
- ・国の機関、地方公共団体、特殊法人等 : 災害活動に係る災害協定の写し及び当該災害協定に基づき実施されることが確認できる契約書等の写しを必ず添付
個別業務の依頼文のみの添付では、当該業務内容が災害協定等に基づくものであるのか明確に判断できない場合があることから、
協定書、及び契約書又は災害活動実績に係る証明書の写し(協定名、災害名、活動実施場所、完了日が証明できるもの)を必ず添付

見直し(R6)

- ・さらに、令和元年災害より5箇年が経過することを踏まえ、災害活動実績の評価に加え、関東地方整備局の
事務所等との「災害協定締結の有無」を評価する試行を追加設定【R6.8～】
(「入札参加者を指名するための基準」-「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)
- ・評価対象は関東地整の事務所等、国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等との災害協定

■災害協定を証明する資料

- ・関東地方整備局の事務所等 : 災害協定書の写し、年度更新における通知文及び依頼文の写し(関東地方整備局の事務所等が発効したもの)
- ・国の機関、地方公共団体、特殊法人等 : 災害協定書の写し、年度更新における通知文及び依頼文の写し(国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等が発効したもの)

【運用:令和6年8月以降(※詳細は、次頁を参照。)]

従前

「災害活動実績」を評価【R2.8～】

見直し

【評価ウェイト見直し】
「災害活動実績」を評価【R2.8～】



【新】
「災害協定締結の有無」を評価【H6.8～】

災害協定等に基づく活動実績の評価

従前：災害活動証明の有無による評価【R2.8～】(評価ウェイト：6点)

地域貢献度			
概要	過去5年間の指定エリア内における災害活動実績を、 総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価 （「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」）		
評価内容	実績内容	評価ウェイト	
		地理的条件 なし	地理的条件 あり※2
	発注事務所における災害活動実績がある	6	3
	発注事務所管内を含む都県内に所在地がある 関東地整の本店・事務所等の災害活動実績がある	4	2
	関東地整管内における災害活動実績がある	2	1
	上記以外	加算しない	
対象	原則、総合評価落札方式で発注される全業務（選択可）		

※1 関東地整管外における災害活動実績がある

特定非常災害により関東地方整備局長から要請を受け、災害活動の実績がある場合に評価する。

※2 地理的条件あり

継続 地域性—地理的条件 ○指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を評価
(「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地理的条件」)

地理的条件【継続】			
概要	指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を総合評価落札方式の 「入札参加者を指名するための基準」で評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地理的条件」)		
評価内容	所在地	評価ウェイト	
		地理的条件 なし	地理的条件 あり
	〇〇〇に本店がある	—	3
	〇〇〇に支店・営業所がある	—	1
	上記以外	—	加算しない
対象	総合評価落札方式で発注され、現場作業(現地踏査等を除く)がある業務		

災害活動証明の有無による評価【R2.8～】(評価ウェイト：4点)

+

災害協定締結の有無による評価【R6.8～】(評価ウェイト：2点)

地域貢献度【評価ウェイト見直し】			
概要	過去5年間の指定エリア内における災害活動実績を、 総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価 （「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」）		
評価内容	実績内容	評価ウェイト	
		地理的条件 なし	地理的条件 あり※2
	発注事務所における災害活動実績がある	4	2
	発注事務所管内を含む都県内に所在地がある 関東地整の本店・事務所等の災害活動実績がある	3	2
	関東地整管内における災害活動実績がある 関東地整管外における災害活動実績がある※1	2	1
	上記以外	加算しない	
+			
地域貢献度【新】			
概要	関東地方整備局管内の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価 注）企業単体との協定を対象とし、協会等の団体との災害協定は含まない。 （「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」）		
評価内容	協定内容	評価ウェイト	
		地理的条件 なし	地理的条件 あり※2
	発注事務所における災害協定の締結あり	2	1
	発注事務所管内を含む都県内に所在地がある 関東地整の事務所等の災害協定の締結あり	1	—
上記以外	加算しない		
対象	原則、総合評価落札方式で発注される全業務（選択可）		

24

+

地域貢献度【新】

概要 関東地方整備局管内の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価
注) 企業単体との協定を対象とし、協会等の団体との災害協定は含まない。
(「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)

評価内容	協定内容	評価ウェイト	
		地理的条件 なし	地理的条件 あり※2
	<u>発注事務所における災害協定の締結あり</u>	2	1
	<u>発注事務所管内を含む都県内に所在地がある 関東地整の事務所等の災害協定の締結あり</u>	1	—
	上記以外	加点しない	
対象	原則、総合評価落札方式で発注される全業務(選択可)		

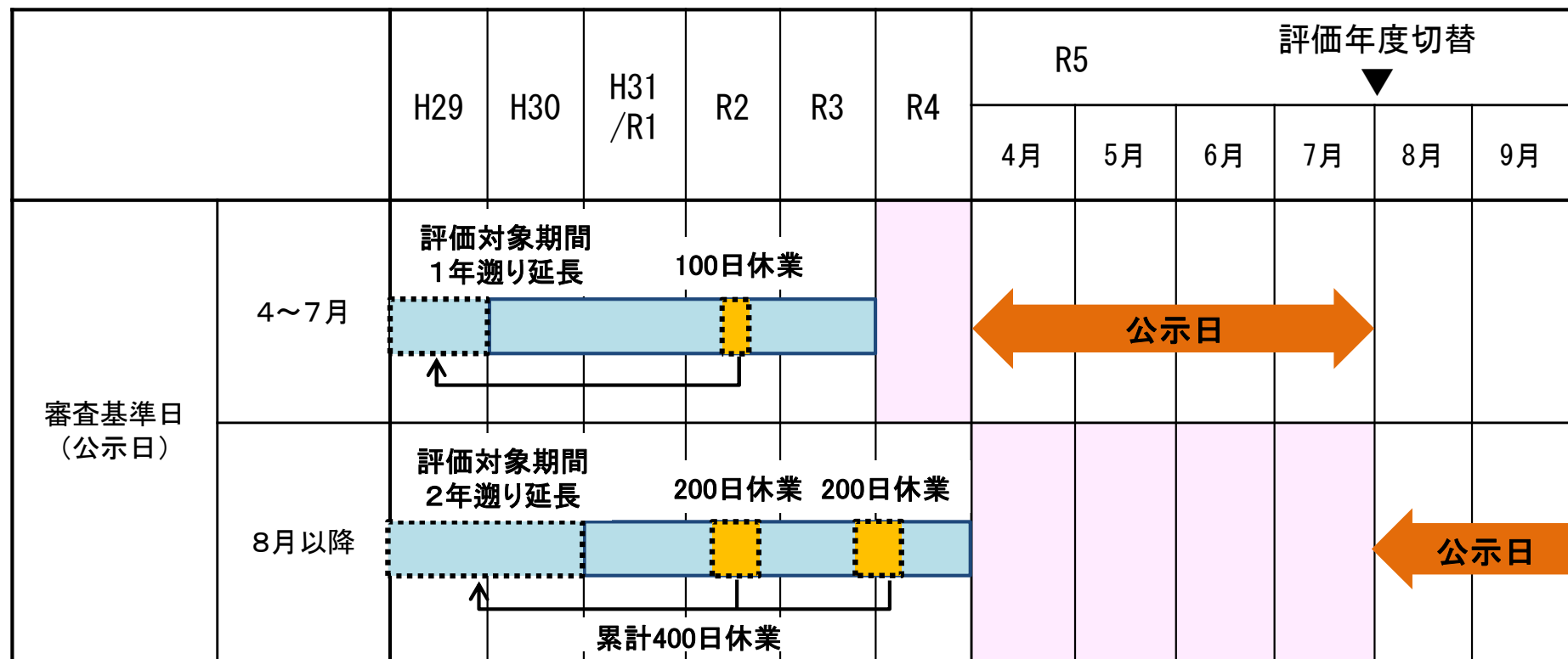
24

【趣旨】WLB への配慮、女性技術者等の活躍支援

【対象】総合評価落札方式、プロポーザル方式(総合評価型)で発注する業務の休業:「労働基準法」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する「産前・産後休業」「育児休業」「介護休業」

【概要】配置予定技術者が、業務実績等の評価対象期間内において、出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合、その期間を遡り、評価対象期間を延長【H28.8～】

■業務成績、優良業務表彰(評価対象期間:過去4箇年)の例



□ : 評価対象期間外

【趣旨】若手技術者の育成・確保

【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務

【概要】公共工事に関する調査及び設計の担い手を育成・確保をするために、技術者に若手を配置した場合に加点評価
技術者に35歳以下の若手を配置した場合に加点評価。【H27.8～】

若手技術者の対象年齢を40歳以下に引き上げて運用を開始【H30.8～】

若手技術者評価の配点を高く見直しし、若手技術者のインセンティブを拡大。【R5.8～】

若手技術者の対象年齢を段階的に評価【R7.8～】

現行評価基準(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理(主任)技術者の 経験及び能力	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の項目で評価する。	
	①管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下または35歳以下)を配置する場合	8
	②上記以外	0

新規評価基準(案)(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理(主任)技術者の 経験及び能力	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の 順位 で評価する。	
	①管理(主任)技術者に若手技術者(35歳以下)を配置する場合	8
	②管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下※)を配置する場合 ※①を除く	5
	③上記以外	0

若手技術者の活用を評価

P（計画）

○試行内容

- ・若手技術者の育成・確保を目的に、管理(主任)技術者に40歳以下または35歳以下の若手を配置した場合に加点評価
- ・H27.8～：試行開始。
- ・H30.8～：若手技術者の対象年齢を40歳以下に引き上げ。
- ・R5.8～：若手技術者評価の配点を高く見直しし、若手技術者のインセンティブを拡大。

現行評価基準(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

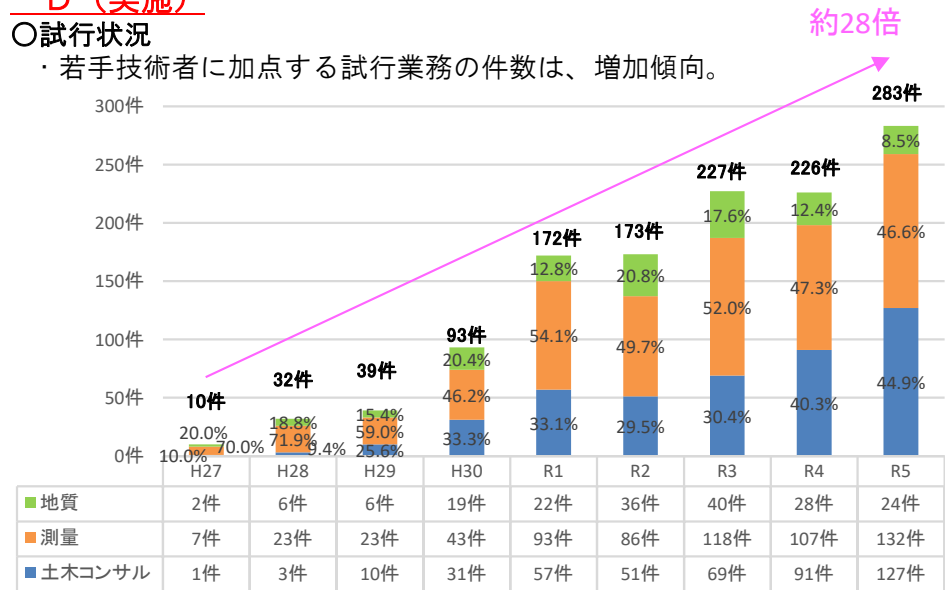
評価項目	判断基準	配点ウェイト
及び能力 管理(主任)技術者の経験	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の項目で評価する。	
業務経験	①管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下または35歳以下)を配置する場合	8
	②上記以外	0

業務毎に業務内容に応じて40歳以下もしくは35歳以下に設定

D（実施）

○試行状況

- ・若手技術者に加点する試行業務の件数は、増加傾向。



A（対応）

○対応

- ・本取組により、企業における若手技術者の育成・確保が促進しており、若手技術者とそれ以外の技術者で業務成績評定点の差は僅少なことから、更なる若手技術者の育成・確保のため、**対象年齢を段階的に評価**する見直しを図る。

見直し(R7)

現行評価基準(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理(主任)技術者の経験及び能力	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の項目で評価する。	
業務経験	①管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下または35歳以下)を配置する場合	8
	②上記以外	0

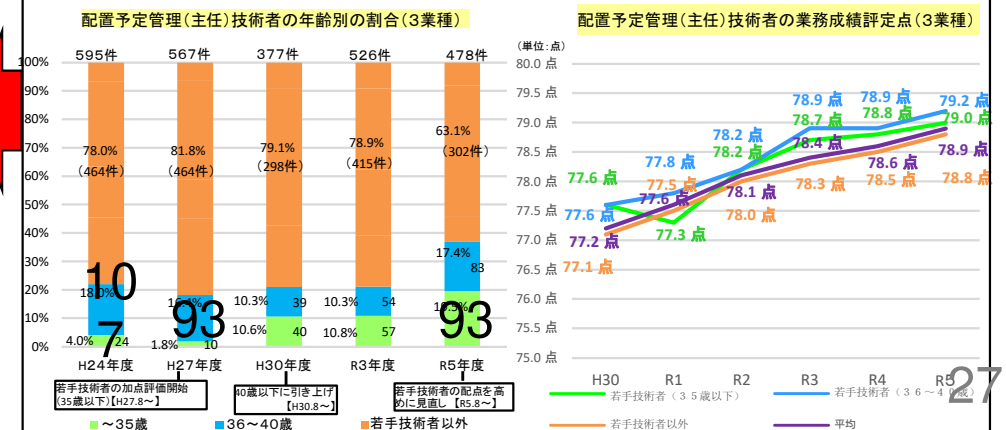
新規評価基準(案)(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理(主任)技術者の経験及び能力	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の順位で評価する。	
業務経験	①管理(主任)技術者に若手技術者(35歳以下)を配置する場合	8
	②管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下※)を配置する場合 ※①を除く	5
	③上記以外	0

C（評価）

○評価

- ・若手技術者を配置した業務件数は、H27年度以前は全体件数の2割程度であったが、R5年度には4割程度まで増加し、企業における若手技術者の育成・確保に変化。
- ・業務成績評定点を比較すると、若手技術者とそれ以外の技術者で**業務成績評定点の差は、僅少**。



【趣旨】 若手・女性技術者の育成・確保

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 関東地整では、建設工事等で活躍している若手・女性の技術者を表彰し、より一層、建設業界の魅力発信や将来の担い手育成、若手・女性の入職促進に資することを目的として、『若手・女性技術者奨励賞』を創設。

こうした建設工事等で活躍されている若手・女性技術者において、『若手・女性技術者奨励賞』を受賞された技術者を加点点評価。【R7.8～】

※若手技術者：毎年度3月31日末時点で35歳以下の方

※女性技術者：年齢制限は設けない

若手・女性技術者奨励賞（事務所長等）を評価項目に新規追加

現行評価基準（プロポーザル方式の例）

評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理（主任）技術者の経験及び能力	令和○年度以降令和○年度末（過去4年間）までに完了した業務において、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験のある者を以下の順位で評価する。	
	①国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長よりを受けた経験がある者。 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。	5
	②発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長より受けた経験がある者。	3

新規評価基準（案）（プロポーザル方式の例）

評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理（主任）技術者の経験及び能力	令和○年度以降令和○年度末（過去4年間）までに完了した業務において、優秀技術者表彰、優良業務表彰等、又は若手・女性技術者奨励賞の表彰を受けた経験のある者を以下の順位で評価する。	
	①国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長よりを受けた経験がある者。 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。	5
	②国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長より受けた経験がある者。	3
	③関東地方整備局発注業務で若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。	1

※総合評価落札方式の場合、「国土交通省等発注業務」を「関東地方整備局発注業務」に読み替えるものとする。

※複数の受賞実績がある場合、最も評価が高くなる1つの実績で評価するものとし、組合せ評価は実施しない。

【趣旨】 働き方改革、担い手確保・育成を重視した評価（ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価）

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されることを目的に、「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業」として、法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する取組を導入。

プラチナえるぼし・えるぼし



プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん



ユースエール



		評価基準	配点
参加表明者の経験及び能力	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けていること。 ○女性活躍推進法に基づく認定等※1 ・プラチナえるぼし、えるぼし認定企業等 ○次世代法に基づく認定※2 ・プラチナくるみん、くるみん（令和4年4月1日以降の基準）認定企業 ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）認定企業 ・トライくるみん、くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業 ○若者雇用促進法に基づく認定※3 ・ユースエール認定企業	0.5点 ※4

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。（同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定・届出のみの企業については本取組の加点の対象としない。）

※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

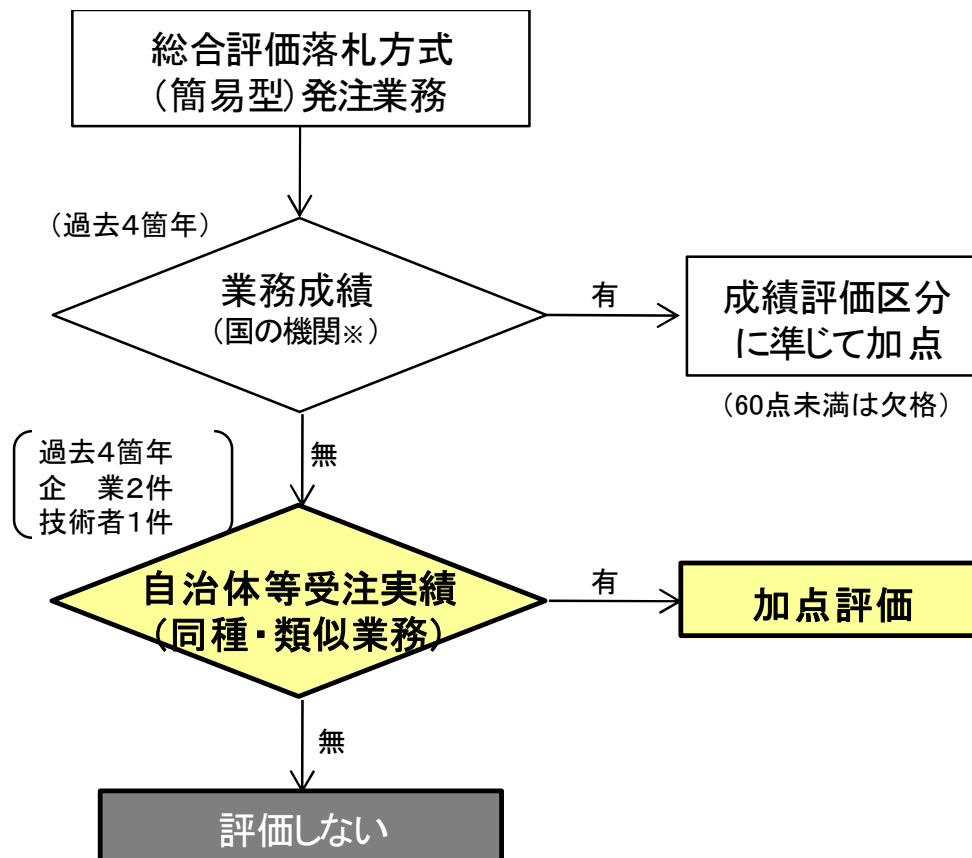
※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4 総合評価落札方式（簡易型1：1）技術点の満点が100点の場合 → 従来の技術点100点＋賃上げ加算点6点＋W.L.B加算点0.5点とし合計106.5点

【趣旨】整備局の実績が無い者(地域コンサルや新規参入者)は、業務成績の評価が低くなってしまうため、整備局以外(自治体等)の業務実績を評価し、入札参加機会の拡大を図る

【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務

【概要】企業・技術者ともに国の機関※¹発注業務の同種・類似業務実績を有さず、関東地整管内の自治体等発注業務の実績を有する場合は業務実績として認める(過去4箇年に企業2件※²、技術者1件※³以上)
発注業務と同業種区分の業務成績(過去4箇年)を有していない場合でも、上記受注実績が確認できれば、「業務成績」の評価において加点(港湾空港、建築コンを除く)



【対象となる自治体等】

- ・関東地整管内の都県、政令市
- ・ " の特殊法人、地方公社
- ・ " の大規模な工事を行う公益民間企業

※1 国の機関：関東地整を除く本省内部を除く国土交通省(国土地理院、国総研等を含む)、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(農業、漁港、港湾空港を除く)

※2 同一の自治体等の発注業務であること

※3 企業実績と同一の自治体等の発注業務であること

※4 その他の適用要件等の詳細については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」を参照

実施能力評価拡大型(新規契約の有無を評価)

【趣旨】関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する評価方法の試行

【対象】総合評価落札方式(簡易型1:1)で発注する業務のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において、本試行を選択することができる。

【概要】企業・技術者の実績評価を緩和することにより、関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促し、継続的な業務の担い手企業の裾野を広げることを期待し、試行開始。

【R4.8~】

新規参入者の参入を更に促す取組として、「**新規契約の有無**」を評価。【R7.8~】

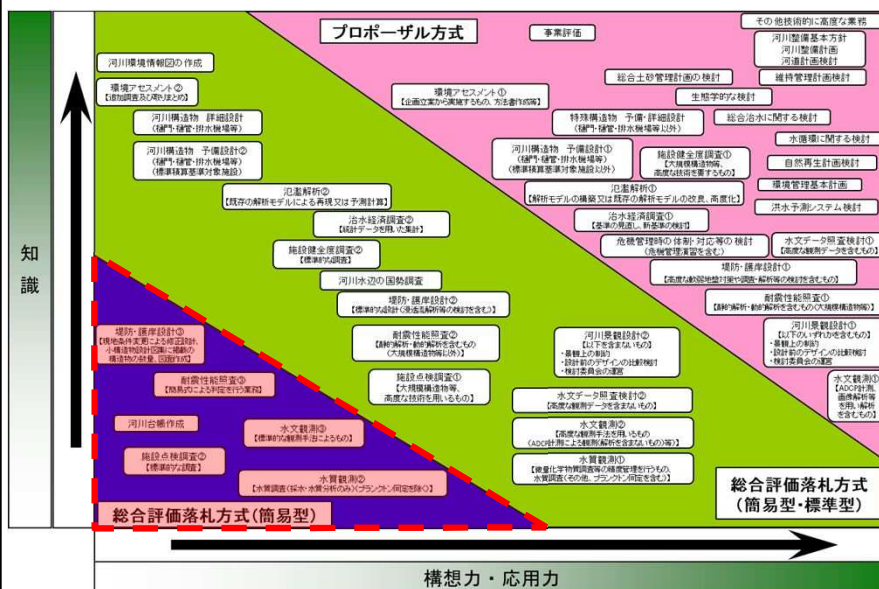
業務対象

○実施能力評価拡大型の試行対象

土木コン、測量、地質の3業種における総合評価(簡易型1:1)のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において下記事項を参考に選択する。

- ・不調・不落が多い業務
- ・地域の担い手確保が必要な業務

発注方式選定表



※発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会(令和4年度第1回)資料から加筆修正。関東地方整備局では、価格競争方式を総合評価落札方式(簡易型)で運用

- ・参加表明書、技術提案書の提出は同時提出。
 - ・企業・技術者の実績評価を緩和(成績・表彰の評価を省略)
 - ・「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」の項目については、「工程計画・技術的課題」と変更し、資料作成の省力化。
 - ・「企業の資格・実績」に「**新規契約の有無**」の項目を追加。
- ※各年度において、関東地方整備局発注業務の受注が無い企業に加点評価。

総合評価落札方式(簡易型1:1)「実施能力評価拡大型」の配点例

現行評価基準の例

評価項目	配点
【企業の評価】	
技術部門登録	3
同種・類似業務の実績	9
地理的条件	10
地域貢献度(災害活動実績)	2
地域貢献度(災害協定)	1
小計	25
【管理(主任)技術者の評価】	
資格・実績	15
小計	
【工程計画・技術的課題】	60
配点の合計	100

新規評価基準(案)の例

評価項目	配点
【企業の評価】	
技術部門登録	3
同種・類似業務の実績	4
地理的条件	10
地域貢献度(災害活動実績)	2
地域貢献度(災害協定)	1
新規契約の有無	5
小計	25
【管理(主任)技術者の評価】	
資格・実績	15
小計	
【工程計画・技術的課題】	60
配点の合計	100

実施能力評価拡大型(新規契約の有無を評価)

P (計画)

○試行内容(実施能力評価拡大型)

- 企業・技術者の実績評価を緩和することにより、関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促し、継続的な業務の担い手企業の裾野を拡げることを期待しR4.8より試行開始。

評価項目	詳細項目	評価点
技術点を算出するための基準	企業の評価	40%
	資格・実績	
	資格要件	
	業務経験	
管理(主任)技術者の評価	資格・実績	40%
	資格要件	
	継続教育取組実績	
	業務経験	
工程計画・技術的課題	資格・実績	60%
	資格要件	
	継続教育取組実績	
	業務経験	

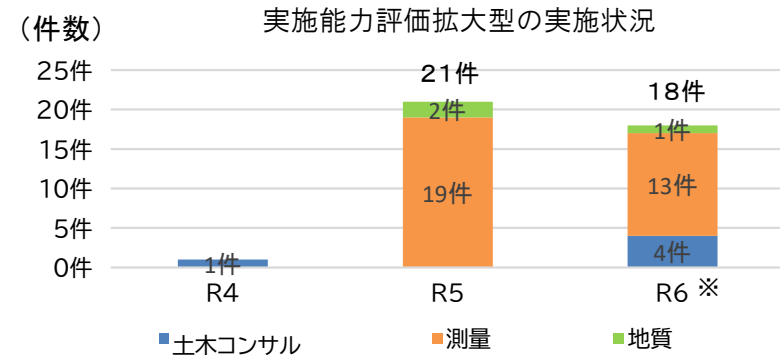
企業・技術者の実績評価を緩和
(下記の評価を省略)

成績・表彰	業務成績評価
成績・表彰	優良業務表彰等の経験
成績・表彰	業務成績評価
成績・表彰	優良業務表彰等の経験

D (実施)

○試行状況

- 「実施能力評価拡大型」のR4年度の件数は1件であったが、R5年度以降は20件程度実施。



※R6はR6.12月末時点の件数

A (対応)

○対応

- 新規参入者の参入を更に促す取組として、「新規契約の有無」を評価。
- ※各年度において、関東地方整備局発注業務の受注が無い企業に加点評価。

総合評価落札方式(簡易型1:1)「実施能力評価拡大型」の配点例

現行評価基準の例

評価項目	配点
【企業の評価】	
技術部門登録	3
同種・類似業務の実績	9
地理的条件	10
地域貢献度(災害活動実績)	2
地域貢献度(災害協定)	1
小計	25
【管理(主任)技術者の評価】	
資格・実績	15
小計	
【工程計画・技術的課題】	60
配点の合計	100

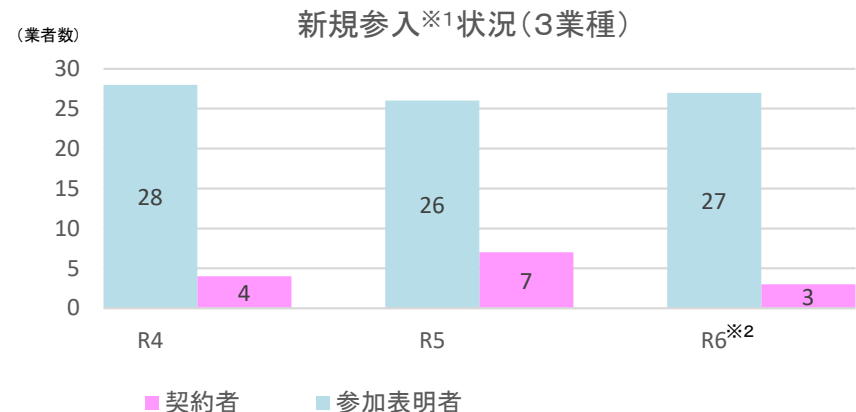
新規評価基準(案)の例

評価項目	配点
【企業の評価】	
技術部門登録	3
同種・類似業務の実績	4
地理的条件	10
地域貢献度(災害活動実績)	2
地域貢献度(災害協定)	1
新規契約の有無	5
小計	25
【管理(主任)技術者の評価】	
資格・実績	15
小計	
【工程計画・技術的課題】	60
配点の合計	100

C (評価)

○評価

- 関東地方整備局発注業務の受注実績(過去10年)が無い企業における新規参入としては、R4～6において一定程度は存在しているが、担い手企業の十分な裾野拡大までには至っていない状況。



※1 過去10年以上、関東地方整備局の受注実績が無い企業

※2 R6.12月末時点

技術力が十分発揮できる競争環境の確保

分離発注の徹底

【趣旨】担い手の育成・確保

【対象】測量、地質調査、設計等の業務

【概要】業種区分に応じた分離発注を原則とする。

やむを得ず複合業務とする場合は設計共同体(異業種JV)を資格要件とするなど競争環境を確保する。

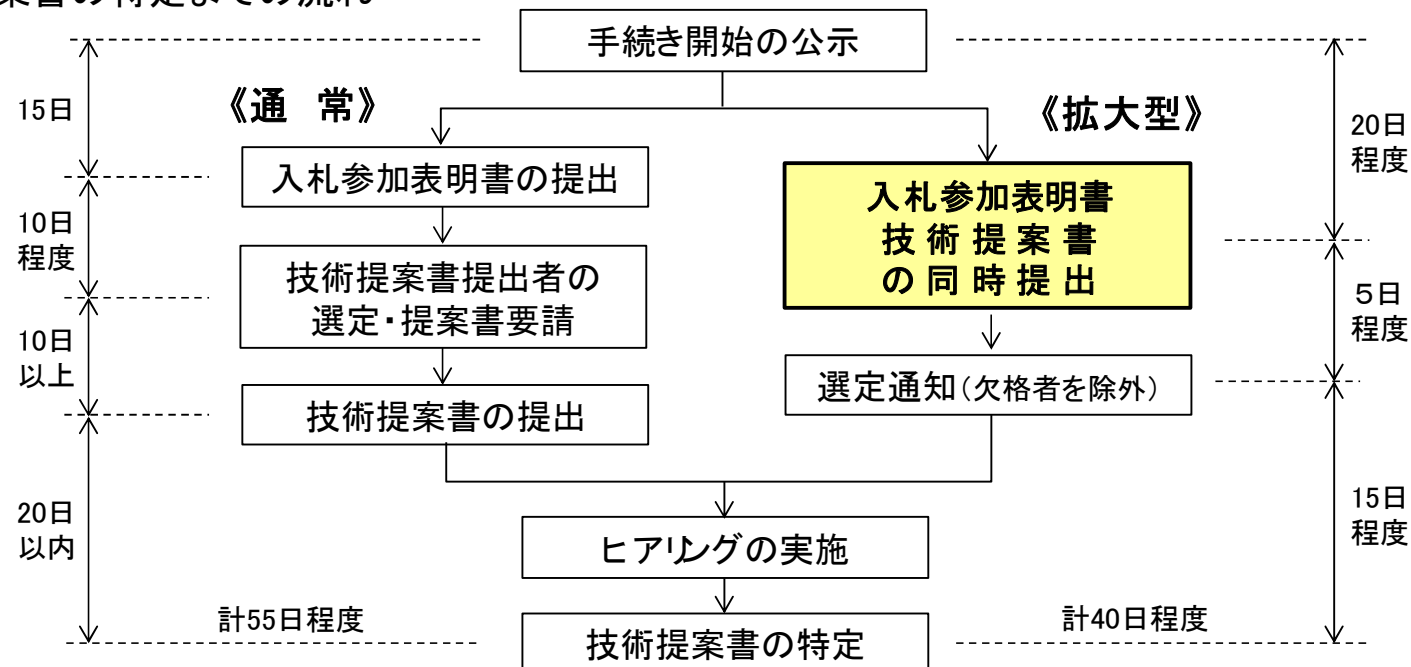
拡大型プロポーザル方式の導入

【趣旨】品質向上

【対象】簡易公募型プロポーザル方式(準ずる含む)で発注する業務

【概要】幅広く技術提案を求めた方が成果の品質向上が望める場合(特殊な業務のため実績が少ない、技術的難易度が非常に高い等)は、技術提案書提出者の選定(欠格者は除く)を行わず、入札参加者全員の技術提案書を評価。【H25.10～】

■技術提案書の特定までの流れ



業務成績評点の評価基準

【趣旨】 全国統一的な評価、技術力による選定

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価に見直し【R3.8～】

これまで(R3. 7末まで)

優先順位1位

① 関東地整発注業務の平均成績評定

保有する平均業務成績評定点に沿って評価

優先順位2位(①を有しない場合に限る)

② 関東地整を除く国交省等※1発注業務の平均成績評定

保有する平均業務成績評定点に沿って評価

優先順位3位(①、②を有しない場合に限る)

③ ※2自治体等実績、マネージメント経験、技術的経験
※2⇒30ページ参照

6割ウェイト
(=③77点以上78点未満と同等に評価)

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	79点以上
②	80%	78点以上～79点未満
③	60%	77点以上～78点未満
④	40%	76点以上～77点未満
⑤	20%	75点以上～76点未満
⑥	0%	60点以上～75点未満

現在(R3. 8から適用)

優先順位1位

① 全国の国交省等※1発注業務(テクリス登録済)の平均成績評定

保有する平均業務成績評定点に沿って評価

優先順位2位(①を有しない場合に限る)

② ※2自治体等実績、マネージメント経験、技術的経験
※2⇒30ページ参照

6割ウェイト
(=③78点以上79点未満と同等に評価)

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

※評価区分については、次頁参照

※本ページは【R3.8～】の評価区分を示したものであり、【R8.8～】見直し直しの評価区分細分化は、別途ページにて示しています。

※1 国交省等：国土交通省地方整備局等(北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、国土交通省本省内部を除く、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(農業、漁港、港湾空港関係を除く))

優良業務表彰等の評価基準

【趣旨】 全国統一的な評価、海外実績、業務のマネジメント力など高い技術力を有する企業・技術者の参加機会拡大

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 ◆プロポーザルは「全国実績」で評価、総合評価は「関東地整実績」で評価【R3.8～】

◆海外インフラプロジェクト業務表彰の評価

⇒大臣表彰は「局長」表彰、大臣奨励賞は「部長・事務所長」表彰と同等に評価

◆事業促進PPP業務における管理(主任)技術者の経験を「部長・事務所長」表彰と同等に評価※1、※2、※3

これまで(R3. 7末まで)

企業

配点	
① 関東地整発注業務における局長表彰の経験	① 5点
② 関東地整発注業務における部長・事務所長表彰の経験 関東地整以外の国交省発注業務における優良業務表彰の経験	② 3点
③ 実績なし	③ 0点

技術者

配点	
① 関東地整発注業務における優良業務、技術者表彰の経験	① 5点
② 関東地整以外の国交省発注業務における優良業務、技術者表彰の経験	② 3点
③ 実績なし	③ 0点

※1 1-⑤参照

※2 プロポーザル方式で発注される業務に限る

※3 過去4年度+公示日までに事業促進PPP業務の管理技術者または、主任技術者として携わった実績がある。
ただし、上記の事業促進PPP業務の平均業務成績評定が78点以上の場合に限る

※4 優秀技術者表彰経験又は優良業務表彰を受けた業務に携わったことをテクリスで確認できる場合に評価

※5 2-⑥参照

現在(R3. 8から適用)

企業

配点	
① 局長表彰の経験(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験)	① 5点
② 部長・事務所長表彰の経験(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験)	② 3点
③ 実績なし	③ 0点

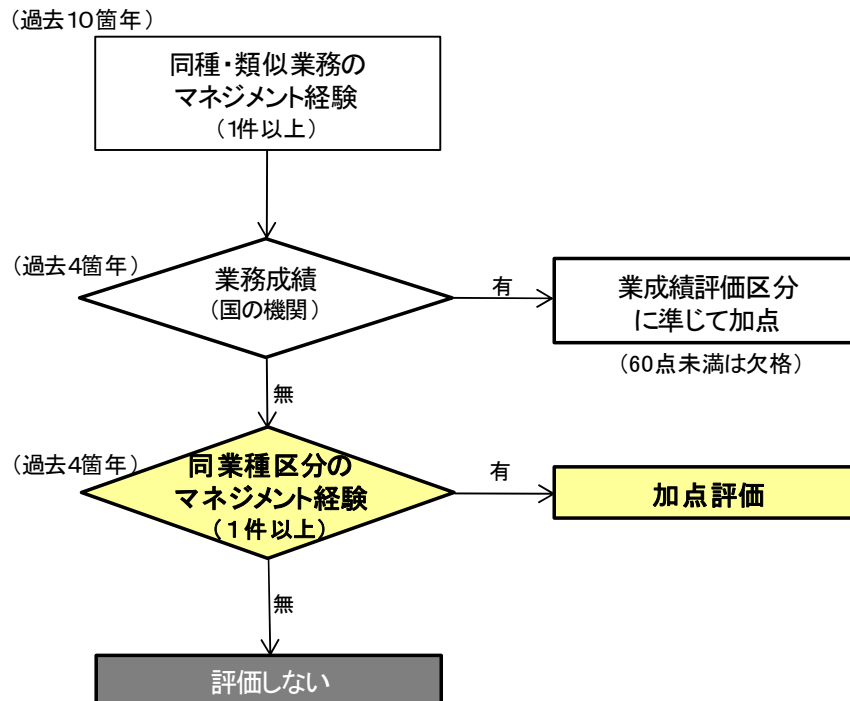
技術者

配点	
① ・局長表彰の経験※4(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験) ・海外インフラプロジェクト業務の大臣表彰※5	① 5点
② ・部長・事務所長表彰の経験※4(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験) ・海外インフラプロジェクト業務の大臣奨励賞※5 ・過去4年度間の事業促進PPP業務における管理・主任技術者の経験※1、※2、※3	② 3点
③ 実績なし	③ 0点

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

マネジメント経験の実績を評価

- 発注業務の同種・類似業務のマネジメント経験※を同種・類似業務実績として認め、入札参加が可能。
- 国の機関の業務成績(過去4箇年)を有していない場合、過去4箇年に発注業務と同業種区分の業務を1件以上マネジメントした経験を有する場合は「業務成績」の評価において加点する。



※マネジメント経験者

以下のいずれかの立場で、同種・類似業務のマネジメント経験がある者

- ① 建設コンサルタント登録規程第3条の一に該当する入札説明書(個別)に記載する部門の技術管理者
- ② 地質調査業者登録規程第3条の一に該当する技術管理者
- ③ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上

業務実績要件の緩和(試行)における技術的経験

- 拡大型プロポーザル方式において、先進的な内容などの実績が少ない業務において、同種・類似業務実績を求めることで参加者を過度に制限し、より高い技術力を有する企業を排除する可能性がある場合などに適用
- 業務実績が無い場合でも、技術的経験が評価されれば「業務成績」の評価において加点。

○「技術的経験」とは

◆企業の技術的経験

技術提案書の提出者が、特定テーマに関する技術提案内容の実現に必要な技術を、国・特殊法人・地方公共団体等発注の業務・役務で活用した実績、研究機関との研究において活用した実績。

◆配置予定技術者(管理技術者)の技術的経験

配置予定技術者が、特定テーマに関する技術提案内容の実現に必要な技術を、国・特殊法人・地方公共団体等発注の業務・役務で活用した実績、研究機関との研究において活用した実績、研究機関で研究を行った実績。

(技術的経験の業務内容が本業務と同様であることは要さない)

※ その他の適用要件等の詳細については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」を参照

【趣旨】「履行期限の平準化」の取組み推進（繰越制度の活用等）等への対応

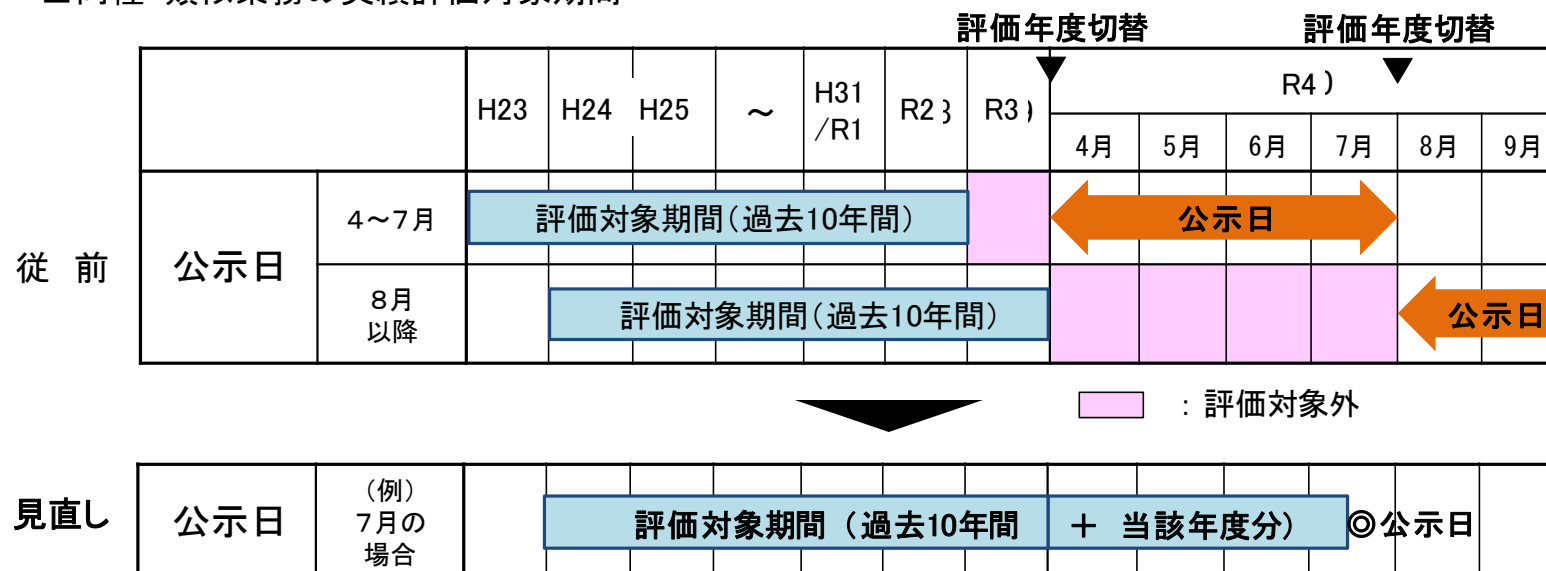
【対象】同種・類似業務実績を求める業務

【概要】○評価年度の切替を4月とし、過去10年＋当該年度の公示日までに完了した業務が

対象となるよう見直し【H28.4公示～】

○評価対象期間内に出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合は、所定の期間を延長（業務実績等の評価対象期間の延長（休業考慮）を適用）

■同種・類似業務の実績評価対象期間



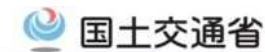
【趣旨】 海外進出や国内外の技術者の相互活用の促進

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 ・海外インフラプロジェクト技術者認定を受けた同種・類似業務を実績と認める【R3.4～】

・海外インフラプロジェクト表彰を受賞した技術者を、配置予定技術者の優良表彰の評価において加点評価

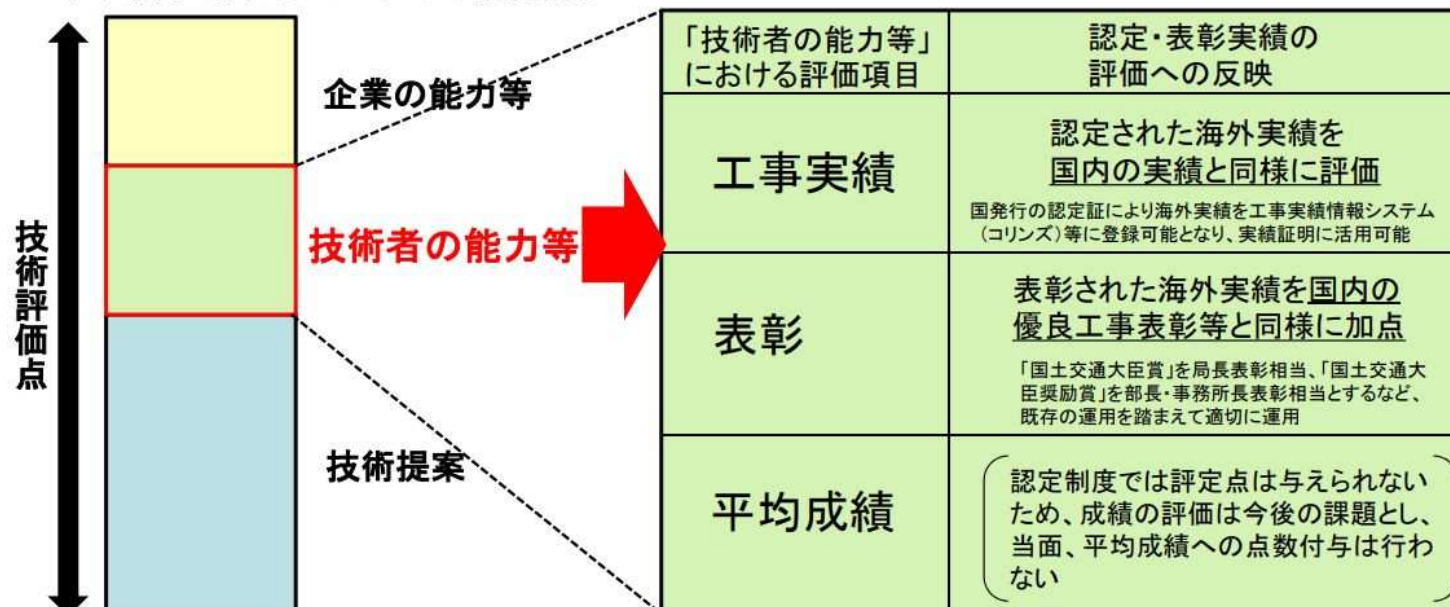
認定・表彰された実績の直轄工事・業務における評価



- 本制度による海外プロジェクトの認定・表彰実績を令和3年4月1日以降に入札契約手続を開始する直轄工事・業務の入札・契約から評価に活用。
- 認定実績を同種工事等の実績として認めるとともに、表彰実績を国内での優良工事表彰等と同等に加点評価。
- 直轄工事等で海外工事等の実績が国内実績と同様に評価されることで、技術者が海外で活躍できる環境を整備。

■直轄工事等における認定・表彰の評価への活用(イメージ)

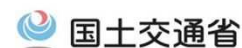
総合評価落札方式における技術評価



※工事の「技術提案評価型」の場合の例

- 【趣旨】 品質確保のため、より高い技術力を有する技術者の参加機会の確保(手持ち業務量による受注制限を改善)
働き方改革等への配慮から、件数は変更せず、状況の変化※のみを考慮
- 【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務
- 【概要】 配置予定管理(主任)技術者の手持ち業務量の金額上限見直し【R3.4～】

手持ち業務量の緩和



- 建設コンサルタント業務等は、管理技術者等が個々の業務の担当技術者を統括して、複数の業務を同時進行で実施することが通常
- 業務量の集中、労働条件の悪化等による業務成果品の品質低下を防ぐため、手持ち業務量を設定

建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について

建設省厚契発第 43 号平成 12 年 12 月 6 日

(略)

4) 業務実施上の条件

① 配置予定技術者 に対する要件は、以下のとおりとする

・手持ち業務量

平成○年○月○日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む)

管理技術者: 全ての手持ち業務の契約金額合計が
○円未満かつ手持ち業務の件数が○件未満である者

(略)

【注:「手持ち業務」は契約金額が500万円以上の業務を対象とする。】

【注:「○円」は4億円程度、「○件」は10件程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】

(以下略)

【状況の変化】

<新たな業種の発生>

- ・事業促進PPPの導入・拡大(H24から導入)
- ・当該業務の契約金額は概ね120百万円/件

<契約額の変化>

- ・当時は平均契約額を4,000万円/件を想定と思料
- ・R1年度完了業務の平均は約4,500万円/件
発注ロットの変化等が原因と思料



- ・手持ちの金額が、上限に達しやすくなっており、災害復旧等、緊急時への対応に支障が生じる懸念が有
- ・新たな業種の発生や契約額の変化・物価の変動等を考慮した上で、手持ち金額を緩和すべきではないか

入札説明書 共通事項
配置予定技術者に対する要件
管理(主任)技術者

ウ) 手持ち業務量の制限
契約額の合計が4億円未満
かつ契約件数の合計が10件未満
であることを標準とする。
(以下略)



ウ) 手持ち業務量の制限
契約額の合計が5億円未満
かつ契約件数の合計が10件未満
であることを標準とする。
(以下略)

※手持ち業務の中に低入札契約が含まれている場合は、2.5億円、5件未満に変更。

【趣旨】照査技術者の配置要件の見直し

【対象】総合評価落札方式・プロポーザル方式（詳細設計等の照査技術者を配置する業務）

【概要】適性の品質を確保する上で、照査技術者は重要であり、知識や経験が求められる。

照査技術者の要件として、過去10年以内の管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験（同種・類似業務）の経験実績を求めていることから、照査業務のみを行うベテラン技術者の場合、配置要件を満たさなくなる。建設コンサルタントの技術者不足が指摘される中、ベテラン技術者の豊かな知識・経験が生かし、照査技術者を継続的に行えるように要件を見直す。【R4.8～】

設定条件

業務経験ー過去10年間の同種・類似業務の実績として、照査技術者の実績を追加。【見直し】

技術力ー過去4年間の業務成績評点に、照査技術者として携わった業務の業務評定点を追加。【見直し】

指名・選定			現行 評価基準
資格・実績	業務経験	同種・類似業務の実績	管理（主任）・担当技術者の実績
成績・表彰	技術力	業務成績評点	管理（主任）・担当技術者で携わった業務の業務評定点

技術評価点算出・特定			現行 評価基準
資格・実績	業務経験	同種・類似業務の実績	管理（主任）・担当技術者の実績
成績・表彰	技術力	業務成績評点	管理（主任）・担当技術者で携わった業務の業務評定点



見直し（案） 評価基準		
管理（主任）・担当	・ <u>照査</u> 技術者の実績	
管理（主任）・担当	・ <u>照査</u> 技術者で携わった業務の業務評定点	

見直し（案） 評価基準		
管理（主任）・担当	・ <u>照査</u> 技術者の実績	
管理（主任）・担当	・ <u>照査</u> 技術者で携わった業務の業務評定点	

※国土地理院で発注されている業務においては、担当技術者ではなく、作業班長として登録されているもの

発注者支援業務等の継続教育取組実績CPDの評価

- 【趣旨】他の総合評価においても、すべての業務で管理技術者のCPD加点評価を実施しているため、
発注者支援業務等でも加点評価。
- 【対象】一般競争入札(総合評価落札方式 簡易型1:1 及び 標準1:2)で発注する業務
- 【概要】市場化テストも終了し、発注者支援業務等の品質確保の観点から、継続教育を行い技術の
研鑽に取り組んでいる管理技術者について継続教育取組実績CPDの取得状況に加点評価。【R5.8～】

発注者支援業務 標準型1:2の例

評価項目			業務分野別の評価基準			総合評価 (標準型)
			工事監督支援	積算技術	技術審査	
管理技術者	資格要件	技術者資格等	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①5 ⇒ 4 ②3 ⇒ 2
	継続教育取組実績 CPDの取得状況					1
	専門技術力	業務執行技術力	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。			①5 ②3
情報収集力	地域精進度		①事務所等管内における同種又は類似業務の実績がある。 ②事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務の実績がある。 ③整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ④事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務の実績がある。 ⑤その他(①～④以外)			①5 ②4 ③3 ④2 ⑤0
			① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①、②以外	※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された予定担当技術者の上位1名の評価値とする。		①5 ②3 ③0
担当技術者等の経験	予定担当技術者等の専門技術力					
実施方針等	業務理解度		業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。			10
	実施体制		下記の場合に優位に評価する。 ・担当技術者(管理技術者は対象外)の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。			20
技術提案	本業務における留意点	的確性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。			20
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			10

対象業務

	業務名
発注者支援業務等	積算技術業務
	技術審査業務
	工事監督支援業務
	河川巡視業務
	河川許可審査支援業務
	ダム管理支援業務
	堰・排水機場等管理支援業務
	道路許可審査・適正化指導業務
その他	用地補償総合技術業務
	調査設計資料作成業務
	用地調査点検等技術業務
	裁決申請等関係資料作成整理等業務及び災害復旧用地関係資料作成整理等業務
	施工体制調査業務

- ・建設系CPD協議会の構成団体
- ・測量系CPD協議会
- ・補償コンサルタントCPD協議会

各々協議会が発行するCPDの登録
証明書等があり、推奨する単位を満
たしている場合に評価

【趣旨】成果品の品質向上(幅広い技術的な知識と業務に関連する専門的な知識(施設分野)に基づく技術的判断が可能となる。)

【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する橋梁点検(診断)業務※で選択可とする。

(※橋梁点検(診断)業務のうち、担当技術者の資格要件に組合せ加点による評価を試行する業務を対象とする。)

【概要】技術士等の資格に、業務内容に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録技術者資格」と組み合わせて加点する。【R5.4～】

R4.8 関東地整 運用ガイドライン

(登録技術者資格の対象業務で担当技術者の位置づけがある場合)

(資格)

○ 国土交通省登録技術者資格

担当技術者：(施設分野：橋梁(鋼橋)、業務：点検)

- | | |
|------|---|
| ① あり | 2 |
| ② なし | 0 |



R5.4 関東地整(試行)

(登録技術者資格の対象業務で担当技術者の位置づけがある場合)

(資格)

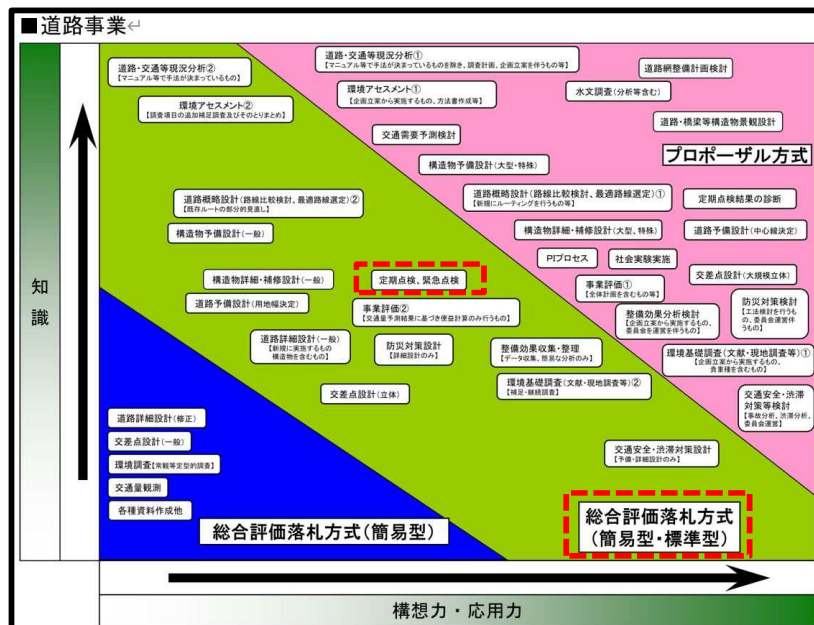
- | | |
|---------------------------------|---|
| ① 技術士 | 6 |
| 博士又はこれと同等の学位 ※研究業務の場合 | |
| ② 国土交通省登録技術者資格 | 2 |
| 1 (RCCM、土木学会認定技術者) | |
| 2 (RCCM、土木学会認定技術者 以外) | |
| ③ 上記以外のもの | 1 |
| (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの) | |
| ④ ①～③以外の場合は指名しない | |
| ※評価に当たっては、配置予定担当技術者の平均を持って評価する。 | |

R5試行 配点順

- | | |
|----------------|---------|
| 1) ①+② 2 | 8 (6+2) |
| 2) ① | 6 |
| 3) ② 1 + ② 2 | 4 (2+2) |
| 4) ② 1 または ② 2 | 2 |
| 5) ③ | 1 |

【組合せ評価に当たっての前提条件】

- 技術士とRCCM・土木学会認定技術者は、共に、「幅広い技術的な知識を持つ資格」であるため、双方の組合せによる加点は行わないものとする。
- 国土交通省登録技術者資格をRCCM・土木学会認定技術者とそれ以外に分割し、RCCM・土木学会認定技術者以外の国土交通省登録技術者資格を「専門的な知識をもつ資格」とし、組合せ加点の対象とする。(国土交通省登録技術者資格の一例：橋梁点検士、コンクリート点検士、RCCM(鋼構造及びコンクリート)など。)



【趣旨】 インフラ分野のDXに係る優れた取組を評価

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 令和4年度から新たに、建設生産プロセスの高度化、効率化、国民サービスの向上等の改革につながる優れた実績をベストプラクティスとして横展開するため、「インフラDX大賞」が創設。また、関東地整においても、令和5年度より「関東インフラDX大賞」を創設。こうした公共工事等の品質確保や生産性向上等、建設生産プロセスの高度化に関する取組を表彰された企業に加点評価。【R6.8～】

インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)及び関東インフラDX大賞(局長、事務所長)を評価項目に新規追加

現行評価基準(プロポーザル方式の例)

評価項目	判断基準	配点 ウェイト
参加表明者の経験及び能力	令和○年度以降令和○年度末(過去2年間)までに完了した業務において、優良業務表彰の経験のある者を以下の順位で評価する。	
	①国土交通省等発注業務で優良業務表彰「局長表彰」を受けた経験がある者。	5
	②国土交通省等発注業務で優良業務表彰「部長表彰」または「事務所長表彰」を受けた経験がある者。	3

新規評価基準(案)(プロポーザル方式の例)

評価項目	判断基準	配点 ウェイト
参加表明者の経験及び能力	令和○年度以降令和○年度末(過去2年間)までに完了した業務において、優良業務表彰(局長、部長、事務所長)、インフラDX大賞(工事・業務部門における国土交通大臣賞、優秀賞)または関東インフラDX大賞(局長、事務所長)の経験のある者を以下の順位で評価する。	
	①国土交通省等発注業務で優良業務表彰「局長表彰」を受けた経験がある者。	5
	②国土交通省等発注業務で優良業務表彰「部長表彰」または「事務所長表彰」を受けた経験がある者。	3
	③インフラDX大賞(工事・業務分野における国土交通大臣賞、優秀賞)を受けた経験があるもの。	3
	④関東インフラDX大賞(局長)を受けた経験があるもの。	2
	⑤関東インフラDX大賞(事務所長)を受けた経験があるもの。	1

※総合評価落札方式の場合、「国土交通省等発注業務」を「関東地方整備局発注業務」に読み替えるものとする。

※複数の受賞実績がある場合、最も評価が高くなる1つの実績で評価するものとし、組合せ評価は実施しない。

事務手続きの効率化

趣旨 働き方改革、労働基準法改正(残業時間の上限規制)を受けた再改善(感染症拡大防止効果も期待)

対象 資料閲覧を行う全業務(原則、契約中の業務も含む)

概要 過年度成果等の資料閲覧時に、クラウドを介した電子成果品の一時コピーを認めることで、発注事務所等へ移動せずに、自社において資料閲覧を行える方式に改善。

現行(新試行:R2.9~)

- クラウドを活用した電子成果品データ等の一時DL、閲覧を可とする。※電子データが無い資料を除く
- 従来FAXで行っていた閲覧申請をメール申請に改善。誓約書もメール提出可。(R2.12~改善)

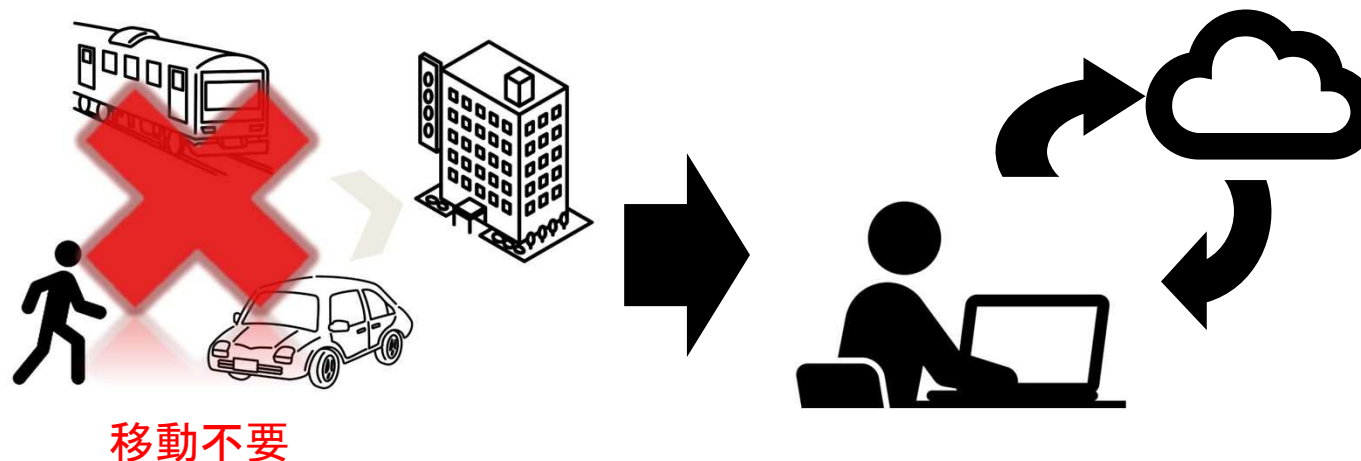
期待される効果

主に受注者側の働き方改革に寄与

- 閲覧会場への移動が不要(自社でDL、一時複製、閲覧が可能) など

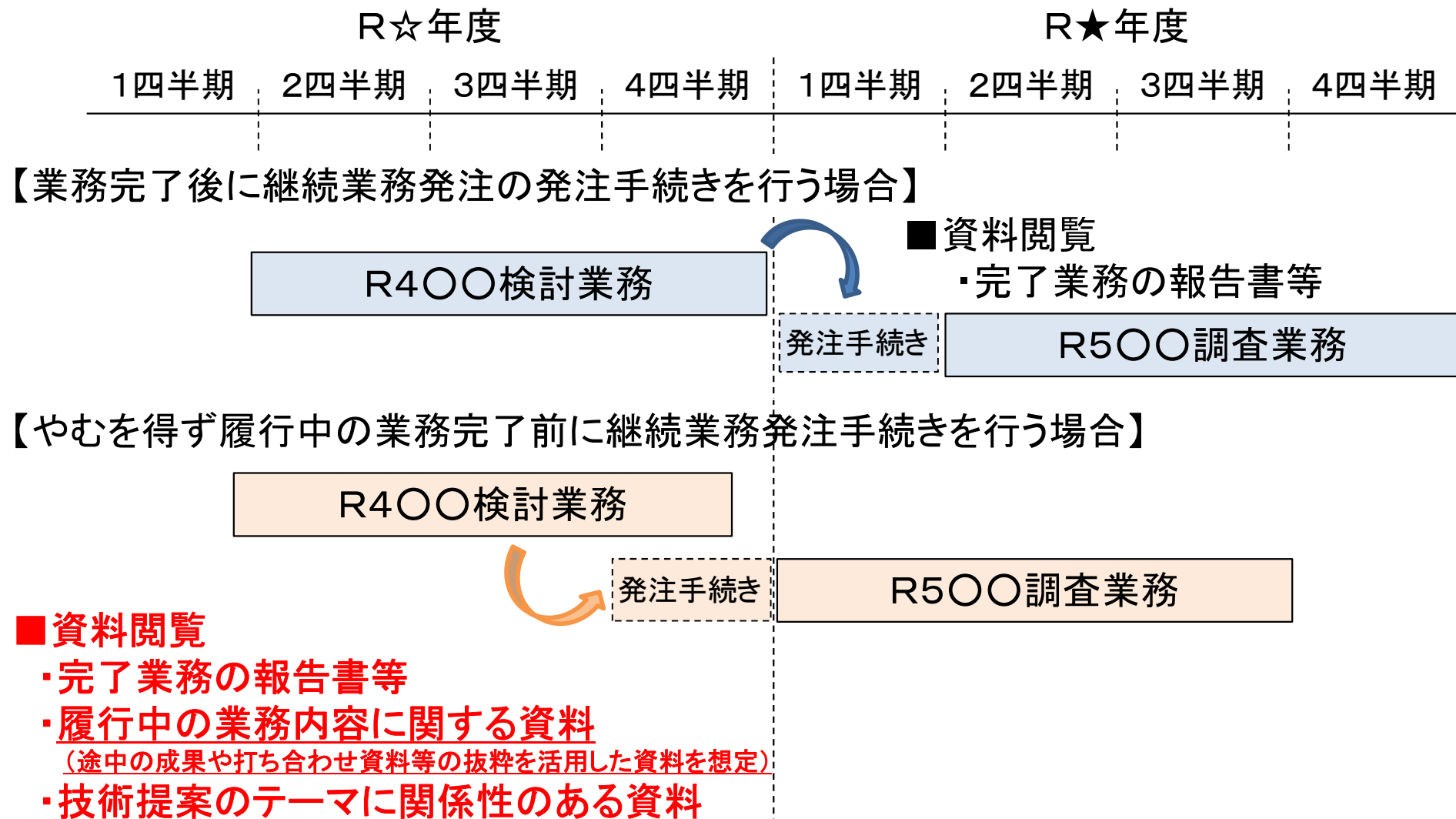
留意事項

- 電子データの取扱い(セキュリティ対策)として、誓約書提出を義務づけ
- 電子成果品が無い(電子成果品以前の業務成果など)場合は、従前通りの閲覧(紙成果)で実施



○資料閲覧の実施方法

- ・ R 2 年度よりクラウドを活用した資料閲覧を実施
→ 資料閲覧は事務所へ来所することなく電子データにて資料閲覧を実施



◆入札説明書等の記載の簡素化

【趣旨】入札参加にかかる作業(受注者)、評価作業(発注者)の負担軽減 等

【対象】プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

【概要】・入札説明書等の記載内容見直し・共通事項のホームページ掲載

・指名選定時等の評価方法見直し・参加表明書添付資料の簡素化

・総合評価落札方式(簡易型)の技術提案書記載内容の見直し・過剰記載の抑制【H27.8～】

・実施方針における評価ポイントの明確化【H28.8～】

■技術提案書の記載内容

項 目	従 前	試 行
実施方針	業務を実施する上での着目点を抽出し、それを踏まえた実施方針、品質管理等について記載。 ※着眼点は複数記載可	発注者が提示する、成果の品質に関わる事項 業務のクリティカルパス 等 における課題(留意点)とその理由及び具体的な対応方針を記載。 ※課題は最も重要と考えられる1項目を記載。
実施手順	業務実施手順を示す実施フローを記載。	従前通り。
工程表	業務量の把握状況を示す工程計画を記載。	従前通り。
その他	有益な代替案、重要な指摘事項について記載。	—

◆入札公告資料の合理化

趣旨)事務負担の軽減、記載ミスの防止

対象)プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

概要)入札説明書(個別)等に記載されている資格要件や参加表明書の提出期限などの

必要事項を定型様式にとりまとめ、入札説明書(個別)に添付。【R2.4～】

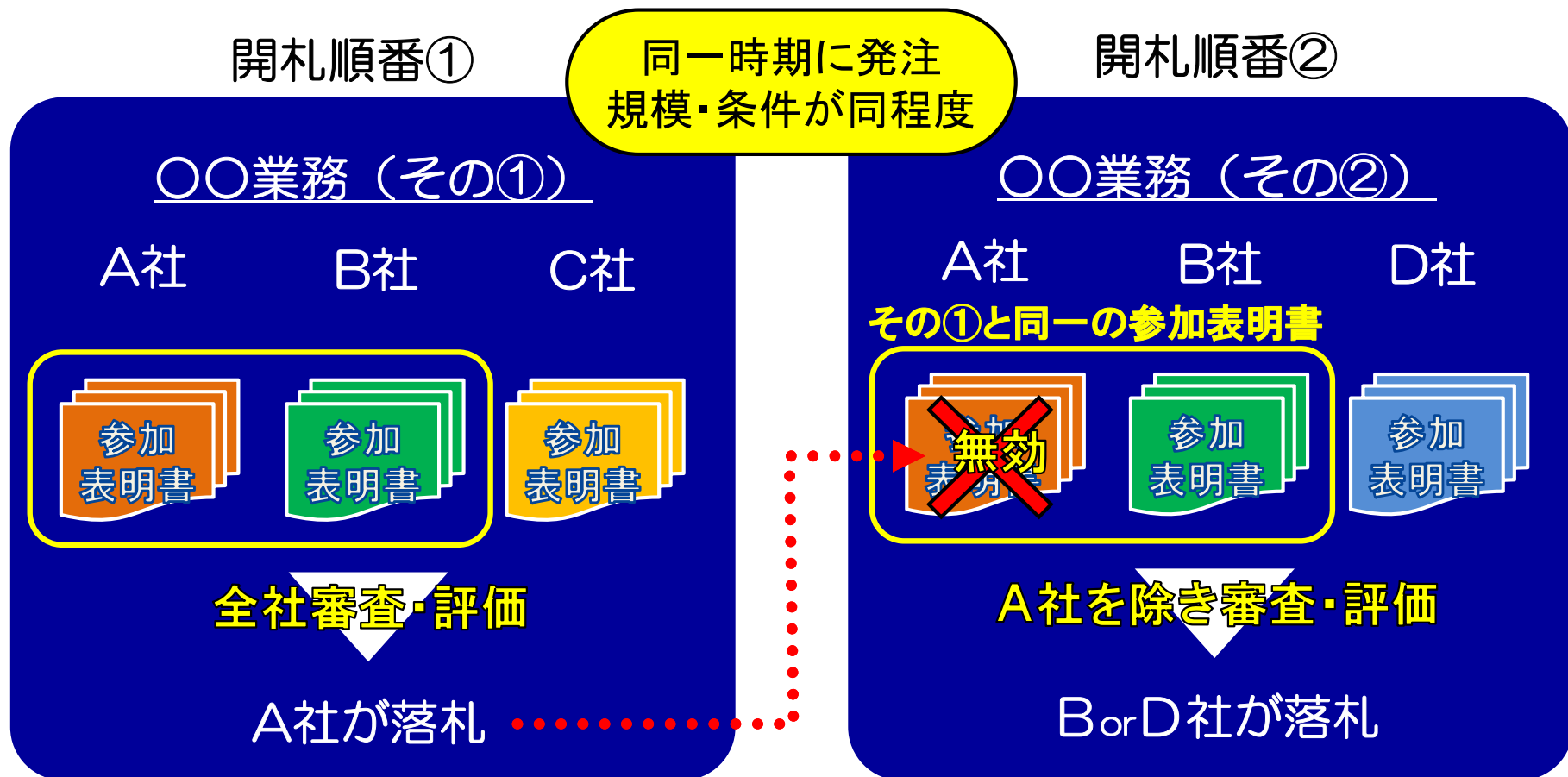
受注者の業務内容確認作業の負担の軽減、発注者の条件設定のミス防止をはかる



【趣旨】受注者の入札参加にかかる作業負担軽減 等

【対象】総合評価落札方式で発注する業務のうち、十分な競争性が確保でき、技術的難易度が比較的高くないもの
(例えば災害時の測量・設計業務などの実施期間・期限が限られている業務等)

【概要】・同一時期発注の規模、条件が同程度の複数業務に、同一の参加表明書での参加を認め、評価する方式。
・あらかじめ定めた開札順番で開札し、落札者を決定(同じ管理技術者での重複受注は認めない)【H28.8～】



技術者評価を重視した選定(更なる簡素化)

【趣旨】受・発注者の負担軽減

【対象】総合評価落札方式(標準型(1:3))で発注する業務

【概要】評価テーマを設定せず、配置予定技術者の「業務成績」、技術提案の「実施方針」を重視する評価方法。

H27年度から詳細設計等の業務に限定して適用。活用促進を図るため、通常の標準型との使い分けを個々の業務特性に応じ判断できるよう見直し(試行対象を全業務に拡大)

更なる事務負担軽減のため、ヒアリングを省略。【H29.4～】

簡易な参加表明書を用いた審査の導入

【趣旨】評価・審査の効率化、事務負担の軽減

【対象】総合評価落札方式、プロポーザル方式(総合評価型)で発注する業務

【概要】「簡易な参加表明書」により、非指名と想定される者をより分けることにより、評価・審査の効率化、事務負担の軽減を図る。

また、参加表明書の様式をExcel形式にまとめ、参加表明書作成の作業が効率的に行える仕組みを構築し、参加者の事務負担の軽減を図る。【H30.8～】

技術提案書の無効通知の追加

【趣旨】総合評価落札方式(一部試行を除く)の技術提案書の評価にて無効となった参加者に対し、その旨を通知する。

【対象】(簡易)公募型競争入札(総合評価)方式(簡易型の実施能力評価型を除く)で発注する建設コンサルタント業務

【概要】対象業務では指名通知のみ通知し、技術提案書が無効となった場合、通知が無く、入札に参加する。

提案が無効の場合、入札に至る前に技術提案書が無効となった旨を通知することで、無効な入札手続きを省略。
なお、提案の無効がない場合は、通知せず入札を執行する。【R4.4～】

【趣旨】評価・審査の効率化、事務負担の軽減

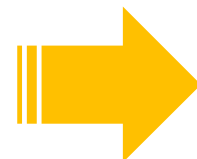
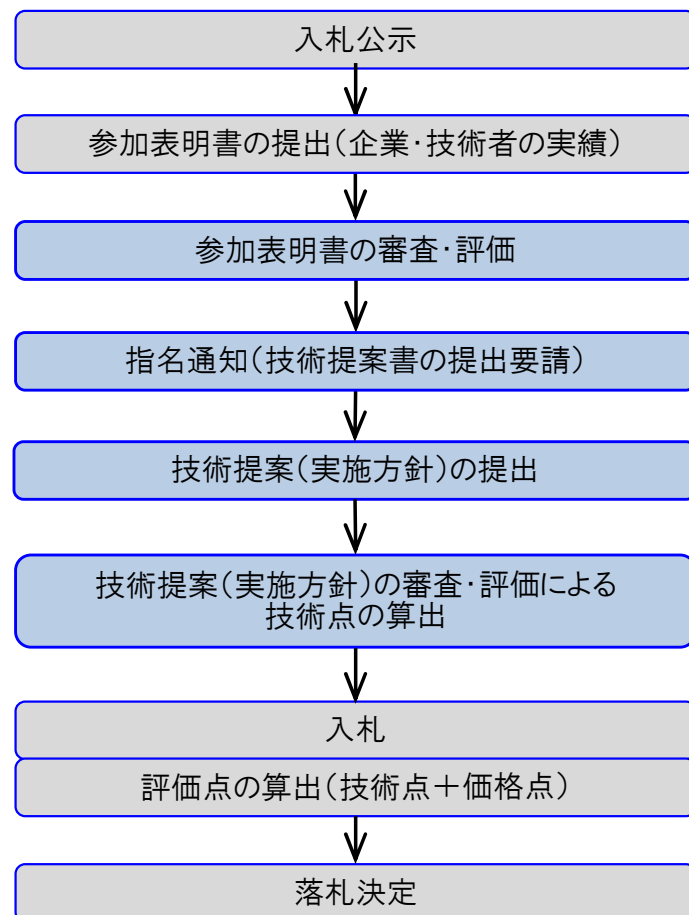
【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する一部業務

【概要】参加表明書と技術提案書(実施計画書)の提出を同時に求め、実施能力の確認と参加表明書による技術評価を行い、評価・審査の効率化、事務負担の軽減を図る。

技術提案書(実施計画書)の記載は簡素化し、受注者の資料作成の負担軽減を図る。

試行対象業務は当面「水質調査業務」「交通量調査業務」「点検業務」とする。【R1.8～】

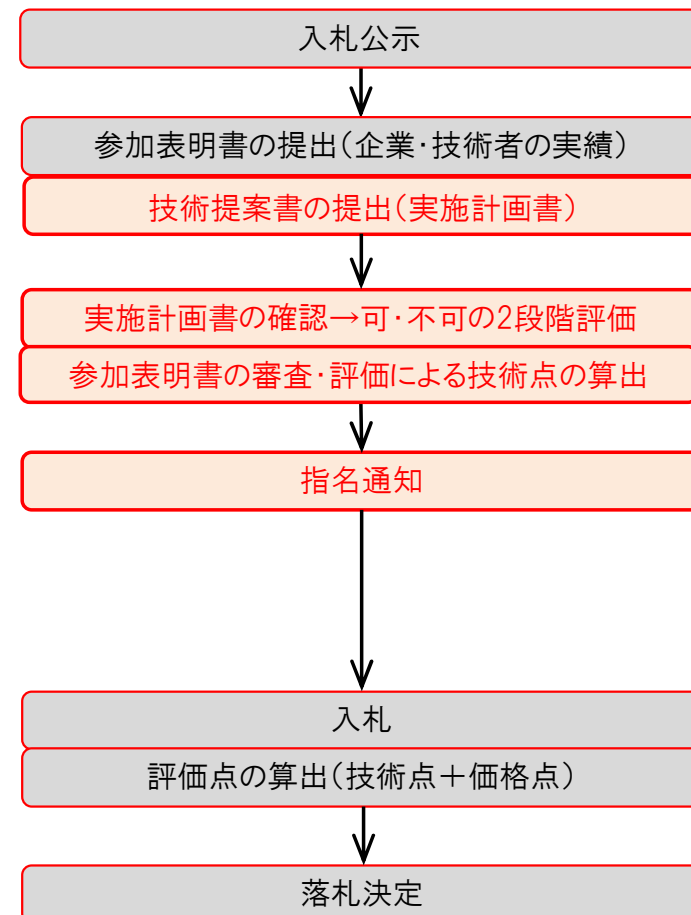
【指名競争】総合評価落札方式の実施手順



2段階審査を
1段階審査へ

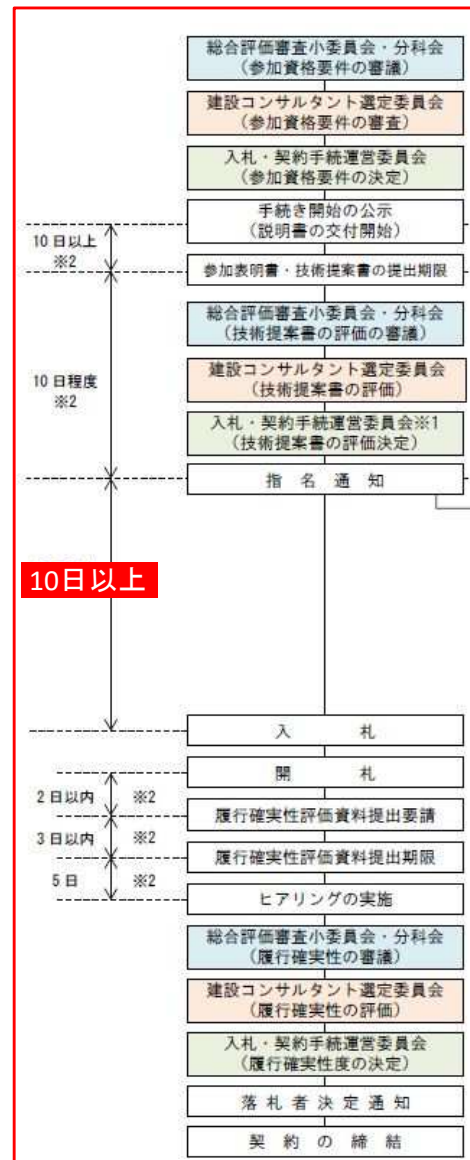
手続き期間の
短縮

【指名競争】総合評価落札方式(実施能力評価型)の実施手順



参加表明書・技術提案書の同時提出で指名通知から入札まで25日以上の入札手続期間の短縮を図る
技術提案書の記載内容については、5項目から2項目まで省略し参加者の作成資料の省力化を図る

実施能力評価拡大型スケジュール



総合評価落札方式(簡易型1:1)技術提案書記載内容

(様式-8)

■業務の実施方針書
【課題】 ①

【着目理由】 ②

【対応方針】 ③

■実施フロー ④

技術提案書記載内容

■工程計画

検討項目	業務工程			
	月	月	月	月

⑤

■工程計画

検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	月	月	

①

注1：業務の課題、着目理由、対応方針、実施フロー、工程計画について。
 注2：工程計画は、入札説明書に記載の予定履行期間内で記載すること。
 注3：文字サイズは、10ポイント以上とすること。（概念図、出典のく）
 注4：入札説明書（欄別）③、④に示した内容以外の事項を記載し（課題、着目理由、対応方針、実施フロー、工程計画）以外を記載する。

②

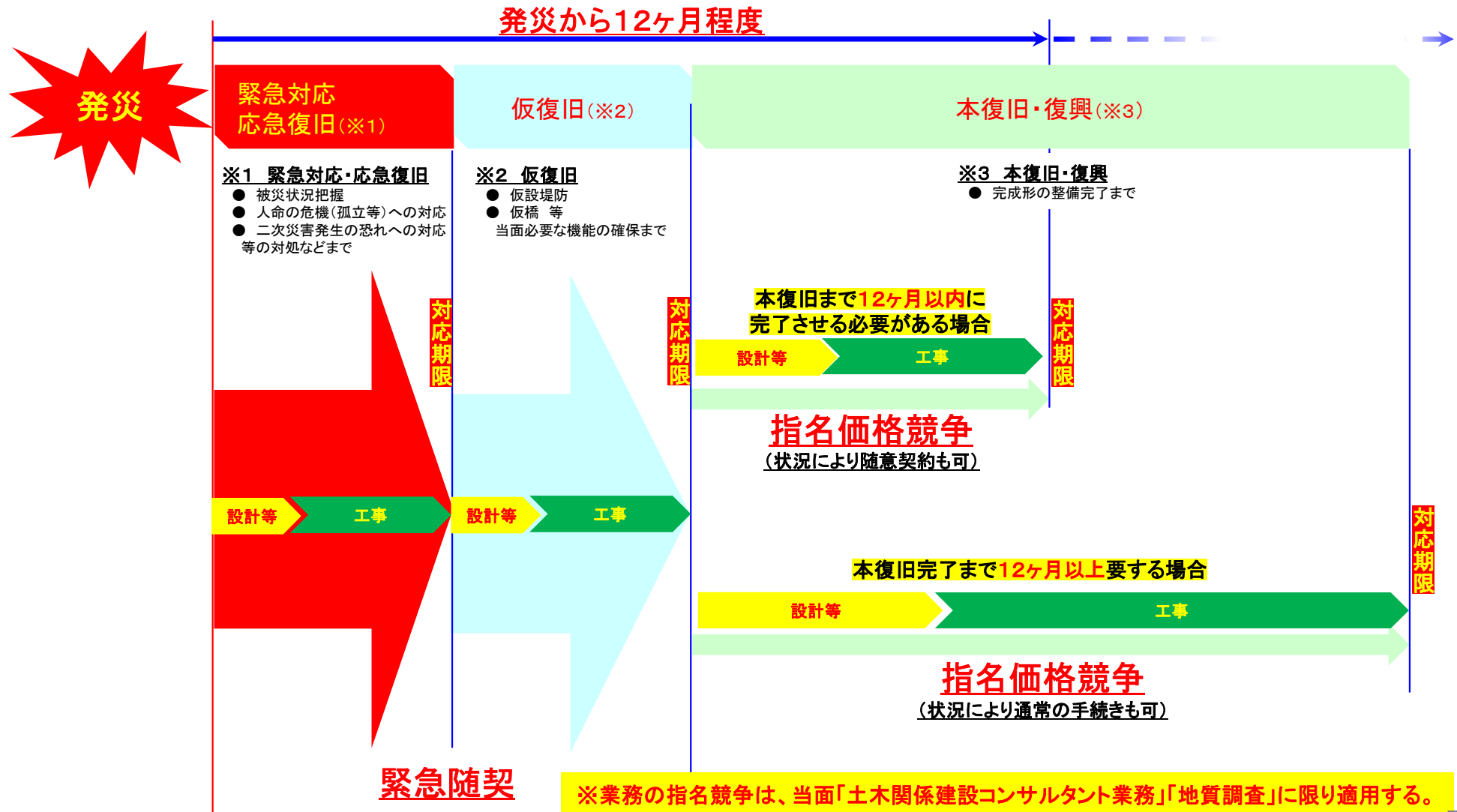
■成果物の品質を確保するための計画、精度管理、安全管理【公示前に左記から1つを記入すること。】

注1：工程計画は、成果物の品質を確保するための計画について簡潔に記載すること。
 注2：工程計画は、特記仕様の項目について、実施時期が分かるように記載すること。
 注3：工程計画は、業務の履行期間を超過しないよう記載すること。
 注4：用紙はA4とし、文字サイズは、10ポイント以上とすること。
 （概念図、出典の明示できる図表、既述成果物を除く）。
 注5：以下の場合は実施計画書を無効とする。
 ・件名が異なる。
 ・2項目のいずれかもしくは両方の記載が無い。
 ・A4版1枚を超える記載である。
 ・記載内容が仕様と異なる（他の業務と見受けられる）。
 ・明らかな法令違反となる記載である。
 ・未提出である。
 注6：作成にあたっては、本欄に記入又は独自に作成しても構わないが仕様及び注意事項は遵守すること。なお、本欄に記入する場合、注1～6は消去して良い。

【趣旨】品確法改正、災害の激甚化など受けた、迅速な災害対応体制の確保

【対象】災害復旧等関連の業務（※当面「土木関係建設コンサルタント業務」「地質調査」に限り適用）

【概要】迅速な体制確保のため、災害復旧等関連業務に、**随意契約、通常指名競争を積極的に活用【R2.4～】**



◆インターネットを活用した建設コンサルタント業務等の入札・契約過程、契約内容等に係る情報公表

【趣旨】 働き方改革、労働基準法改正（残業時間の上限規制）を受けた改善

【対象】 建設コンサルタント業務等

【概要】 従前、事務所等で閲覧に供していた、入札・契約過程、契約内容等に係る情報を自社等で「入札情報サービス（PPI）」により閲覧可能に改善。【R2.10～】

入札情報サービス（PPI）で閲覧可能な情報

指名競争	プロポーザル
指名業者名及び指名理由	選定業者名及び選定理由
公募型・簡易公募型競争入札の指名結果書	公募型・簡易公募型プロポーザル方式における選定結果書
予定価格	プロポーザル評価表
調査基準価格	プロポーザル方式の特定結果書
予定価格の積算内訳	随意契約結果及び契約の内容※
業務設計書	予定価格の積算内訳※
契約の内容	業務設計書※
入札調書	プロポーザル評価表
技術点評価結果	

【趣旨】テレビ会議システムによるヒアリングの実施を標準化

【対象】技術提案内容のヒアリングを実施する全ての発注方式

【概要】従来より対面式により実施していたヒアリングを、感染症対策から原則実施しない運用としてきたが、**発注者及び受注者双方から技術提案書の内容をヒアリングにより確認したい**との要望があり、テレビ会議によるヒアリングの実施に向けた環境が整ったことから、原則、テレビ会議システムにより実施する。【R4.4～】

テレビ会議システムによるヒアリングの実施

<発注者のメリット>

- ヒアリングを行うことで評価がしっかり出来る。
- 技術提案書提出者に対して、
 - ・ 受付する時間
 - ・ 会場(会議室)までの誘導
 - ・ 会議室の確保等が無くなる。

<受注者のメリット>

- 会場(発注事務所等)への移動時間が無くなる。
- 技術提案の内容をしっかりとアピールすることが出来る。

在宅勤務でもヒアリング可能なことから働き方改革にも寄与し、移動時間の削減により生産性向上に寄与。

感染症対策から原則ヒアリングを実施しない運用における評価風景(自席等で評価)



※ヒアリング実施
プロポ、総合評価(標準型1:2、標準型1:3)
※ヒアリング省略
総合評価(標準型1:3(技術者評価重視型))
総合評価(簡易型1:1、実施能力評価拡大型)

テレビ会議システムを活用したヒアリング風景



4. 評価点配分表、評価項目

4-①「土木関係建設コンサルタント業務、地質調査、測量」

適用：令和8年8月1日以降に公示する案件

○成績・表彰の評価年次修正

企業の評価(過去2力年 R6、**R7**)

技術者の評価(過去4力年 R4、R5、R6、**R7**)

○地域精通度を評価(**R8新規**)

- 航空レーザ測量を実施する業務のうち、総合評価落札方式(簡易型・標準型)で発注する業務を対象に、地域性の評価項目において『**地域精通度**』として、JV構成員の本店の有無による評価を行う。

(簡易)公募型プロポーザル方式の標準的な評価点

公募型・簡易公募型プロポーザル方式

評価項目		詳細項目		評価の着目点	必須：○ 選択：△	【土木関係コンサルタント業務、地質調査】				【測量】	備考	
						照査技術者なし		照査技術者有り				
						担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり			
技術提案書提出者を選定するための基準	企業の評価	資格・実績	資格要件	技術部門登録	○	5	5	5	5	参加の適否		
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	10	10	10	10	15	過去10年間で原則1件とする	
			小計			15	15	15	15	15		
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	○	30	30	30	30	30	過去2箇年度（R6・R7）を対象とする。	
				優良業務表彰の経験	○	5	5	5	5	5	過去2箇年度（R6・R7）を対象とする。	
			小計		35	35	35	35	35	35		
	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	4	4	4	4	参加の適否		
			継続教育取組実績	CPDの取得状況	○	1	1	1	1	5		
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	10	10	10	10	10	過去10年間で原則1件とする	
			小計		15	15	15	15	15			
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	○	30	30	30	30	30	過去4箇年度（R4・R5・R6・R7）を対象とする。	
				優良業務表彰等の経験	○	-5	-5	-5	-5	-5	過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する。	
				小計		5	5	5	5	5	過去4箇年度（R4・R5・R6・R7）を対象とする。	
			専任制		手持ち業務量	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
		照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△			参加の適否	参加の適否		設計業務及び必要がある業務に設定
	業務経験			同種・類似業務の実績	△			参加の適否	参加の適否		設計業務及び必要がある業務に設定 過去10年間で原則1件とする	
	成績・表彰		技術力	業務成績評点	△			参加の適否	参加の適否		設計業務及び必要がある業務に設定	
	業務実施体制		業務実施体制の妥当性			○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
	配点の合計						100	100	100	100	100	
	技術提案書を特定するための基準	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	6	4	4	3	参加の適否	
継続教育取組実績				CPDの取得状況	○	1	1	1	1	7		
業務経験				同種・類似業務の実績	○	13	13	8	8	13	過去10年間で原則1件とする	
小計					20	18	13	12	20			
成績・表彰			技術力	業務成績評点	○	25	25	17	17	25	過去4箇年度（R4・R5・R6・R7）を対象とする。	
				優良業務表彰等の経験	○	-5	-5	-5	-5	-5	過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する。	
				小計		5	5	3	3	5	過去4箇年度（R4・R5・R6・R7）を対象とする。	
			小計		30	30	20	20	30			
担当技術者の評価		資格・実績	資格要件	技術者資格	△		2		2		国交省登録資格の対象業務で該当する資格保有者を担当技術者として配置する場合に評価する	
			小計			2		2				
照査技術者の評価		資格・実績	資格要件	技術者資格	△			3	2		設計業務及び必要がある業務に設定	
			継続教育取組実績	CPDの取得状況	△			1	1		設計業務及び必要がある業務に設定	
			業務経験	同種・類似業務の実績	△			3	3		設計業務及び必要がある業務に設定 過去10年間で原則1件とする	
			小計			7	6					
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	△			10	10		設計業務及び必要がある業務に設定	
			小計			10	10					
実施方針・実施フロー・工程計画・その他					○	50	50	50	50	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する		
特定テーマに関する技術提案					○	100	100	100	100	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する		
参考見積		参考見積の妥当性			○	参加の可否	参加の可否	参加の可否	参加の可否	参加の可否		
ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価					○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。	
配点の合計						200.5	200.5	200.5	200.5	200.5		

※特定テーマについては、1テーマを基本とし、業務内容に応じテーマを追加する。なお、特定テーマを複数求めた場合は、テーマ間の整合性についても評価する。

簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式の標準的な評価点

簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式

評価項目		詳細項目		評価の着目点	必須：○ 選択：△	【土木関係コンサルタント業務、地質調査】				【測量】	備考	
						照査技術者なし		照査技術者有り				
						担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり			
技術提案書提出者の基準を選定する	企業の評価	資格・実績	資格要件	技術部門登録	○					参加の適否	測量業者登録がある（測量の場合）	
			業務経験	業務実績	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	過去10年間で実務経験を有する	
	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
	照査技術者の評価	専任制		手持ち業務量	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
		資格・実績	資格要件	技術者資格	△			参加の適否	参加の適否		設計業務及び必要がある業務に設定	
			業務経験	同種・類似業務の実績	△			参加の適否	参加の適否		設計業務及び必要がある業務に設定 過去10年間で原則1件とする	
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	△			参加の適否	参加の適否		設計業務及び必要がある業務に設定	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性				○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否			
技術提案書を特定するための基準	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	6	4	4	3	参加の適否		
			継続教育取組実績	C P D の取得状況	○	1	1	1	1	7		
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	13	13	8	8	13	過去10年間で原則1件とする	
			小計				20	18	13	12	20	
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	○	25	25	17	17	25	過去4箇年度（R4・R5・R6・ R7 ）を対象とする。	
				優良業務表彰等の経験	○	-5	-5	-5	-5	-5	過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する	
			小計		30	30	20	20	30	過去4箇年度（R4・R5・R6・ R7 ）を対象とする。		
			担当技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△		2		2	
	小計					2		2				
	照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△			3	2		設計業務及び必要がある業務に設定	
			継続教育取組実績	C P D の取得状況	△			1	1		設計業務及び必要がある業務に設定	
			業務経験	同種・類似業務の実績	△			3	3		設計業務及び必要がある業務に設定 過去10年間で原則1件とする	
			小計					7	6			
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	△			10	10		設計業務及び必要がある業務に設定	
			小計					10	10			
	実施方針・実施フロー・工程計画・その他					○	50	50	50	50	50	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する
	特定テーマに関する技術提案					○	100	100	100	100	100	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する
	参考見積		参考見積の妥当性			○	参加の可否	参加の可否	参加の可否	参加の可否	参加の可否	
	ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価					○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。
	配点の合計						200.5	200.5	200.5	200.5	200.5	でも評価する。

簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(実績要件緩和型)の標準的な評価点

簡易公募型(拡大型(実績要件緩和型))プロポーザル方式

評価項目		詳細項目		評価の着目点	必須：○ 選択：△	【土木関係コンサルタント業務、地質調査】				備考
						照査技術者なし		照査技術者有り		
						担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	
技術提案書提出者を選定するための基準	企業の評価	資格・実績	業務経験	技術的経験	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	過去10年間の特定テーマの技術提案を裏付ける技術的経験がある
	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
			継続教育取組実績	C P D の取得状況	－					評価項目として設定しない
			業務経験	技術的経験	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	過去10年間の特定テーマの技術提案を裏付ける技術的経験がある
		専任制	手持ち業務量	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
	照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△			参加の適否	参加の適否	設計業務及び必要がある業務に設定
			業務経験	技術的経験	△			参加の適否	参加の適否	過去10年間の特定テーマの技術提案を裏付ける技術的経験がある
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	△			参加の適否	参加の適否	設計業務及び必要がある業務に設定
	業務実施体制	業務実施体制の妥当性			○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
	技術提案書を特定するための基準	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	6	4	4	3
継続教育取組実績				C P D の取得状況	－					評価項目として設定しない
業務経験				技術的経験	○	14	14	9	9	特定テーマの技術提案を裏付ける技術的経験がある
小計				20	18	13	12			
成績・表彰			技術力	業務成績評点	○	25	25	17	17	過去4箇年度（R4・R5・R6・R7）を対象とする。
				優良業務表彰等の経験	○	-5	-5	-5	-5	過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する
			小計			30	30	20	20	
担当技術者の評価		資格・実績	資格要件	技術者資格	△		2		2	設計業務及び必要がある業務に設定
							2		2	
照査技術者の評価		資格・実績	資格要件	技術者資格	△			3	2	設計業務及び必要がある業務に設定
			継続教育取組実績	C P D の取得状況	－					評価項目として設定しない
			業務経験	技術的経験	△			4	4	設計業務及び必要がある業務に設定 特定テーマの技術提案を裏付ける技術的経験がある
			小計					7	6	
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	△			10	10	設計業務及び必要がある業務に設定
小計					10	10				
実施方針・実施フロー・工程計画・その他					○	50	50	50	50	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する
特定テーマに関する技術提案					○	100	100	100	100	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する
参考見積		参考見積の妥当性			○	参加の可否	参加の可否	参加の可否	参加の可否	
ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価					○	0.5	0.5	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。
配点の合計						200.5	200.5	200.5	200.5	

※特定テーマについては、1テーマを基本とし、業務内容に応じテーマを追加する。なお、特定テーマを複数求めた場合は、テーマ間の整合性についても評価する。

(簡易)公募型総合評価落札方式【標準型1:3】の標準的な評価点

総合評価落札方式（標準型）

評価項目	詳細項目	評価の着目点	必須：○ 選択：△	【土木関係コンサルタント業務、地質調査】								【測量】			備考		
				照査技術者なし				照査技術者あり				地理的条件を数値化しない場合		地理的条件を数値化する場合			
				地理的条件を数値化しない場合		地理的条件を数値化する場合		地理的条件を数値化しない場合		地理的条件を数値化する場合		地域精通度なし	地域精通度あり				
				担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり						
企業の評価	資格・実績	資格要件	技術部門登録（地域貢献度設定なし）	○	3 (5)	3 (5)	3	3	3 (5)	3 (5)	3	3	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
		業務経験	同種・類似業務の実績（地域貢献度設定なし）	○	6 (10)	6 (10)	6	6	6 (10)	6 (10)	6	6	9 (15)	9	9	過去10年間で原則1件とする	
		地域性	地理的条件（地域貢献度設定なし）	△			3 (6)	3 (6)			3 (6)	3 (6)			3 (6)	規模の小さい業務は本店又は支店の有無により数値化する。	
			地域貢献度（災害活動実績）（地域貢献度設定なし）	△	4 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	4 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	過去5年間に災害活動を証明する交付を受けている場合に評価する。	
			地域貢献度（災害協定）（地域貢献度設定なし）	△	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	関東地方整備局管内の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価する。	
			地域精通度（地域貢献度設定なし）	△										3 (6)		JVの構成員のうち、代表者である企業以外の構成員について本店の有無により数値化する。	
		小計			15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
	成績・表彰	技術力	業務成績評価点	○	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	過去2箇年度（R6・R7）を対象とする。	
		優良業務表彰の経験	○	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	過去2箇年度（R6・R7）を対象とする。	
	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	4	4	4	4	4	4	4	4	参加の適否	参加の適否		
継続教育取組実績			○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5	5		
業務経験			同種・類似業務の実績	○	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	過去10年間で原則1件とする
小計				15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
成績・表彰		技術力	業務成績評価点	○	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	過去4箇年度（R4・R5・R6・R7）を対象とする。
		優良業務表彰等の経験	○	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	過去1年間完了した業務の技術者評価点に60点未満がある場合、減点する。
		優良業務表彰等の経験	○	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	過去4箇年度（R4・R5・R6・R7）を対象とする。
		小計		35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	
専任制		手持ち業務量	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
照査技術者の評価		資格・実績	資格要件	技術者資格	△					参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否				設計業務及び必要がある業務に設定
	業務経験	同種・類似業務の実績	△					参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否					設計業務及び必要がある業務に設定	
	小計															過去10年間で原則1件とする	
	成績・表彰	技術力	業務成績評価点	△					参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否					設計業務及び必要がある業務に設定
	小計																
業務実施体制			業務実施体制の妥当性	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
配点の合計					100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100		
技術点を算出するための基準	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	6	4	6	4	4	3	4	3	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
			継続教育取組実績	CPDの取得状況	○	1	1	1	1	1	1	1	1	7	7	7	
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	13	13	13	13	8	8	8	8	13	13	13	過去10年間で原則1件とする
			小計		20	18	20	18	13	12	13	12	20	20	20		
		成績・表彰	技術力	業務成績評価点	○	25	25	25	25	17	17	17	17	25	25	25	過去4箇年度（R4・R5・R6・R7）を対象とする。
	優良業務表彰等の経験		○	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	過去1年間完了した業務の技術者評価点に60点未満がある場合、減点する。	
	優良業務表彰等の経験		○	5	5	5	5	3	3	3	3	5	5	5	5	過去4箇年度（R4・R5・R6・R7）を対象とする。	
	小計		30	30	30	30	20	20	20	20	30	30	30				
	担当技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△		2		2		2		2				国土省登録資格の対象業務で該当する資格保有者を担当技術者として配置する場合に評価する
			小計			2		2		2							
照査技術者の評価		資格要件	技術者資格	△					3	2	3	2				設計業務及び必要がある業務に設定	
		継続教育取組実績	CPDの取得状況	△					1	1	1	1				設計業務及び必要がある業務に設定	
		業務経験	同種・類似業務の実績	△					3	3	3	3				設計業務及び必要がある業務に設定、過去10年間で原則1件とする	
成績・表彰	技術力	業務成績評価点	△					10	10	10	10				設計業務及び必要がある業務に設定		
小計								10	10	10	10						
実施方針・実施フロー・工程計画・その他			○	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する	
評価テーマに関する技術提案			○	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する	
質上げの実施に関する評価			○	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	評価基準を満たす質上げ表明書を提出した者を評価する。	
ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価			○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。	
配点の合計					207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5		

※ 評価テーマについては、1テーマを基本とし、業務内容に応じテーマを追加する。なお、評価テーマを複数求めた場合は、テーマ間の整合性についても評価する。

総合評価落札方式(標準型)(技術者評価重視型)土木コンサル

評価項目				詳細項目	評価の着目点	必須：○ 選択：△	【土木関係コンサルタント業務】								備考
							照査技術者なし				照査技術者あり				
							地理的条件を数値化しない場合		地理的条件を数値化する場合		地理的条件を数値化しない場合		地理的条件を数値化する場合		
							担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	
入札参加者を指名するための基準	企業の評価	資格・実績	資格要件	技術部門登録 (地域貢献度設定なし)	○	3 (5)	3 (5)	3	3	3 (5)	3 (5)	3	3	過去10年間で原則1件とする	
			業務経験	同種・類似業務の実績 (地域貢献度設定なし)	○	6 (10)	6 (10)	6	6	6 (10)	6 (10)	6	6		
			地域性	地理的条件 (地域貢献度設定なし)	△			3 (6)	3 (6)			3 (6)	3 (6)	規模の小さい業務は本店又は支店の有無により数値化する。	
				地域貢献度(災害活動実績) (地域貢献度設定なし)	△	4 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	4 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	過去5年間に災害活動を証明する交付を受けている場合に評価する。	
				地域貢献度(災害協定) (地域貢献度設定なし)	△	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	関東地方整備局管内の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価する。	
		小計			15	15	15	15	15	15	15	15			
		成績・表彰	技術力	業務成績評価	○	30	30	30	30	30	30	30	30	過去2箇年度 (R6・R7) を対象とする。	
			優良業務表彰の経験	○	5	5	5	5	5	5	5	5	5	過去2箇年度 (R6・R7) を対象とする。	
		小計			35	35	35	35	35	35	35	35			
		管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	4	4	4	4	4	4	4	4	
	継続教育取組実績			○	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	業務経験			同種・類似業務の実績	○	10	10	10	10	10	10	10	10	過去10年間で原則1件とする	
	小計					15	15	15	15	15	15	15	15		
	成績・表彰		技術力	業務成績評価	○	30	30	30	30	30	30	30	30	過去4箇年度 (R4・R5・R6・R7) を対象とする。	
						-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	過去1年間完了した業務の技術者評価に60点未満がある場合、減点する。	
			優良業務表彰等の経験	○	5	5	5	5	5	5	5	5	5	過去4箇年度 (R4・R5・R6・R7) を対象とする。	
			小計			35	35	35	35	35	35	35	35		
	専任制	手持ち業務量	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否			
資格・実績		資格要件	技術者資格	△					参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	設計業務及び必要がある業務に設定		
		業務経験	同種・類似業務の実績	△					参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	設計業務及び必要がある業務に設定		
成績・表彰		技術力	業務成績評価	△					参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	設計業務及び必要がある業務に設定		
業務実施体制		業務実施体制の妥当性			○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否			
配点の合計						100	100	100	100	100	100	100	100		
技術点を算出するための基準	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	6	4	6	4	4	3	4	3		
			継続教育取組実績	○	1	1	1	1	1	1	1	1			
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	13	13	13	13	8	8	8	8		
			小計			20	18	20	18	13	12	13	12		
		成績・表彰	技術力	業務成績評価	○	75	75	75	75	67	67	67	67		
						-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5		
	担当技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△		2		2		2		2		
			小計			2		2		2		2			
		資格・実績	資格要件	技術者資格	△					3	2	3	2		
			継続教育取組実績	△					1	1	1	1	1		
			業務経験	同種・類似業務の実績	△					3	3	3	3		
			小計						7	6	7	6			
	成績・表彰	技術力	業務成績評価	△					10	10	10	10			
		小計						10	10	10	10	10			
	実施方針・実施フロー・工程計画・その他					○	100	100	100	100	100	100	100		
	評価テーマに関する技術提案					—									
	質上げの実施に関する評価					○	7	7	7	7	7	7	7	7	
	ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価					○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
配点の合計						207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5		

※ 評価テーマに対する技術提案は求めない。技術提案(実施方針)に関するヒアリングを省略することができる。

(簡易)公募型総合評価落札方式【簡易型1:1】の標準的な評価点【土木コンサル、地質調査】

総合評価落札方式（簡易型）土木コンサル・地質調査

評価項目	詳細項目	評価の着目点	必須：○ 選択：△	【土木関係コンサルタント業務、地質調査】																備考			
				照査技術者なし								照査技術者あり											
				地理的条件を数値化しない場合				地理的条件を数値化する場合				地理的条件を数値化しない場合				地理的条件を数値化する場合							
				若手技術者なし 担当技術者なし	若手技術者あり 担当技術者あり	若手技術者なし 担当技術者なし	若手技術者あり 担当技術者あり	若手技術者なし 担当技術者なし	若手技術者あり 担当技術者あり	若手技術者なし 担当技術者なし	若手技術者あり 担当技術者あり	若手技術者なし 担当技術者なし	若手技術者あり 担当技術者あり	若手技術者なし 担当技術者なし	若手技術者あり 担当技術者あり	若手技術者なし 担当技術者なし	若手技術者あり 担当技術者あり	若手技術者なし 担当技術者なし	若手技術者あり 担当技術者あり				
企業の評価	資格・実績	資格要件	技術部門登録 (地域貢献度設定なし)	○	3 (5)	3 (5)	3 (5)	3 (5)	3	3	3	3	3 (5)	3 (5)	3 (5)	3 (5)	3	3	3	3	過去10年間で原則1件とする		
		業務経験	同種・類似業務の実績 (地域貢献度設定なし)	○	6 (10)	6 (10)	6 (10)	6 (10)	6	6	6	6	6 (10)	6 (10)	6 (10)	6 (10)	6	6	6	6			
		地域性	地理的条件 (地域貢献度設定なし)	△					3 (6)	3 (6)	3 (6)	3 (6)					3 (6)	3 (6)	3 (6)	3 (6)			
			地域貢献度(災害活動実績) (地域貢献度設定なし)	△	4 (0)	4 (0)	4 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	4 (0)	4 (0)	4 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)			
			地域貢献度(災害協定) (地域貢献度設定なし)	△	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)			
	小計				15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15			
	成績・表彰	技術力	業務成績評価	○	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	過去2箇年度(R6・R7)を対象とする。	
			優良業務表彰の経験	○	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	過去2箇年度(R6・R7)を対象とする。	
	小計				35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35		
管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	過去10年間で原則1件とする		
		継続教育取組実績	CPDの取得状況	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
		業務経験	同種・類似業務の実績	○	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			
		若手技術者	若手技術者	△			7	7			7	7			7	7			7	若手技術者を配置する場合、加点する。			
		小計				15	15	22	22	15	15	22	22	15	15	22	22	15	15	22		22	
	成績・表彰	技術力	業務成績評価	○	30	30	25	25	30	30	25	25	30	30	25	25	30	30	25	25	25	過去4箇年度(R4・R5・R6・R7)を対象とする。	
				優良業務表彰等の経験	○	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	過去1年間完了した業務の技術者評価に60点未満がある場合、減点する。	
			優良業務表彰等の経験	○	5	5	3	3	5	5	3	3	5	5	3	3	5	5	3	3	3	過去4箇年度(R4・R5・R6・R7)を対象とする。	
	小計				35	35	28	28	35	35	28	28	35	35	28	28	35	35	28	28			
	専任制			○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否			
照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△																	設計業務及び必要がある業務に設定		
		業務経験	同種・類似業務の実績	△																	設計業務及び必要がある業務に設定		
	成績・表彰	技術力	業務成績評価	△																	過去10年間で原則1件とする		
		業務実施体制			業務実施体制の妥当性	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否			
配点の合計					100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
技術点を算出するための基準	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	6	4	6	4	6	4	6	4	6	4	6	4	6	4	6	過去10年間で原則1件とする		
			継続教育取組実績	CPDの取得状況	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13			
			若手技術者	若手技術者	△			8	8			8	8			6	6			6		若手技術者を配置する場合、加点する。	
		小計				20	18	28	26	20	18	28	26	13	12	19	18	13	12	19	18		
	成績・表彰	技術力	業務成績評価	○	25	25	20	20	25	25	20	20	17	17	12	12	17	17	12	12	12	過去4箇年度(R4・R5・R6・R7)を対象とする。	
				優良業務表彰等の経験	○	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	過去1年間完了した業務の技術者評価に60点未満がある場合、減点する。	
			優良業務表彰等の経験	○	5	5	2	2	5	5	2	2	3	3	2	2	3	3	2	2	2	過去4箇年度(R4・R5・R6・R7)を対象とする。	
	小計				30	30	22	22	30	30	22	22	20	20	14	14	20	20	14	14			
	担当技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△		2		2		2		2		2		2		2		2	国土省登録資格の対象業務で該当する資格保有者を担当技術者として配置する場合に評価する	
			小計					2		2		2		2		2		2		2			
	照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△									3	2	3	2	3	2	3	2	2	設計業務及び必要がある業務に設定
			継続教育取組実績	CPDの取得状況	△									1	1	1	1	1	1	1	1	1	
			業務経験	同種・類似業務の実績	△									3	3	3	3	3	3	3	3	3	設計業務及び必要がある業務に設定、過去10年間で原則1件とする
			小計											7	6	7	6	7	6	7	6	6	
		成績・表彰	技術力	業務成績評価	△									10	10	10	10	10	10	10	10	10	設計業務及び必要がある業務に設定
	小計											10	10	10	10	10	10	10	10	10			
実施方針・実施フロー・工程計画・その他				○	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50		
賃上げの実施に関する評価				○	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	評価基準を満たす賃上げ表明書を提出した者を評価する。	
ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価				○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。	
配点の合計					104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5		

※ 原則、ヒアリングは実施しない。なお、必要に応じて実施も可能とする。

(簡易)公募型総合評価落札方式【簡易型1:1】の標準的な評価点【測量】

総合評価落札方式（簡易型）測量

評価項目	詳細項目	評価の着目点	必須：○ 選択：△	【測量】						備考		
				地理的条件を数値化しない場合				地理的条件を数値化する場合				
				若手技術者なし		若手技術者あり		若手技術者なし	若手技術者あり			
				地域精進 度なし	地域精進 度あり	地域精進 度なし	地域精進 度あり					
入札参加者を指名するための基準	企業の評価	資格・実績	資格要件	技術部門登録	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	過去10年間で原則1件とする	
			業務経験	同種・類似業務の実績 （地域貢献度設定なし）	○	9 (15)	9	9 (15)	9	9		
			地域性	地理的条件 （地域貢献度設定なし）	△				3 (6)	3 (6)		規模の小さい業務は本店又は支店の有無により数値化する。「本店の所在地」を要件とする場合は、設定しない。
				地域貢献度(災害活動実績) （地域貢献度設定なし）	△	4 (0)	2 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)		過去5年間に災害活動を証明する資料の交付を受けている場合に評価する。
				地域貢献度(災害協定) （地域貢献度設定なし）	△	2 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)		関東地方整備局管内の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価する。
				地域精進 度 （地域貢献度設定なし）	△		3 (6)		3 (6)			JVの構成員のうち、代表者である企業以外の構成員について本店の有無により数値化する。
			小計			15	15	15	15	15		15
		成績・表彰	技術力	業務成績評価	○	30	30	30	30	30	過去2箇年度（R6・R7）を対象とする。	
			優良業務表彰の経験	○	5	5	5	5	5	過去2箇年度（R6・R7）を対象とする。		
	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
			継続教育取組実績	CPDの取得状況	○	5	5	5	5	5	5	
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	10	10	10	10	10	10	過去10年間で原則1件とする
			若手技術者	若手技術者	△			7	7		7	若手技術者を配置する場合、加点する。
			小計			15	15	22	22	15	22	
		成績・表彰	技術力	業務成績評価	○	30	30	25	25	30	25	過去4箇年度（R4・R5・R6・R7）を対象とする。
					優良業務表彰等の経験	○	-5	-5	-5	-5	-5	-5
			小計			5	5	3	3	5	3	過去4箇年度（R4・R5・R6・R7）を対象とする。
専任制			手持ち業務量	○	35	35	28	28	35	28		
配点の合計				100	100	100	100	100	100			
技術点を算出するための基準	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
			継続教育取組実績	CPDの取得状況	○	7	7	7	7	7	7	
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	13	13	13	13	13	13	過去10年間で原則1件とする
			若手技術者	若手技術者	△			8	8		8	若手技術者を配置する場合、加点する。
		小計			20	20	28	28	20	28		
		成績・表彰	技術力	業務成績評価	○	25	25	20	20	25	20	過去4箇年度（R4・R5・R6・R7）を対象とする。
					優良業務表彰等の経験	○	-5	-5	-5	-5	-5	-5
			小計			5	5	2	2	5	2	過去4箇年度（R4・R5・R6・R7）を対象とする。
	小計				30	30	22	22	30	22		
	実施方針・実施フロー・工程計画・その他				○	50	50	50	50	50		
質上げの実施に関する評価				○	4	4	4	4	4	評価基準を満たす質上げ表明書を提出した者を評価する。		
ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価				○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。		
配点の合計				104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5			

※ 原則、ヒアリングは実施しない。なお、必要に応じて実施も可能とする。

(簡易)公募型総合評価落札方式【簡易型1:1(実施能力評価型)】の標準的な評価点【土木コンサル】

総合評価落札方式（簡易型）（実施能力評価型）土木コンサル

評価項目	詳細項目	評価の着目点	必須：○ 選択：△	【土木関係コンサルタント業務（点検業務）】																備考		
				照査技術者なし								照査技術者あり										
				地理的条件を数値化しない場合				地理的条件を数値化する場合				地理的条件を数値化しない場合				地理的条件を数値化する場合						
				若手技術者なし		若手技術者あり		若手技術者なし		若手技術者あり		若手技術者なし		若手技術者あり		若手技術者なし		若手技術者あり				
担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり					
企業の評価	資格・実績	資格要件	技術部門登録 （地域貢献度設定なし）	○	3 （5）	3 （5）	3 （5）	3 （5）	3	3	3	3	3 （5）	3 （5）	3 （5）	3 （5）	3	3	3	3	過去10年間で原則1件とする	
		業務経験	同種・類似業務の実績 （地域貢献度設定なし）	○	6 （10）	6 （10）	6 （10）	6 （10）	6	6	6	6	6 （10）	6 （10）	6 （10）	6 （10）	6	6	6	6		
		地域性	地理的条件 （地域貢献度設定なし）	△					3 （6）	3 （6）	3 （6）	3 （6）					3 （6）	3 （6）	3 （6）	3 （6）	規模の小さい業務は本店又は支店の有無により数値化する。「本店の所在地」を要件とする場合は、設定しない	
			地域貢献度(災害活動実績) （地域貢献度設定なし）	△	4 （0）	4 （0）	4 （0）	4 （0）	2 （0）	2 （0）	2 （0）	2 （0）	4 （0）	4 （0）	4 （0）	4 （0）	2 （0）	2 （0）	2 （0）	2 （0）	過去5年間に災害活動を証明する資料の交付を受けている場合に評価する。	
			地域貢献度(災害協定) （地域貢献度設定なし）	△	2 （0）	2 （0）	2 （0）	2 （0）	1 （0）	1 （0）	1 （0）	1 （0）	2 （0）	2 （0）	2 （0）	2 （0）	1 （0）	1 （0）	1 （0）	1 （0）	関東地方整備局管内の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価する。	
		小計			15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
	成績・表彰	技術力	業務成績評価	○	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	過去2箇年度（R6・R7）を対象とする。	
		優良業務表彰の経験	○	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	過去2箇年度（R6・R7）を対象とする。	
	業務実施体制	業務実施体制の妥当性	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	過去10年間で原則1件とする
継続教育取組実績			○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
業務経験			同種・類似業務の実績	○	10	8	10	8	10	8	10	8	6	6	6	6	6	6	6	6	6	過去10年間で原則1件とする
若手技術者			若手技術者	△			6	6			6	6			4	4			4	4	若手技術者を配置する場合、加算する	
小計				15	13	21	19	15	13	21	19	10	10	14	14	10	10	14	14			
成績・表彰		技術力	業務成績評価	○	30	30	26	26	30	30	26	26	20	20	18	18	20	20	18	18	過去4箇年度（R4・R5・R6・R7）を対象とする。	
		優良業務表彰等の経験	○	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	過去1年間完了した業務の技術者評価に60点未満がある場合、減点する。	
		小計			35	35	29	29	35	35	29	29	25	25	21	21	25	25	21	21	過去4箇年度（R4・R5・R6・R7）を対象とする。	
専任制		手持ち業務量	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
担当技術者の評価		資格・実績	資格要件	技術者資格	△		2		2		2		2		1		1		1		1	国土省登録資格の対象業務で該当する資格保有者を担当技術者として配置する場合に評価する
	小計				2		2		2		2		1		1		1		1			
照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△									2	2	2	2	2	2	2	2	設計業務及び必要がある業務に設定	
		継続教育取組実績	CPDの取得状況	△									1	1	1	1	1	1	1	1		
		業務経験	同種・類似業務の実績	△									2	1	2	1	2	1	2	1	設計業務及び必要がある業務に設定、過去10年間で原則1件とする	
		小計											5	4	5	4	5	4	5	4		
	成績・表彰	技術力	業務成績評価	△									10	10	10	10	10	10	10	10	設計業務及び必要がある業務に設定	
		小計											10	10	10	10	10	10	10	10		
工程計画・その他				○	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100		
賃上げの実施に関する評価				○	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	評価基準を満たす賃上げ表明書を提出した者を評価する。	
ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価				○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。	
配点の合計					207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5		

(簡易)公募型総合評価落札方式【簡易型1:1(実施能力評価型)】の標準的な評価点【測量】

総合評価落札方式（簡易型）（実施能力評価型）測量

評価項目		詳細項目		評価の着目点	必須：○ 選択：△	【測量（水質調査業務・交通量調査業務）】				備考
						地理的条件を数値化しない場合		地理的条件を数値化する場合		
						若手技術者なし	若手技術者あり	若手技術者なし	若手技術者あり	
入札参加者を指名するための基準 ／ 技術点を算出するための基準	企業の評価	資格・実績	資格要件	技術部門登録 （地域貢献度設定なし）	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	過去10年間で原則1件とする
			業務経験	同種・類似業務の実績 （地域貢献度設定なし）	○	9 (15)	9 (15)	9	9	
			地域性	地理的条件 （地域貢献度設定なし）	△			3 (6)	3 (6)	規模の小さい業務は本店又は支店の有無により数値化する。「本店の所在地」を要件とする場合は、設定しない。
				地域貢献度(災害活動実績) （地域貢献度設定なし）	△	4 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	過去5年間に災害活動を証明する資料の交付を受けている場合に評価する。
				地域貢献度(災害協定) （地域貢献度設定なし）	△	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	関東地方整備局管内の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価する。
			小計			15	15	15	15	
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	○	30	30	30	30	過去2箇年度（R6・R7）を対象とする。
				優良業務表彰の経験	○	5	5	5	5	過去2箇年度（R6・R7）を対象とする。
			小計			35	35	35	35	
	業務実施体制	業務実施体制の妥当性			○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
			継続教育取組実績	C P D の取得状況	○	5	5	5	5	
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	10	10	10	10	過去10年間で原則1件とする
			若手技術者	若手技術者	△		7		7	若手技術者を配置する場合、加点する。
			小計			15	22	15	22	
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	○	30	25	30	25	過去4箇年度（R4・R5・R6・R7）を対象とする。
				優良業務表彰等の経験	○	-5	-5	-5	-5	過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する。
			小計			5	3	5	3	過去4箇年度（R4・R5・R6・R7）を対象とする。
		専任制	手持ち業務量	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
		工程計画・その他				○	100	100	100	100
賃上げの実施に関する評価				○	7	7	7	7	評価基準を満たす賃上げ表明書を提出した者を評価する。	
ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価				○	0.5	0.5	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。	
配点の合計					207.5	207.5	207.5	207.5		

総合評価落札方式（簡易型）（実施能力評価拡大型）土木コンサル・地質調査・測量

評価項目	詳細項目		評価の着目点	必須： ○ 選択： △	【土木関係コンサルタント業務、地質調査】								【測量】		備考	
					照査技術者なし				照査技術者あり				照査技術者なし			
					若手技術者なし		若手技術者あり		若手技術者なし		若手技術者あり		若手技術者なし	若手技術者あり		
					担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし			
入札参加者を指名するための基準 / 技術点を算出するための基準	企業の評価	資格・実績	資格要件	技術部門登録	○	3	3	3	3	3	3	3	3	参加の適否	参加の適否	
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	4	4	4	4	4	4	4	4	7	7	過去10年間で原則1件とする
			地域性	地理的条件 (地域貢献度設定なし)	○	10 (13)	10 (13)	10 (13)	10 (13)	10 (13)	10 (13)	10 (13)	10 (13)	10 (13)	10 (13)	本店又は支店の有無により数値化する。
				地域貢献度(災害活動実績) (地域貢献度設定なし)	△	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	過去5年間に災害活動を証明する資料の交付を受けている場合に評価する。
				地域貢献度(災害協定) (地域貢献度設定なし)	△	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	関東地方整備局管内の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価する。
			新規契約の有無	新規契約の有無	○	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	各年度において、関東地方整備局発注業務の受注が無い場合に評価する。
			小計				25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
	業務実施体制	業務実施体制の妥当性			○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	4	4	4	4	3	3	3	3	参加の適否	参加の適否	
			継続教育取組実績	CPDの取得状況	○	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5	
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	10	8	6	4	6	6	4	4	10	5	過去10年間で原則1件とする
			若手技術者	若手技術者	△			4	4			2	2		5	若手技術者を配置する場合、加点する。
			小計				15	13	15	13	10	10	10	10	15	15
	専任制	手持ち業務量			○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
担当技術者の評価		資格・実績	資格要件	技術者資格	△		2		2		1		1			国交省登録資格の対象業務で該当する資格保有者を担当技術者として配置する場合に評価する
	小計					2		2		1		1				
照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△					2	2	2	2				設計業務及び必要がある業務に設定
		継続教育取組実績	CPDの取得状況	△					1	1	1	1				
		業務経験	同種・類似業務の実績	△					2	1	2	1				設計業務及び必要がある業務に設定、過去10年間で原則1件とする
		小計								5	4	5	4			
工程計画・技術的課題				○	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
賃上げの実施に関する評価				○	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	評価基準を満たす賃上げ表明書を提出した者を評価する。
ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価				○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。
配点の合計					104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	

4-②「建築関係建設コンサルタント業務」

適用：令和8年8月1日以降に公示する案件

【建築関係建設コンサルタント業務】(建築設計業務)

■: 必須項目 ■: 評価の重み(小項目) ■: 評価の重み(大項目)

評価項目	評価の着目点	判断基準	欠格有り:● 必須:○ 加点要素:◎ 選択:△		<選定段階> 評価のウエイト (関東地方整備局営繕部標準)		欠格有り:● 必須:○ 加点要素:◎ 選択:△		<特定段階>評価のウエイト (関東地方整備局営繕部標準)		備考							
			小計	小計	小計	小計	小計	小計										
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	●	○	—	5	●	○	—	5	参加条件なので加点しない						
			主任担当技術者	建築	◎	△		2	◎	△			2					
				構造	◎	△		1	◎	△			1					
				電気設備	◎	△		1	◎	△			1	5.0%				
技術力	平成28年4月1日以降の同種又は類似業務の実績(実績の有無、携わった立場)	次の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある 上記の他に、実績の立場を次の順で評価する。 ◇管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ◇主任担当技術者の場合 ①管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	●◎	○	6	56%	●◎	○	6	14.9%	過去10年間で原則1件評価 特殊な施設の場合、技術者のウエイトの重みを変更する						
			主任担当技術者	建築	●◎	○		4.5	●◎	○			4.5					
				構造	●◎	○		1.5	●◎	○			1.5					
				電気設備	●◎	○		1.5	●◎	○			1.5					
				機械設備	●◎	○		1.5	●◎	○			1.5					
			令和3年4月1日から令和8年3月31日までに契約履行が完了した国土交通省営繕部等発注の営繕事業に係る業務の成績評価 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに契約履行が完了した関東地方整備局営繕部発注の営繕事業に係る業務の実績	次の内容で評価する。 ①実績の有無 ②業務の成績	管理技術者	●◎		△	2.6	26%			●◎	△	2.6	7.0%	過去5年間の対象業務(全て)の平均点を評価する 特殊な施設の場合、技術者のウエイトの重みを変更する 過去1年間の関東地方整備局営繕部発注の営繕事業に係る業務の実績を評価する。	
					主任担当技術者	建築		●◎	△				2	●◎	△			2
						構造		●◎	△				0.8	●◎	△			0.8
	電気設備	●◎				△	0.8	●◎	△		0.8							
		機械設備	●◎	△	0.8	7	●◎	△	0.8	7								
	令和5年4月1日から令和8年3月31日までに契約履行が完了した国土交通省営繕部等発注の営繕事業に係る「優良業務表彰」又は「優良技術者表彰」等の評価	次の内容で評価する。 ①表彰の有無 ②表彰の立場	管理技術者	—	—		3	◎	△	1.2	3.0%	過去3年間の業務の表彰の立場で評価する						
			主任担当技術者	建築	—	—		◎	△	0.9								
				構造	—	—		◎	△	0.3								
電気設備				—	—	◎		△	0.3									
	機械設備	—	—	◎	△	0.3												
CPD取得単位 証明書発行申請日の1ヶ月前の日から過去1年間の取得単位の合計	CPD単位取得の状況の評価する	管理技術者	—	—		5	◎	△	1	5.0%	証明書は申請書提出期限の3ヶ月前の日以降の発行日。							
		主任担当技術者	建築	—	—		◎	△	1									
			構造	—	—		◎	△	1									
			電気設備	—	—		◎	△	1									
	機械設備	—	—	◎	△	1												
ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価	法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する。		—	—			◎	△	0.5	0.5%								
						100%				35.4%								
						27				35.5								
業務実施方針及び手法 (評価にあつては技術提案書の内容及びヒアリングにより評価を行う。また、評価の着目点のいずれかに0点(各委員の平均点)の評価がある場合は特定しない。)	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続きの理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。						●◎	○	8	20	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映						
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について(ただし、評価テーマに対する内容を除く。)の確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。						●◎	○	12								
	評価テーマに対する技術提案	①	テーマ①について、その的確性(与条件との整合性が取れているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。						●◎	○	15	45	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映					
	同上	②	テーマ②について、同上						●◎	○	15							
	同上	③	テーマ③について、同上						●◎	○	15							
		合計				27	27	●◎			100.5	100.5	100.5					

【建築関係建設コンサルタント業務】

(建築改修設計業務)(設備改修設計業務)(積算業務)(工事監理業務)

■: 必須項目 ■: 評価の重み(小項目) ■: 評価の重み(大項目)

評価項目	評価の着目点	判断基準		欠格あり:● 加点のみ:◎	必須:○ 選択:△	評価のウエイト (関東地方整備局営繕部標準)		備考				
						小計	小計					
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者	●	○	—		参加条件なので加点しない 取得資格により評価。 主任担当技術者を求めない分野がある場合は、評価ウエートを管理技術者及び求める主任担当技術者に割りふる。 小計値は変えず、業務内容により求める各技術者の重みを変えるものとする。				
			主任担当技術者	建築	◎	△	2					
				構造	◎	△	1					
				電気設備	◎	△	1		9%			
				機械設備	◎	△	1		5			
技術力	平成28年4月1日以降の同種又は類似業務の実績(実績の有無及び件数、携わった立場) 評価対象とする各分担業務分野の担当技術者数 建築分野:1人 構造分野:1人 電気設備分野:1人 機械設備分野:1人	次の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある 上記の他に、実績の立場を次の順で評価する。 ◇管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ◇主任担当技術者の場合 ①管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	●◎	○	4	【主任担当技術者】は、過去10年間で原則1件評価 主任担当技術者を求めない分野がある場合は、評価ウエートを管理技術者及び求める主任担当技術者に割りふる。 小計値は変えず、業務内容により求める各技術者の重みを変えるものとする。					
			主任担当技術者	建築	●◎	○		3				
				構造	●◎	○		2				
				電気設備	●◎	○		2				
				機械設備	●◎	○		2				
									23%			
									13			
			令和3年4月1日から令和8年3月31日までに契約履行が完了した国土交通省営繕部等発注の営繕事業に係る業務の成績評価 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに契約履行が完了した関東地方整備局営繕部発注の営繕事業に係る業務の実績	次の内容で評価する。 ①実績の有無 ②業務の成績	管理技術者	●◎		△	3	過去5年間の業務の平均点を評価する 主任担当技術者を求めない分野がある場合は、評価ウエートを管理技術者及び求める主任担当技術者に割りふる。 小計値は変えず、業務内容により求める各技術者の重みを変えるものとする。 過去1年間の関東地方整備局営繕部発注の営繕事業に係る業務の実績を評価する。		
					主任担当技術者	建築		●◎	△		2	
						構造		●◎	△		1	
	電気設備	●◎				△	1	14%				
	機械設備	●◎				△	1	8				
	令和5年4月1日から令和8年3月31日までに契約履行が完了した国土交通省営繕部等発注の営繕事業に係る「優良業務表彰又優良技術者表彰」等の評価 CPD取得単位 証明書発行申請日の1ヶ月前の日から過去1年間の取得単位の合計	次の内容で評価する。 ①表彰の有無 ②表彰の立場 CPD単位取得の状況を評価する	管理技術者	◎	△	0.4	過去3年間の業務の表彰の立場で評価する 主任担当技術者を求めない分野がある場合は、評価ウエートを管理技術者及び求める主任担当技術者に割りふる。 小計値は変えず、業務内容により求める各技術者の重みを変えるものとする。 主任担当技術者を求めない分野がある場合は、評価ウエートを管理技術者及び求める主任担当技術者に割りふる。 小計値は変えず、業務内容により求める各技術者の重みを変えるものとする。 証明書は申請書提出期限の3ヶ月前の日以降の発行日。					
			主任担当技術者	建築	◎	△		0.4				
				構造	◎	△		0.4				
電気設備				◎	△	0.4		3%				
機械設備				◎	△	0.4		2				
					1.4							
					1.4							
					1.4	12%						
					1.4	7						
							61%					
							35					
業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術資料の内容により総合的に評価を行う。)	業務の理解度	業務内容及び業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	◎	○		8	8	技術資料の記載内容による評価を本項目に反映				
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	◎	○			35%					
						12	12	20				
賞上げの実施に関する評価					△	2	2	3%				
ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価					△	0.5	0.5	1%				
合計						57.5	57.5	57.5				

4-③「補償関係コンサルタント業務」

適用：令和8年8月1日以降に公示する案件

(簡易)公募型プロポーザル方式の標準的な評価点

【補償関係コンサルタント業務】

評価項目	詳細項目		評価の着目点	必須：○ 選択：△	【補償コンサルタント業務】		備考	
					照査技術者なし	照査技術者有り		
技術提案書提出者を選定するための基準	企業の評価	資格・実績	資格要件	技術部門登録	○	参加の適否	参加の適否	過去10年間で原則1件とする 評価項目として設定しない
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	15	15	
			地域性	地理的条件	—	—	—	
			小計			15	15	
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	○	30	30	
				優良業務表彰等の経験	○	5	5	
	小計			参加の適否	参加の適否			
	主任担当者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	4	4	過去10年間で原則1件とする
			継続教育取組実績	C P D の取得状況	○	1	1	
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	10	10	
			小計			15	15	
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	○	30	30	過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する
				優良業務表彰等の経験	○	5	5	
			小計			35	35	
専任制			手持ち業務量	○	参加の適否	参加の適否		
照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△		参加の適否	物件調査業務及び必要がある業務に設定	
		業務経験	同種・類似業務の実績	△		参加の適否	物件調査業務及び必要がある業務に設定 過去10年間で原則1件とする	
	成績・表彰	技術力	業務成績評点	△		参加の適否	物件調査業務及び必要がある業務に設定	
		小計						
担当技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△	参加の適否	参加の適否	用地測量業務又は用地測量業務を含む場合に設定	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性			○	参加の適否	参加の適否		
配点の合計					100	100		
技術提案書を特定するための基準	主任担当者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	6	4	過去10年間で原則1件とする
			継続教育取組実績	C P D の取得状況	○	1	1	
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	13	8	
			小計			20	13	
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	○	25	17	過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する
				優良業務表彰等の経験	○	5	3	
	小計			30	20			
	照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△		3	設計業務及び必要がある業務に設定
			継続教育取組実績	C P D の取得状況	△		1	
			業務経験	同種・類似業務の実績	△		3	物件調査業務及び必要がある業務に設定 過去10年間で原則1件とする
			小計				7	
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	△		10	物件調査業務及び必要がある業務に設定
			小計				10	
	実施方針・実施フロー・工程表・その他				○	50	50	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する
	特定テーマに関する技術提案				○	100	100	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する
	参考見積り	参考見積りの妥当性			○	参加の可否	参加の可否	
	ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価				○	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。
配点の合計					200.5	200.5		

※ 特定テーマについては、1テーマを基本とし、業務内容に応じテーマを追加する。なお、特定テーマを複数求めた場合は、テーマ間の整合性についても評価する。

(簡易)公募型総合評価落札(標準型1:3)の標準的な評価点

【補償関係コンサルタント業務】

評価項目	詳細項目	評価の着目点	必須：○ 選択：△	【補償コンサルタント業務】										備考		
				照査技術者なし				照査技術者あり								
				地理的条件なし		地理的条件あり		地理的条件なし		地理的条件あり						
				災害活動実績なし	災害活動実績あり	災害活動実績なし	災害活動実績あり	災害活動実績なし	災害活動実績あり	災害活動実績なし	災害活動実績あり					
入札参加者を指名するための基準	企業の評価	資格・実績	資格要件	技術部門登録	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	過去10年間で原則1件とする		
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	15	9	9	9	15	9	9	9			
			地域性	地理的条件	△			6	3		6	3				
				地域貢献度（災害活動実績）	△		4		2		4		2			
		地域貢献度（災害協定）	△		2		1		2		1					
	小計			15	15	15	15	15	15	15	15					
	成績・表彰	技術力	業務成績評価	○	30	30	30	30	30	30	30	30	30			
			優良業務表彰の経験	○	5	5	5	5	5	5	5	5	5			
		技術力	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否				
	小計			35	35	35	35	35	35	35	35	35				
主任担当者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
		継続教育取組実績	CPDの取得状況	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
		業務経験	同種・類似業務の実績	○	10	10	10	10	10	10	10	10	10	過去10年間で原則1件とする		
		小計			15	15	15	15	15	15	15	15				
	成績・表彰	技術力	業務成績評価	○	30	30	30	30	30	30	30	30	30			
			優良業務表彰等の経験	○	5	5	5	5	5	5	5	5	5	過去1年間完了した業務の技術者評価に60点未満がある場合、減点する		
		小計			35	35	35	35	35	35	35	35	35			
	専任制	手持ち業務量	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否				
照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△					参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	物件調査業務及び必要がある業務に設定		
		業務経験	同種・類似業務の実績	△						参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	物件調査業務及び必要がある業務に設定		
		小計								参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	過去10年間で原則1件とする		
	成績・表彰	技術力	業務成績評価	△						参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	物件調査業務及び必要がある業務に設定		
		小計									参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
担当技術者の評価	成績・表彰	資格要件	技術者資格	△	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	用地測量業務又は用地測量業務を含む場合に設定		
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否			
配点の合計					100	100	100	100	100	100	100	100	100			
技術点を算出するための基準	主任担当者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	6	6	6	6	4	4	4	4	4	過去10年間で原則1件とする	
			継続教育取組実績	CPDの取得状況	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	13	13	13	13	8	8	8	8	8		
			小計			20	20	20	20	13	13	13	13			
		成績・表彰	技術力	業務成績評価	○	25	25	25	25	17	17	17	17	17		過去1年間完了した業務の技術者評価に60点未満がある場合、減点する
				優良業務表彰等の経験	○	5	5	5	5	3	3	3	3	3		
			小計			30	30	30	30	20	20	20	20	20		
			照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△					3	3	3	3	3
	継続教育取組実績	CPDの取得状況			△						1	1	1	1		
	業務経験	同種・類似業務の実績			△						3	3	3	3	物件調査業務及び必要がある業務に設定、過去10年間で原則1件とする	
	小計									7	7	7	7			
	成績・表彰	技術力	業務成績評価	△						10	10	10	10	10	物件調査業務及び必要がある業務に設定	
		小計								10	10	10	10	10		
	実施方針・実施フロー・工程表・その他				○	50	50	50	50	50	50	50	50	50	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する	
	評価テーマに関する技術提案				○	100	100	100	100	100	100	100	100	100	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する	
	質上げの実施に関する評価				○	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	評価基準を満たす質上げ表明書を提出した者を評価する。
	ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価				○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。
配点の合計					207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5	207.5		

※ 特定テーマについては、1テーマを基本とし、業務内容に応じテーマを追加する。なお、特定テーマを複数求めた場合は、テーマ間の整合性についても評価する。

(簡易)公募型総合評価落札(簡易型1:1)の標準的な評価点

【補償関係コンサルタント業務】

評価項目	詳細項目	評価の着目点	必須：○ 選択：△	【補償コンサルタント業務】																		備考
				照査技術者なし								照査技術者あり										
				地理的条件なし				地理的条件あり				地理的条件なし					地理的条件あり					
				災害活動実績なし	災害活動実績あり	災害活動実績なし	災害活動実績あり	災害活動実績なし	災害活動実績あり	災害活動実績なし	災害活動実績あり	災害活動実績なし	災害活動実績あり	災害活動実績なし	災害活動実績あり	災害活動実績なし	災害活動実績あり	災害活動実績なし	災害活動実績あり			
若手技術者なし	若手技術者なし	若手技術者あり	若手技術者あり	若手技術者なし	若手技術者あり	若手技術者なし	若手技術者あり	若手技術者なし	若手技術者あり	若手技術者なし	若手技術者あり	若手技術者なし	若手技術者あり	若手技術者なし	若手技術者あり	若手技術者なし	若手技術者あり					
入札参加者を指名するための基準	企業の評価	資格要件	技術部門登録	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	過去10年間で原則1件とする	
		業務経験	同種・類似業務の実績	○	15	9	15	9	15	9	15	9	15	9	15	9	15	9	15	9		9
		地域性	地理的条件	△					6	3		6	3				6	3		6		3
			地域貢献度（災害活動実績）	△		4			4		2		2		4		4		2			2
			地域貢献度（災害協定）	△		2			2		1		1		2		2		1			1
	成績・表彰	小計		15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
	技術力	業務成績評価	○	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30		
	優良業務表彰等の経験	○	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5			
	技術力		○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否			
	小計		35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35		
主任担当者の評価	資格要件	技術者資格	○	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	過去10年間で原則1件とする 若手技術者を配置する場合加点する。	
	継続教育取組実績	CPDの取得状況	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	業務経験	同種・類似業務の実績	○	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
	若手技術者	若手技術者	△			7	7		7	7		7	7		7	7		7	7			
	小計		15	15	22	22	15	15	22	22	15	15	22	22	15	15	22	22	22			
成績・表彰	技術力	業務成績評価	○	30	30	25	25	30	30	25	25	30	30	25	25	30	30	25	25		過去1年間完了した業務の技術者評価に6.0点未満がある場合、減点する	
優良業務表彰等の経験	○	5	5	3	3	5	5	3	3	5	5	3	3	5	5	3	3	3	3			
小計		35	35	28	28	35	35	28	28	35	35	28	28	35	35	28	28	35	28	28		
照査技術者の評価	資格要件	技術者資格	△	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	物件調査業務及び必要がある業務に設定 物件業務及び必要がある業務に設定 過去10年間で原則1件とする	
	業務経験	同種・類似業務の実績	△																			
	小計																					
	技術力	業務成績評価	△																			
成績・表彰	小計																			物件調査業務及び必要がある業務に設定		
担当技術者の評価	資格要件	技術者資格	△	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	用地測量業務又は用地測量業務を含む場合に設定	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
入札参加者を指名するための基準	主任担当者の評価	資格要件	技術者資格	○	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
		継続教育取組実績	CPDの取得状況	○	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
		業務経験	同種・類似業務の実績	○	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	
		若手技術者	若手技術者		8	8		8	8		8	8		8	8		8	8		8	8	
		小計		20	20	28	28	20	20	28	28	20	20	28	28	20	20	28	28	20	20	
	成績・表彰	技術力	業務成績評価	○	25	25	20	20	25	25	20	20	25	25	20	20	25	25	20	20		過去1年間完了した業務の技術者評価に6.0点未満がある場合、減点する
	優良業務表彰等の経験	○	5	5	2	2	5	5	2	2	5	5	2	2	5	5	2	2	5	5		
	小計		30	30	22	22	30	30	22	22	30	30	22	22	30	30	22	22	30	30		
	資格要件	技術者資格	△																		物件調査業務及び必要がある業務に設定 物件調査業務及び必要がある業務に設定、過去10年間で原則1件とする	
	継続教育取組実績	CPDの取得状況	△																			
業務経験	同種・類似業務の実績	△																		3		
小計																				7		
成績・表彰	技術力	業務成績評価	△																		10	
小計																				10		
実施方針・実施フロー・工程表・その他		○	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する	
質上げの実施に関する評価		○	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	評価基準を満たす質上げ表明書を提出した者を評価する。	
ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価		○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。	
配点の合計			104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5	104.5		

※ 原則、ヒアリングは実施しない。なお、必要に応じて実施も可能とする。

参考資料2-2

令和8年度 入札・契約、総合評価の実施方針 〔コンサルタント業務等〕

令和7年度実施状況(参考データ)

令和8年7月



国土交通省 関東地方整備局

1. コンサルタント業務等の契約状況

①コンサルタント業務等の契約状況(土木コンサル)		2
②コンサルタント業務等の契約状況(測量)		3
③コンサルタント業務等の契約状況(地質)		4
④履行期限の平準化状況		5

2. 不調・不落発生状況

①建設コンサルタント業務等の不調・不落発生状況(5業種)		6
②建設コンサルタント業務等の不調・不落発生状況(業種別)		7
③建設コンサルタント業務等(3業種)の落札率の状況		8
④建設コンサルタント業務等(5業種)の低入札状況		9

3. 業務成績評定点の分布状況

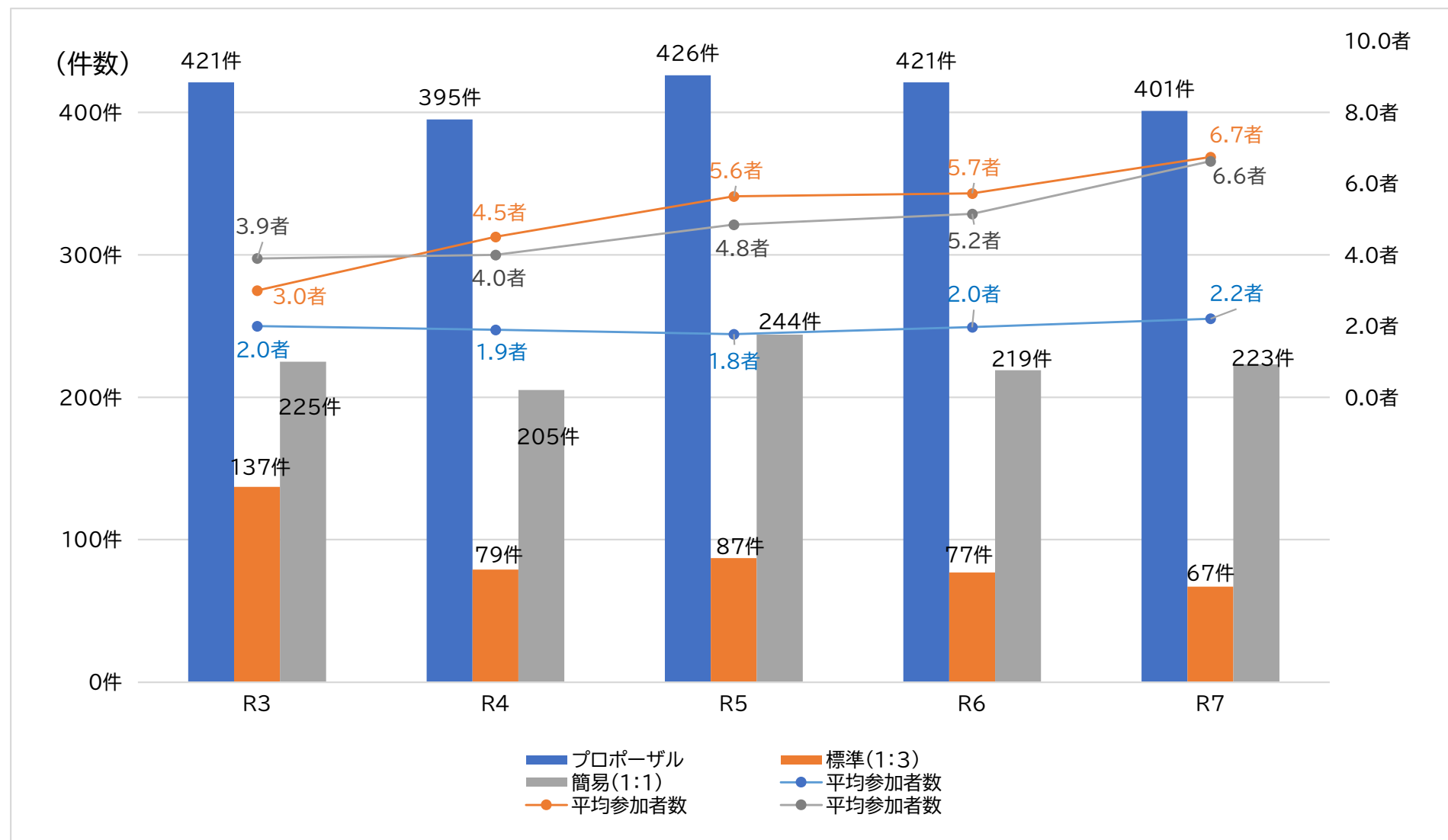
①令和7年度 落札者の価格・技術点順位の相関性(総合評価落札方式)		10
②業務成績評定点(3業種別)平均の推移		11
③令和7年度完了業務における業務成績評定点の分布状況(土木コン)		12
④令和7年度完了業務における業務成績評定点の分布状況(測量)		13
⑤令和7年度完了業務における業務成績評定点の分布状況(地質)		14

取組報告

賃金引き上げの加点状況		15
ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価 加点状況		16

1.①コンサルタント業務等の契約状況(土木コンサル)

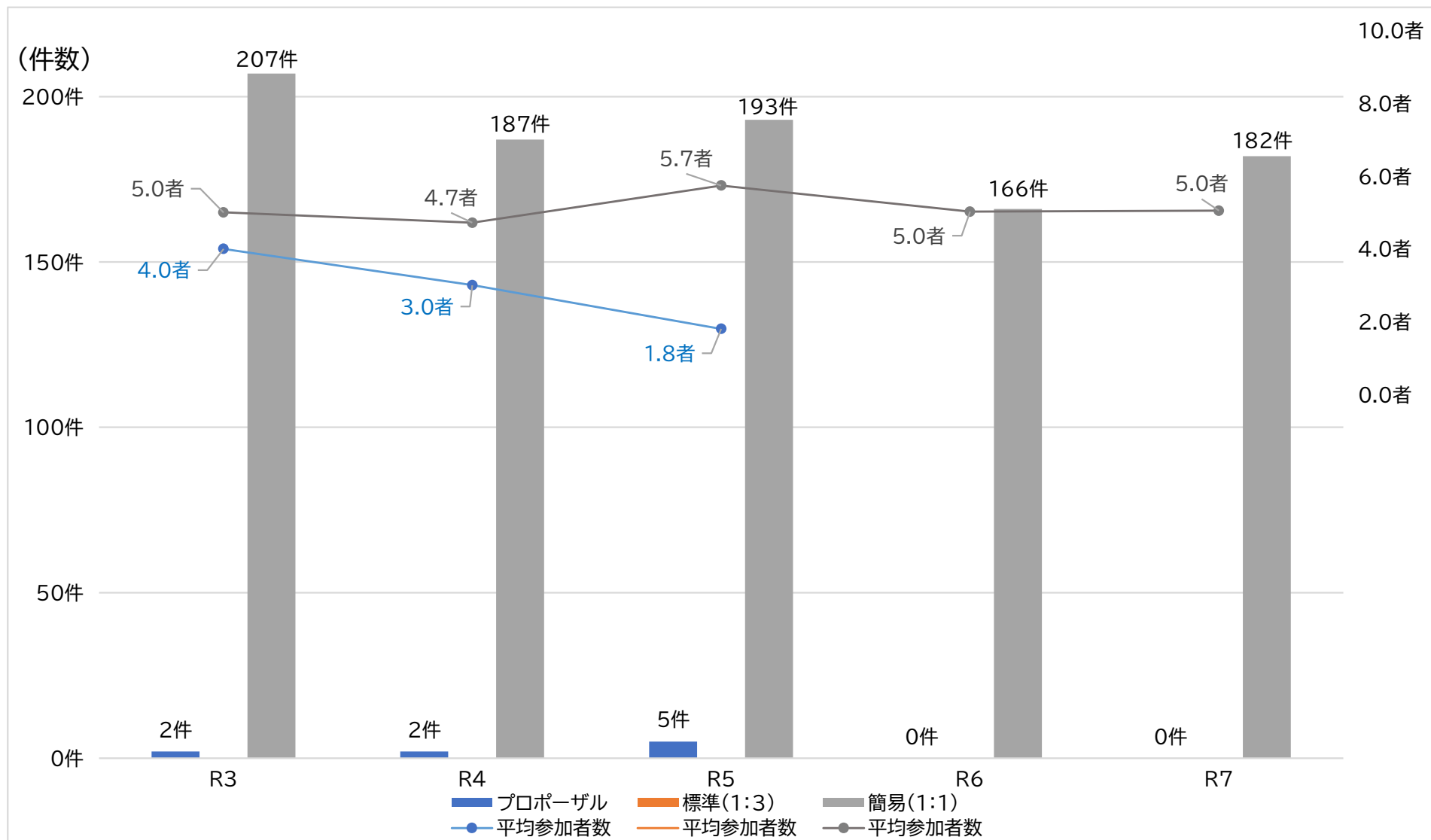
○プロポーザルの技術提案書提出者数、総合評価の平均入札参加者数は、概ね横ばいで推移
○参加者数を増やす取組として参加表明書提出期間の延長などを実施



1. ②コンサルタント業務等の契約状況(測量)

○総合評価の平均入札参加者数は、概ね横ばいで推移

○令和6年度、令和7年度はプロポーザル方式は無し

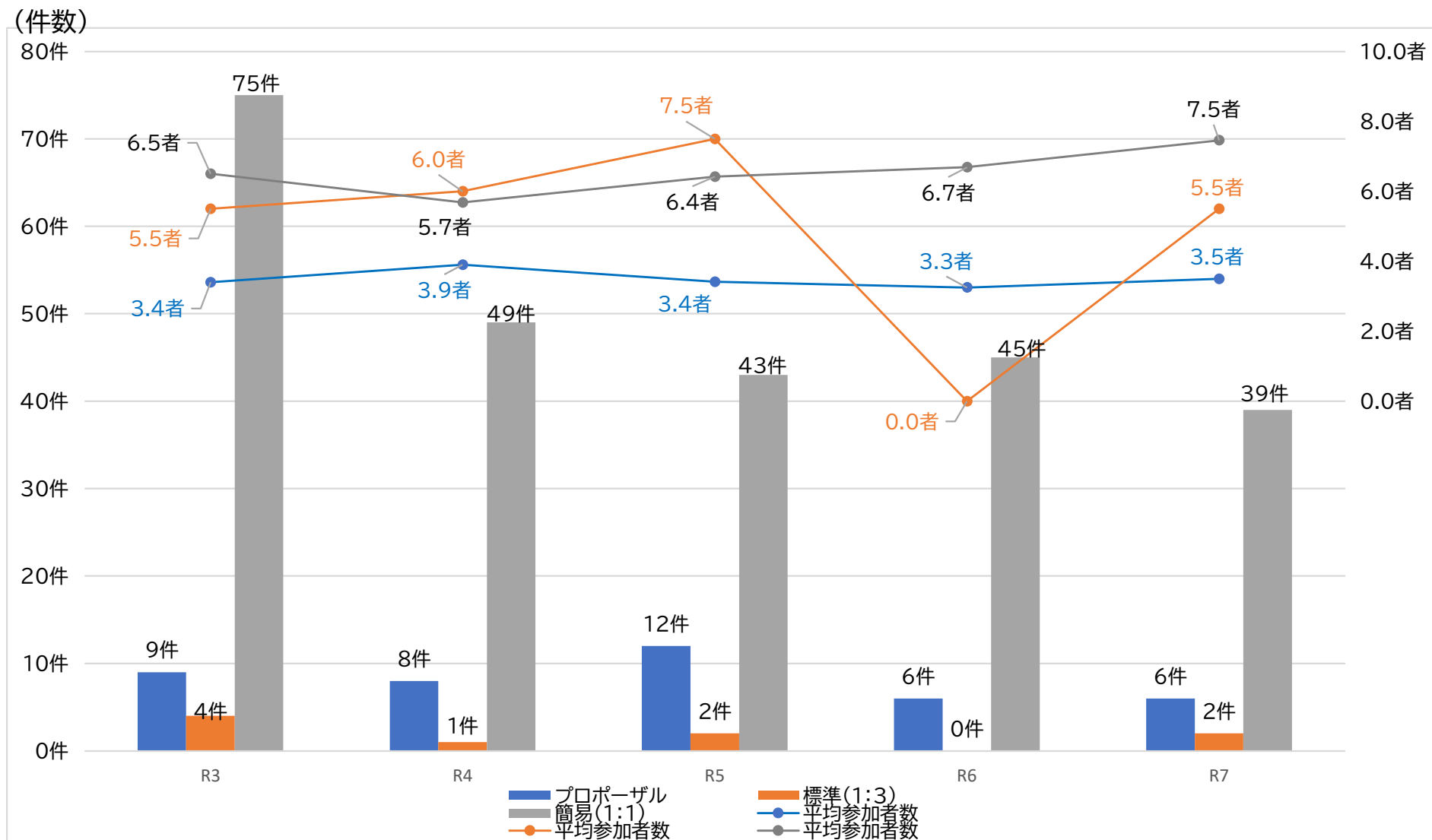


※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

参加者：プロポーザル方式は、技術提案書提出者数、総合評価落札方式は、平均入札参加者数。

1. ③コンサルタント業務等の契約状況(地質)

○プロポーザルの技術提案書提出者数、総合評価の平均入札参加者数は、概ね横ばいで推移
○プロポーザル方式は令和6年度以外は少数ながら発注実績が有り

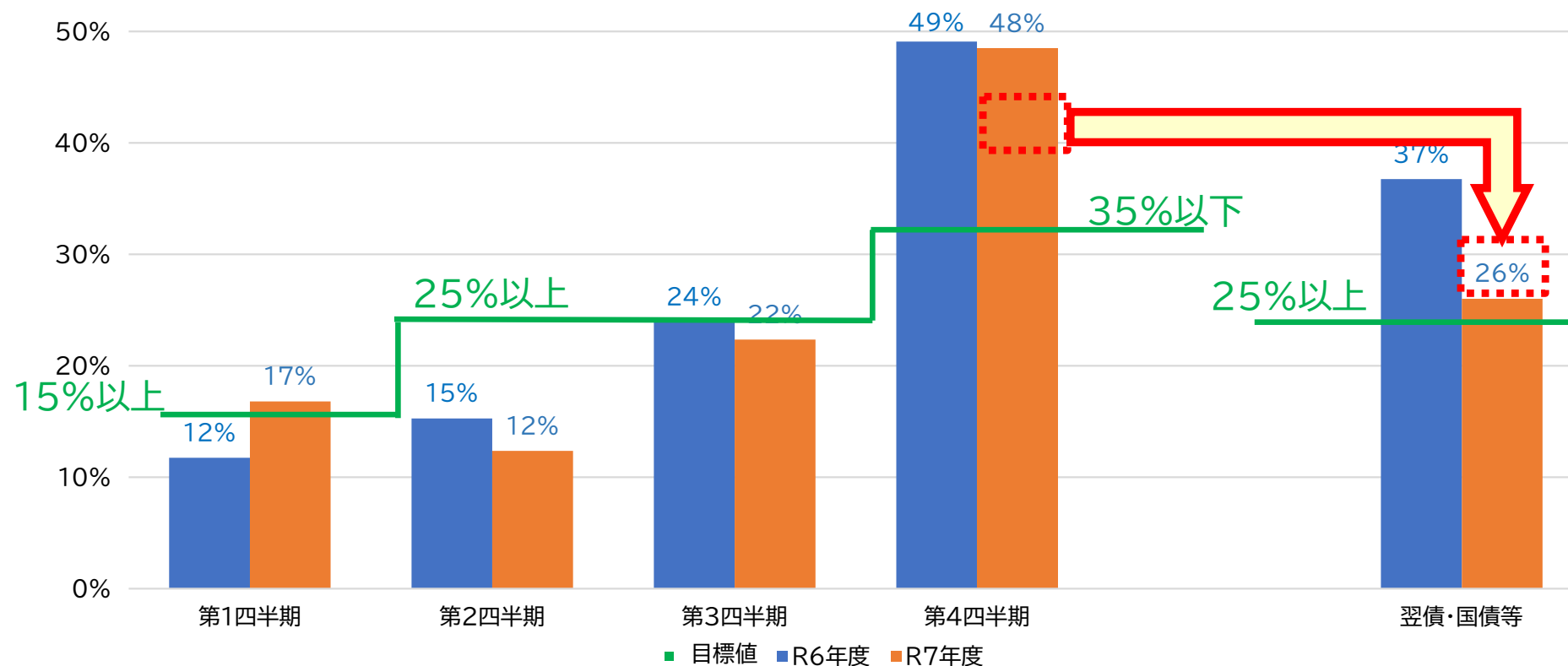


※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

参加者：プロポーサル方式は、技術提案書提出者数、総合評価落札方式は、平均入札参加者数。

1. ④履行期限の平準化状況

- 令和7年度は依然として第4四半期(1～3月)に履行期限が集中し、目標が未達成。
- 令和8年度も引き続き翌債・国債等の活用等により、業務の履行期限の平準化を図る。

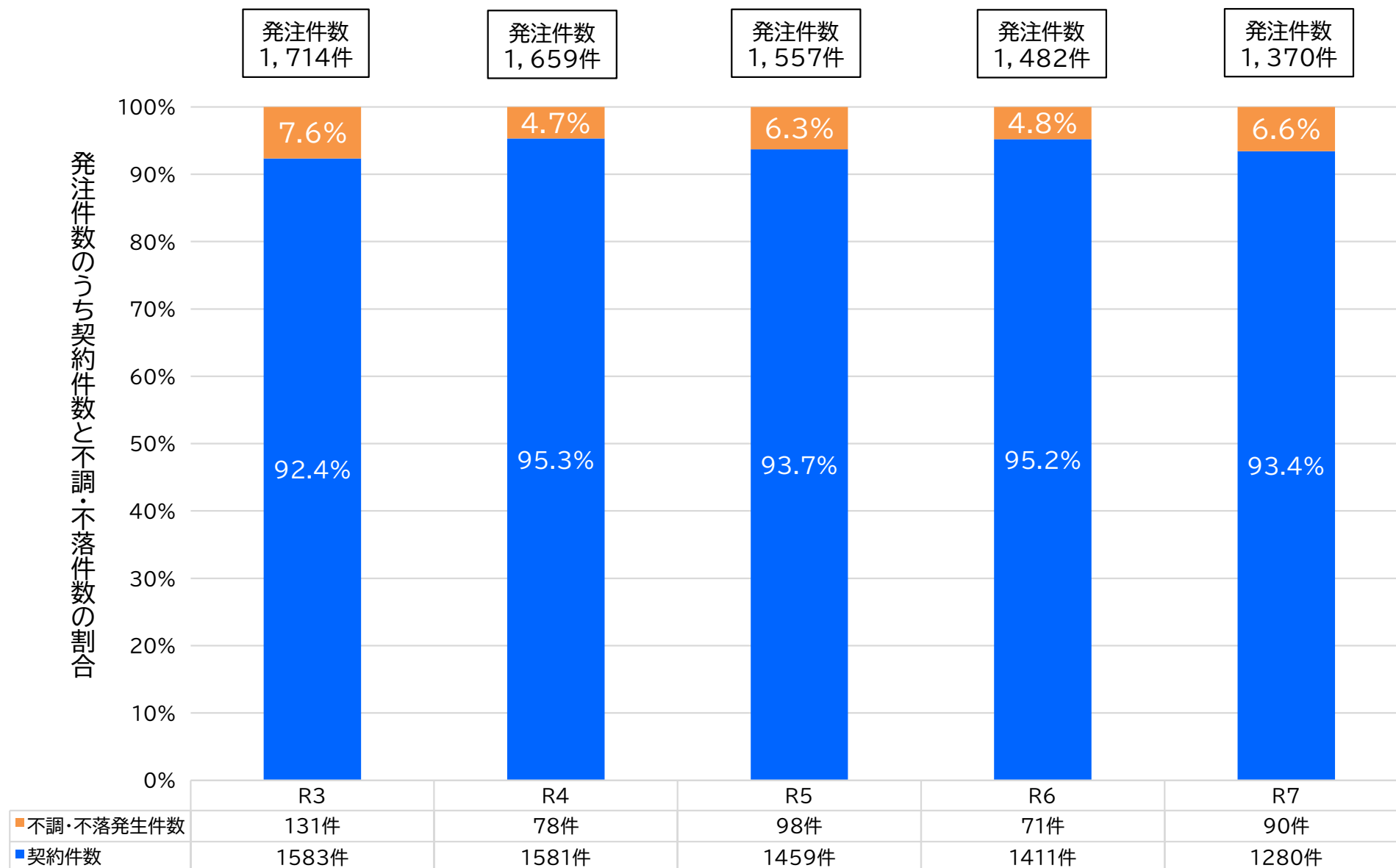


完了件数					
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	国債・翌債
目標値	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下	25%以上
R6年度	90件	117件	183件	376件	445件
R7年度	121件	89件	161件	349件	367件

※土木コンサル、測量、地質調査3業種が対象(通年業務、発注者支援等及び港湾空港を除く)
 予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。

2. ①建設コンサルタント業務等の不調・不落発生状況(5業種)

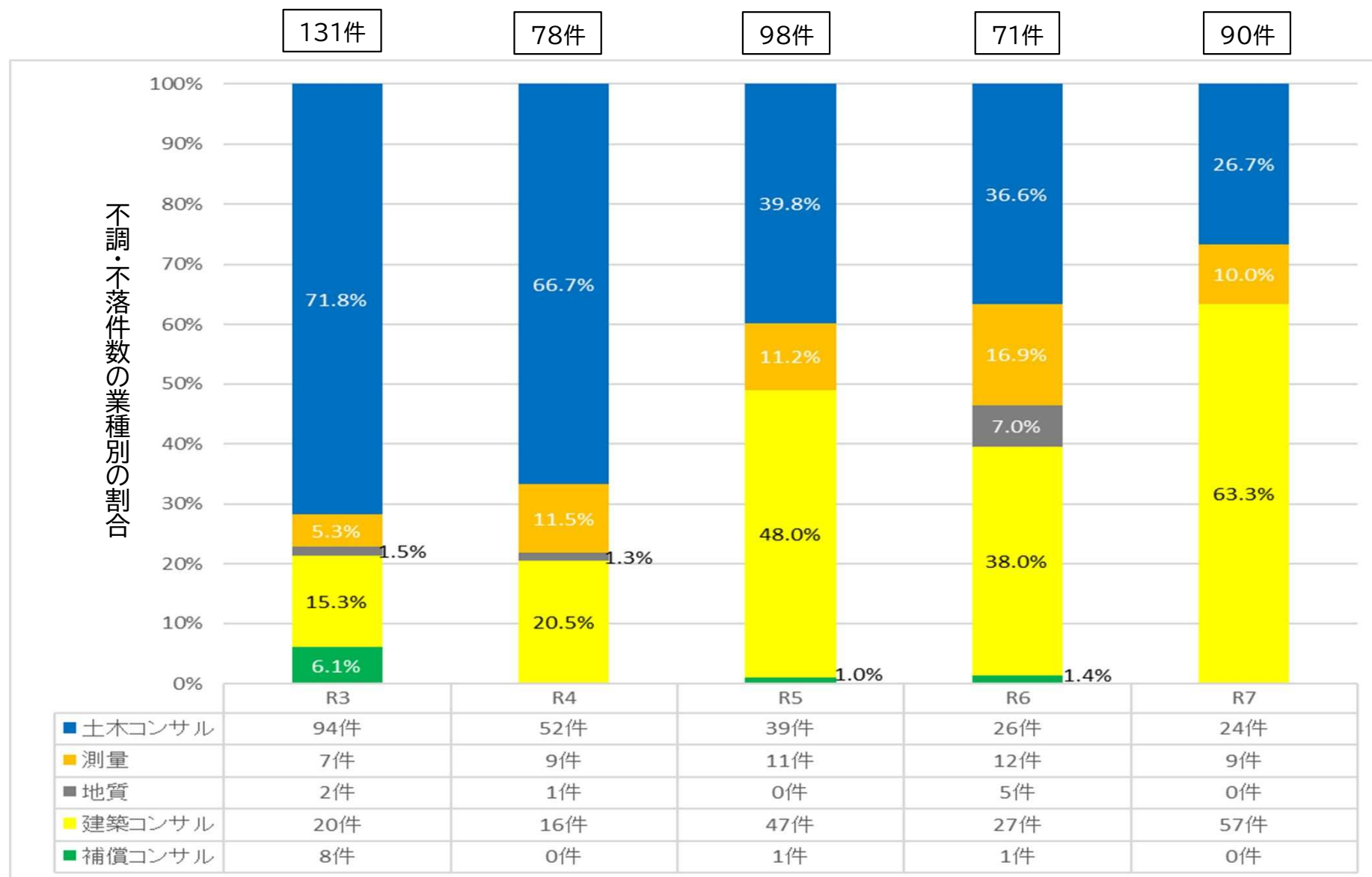
○不調・不落の発生件数は、概ね横ばいで推移



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

2. ②建設コンサルタント業務等の不調・不発発生状況(業種別)

○令和4年度までは約7割が土木コンサル、令和5年度以降は建築コンサルの割合が増加傾向



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

2. ③建設コンサルタント業務等(3業種)の落札率の状況

○土木コンサル、測量の平均落札率は、概ね横ばいだが、地質調査業務は低下傾向

※令和6年4月1日以降入札公告を行う測量業務、地質調査業務、設計業務、補償コンサルタント（補償コン）業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.48から0.50（補償コン業務は0.45から0.50）へ引き上げ
設計業務、補償コン業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から81%へ引き上げ
※令和6年4月1日以降に入札書提出期限日を設定している地質調査業務の諸経費率を引き上げ
※令和7年4月1日以降に入札書提出期限日を設定している測量業務の諸経費率を引き上げ

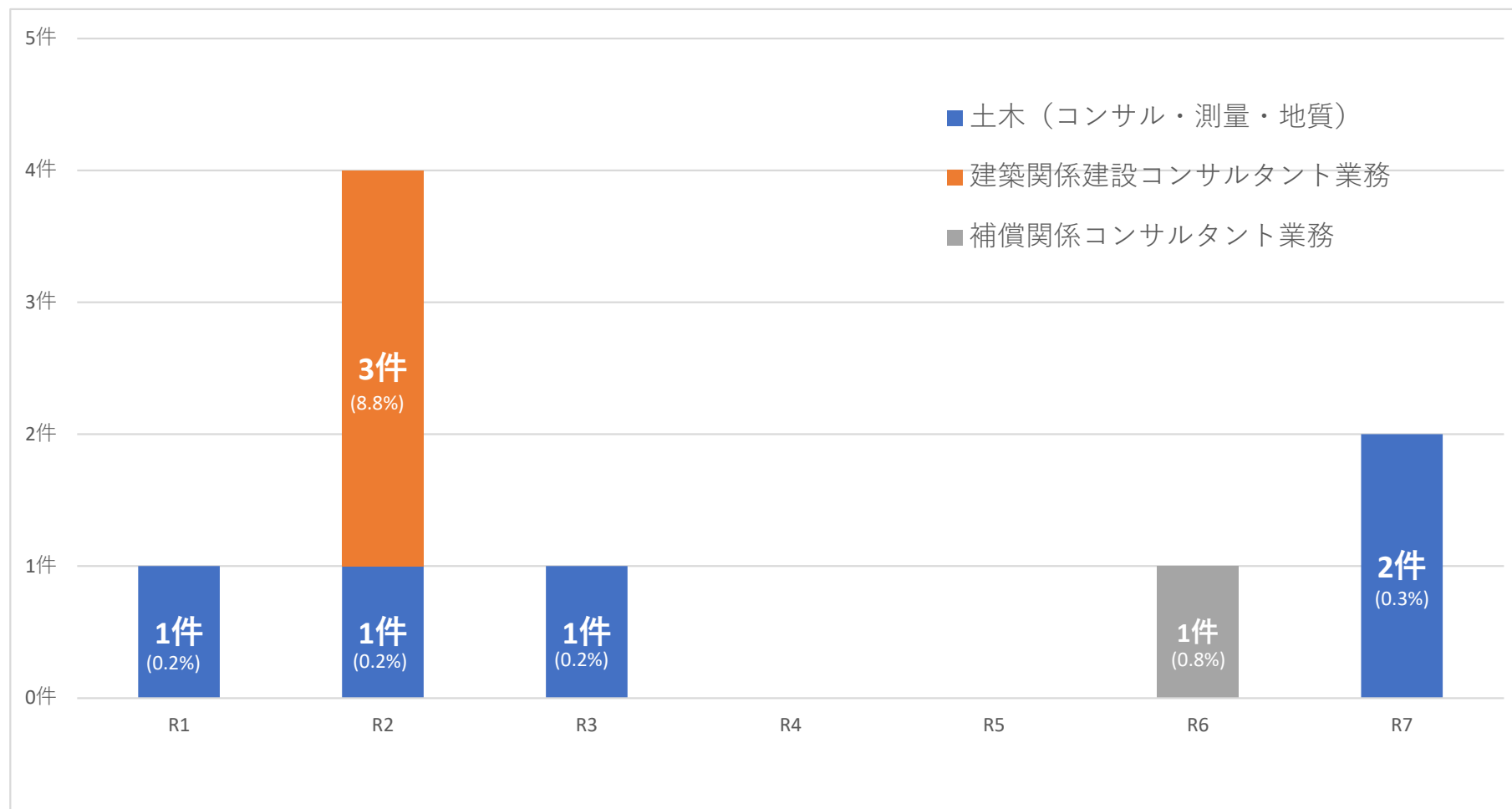
平均落札率

	R3	R4	R5	R6	R7
土木コンサル	84.1% (616件)	84.3% (628件)	83.9% (579件)	84.2% (584件)	84.2% (539件)
測量	86.4% (214件)	86.9% (208件)	86.1% (193件)	86.3% (175件)	85.8% (182件)
地質	85.5% (67件)	85.0% (79件)	84.0% (45件)	81.1% (53件)	80.7% (41件)

※予定価格100万円を超える価格競争入札及び総合評価落札方式のみ（単価契約を除く）。港湾空港を除く。

2. ④建設コンサルタント業務等(5業種)の低入札状況

○令和7年度は低入札による落札が2件発生(測量1件、土木コンサル1件)



※予定価格100万円を超える価格競争入札及び総合評価落札方式のみ(単価契約を除く)。港湾空港を除く。
※低入札による落札件数: 予定価格1,000万円を超える業務は、調査基準価格を下回って契約した業務が対象。
※グラフの%: 低入札率=低入札件数/総契約件数

3. ①令和7年度 落札者の価格・技術点順位の相関性(総合評価落札方式)

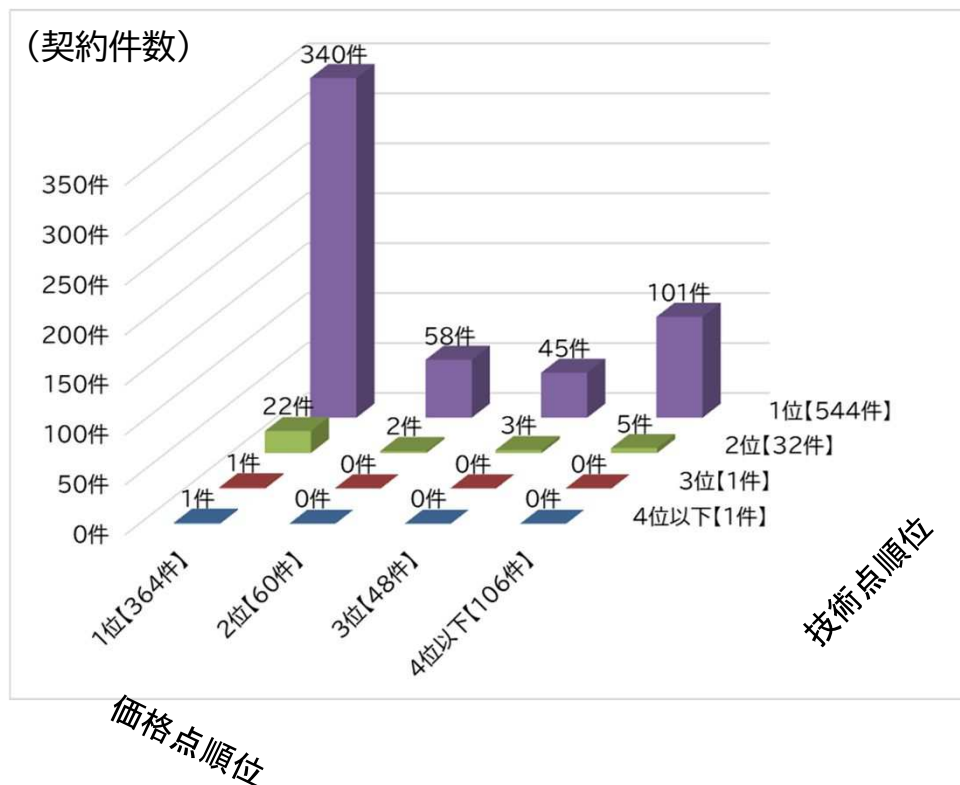
○総合評価落札方式 簡易型(1:1)

技術点1位の企業が落札者となる割合(約94%、544件/578件)は、価格点順位が1位の企業が落札者となる割合(約62%、364件/578件)を上回り、技術力を評価した落札結果となっている。

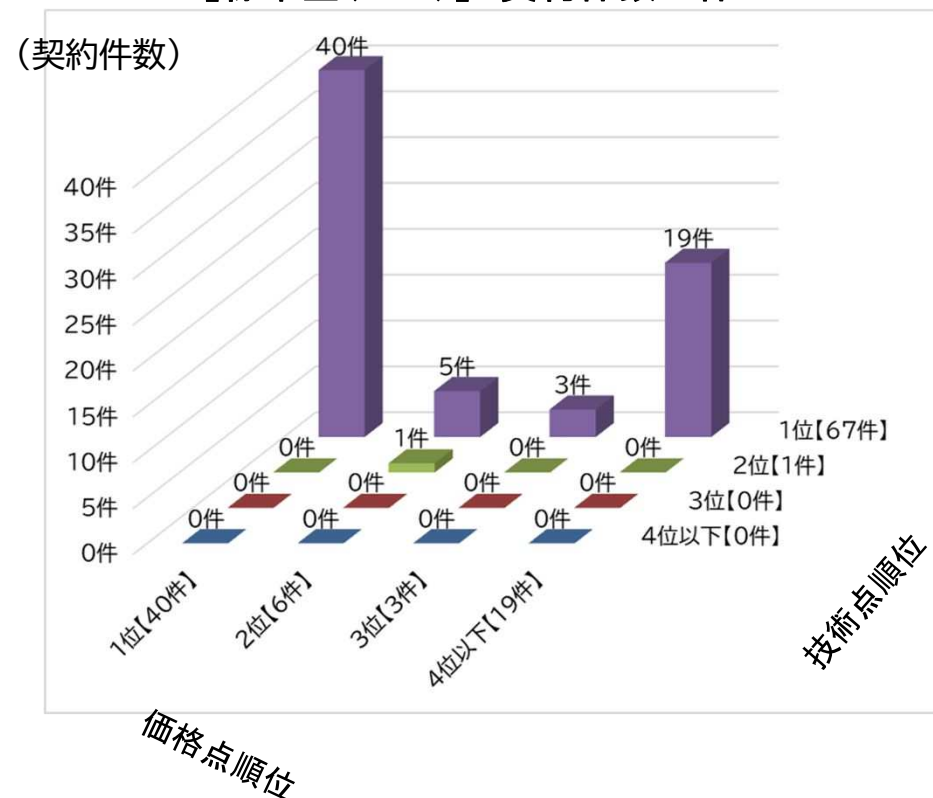
○総合評価落札方式 標準型(1:3)

技術点1位の企業が落札者となる割合(約98%、67件/68件)は、価格点順位が1位の企業が落札者となる割合(約59%、40件/67件)を上回り、技術力を評価した落札結果となっている。

【簡易型(1:1)】 契約件数578件



【標準型(1:3)】 契約件数68件

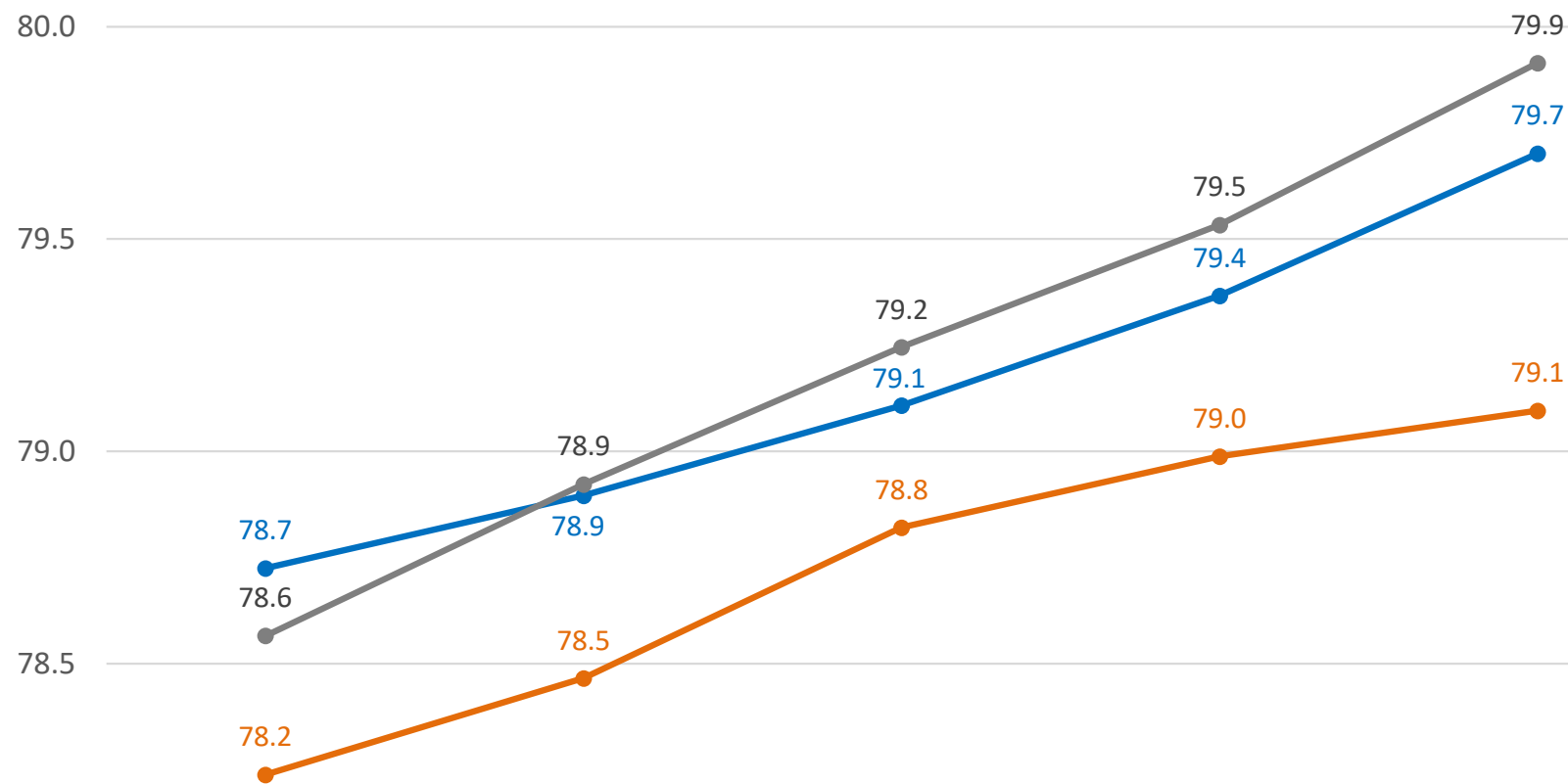


※土木コンサル、測量、地質調査、補償コン、建築コンが対象。
予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

3. ②業務成績評定点(3業種別)平均の推移

○業務成績評定点の3業種別の平均は、年々上昇傾向となっている。

(単位:点)

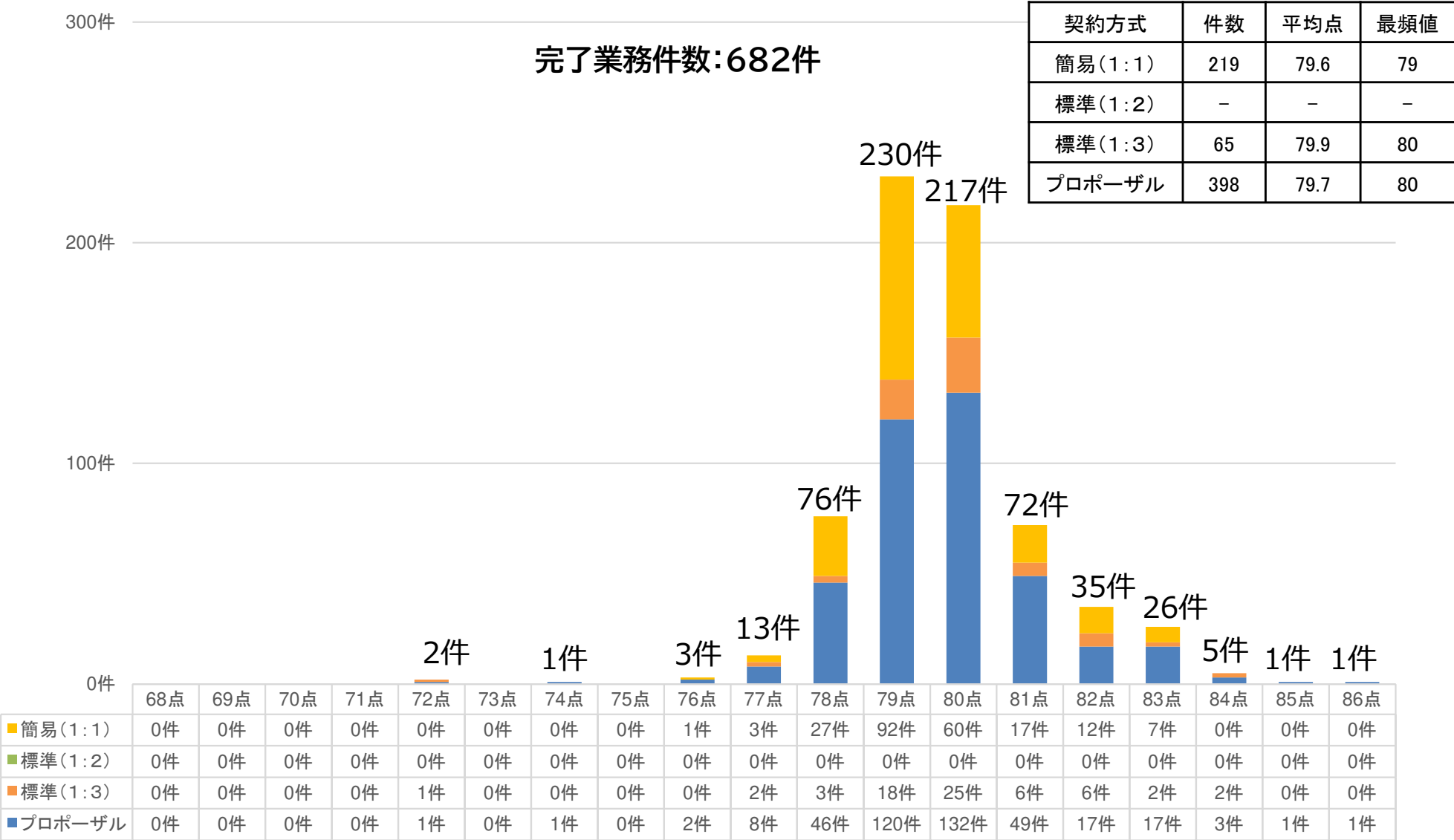


	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
土木コンサル	78.7	78.9	79.1	79.4	79.7
測量	78.2	78.5	78.8	79.0	79.1
地質	78.6	78.9	79.2	79.5	79.9

※プロポーザル方式・総合評価落札方式が対象(発注者支援業務等を除く)。港湾空港を除く。

3. ③令和7年度完了業務における業務成績評定点の分布状況(土木コン)

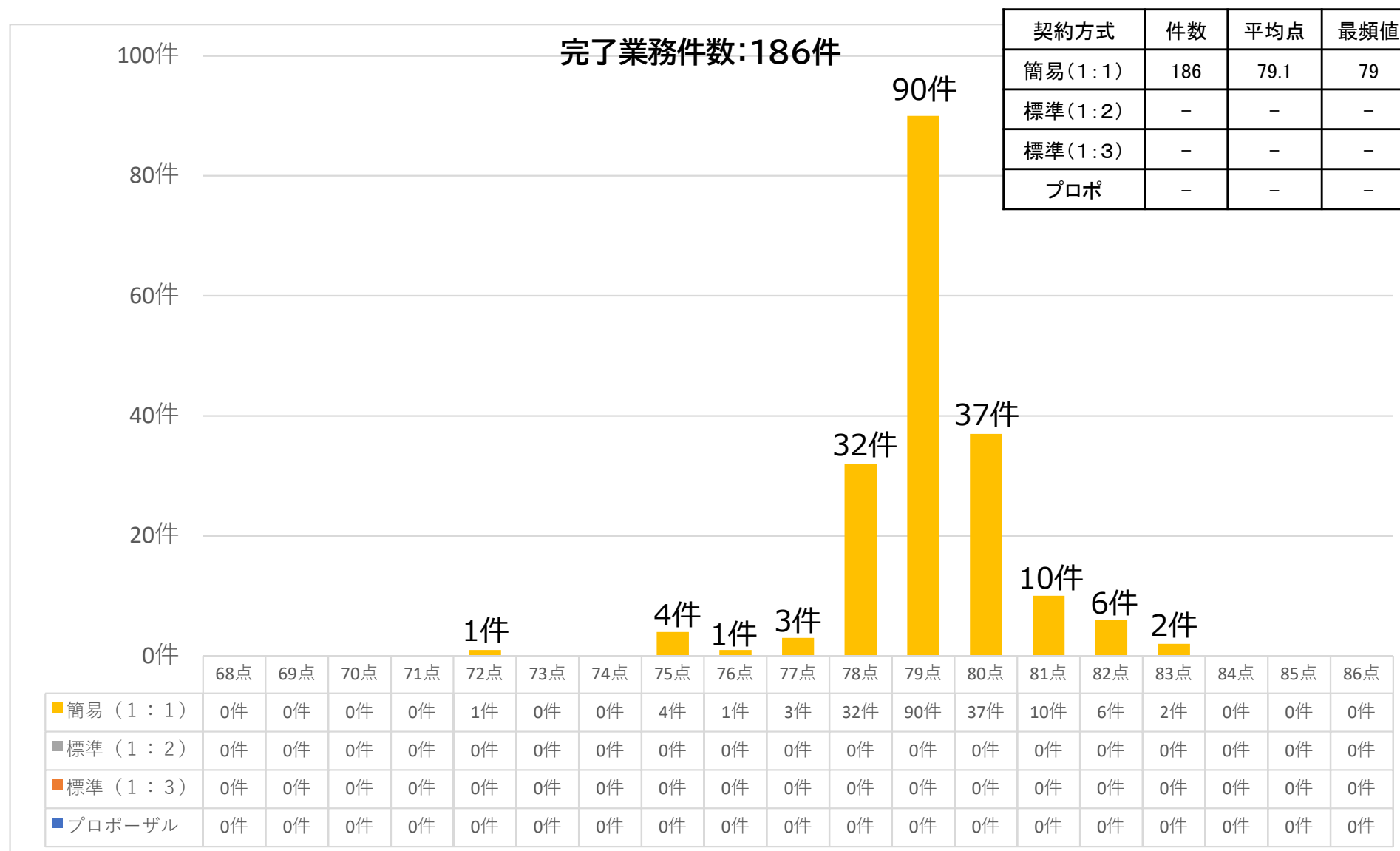
○難易度の高い業務において選択する入札契約方式は業務成績評定の平均点が高い傾向にある。



※プロポーザル方式・総合評価落札方式が対象(発注者支援業務等を除く)。港湾空港を除く。

3. ④令和7年度完了業務における業務成績評定点の分布状況(測量)

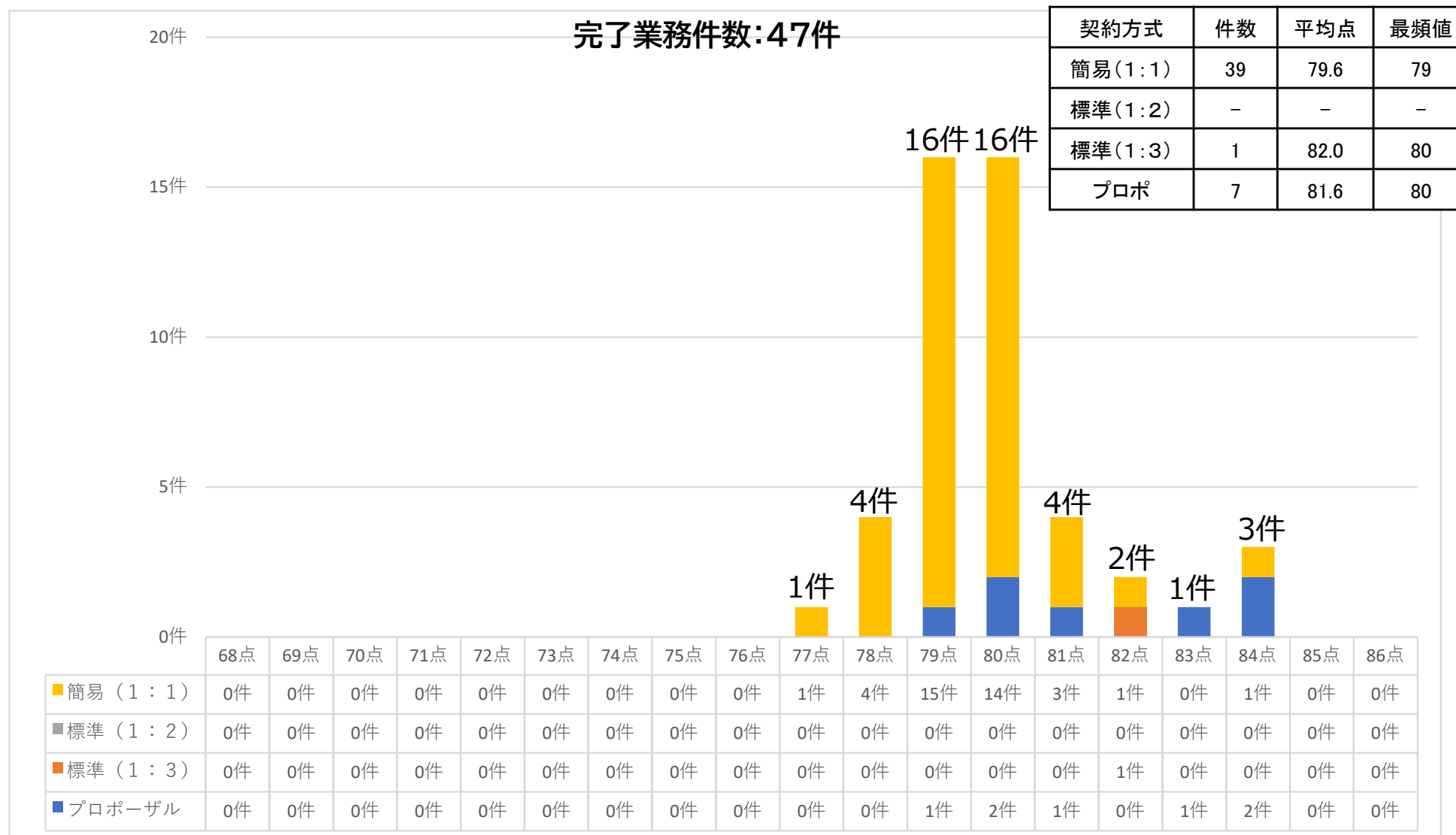
○令和7年度の完了業務の入札契約方式は全て簡易型(1:1)、業務成績評定点の最頻値は79点



※プロポーザル方式・総合評価落札方式が対象(発注者支援業務等を除く)。港湾空港を除く。

3. ⑤令和7年度完了業務における業務成績評定点の分布状況(地質)

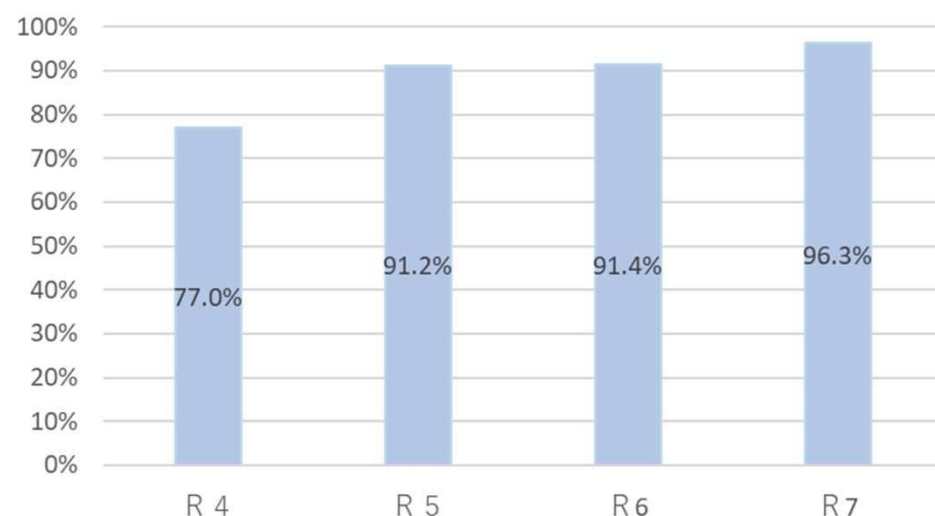
○簡易型(1:1)の業務が大部分を占め、業務成績評定点の最頻値は79点、80点



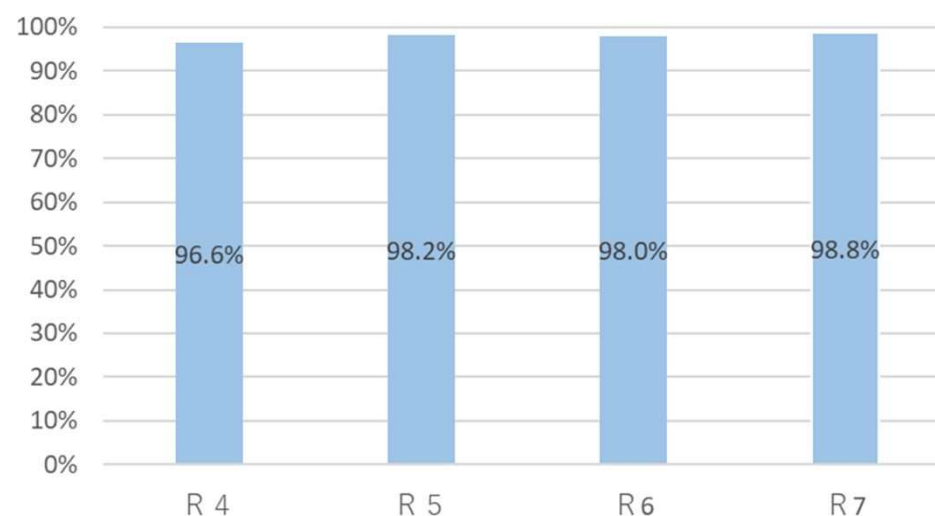
※プロポーザル方式・総合評価落札方式が対象(発注者支援業務等を除く)。港湾空港を除く。

- 賃金引き上げの加点については、令和4年度から運用を開始。
- 総合評価落札方式(簡易型1:1)については、中小企業の参加が多いため、運用開始時の加点率は8割弱であったが、年々増加しており近年は9割を超える企業が参加している。
- 総合評価落札方式(標準型(1:2)・(1:3))については、比較的規模の大きい企業の参加が多く、運用開始時から高い加点率で安定的に推移している。

総合評価落札方式(簡易型1:1)



総合評価落札方式(標準型(1:2)・(1:3))



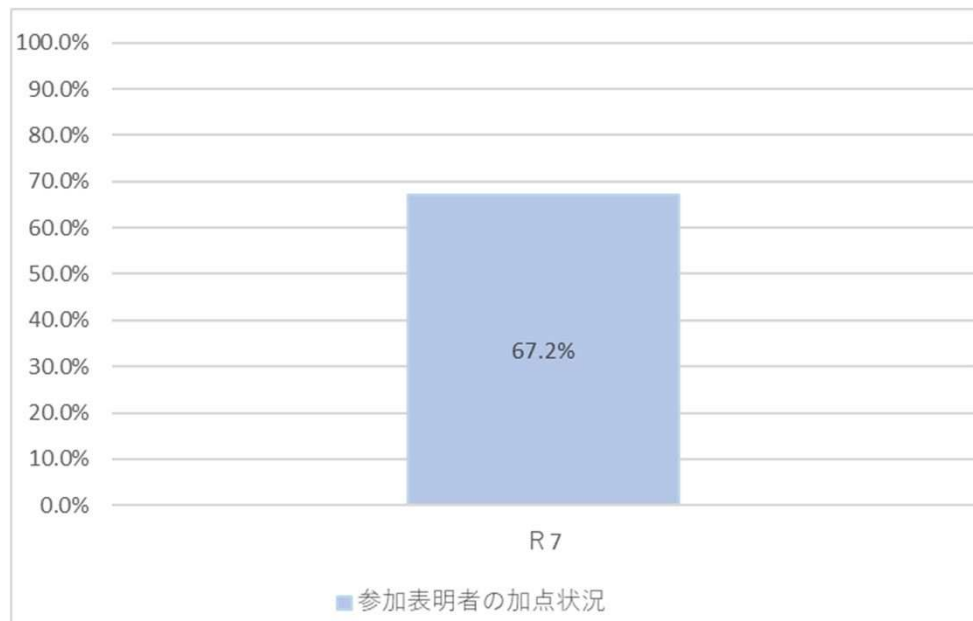
参加表明者の加点状況総合評価落札方式(簡易型1:1)

	R 4	R 5	R 6	R 7
参加表明者母数	1905	2727	3115	2820
うち加点者数	1466	2488	2847	2717
加点率(%)	77.0%	91.2%	91.4%	96.3%

参加表明者の加点状況(標準型(1:2)・(1:3))

	R 4	R 5	R 6	R 7
参加表明者母数	437	1108	803	889
うち加点者数	422	1088	787	878
加点率(%)	96.6%	98.2%	98.0%	98.8%

○ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の加点については、プロポーザル方式及び総合評価落札方式において令和7年8月より適用を開始。
○適用開始後の加点率は5割を超える状況となっている。



ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価の変遷

	対象業務	加点
R7. 8. 1～ 【全業務を対象】	建設コンサルタント業務等 (3業種) 補償コンサルタント業務 建築コンサルタント業務	企業の評価の枠外で必 須加点：0. 5点

		R7(R8.3月末時点)
参加表明者の加点状況	参加表明者母数	1019
	⇒うち、加点者数	685
	加点率	67.2%

参考資料3

令和8年度 入札・契約、総合評価の実施方針

〔役務の提供等〕

令和7年度の実施状況
令和8年度の実施方針

令和8年7月



国土交通省 関東地方整備局

役務の提供等における入札契約分類	3
I. 役務の提供等(企画競争方式)	4
I－1. 企画競争方式の対象業務	5
I－2. 企画競争方式の令和7年度実施状況	6
I－3. 企画競争方式の令和8年度実施方針	10
I－4. 企画競争方式の評価方法 (評価項目、評価基準及び得点配点)	13
II. 役務の提供等(総合評価落札方式(一般競争))	21
II－1. 総合評価落札方式(一般競争)の対象業務	22
II－2. 総合評価落札方式(一般競争)の令和7年度実施状況	23
II－3. 総合評価落札方式(一般競争)の令和8年度実施方針	28
II－4. 総合評価落札方式(一般競争)評価点配分表、 評価項目・評価基準等	31
III. 役務の提供等(参加者の有無を確認する公募)	46
III－1. 参加者の有無を確認する公募の概要	47
III－2. 参加者の有無を確認する公募の令和7年度実施状況	48

契約方式		対象業務		(参考)契約件数		
		適用範囲の考え方	詳細	R5	R6	R7
企画競争方式		当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される案件であって、提出された企画提案に基づいて、仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる場合	①高度な企画立案を要する業務	114	107	98
			②高度で高い信頼性を要する業務			
一般競争	総合評価落札方式	事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、成果に相当程度の差異が生じることが期待できる場合	①政府調達協定対象調達のうち、コンピュータ製品及びサービスの調達で、80万SDR（1億4千万円）を超える案件	63	64	63
			②政府調達協定対象調達のうち、電気通信機器及びサービスの調達で、38.5万SDR（6千9百万円）を超える案件			
			③上記以外で、総合評価落札方式を適用する調達			
	最低価格落札方式	総合評価落札方式及び企画競争（プロポーザル）方式によらない場合	上記以外（100万円以上）	578	546	483
参加者の有無を確認する公募手続		特殊な技術または設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約をしていたようなものについて、透明性・競争性を確保するため、当該技術または設備等を明示して他に参加者がいないか確認する必要がある業務		18	24	16

I . 役務の提供等(企画競争方式)

「役務の提供等」であって、

【1】高度な企画立案を要する業務

(ex. 企画立案を伴う広報媒体の制作や催事の運営等に関する業務)

【高度な企画立案を要する業務の例】

- | | |
|--|--|
| <p>①パンフレット・ビデオ作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の印刷物の製作に関する企画・編集 ・ビデオ等映像資料作成に関わる企画・制作 <p>②ホームページ作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの作成に関わる企画・編集 | <p>③イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・催事の開催に関わる企画・運営 ・国土交通行政情報の情報提供施設(インフォメーションセンター等)の管理・運営に関する企画・運営 <p>④新聞掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通行政情報の情報提供に関する企画・運営 |
|--|--|

【2】高度で高い信頼性を要する業務

(ex. 迅速性・信頼性を要する情報提供業務やシステム開発・改良業務、不動産鑑定評価業務)

【高度で高い信頼性を要する業務の例】

- | | |
|---|--|
| <p>①情報提供業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速性・信頼性を要する情報提供業務 <p>②情報システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報処理システムの開発・改良を行う業務 | <p>③研究・開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究・開発を行う業務 <p>④不動産鑑定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定の評価を行う業務 |
|---|--|

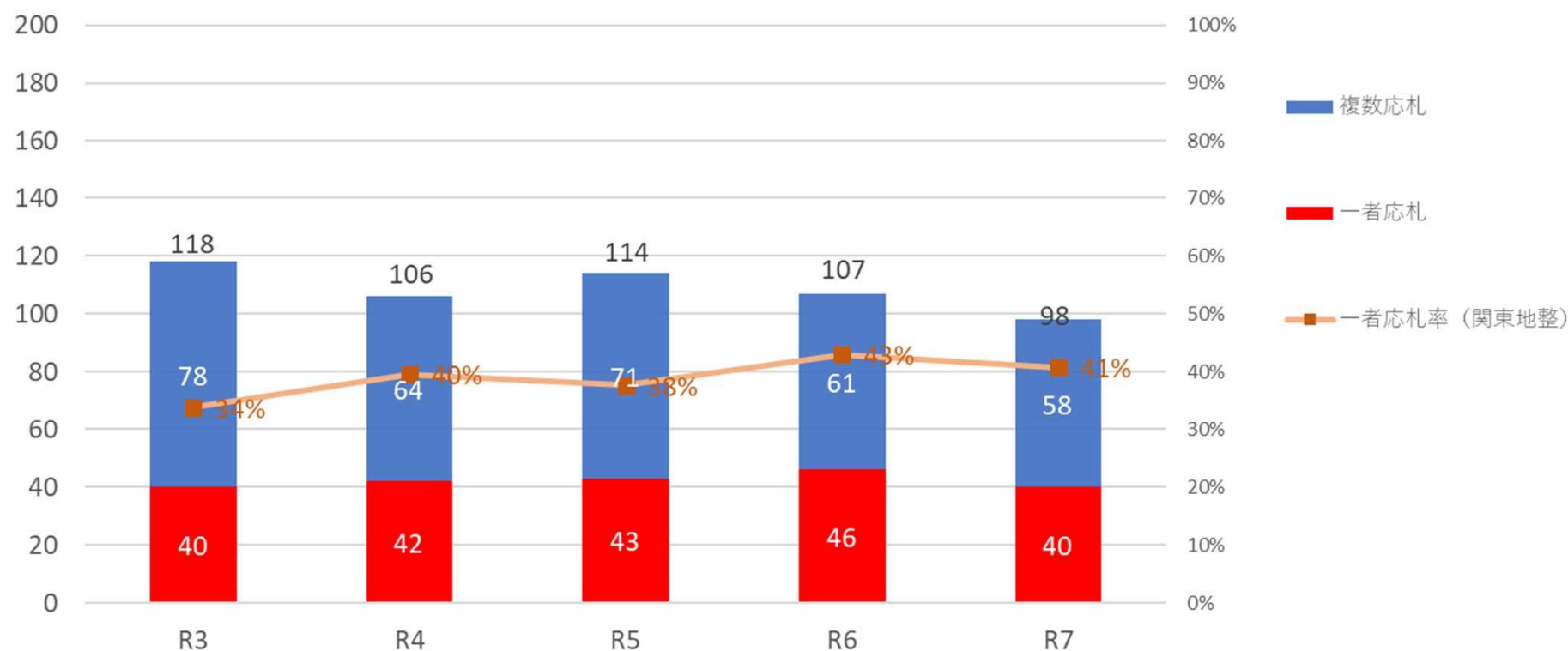
※ 「①情報提供業務」は関東地方整備局で発注実績なし。

等の企画提案書等の提出を求める必要があるもの

※平成18年8月25日付け『公共調達の適正化について』(財計第2017号)が通知され、「複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法(企画競争)」が定義等されたこと受け、国土交通省は「企画競争の実施について」(平成18年11月16日)により統一的な手続き等が定められ、関東地方整備局では平成18年12月より企画競争方式を導入している。

1. 契約件数及び一者応札の経年推移(全体)

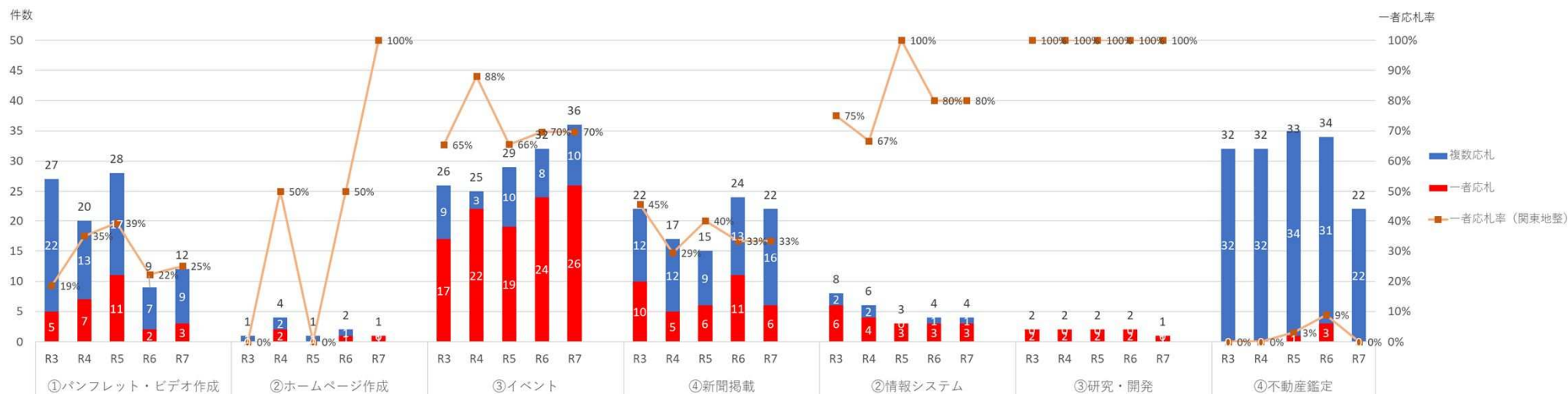
○ 一者応札は4割程度で横ばいの状況。



※R8年3月末時点

2. 契約件数及び一者応札の経年推移(業務分類別)

- イベントや情報システム等の一者応札率が高い傾向。
- パンフレット・ビデオ作成や新聞掲載は、一者応札率は低い傾向。



※R8年3月末時点

※「①情報提供業務」は関東地方整備局で発注実績なし。

※「④不動産鑑定」は、鑑定士による評価額の差異を考慮し、2者での鑑定を基本としており、2者特定に対して2者しか応札がなかった場合は、1者応札としてカウントしている。

【1】高度な企画立案を要する業務

- ①パンフレット・ビデオ作成 : パンフレット等の印刷物の製作に関する企画・編集
ビデオ等映像資料作成に関わる企画・制作
- ②ホームページ作成 : ホームページの作成に関わる企画・編集
- ③イベント : 催事の開催に関わる企画・運営
国土交通行政情報の情報提供施設（インフォメーションセンター等）の管理・運営に関する企画・運営
- ④新聞掲載 : 国土交通行政情報の情報提供に関する企画・運営

【2】高度で高い信頼性を要する業務

- ①情報提供業務 : 迅速性・信頼性を要する情報提供業務
- ②情報システム : 情報処理システムの開発・改良を行う業務
- ③研究・開発 : 研究・開発を行う業務
- ④不動産鑑定 : 不動産鑑定の評価を行う業務

3. 一者応札の要因検証(入札不参加理由の確認)

(入札説明書等資料を受領した事業者に対するヒアリング結果: R2年度～R7年度)

	高度な企画立案を要する業務				高度で高い信頼性を要する業務			計
	パンフレット・ビデオ作成	ホームページ	イベント	新聞掲載	情報システム	研究・開発	不動産鑑定	
① 同種・類似実績がないため	8	1	23	8	0	3	0	43
② 資格要件を満たさないため	0	1	5	1	1	1	0	9
③ 企画提案書作成の労力と見合わないため	2	0	1	5	0	0	0	8
④ 履行期間が合わないため 提案書の提出期限が短いため	4	1	14	5	0	0	0	24
⑤ 業務内容が対応不可のため 継続性があるため	7	2	15	10	6	1	0	41
⑥ 経営的判断のため 予算が合わないため	13	0	41	19	1	2	0	76
⑦ 資料収集のため	2	2	11	1	0	0	0	16
⑧ その他	1	0	5	2	1	0	0	9
計	37	7	115	51	9	7	0	226

※1件の業務で複数の事業者から挙げられた理由もカウントしている。

○全体的に、経営的判断のため・予算が合わないためとの事業者都合による理由が多い。

○イベント業務は、同種・類似実績がない事が経営的判断の次に理由として多い。

○情報システムは、継続性があり業務内容が対応不可による理由が多い。

4. 複数者応募となるように実施した対策（R2年度～R7年度）

		高度な企画立案を要する業務				高度で高い信頼性を要する業務			計
		パンフレット・ビデオ作成	ホームページ	イベント	新聞掲載	情報システム	研究・開発	不動産鑑定	
①	同種・類似実績の緩和・撤廃	30	3	59	10	9	5	0	116
②	資格要件の緩和・撤廃	9	1	33	6	3	6	2	58
③	特定テーマの緩和	6	1	5	12	1	0	0	25
④	余裕ある履行期間・公告時期を設定	15	3	29	18	2	3	8	70
⑤	業務内容を分かりやすくする・門戸を広げる	9	2	19	9	1	1	0	41
⑥	業務内容を勘案し、分割して発注	0	0	1	1	0	0	2	2
計		69	10	146	56	16	15	12	312

※1件の業務で複数の対策が行われたものもカウントしている。

○「①同種・類似実績の緩和・撤廃」

「④余裕ある履行期間・公告時期を設定」

をはじめ、複数者応募となるような対策を継続的に実施している。

1. 競争環境の確保

継続

1-1 一者応札への対応として、下記のPDCAサイクルを構築し、解消に向けた取組を行う。

[事前] 一者応札が想定される案件は、**複数者が提案可能となる環境構築に向けた改善措置を検討・実施。**

(具体的には、発注予定情報の公表、仕様書の記載内容の明確化、提案書作成期間の拡大、履行期間の見直し等。)

[検証] 一者応札となった場合、入札説明書を受理した者に対して、**不参加理由及び参加可能性のある変更点をヒアリングし要因を検証。**

[事後] 次年度も継続性がある業務で一者応札となった場合は、業務完了時に、改善措置を検討し、次年度の事前対策に着実に引き継ぐ。

- ・ 不参加理由・改善措置は、事例を取りまとめて、当局内部で共有する事で、広く活用する。

継続

1-2 複数年契約などの予算措置

○ リスクを考慮したうえでの長期的な企業判断を可能とするため、業務の性質上可能と判断されるものは、複数年契約の予算措置を検討する。

- ・ 情報システム発注業務で複数年契約を検討中。

新規

1-3 企画提案書の作成手間軽減に向けた様式の見直し

○ 企画提案書の様式(業務の実施方針及び手法・特定テーマに対する提案が対象)の作成手間を軽減、提案書の作成を容易にし、新規参入を促すための見直しを行う。

- ・ 記載例の提示や、図・写真等の活用をしやすくする

11

2. 効率的な事務手続き

継続

2-1 参加者の有無を確認する公募手続き

- 過年度より企画競争で発注しており、1者応札が継続している案件については、5年を目安で(状況を勘案して)参加者の有無を確認する公募への移行を検討する。(本資料Ⅲのとおり)

- ・ 引き続き、電気通信設備修理、システム改良等の発注を対象

継続

2-2 過去の実績の確認のためのデータ整理

- H19年度から企画競争方式の受注実績データを収集・整理し、データベース化。
引き続き受注実績データを収集・整理し、データベースに追加登録し、当局内イントラネットに掲載。
- 発注担当者が競争参加者から提出された該当実績の確認に活用。
- 活用を進めつつ、課題があれば改善。

掲載情報

※各項目にて、絞り込み・検索が可能

年度	発注部署	件名	業務概要	資格要件		特定テーマ	契約締結日	契約社名	契約金額	落札率	企画提案者数	分類	備考
R3	●●事務所	…新聞掲載業務	……	…	…	効果的な…方法について	4/1	(株)ABC	…	99%	3	新聞掲載	
R4	△部	…運営補助業務	……	…	…	効果的な…留意点について	4/1	(株)XYZ	…	97%	1	イベント	

【1】高度な企画立案を要する業務

 : 必須項目

 : 評価の重み

関東地方整備局

評価項目		評価の着目点	【1】高度な企画立案を要する業務				備 考
			必須:○ 選択:△	参加資格	評価のウェイト	配点の割合	
配置予定技術者の評価	業務経験	同種・類似業務の実績	○	業務の実績を有すること	20	2割 (20)	※過去10年間、原則1件。(ヒアリングを通じて内容を再確認。)
	フリー項目		△				※特段の必要性がない限り設定はしない。 ※客観的に評価できる項目とする。
	専任性	手持ち業務量	○	専任性が確保できること			(目安)手持ち業務量、5億円未満、10件未満であること。
業務実施体制		業務実施体制の妥当性	○	業務の実施体制が適切であること			
業務実施方針・実施フロー・工程表・その他			○		32	8割 (80)	ヒアリングを通じた評価も本項目に反映する。
特定テーマに対する企画提案			○		48		ヒアリングを通じた評価も本項目に反映する。
参考見積り	参考見積りの妥当性		○		参考見積りの妥当性		
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況			○		5	5	当該認定に該当することを証明する書類(認定通知書の写し等)の提出を求め、その認定度合いにより加点する。
配点の合計					105	105	(選択項目を選択した場合にも、配点は基本的に変更しない。)

※特定テーマについては、1テーマを基本とし、業務内容に応じてテーマを追加する。

【1】高度な企画立案を要する業務における配点パターン

評価項目		評価の着眼点	必須：○ 選択：△	配点の比重		配点の割合 配点
企業の経験 及び能力	業務実績	企業の過去○年間の同種又は類似 業務の実績	△			
	フリー項目		△			
配置予定技術者 (主たる担当者) の経験及び能力	業務経験	配置予定技術者（主たる担当者）の過 去○年間の同種又は類似業務の実績	○	①	20	2割
				②	10	20
	フリー項目		△			
	専任制	手持ち業務量	○			
当該業務の実施体制	業務実施体制の妥当性		○			
業務実施方針 及び手法	業務理解度、実施手順、工程表、その他		○		32	8割 80
					8	
特定テーマ に対する提案	特定テーマ	的確性、実現性、独創性	○		48	
					16	
参考見積	業務コストの妥当性		○			
取組指針	W・L・B等の 推進に関する指 標についての適 合状況	ワーク・ライフ・バランスを推 進する企業として関係法令（女 性活躍推進法、次世代育成支援 対策推進法、青少年雇用促進 法）に基づく認定等の状況	○	①	5	5
				②	4	
				③	3	
				④	2	
				⑤	1	
				⑥	5	
				⑦	4	
				⑧	3	
				⑨	3	
				⑩	2	
				⑪	1	
				⑫	4	
合計					105	

令和7年8月1日以降公告した
案件から適用

【2】高度で高い信頼性を要する業務

 : 必須項目

 : 評価の重み

関東地方整備局

評価項目		評価の着目点	【2】高度で高い信頼性を要する業務				備 考
			必須:○ 選択:△	参加資格	評価のウェイト	配点の割合	
企業の評価	業務実績	同種・類似業務の実績	△	業務の実績を有すること			※特段の必要性がない限り設定はしない。 ※過去10年間、原則1件。(ヒアリングを通じて内容を再確認。) ※設定時には参加可能者が複数いることを確認しておく。
	地域性	地理的条件	△	本・支店・営業所が所在			※特段の必要性がない限り設定はしない。 (緊急時対応など業務上必要不可欠な場合に限り設定。)
	設備等要件	必要な設備等の有無	△	業務に必要な設備を有すること	5	3割 (30)	※業務の内容から必要不可欠な場合に条件を明確にし設定。
	技術力	専門分野の技術職員の状況	△		5		※業務の内容から必要不可欠な場合に条件を明確にして設定。
	フリー項目		△				※特段の必要性がない限り設定はしない。 ※客観的に評価できる項目とする。
配置予定技術者の評価	資格要件	技術者資格	△	業務に必要な資格を有すること	5		※業務の内容から必要不可欠な場合に条件を明確にして設定。
	業務経験	同種・類似業務の実績	○	業務の実績を有すること	15		※過去10年間、原則1件。(ヒアリングを通じて内容を再確認。)
	フリー項目		△			※特段の必要性がない限り設定はしない。 ※客観的に評価できる項目とする。	
	専任性	手持ち業務量	○	専任性が確保できること		(目安)手持ち業務量、5億円未満、10件未満であること。	
業務実施体制		業務実施体制の妥当性	○	業務の実施体制が適切であること			
業務実施方針・実施フロー・工程表・その他			○		40	7割 (70)	ヒアリングを通じた評価も本項目に反映する。
特定テーマに対する企画提案			○		30		ヒアリングを通じた評価も本項目に反映する。
参考見積り	参考見積りの妥当性		○		参考見積りの妥当性		
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況			○		5	5	当該認定に該当することを証明する書類(認定通知書の写し等)の提出を求め、その認定度合いにより加点する。
配点の合計					105	105	(選択項目を選択した場合にも、配点は基本的に変更しない。)

※特定テーマについては、1テーマを基本とし、業務内容に応じてテーマを追加する。

I - 4. 企画競争方式の評価方法(評価項目、評価基準及び得点配点)(標準案)

【2】高度で高い信頼性を要する業務における選択項目のあり・なし全配点パターン

評価項目		評価の着眼点	必須：○ 選択：△	配点の比重		配点（按分）								配点の割合 配点
						(1)あり				(1)なし				
						(2)あり		(2)なし		(2)あり		(2)なし		
						(3)あり	(3)なし	(3)あり	(3)なし	(3)あり	(3)なし	(3)あり	(3)なし	
企業の経験 及び能力	業務実績	企業の過去○年間の同種又は類似業務の実績	△	数値化しない										
	地域性	本業務で緊急時の対応が必要となる本支店、支店・営業所の有無	△	数値化しない										
	設備等条件	(1)本業務で必要となる設備・システムの有無	△	①	5	5	6	6	8					
				②	3	3	3	3	4					
	技術力	(2)専専門分野別の技術職員の状況	△	①	5	5	6			6	8			
				②	3	3	3			3	4			
フリー項目		△	適宜選定											
配置予定技術者 （主たる担当者） の経験及び能力	資格要件	(3)配置予定技術者（主たる担当者）の保有資格	△	①	5	5		6		6		8		
				②	3	3		3		3		4		
	業務経験	配置予定技術者（主たる担当者）の過去○年間の同種又は類似業務の実績	○	①	15	15	18	18	22	18	22	22	30	
				②	8	8	9	9	11	9	11	11	15	
	フリー項目		△	適宜選定										
専任制		手持ち業務量	△	数値化しない										
小計(a)						30	30	30	30	30	30	30	30	
当該業務の実施体制	業務実施体制の妥当性		△	数値化しない										
業務実施方針 及び手法	業務理解度、実施手順、工程表、その他		○		40	40	40	40	40	40	40	40	40	
					10	10	10	10	10	10	10	10	10	
特定テーマ に対する提案	特定テーマ	的確性、実現性、独創性	○		30	30	30	30	30	30	30	30	30	
					10	10	10	10	10	10	10	10	10	
参考見積	業務コストの妥当性		△	数値化しない										
取組指針	W・L・B等の 推進に関する指 標についての適 合状況	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年雇用促進法）に基づく認定等の状況	○	①	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
				②	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
				③	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
				④	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
				⑤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
				⑥	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
				⑦	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
				⑧	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
				⑨	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
				⑩	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
				⑪	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
				⑫	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
合計						105	105	105	105	105	105	105	105	

令和7年8月1日以降
公告した案件から適用

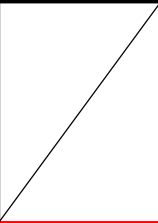
I-4. 企画競争方式の評価方法(評価項目、評価基準及び得点配点)(標準案)

評価項目における判断基準(1/4)

評価項目	評価の着目点		【例】評価のウエイト	
	判断基準		企画立案	高い信頼性
企業の経験及び能力	業務実績 【選択項目】	企業の過去10年間の同種又は類似業務の実績 (留意事項) ・企業が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・記載する業務は、平成〇年度(4月)以降から公示日まで完了した業務のうち1件とする。	数値化しない	数値化しない
	地域性 【選択項目】	本業務で緊急時の対応が必要となる本支店、支店、営業所の有無 下記に該当しない場合は特定しない。 ・履行場所から〇〇km圏内		数値化しない
	設備等要件 【選択項目】	本業務で必要となる設備・システムの有無 【高度で高い信頼性を要する業務において、必要に応じて設定】 下記の順位で評価する。 ①指定した〇〇(設備、システム等)の実働環境(機種、OS、ソフトウェア)が所定の能力と同等以上であり、実現性があること。 ②指定した〇〇(設備、システム等)の実働環境が互換性を有し、実現性があること。 ③実働環境を有していない場合、かつ、実現性がない場合は特定しない。 (留意事項) ・業務実施に必要なシステム開発環境の機器構成(機種、OS、ソフトウェア)、台数、専用機械か否かを明記する。		① 5.0 ② 3.0 ③ 特定しない
	技術力 【選択項目】	専門分野別の技術職員の状況 【高度で高い信頼性を要する業務において、必要に応じて設定】 下記の順位で評価する。 ①〇〇を取得した社員が〇名以上在籍している。 ②〇〇を取得した社員が〇名以上在籍している。 ③上記以外 (留意事項) ・〇〇資格を保有している技術者数を記載する。		① 5.0 ② 3.0 ③ 加点しない
	フリー項目		適宜設定	適宜設定

注) は、必須項目

評価項目における判断基準(2/4)

評価項目	評価の着目点			【例】評価のウエイト	
			判断基準	企画立案	高い信頼性
配置予定技術者(主たる担当者)の経験及び能力	資格要件 【選択項目】	配置予定技術者 (主たる担当者) の保有資格	【高度で高い信頼性を要する業務において、必要に応じて設定】 下記の順位で評価する。 ①○○○○士を有する。 ②○○○○士補を有する。 ③上記以外の場合は特定しない。		① 5.0 ② 3.0 ③ 特定しない
	業務経験	配置予定技術者 (主たる担当者) の過去10年間の 同種又は類似 業務の実績	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③業務実績が無い場合は特定しない。 (留意事項) ・配置技術予定者(主たる担当者)が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・記載する業務は、平成○年度(4月)以降から公示日までに完了した業務のうち1件とする。 ・実績が現在の企業等でない場合は、その実績を証明する資料を添付すること。	① 20.0 ② 10.0 ③ 特定しない	① 15.0 ② 8.0 ③ 特定しない
	フリー項目		新たに考えられる項目等を適宜追加することができる。 ただし、特段の必要性がない限り設定はしない。客観的に評価できる項目とする。	適宜設定	適宜設定
	専任性		配置予定技術者(主たる担当者)の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が 5億円以上又は10件以上の場合は特定しない。 (留意事項) ・手持ち業務とは、主たる担当者として従事している業務のこと。	数値化しない	数値化しない

注) は、必須項目

評価項目における判断基準(3/4)

評価項目	評価の着目点		【例】評価のウエイト	
		判断基準	企画立案	高い信頼性
当該業務の実施体制	業務実施体制の妥当性	下記に該当する場合は特定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合 ・業務の分担構成が不明確又は不自然な場合	数値化しない	数値化しない
業務の実施方針及び手法	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	8.0	10.0
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	8.0	10.0
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	8.0	10.0
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	8.0	10.0
		なお、業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。	数値化しない	数値化しない
	(留意事項)	・業務の実施方針、業務フロー、工程計画について簡潔に記載すること。		
特定テーマに対する企画提案	的確性 【業務内容に応じ適宜設定】	・業務内容等で示した与条件との整合が取れている場合に優位に評価する。 ・必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が記述されている場合に優位に評価する。 ・業務の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 ・業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 ・業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	16	10
	実現性 【業務内容に応じ適宜設定】	・提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 ・提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。 ・利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。 ・提案内容によって想定されるコストが適切な場合に優位に評価する。 ・業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。	16	10
	独創性 【業務内容に応じ適宜設定】	・これまでの知見に基づく前例のない提案がある場合に優位に評価する。 ・周辺分野、異分野技術を援用した高度の技術手法の提案がある場合に優位に評価する。 ・複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。 ・先進的技術の提案がある場合に優位に評価する。	16	10
	(留意事項)	・曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。 ・概念図、出典の明示できる図表、既往資料、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したCGや詳細図面などを用いることは認めない。		
参考見積	業務コストの妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか。又は提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。 (留意事項) ・本業務に係る参考見積書を提出すること。 ・積算の参考とするため、特定者には再度見積もりを依頼する場合がある。	数値化しない	数値化しない

注) は、必須項目

I - 4. 企画競争方式の評価方法(評価項目、評価基準及び得点配点)(標準案)

評価項目における判断基準(4/4)

評価項目	評価の着目点		【例】評価のウエイト	
		判断基準	企画立案	高い信頼性
ワークライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令(女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年雇用促進法)に基づく認定等の状況	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。		
		(1) 女性活躍推進法第9条及び第12条の認定を受けた企業(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業)	(1)	(1)
		① プラチナ	① 5.0	① 5.0
		② 3段階目 (認定基準のうち、「労働時間等の働き方」の基準は満たすこと。)	② 4.0	② 4.0
		③ 2段階目 (認定基準のうち、「労働時間等の働き方」の基準は満たすこと。)	③ 3.0	③ 3.0
		④ 1段階目 (認定基準のうち、「労働時間等の働き方」の基準は満たすこと。)	④ 2.0	④ 2.0
		(2) 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。	(2)	(2)
		⑤ 行動計画	⑤ 1.0	⑤ 1.0
		(3) 次世代育成支援対策推進法第13条及び第15条の2の認定を受けた企業(プラチナくるみん、くるみん、トライくるみん認定企業)	(3)	(3)
		⑥ プラチナくるみん	⑥ 5.0	⑥ 5.0
		⑦ くるみん(令和4月1日以後の基準)	⑦ 4.0	⑦ 4.0
		⑧ くるみん(平成29年4月1日～令和7年3月31日までの基準)	⑧ 3.0	⑧ 3.0
		⑨ トライくるみん(令和4年4月1日以降の基準)	⑨ 3.0	⑨ 3.0
		⑩ くるみん(平成29年3月31日までの基準)	⑩ 2.0	⑩ 2.0
		(4) 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を令和7年4月1日以後に策定又は変更した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)	⑪ 1.0	⑪ 1.0
		⑪ 行動計画		
		(5) 若者雇用促進法第15条の認定を受けた企業(ユースエール認定企業)	(5)	(5)
		⑫ ユースエール	⑫ 4.0	⑫ 4.0
		(留意事項) ・認定等を証明する資料として、認定通知書の写し又は行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写しを添付すること。 ・「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類(内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し)を添付すること。		

令和7年8月1日以降公告した案件から適用

注は、必須項目

Ⅱ．役務の提供等

（総合評価落札方式（一般競争））

【１】関係省庁申合せにより、総合評価落札方式を適用する調達

『政府調達手続に関する運用指針等について』（平成26年3月31日 関係省庁申合せ）に基づき、**本省の示す基準に沿って**実施している。

- ①政府調達協定対象の調達のうち、コンピュータ製品及びサービスの調達で、
予定価格1億6千万円を超える案件
(ex. **サーバ等賃貸借, システム開発・改良, 保守等業務, サーバ等購入**)
- ②政府調達協定対象の調達のうち、電気通信機器及びサービスの調達で、
予定価格7千7百万円を超える案件
(ex. 通信設備等製造, 電気通信設備保守業務)

【２】国土交通省の取組により総合評価落札方式を適用する調達

財務大臣との協議に基づき、**本省の示す基準に沿って**実施している。

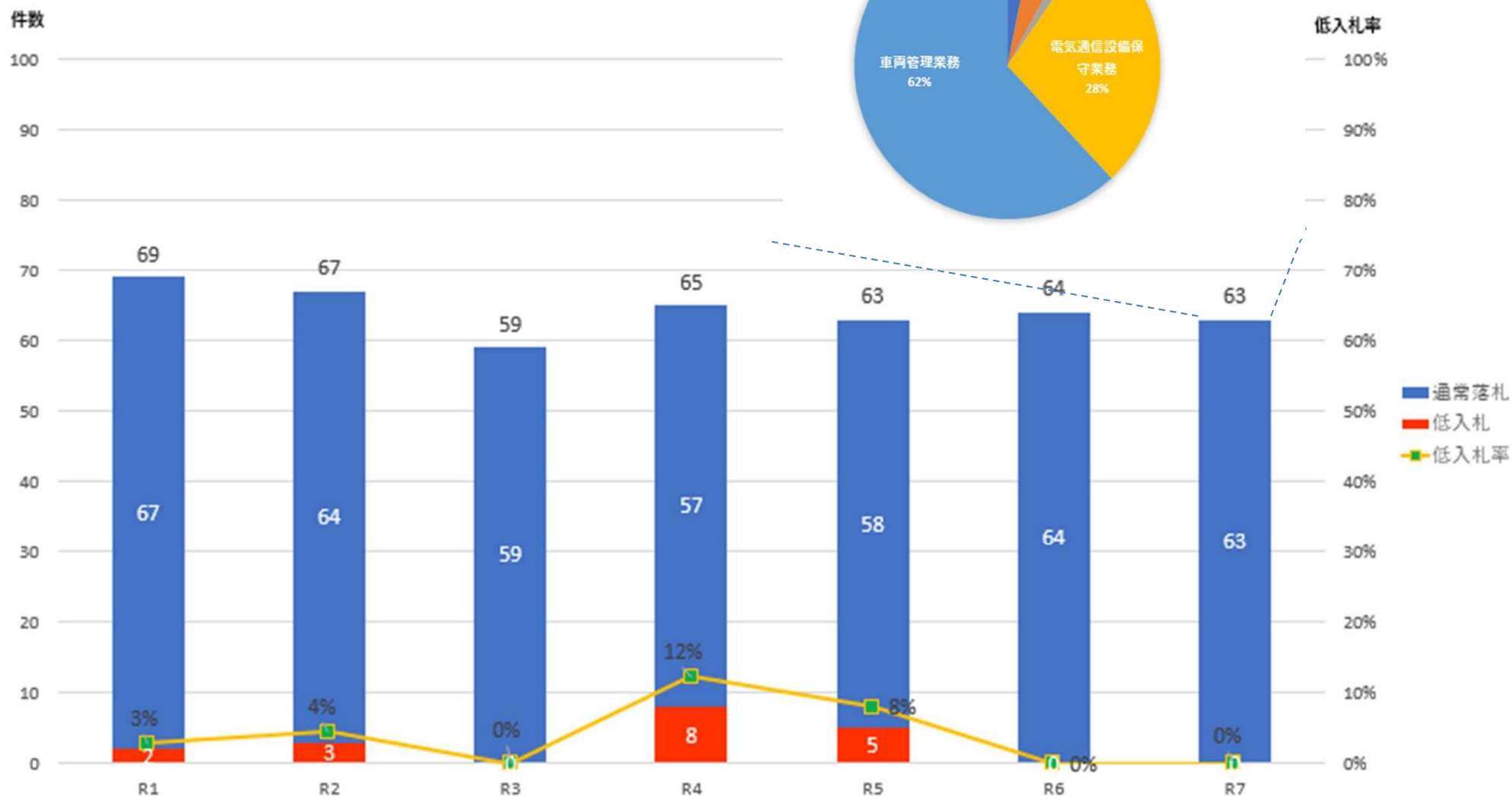
- ③上記以外で、総合評価落札方式を適用する調達
(**MPS業務※, 車両管理業務, 国営公園運営維持管理業務**)

※MPSとは、Managed Print Serviceの略。

出力機器（プリンター、スキャナー、ファクシミリ等の機能を有した複合機）の賃貸借、事務の省力化とコストの縮減及びCO2の排出量削減のための最適配置案の作成等、総合的なサービスの提供を受けるもの。

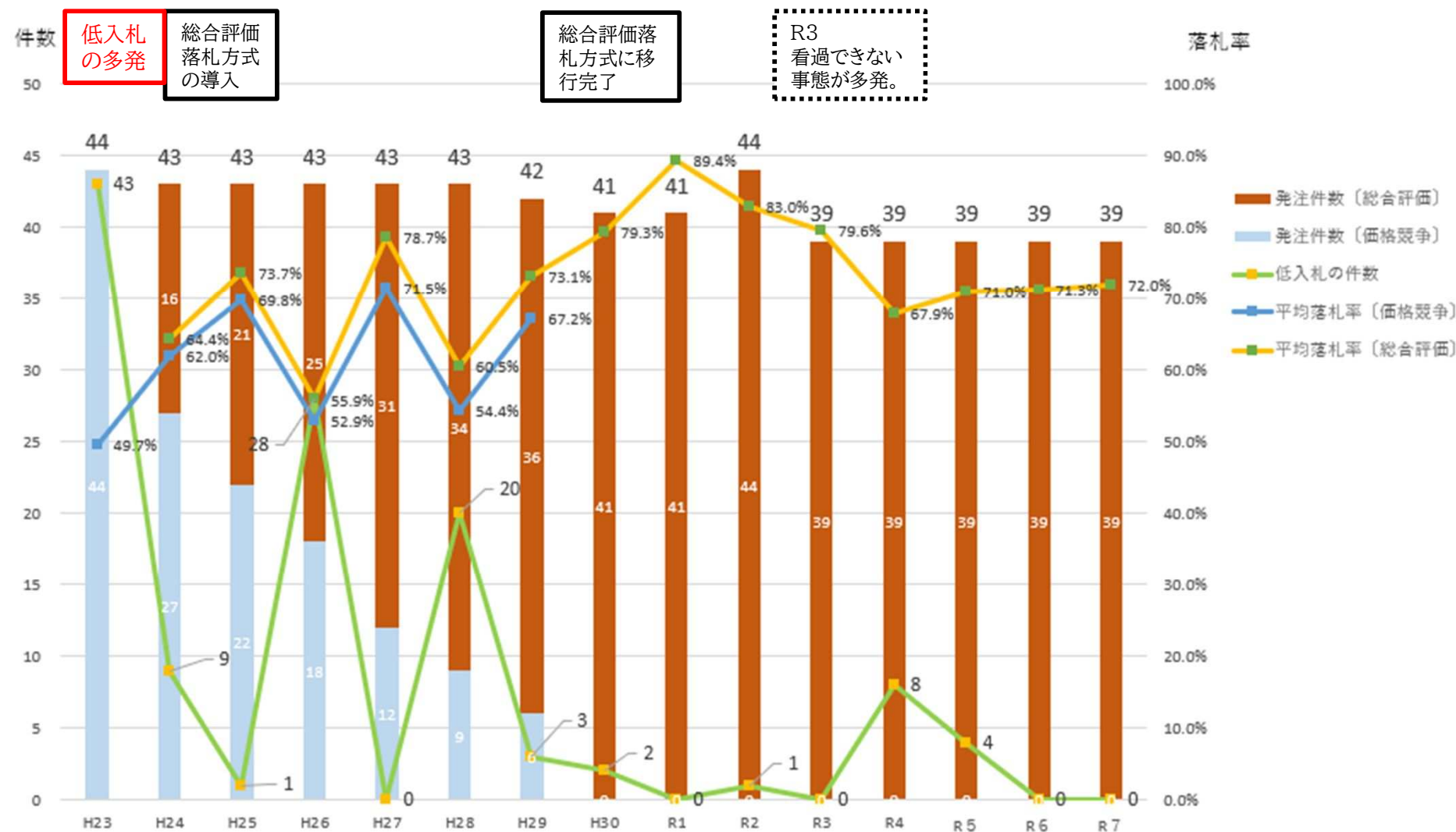
総合評価落札方式での入札状況

- 令和7年度に実施した総合評価落札方式63件のうち、**低入札は0件**。



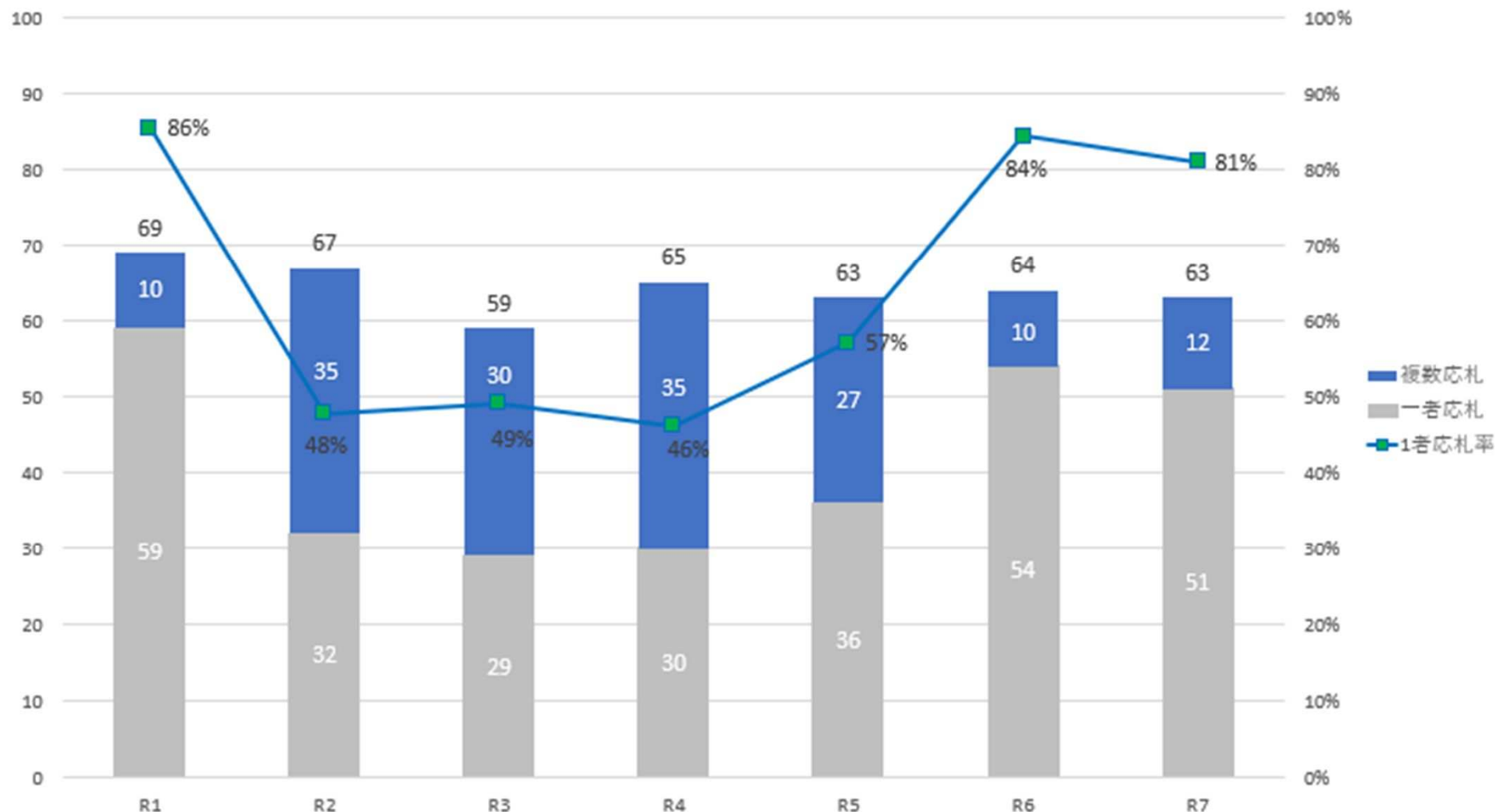
総合評価落札方式導入による効果(車両管理業務委託)

- H23年の低入札多発を契機に総合評価落札方式を導入。価格競争に比べ平均落札率が高い。
- H30年には総合評価落札方式に全面移行が完了。低入札対策として一定の効果があると思料。
- R3年には、新規参入業者があったが、品質等低下が散見され、R6年に企業実績要件を追加。



契約件数及び1者応札の経年推移(全体)

- 契約件数は、R1をピークにほぼ横ばい
- 1者応札率は、昨年度まで概ね40～50%で推移。R6年度以降は80%台となっている。



Ⅱ－2. 総合評価落札方式(一般競争)の令和7年度実施状況

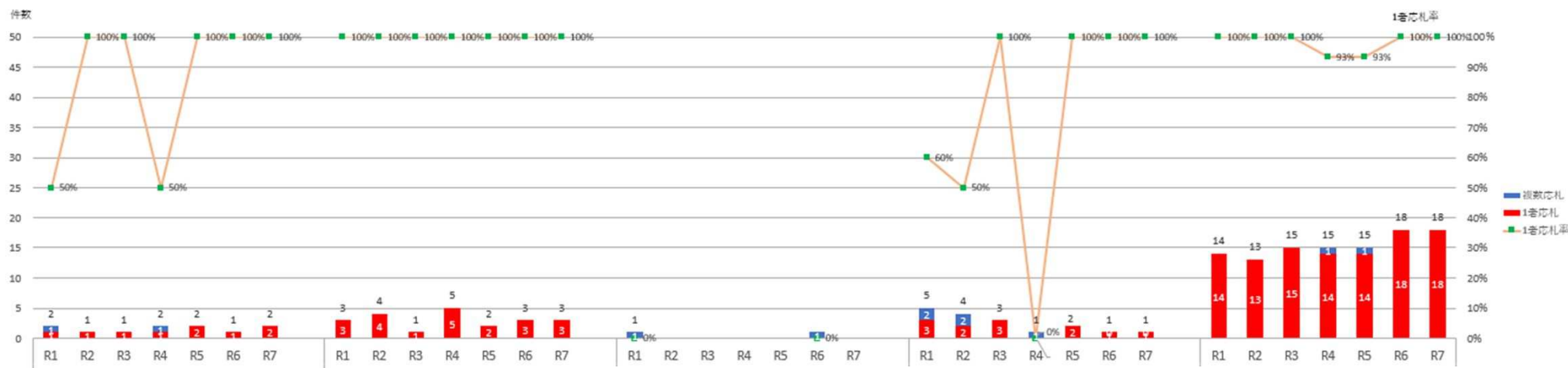
契約件数及び1者応札の経年推移(調達分類別【1】)

- 契約件数はほぼ横ばい。
- 【サーバ等賃貸借】、【システム開発・改良、保守等業務】、【電気通信設備保守等業務】は1者応札の傾向。

R7年度はR7年12月末現在

コンピュータ製品及びサービスの調達

電気通信機器及びサービスの調達



【サーバ等賃貸借】

主にデータファイル等を収納するためのサーバやパソコンの賃貸借

【システム開発・改良、保守】

各種システムの開発・改良又は保守、あるいはセキュリティ管理等を一元的に行う

【サーバ等購入】

主にデータファイル等を収納するためのサーバやパソコンの購入

【通信設備等製造】

河川の管理や道路の管理に必要な多重無線装置等の電気通信設備等を製造する業務(据付調整含む)

【電気通信設備保守】

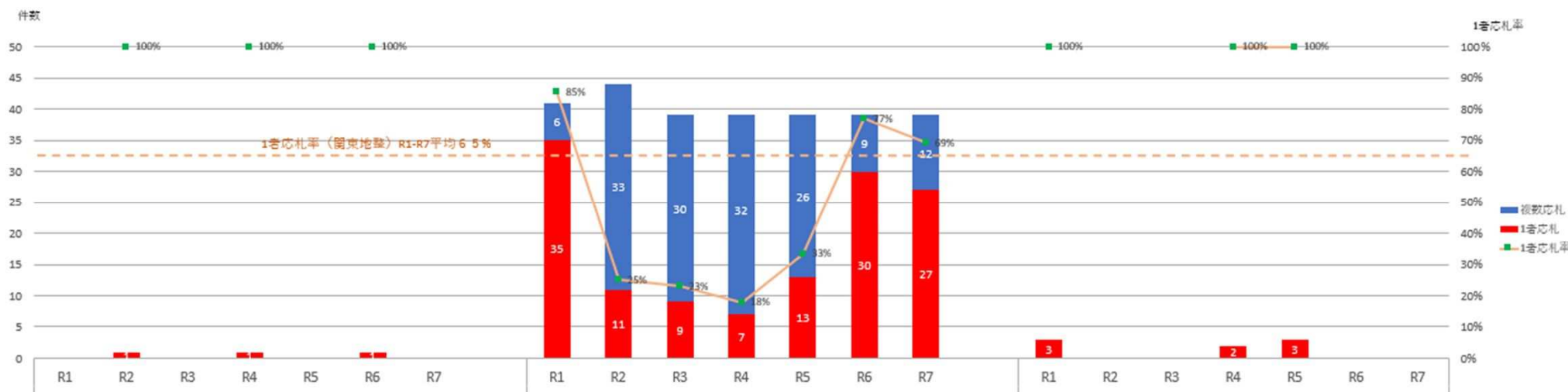
通信設備等の点検並びに修理、監視を行う

契約件数及び1者応札の経年推移(業務分類別【2】)

- 契約件数はほぼ横ばい。
- MPS業務は1者応札の傾向が見られる。
- 車両管理業務の1者応札が増加傾向。

国土交通省の取組により総合評価落札方式を適用する業務

R7年度はR7年12月末現在



【MPS業務】

出力機器(複合機)の賃貸
借並びに最適配置案の作成
等総合的なマネジメント・
サービス

- 現状の出力環境を分析・可視化し、可視化によって明らかになったデータから出力環境の最適化を行う。

【車両管理業務】

官用車の運行を確保するとともに、これに必要な車両の管理を行う

【国営公園維持管理業務】

国営公園の植物管理、建物・工作物管理、清掃、入園料徴収、巡視・保安警備などの業務を一元的管理方針の下で総合的な調整を図り実施する

1. 競争環境の確保

1－1 過年度の同種・類似業務の成果物の情報提供

継続

○「システム開発・改良、保守等」などで、過去の成果物の閲覧や貸与の対応を行い、新規参入を容易にする。

- ・ システム関係保守業務において、過去の成果品の閲覧を実施することにより、システムの構成内容が理解できる環境整備。

1－2 リスク分担の明示を実施

継続

○仕様書等でトラブル発生時の連絡体制や不具合発生時の責任の所在を明示し、受注後の不安を解消する。

- ・ システム関係保守業務において、障害発生時の責任分担や対応フローを明示することにより、参入への懸念を解消。

1－3 複数年度契約の検討

継続

○複数年度契約化が企業も参入しやすく契約上も合理的な案件について、国債化に向けた検討をする。

- ・ 総合評価落札方式での複数年度契約案件(国債契約)を、サーバ賃貸借、インターネット回線接続業務等で実施。車両管理業務においても導入に向け調整。

2. 1者応札への対応

2－1 資格要件等の緩和（参加資格要件や仕様が限定的になっていないか）

継続

○可能なものについて、さらなる資格要件等の緩和を図る。

・資格要件の緩和が可能な案件については、企業実績や技術者要件など可能な限り緩和を行う。

2－2 公告期間の十分な確保及び落札決定から履行開始までの十分な準備期間の確保

継続

○4月1日契約のものについては、開札日を前倒すことにより、十分な準備期間を確保する。

○それ以外の契約時期の案件についても、公告期間を長めに設定し、入札参加しやすい環境を整備する。

・PC賃貸借、インターネット接続業務において、賃貸借・履行期間の前後に必要な機器設置の準備及び撤去期間を長めに確保し、新規参入しやすい環境整備。

2－3 公告周知方法の改善

見直し

○事務所毎にホームページで掲載している入札情報を本局ホームページへ一括掲載することで、入札情報を容易に閲覧できる環境を整え、より広範囲にわたる情報提供の場を確保する。

・電気通信設備保守業務、車両管理業務において実施。掲載方法について事務所HPへのリンクから入札公告への直接リンクへの変更について検討。

2－4 業者等からの聴き取り

継続

○業務に関心を持ち公告資料等を入手又は申請書を提出した後に入札参加を取り止めた業者等から、取り止めた要因等を聴き取る。

・取り止めを決定した要因、及び、どのような状況になれば参加可能と考えるかなどを調査し、その結果を検討したうえで対応可能なものは以後の入札等へ反映させる。

3. その他

3－1 賃上げを実施する企業に対する加点措置

継続

○対前年度または対前年比で給与等受給額を増加(中小企業で総額の原則2.5%以上)させる旨、従業員に表明している企業を対象に加算点の3%以上の加点措置を行う。

- ・ 賃上げ基準に達していない企業は、契約担当官等から通知された日から1年間、加点より大きな割合の減点(加点に1点を加えた減点)。

3－2 車両管理業務に係る品質確保対策

継続

- ①提案内容の不履行により違約金を徴収された企業に対する減点措置
- ②競争参加資格要件に企業の実績を追加
- ③調査基準価格に満たない金額にて契約した案件に車両管理責任者の「補助者」を配置

- ① 関東地方整備局管内発注の車両管理業務において生じた、過去1年間の違約金対象となる提案内容の不履行がある場合に減点措置(1点減点)。
- ② 競争参加資格要件に従来までの車両管理責任者の実績に加え、企業の実績を求めることで、より確実な履行体制を確保。
- ③ 車両管理責任者が担当する業務の補助をおこなうための「補助者」を配置。(補助者の資格は求めないものとし、車両管理責任者毎に専任で配置。)

Ⅱ－4. 総合評価落札方式(一般競争)評価点配分表、評価項目・評価基準等

【1】①－1【コンピュータ製品 及び コンピュータサービス (除算)】 / 【基準】 評価項目及び評価基準

○「コンピュータ製品及びサービスの調達に関する総合評価落札方式等の運用に関する申合せ」標準評価項目を設定

区分 (大項目)	評価項目 (中項目)	評価項目 (小項目)	対象業務	
			【コンピュータ製品】	【サービス】
〔必須項目〕	1 コスト 〔基礎点〕	1-1 入札価格	①入札価格	
			100	100
〔必須とする項目のうち、最低限の要求要件を超える項目・必須とする項目以外の項目〕	〔加算点〕		31～47	67
	2 性能・機能等に関する項目	2-1 処理能力	①機器性能諸元 ②システム性能値	○
		2-2 容量・規模	①主記憶装置の容量 ②直接アクセス記憶装置の容量 ③ソフトウェアの規模 ④対象となるデータ容量	－
		2-3 環境条件	①電源設備 ②空調条件 ③設置条件 ④環境調和性 ⑤開発場所 ⑥開発機器	
		2-4 機能性	①ハードウェア構成機器機能 ②ソフトウェア機能 ③通信機能	
		2-5 規格性	①入出力媒体に対する規格性 ②システム開発方法に対する規格性 ③言語処理プログラムに対する規格性 ④通信機能 ⑤その他規格性	
		2-6 移行性	①業務の継続性 ②データ等の継続使用 ③システムの継続使用 ④移行条件 ⑤操作継続性	
		2-7 その他	①その他	
	3 信頼性・柔軟性等に関する項目	3-1 性能信頼性	①信頼度指針 ②信頼性技術 ③ユーザプログラム品質向上対策 ④オペレーション信頼性向上対策	○
		3-2 稼働実績	①ハードウェア稼働実績 ②ソフトウェア稼働実績	－
		3-3 セキュリティ	①アクセスに対する保護機能 ②破壊に対する保護機能	
		3-4 メンテナンス容易性	①機能構成 ②ドキュメント ③ソフトウェア管理ツール	
		3-5 拡張性	①ハードウェア拡張性 ②ソフトウェア拡張性	
		3-6 互換性	①入出力媒体の互換性 ②プログラムの互換性 ③ジョブ制御言語の互換性	
		3-7 操作容易性	①操作容易性	
		3-8 自動化対策	①運用自動化機能 ②操作自動化機能	
		3-9 その他	①その他	
	4 保守・支援等に関する項目	4-1 ハードウェア保守	①保守体制方法 ②保守技術	○
		4-2 ソフトウェアサポート	①ソフトウェアサポート	－
		4-3 文書支援	①文書支援	
		4-4 ユーザ教育	①ユーザ教育	
		4-5 制約条件	①制約条件	
		4-6 その他	①その他	
	5 応札者の開発・供給能力等に関する項目	5-1 開発方法論	①開発方法論	○
		5-2 実現スケジュール	①実現スケジュール	○
		5-3 プロジェクト管理	①プロジェクト管理	
		5-4 技法/ツール	①技法/ツール	
		5-5 開発環境の有無	①開発環境の有無	
		5-6 開発実績	①開発実績	
		5-7 応札者の信頼性	①品質管理 ②公的資格 ③セキュリティ ④職員教育	
		5-8 その他	①その他	
	6 その他	6-1 ワーク・ライフ・バランス	①ワーク・ライフ・バランス ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定(えるぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定)状況を評価	○
		6-2 その他	①その他	○
	7 質上げに関する指標	7-1 質上げの実施に対する認定	①質上げの実施に対する認定 【中小企業】 表明者で給与総額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明した場合に評価する。	○
				○

※上記【選択項目】から業務に応じて適宜選択する。

【総合評価の方法】[除算方式]: 評価値 = 得点(基礎点 + 加算点) / 入札価格

a. 得点(基礎点 + 加算点)	
b. 入札価格(円)	
c. 評価値[除算方式]	= a / b

Ⅱ－4. 総合評価落札方式(一般競争)評価点配分表、評価項目・評価基準等

【1】①－1【コンピュータ製品(除算)】/【標準例】 評価点配分、評価項目及び評価基準

【業務区分名】：サーバ等賃貸借(ex.〇〇〇〇用サーバ賃貸借)

区分 (大項目)	評価項目 (中項目)	配点	評価項目「技術的要件」 (小項目)	配点 (細分)	相対 重み (細分)	評価基準	
必須項目	1 コスト 〔基礎点〕	100	①入札価格	100	100	【定量評価】入札説明書で示すサーバ賃貸借に一般的に求められる最低限の要求要件を満たしていること。	
	〔加算点〕	47		47			
選択項目	2 信頼性、柔軟性等に関する項目	5	①オペレーション信頼性向上対策(納入作業責任者の保有資格) 「納入作業責任者の下記資格有無をプロジェクト管理の優位性として評価する。 ・技術士(情報工学部門、総合技術監理部門(選択科目を「情報工学」とするものに限る)) ・情報処理技術者(プロジェクトマネージャ試験) ・PMP(Project Management Professional)」	5	100	提案内容等【定量評価】	点数
						当該資格あり	5
						当該資格なし	0
	3 保守・支援等に関する項目	10	①保守体制方法(保守部品) 「保守部品の供給時間が早いことを保守体制の優位性として評価する。」	5	50	提案内容等【定量評価】	点数
						60分以内	5
						90分以内	4
						120分以内	3
						150分以内	2
						180分以内	1
						180分を超える	0
			②保守体制方法(技術者派遣) 「技術者の派遣時間が早いことを保守体制の優位性として評価する。」	5	50	提案内容等【定量評価】	点数
						60分以内	5
						90分以内	4
						120分以内	3
						150分以内	2
						180分以内	1
						180分を超える	0
	4 応札者の開発・供給能力等に関する項目	10	①プロジェクト管理 「業務実施方針について、有効且つ具体的な提案を優位として評価する。」	10	100	提案内容等【定性評価】	点数
						提案内容4～5項目	10
						提案内容2～3項目	5
						提案内容0～1項目	0
	4-2 応札者の信頼性	10	①品質管理(ISO9001) 「ISO9001認証取得の有無を品質管理の優位性として評価する。」	5	50	提案内容等【定量評価】	点数
						ISO9001の認証あり	5
						ISO9001の認証なし	0
			②品質管理(ITSMS) 「ITSMS認証取得の有無を品質管理の優位性として評価する。」	5	50	提案内容等【定量評価】	点数
						ITSMS取得あり	5
						ITSMS取得なし	0
		5	③セキュリティ 「ISMS認証取得の有無を品質管理の優位性として評価する。」	5	100	提案内容等【定量評価】	点数
						ISMS取得あり	5
						ISMS取得なし	0
	5 その他	5	①ワーク・ライフ・バランス 「ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令(女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法)に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定、ユースエール認定)状況を評価する。」	5	100	提案内容等【定量評価】	点数
						女性活躍(プラチナえるぼし)認定又は次世代法・プラチナくるみん認定	5
						女性活躍(えるぼし)認定・3段階目又は若者雇用促進法・ユースエール認定又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定	4
						女性活躍(えるぼし)認定・2段階目又は次世代法・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準・平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)認定、トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準・令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定	3
						女性活躍(えるぼし)認定・1段階目又は次世代法・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定	2
						女性活躍(えるぼし)認定(行動計画)、又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定(行動計画)	1
						認定なし	0
	6 賃上げに関する指標	2	①賃上げの実施に対する認定 【中小企業】 表明者と給与総額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明した場合に評価する。	2	100	提案内容等【定量評価】	点数
						【中小企業】 給与等受給者一人当たりの平均受給額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明あり	2
						表明なし	0
合計		147		147			

【総合評価の方法】〔除算方式〕: 評価値＝得点(基礎点＋加算点)／入札価格

a. 得点(基礎点＋加算点)	
b. 入札価格(円)	
c. 評価値〔除算方式〕	= a / b

Ⅱ－4. 総合評価落札方式(一般競争)評価点配分表、評価項目・評価基準等

【1】①－1 【コンピュータ製品(除算)】 / 【標準例】 評価点配分、評価項目及び評価基準

[業務区分名]: サーバ等賃貸借(ex.〇〇〇〇PC賃貸借)

区分 (大項目)	評価項目 (中項目)	配点	評価項目 (小項目)	配点 (細分)	相対 重み (細分)	評価基準
【必須項目】	1 コスト 〔基礎点〕	100	①入札価格	100	100	【定量評価】入札説明書で示すパソコン賃貸借に一般的に求められる最低限の要求要件を満たしていること。
	〔加算点〕	31		31		
【選択項目】 必須とする項目のうち、最低限の要求要件を超える項目・必須とする項目以外の項目	2 性能・機能等に関する項目	5	①処理能力(ベンチマーク測定数値合計) (処理能力の高いものを優位に評価) 5点満点/(最大値-基準点〔値〕)×(提案値-基準値)	5	100	提案内容等【相対評価】 各社提案値における最大値 5 5 5.0 0
	3 保守・支援等に関する項目	10	①保守体制方法 (障害発生時の技術者派遣拠点数が多いものを優位に評価)	10	100	提案内容等【定量評価】 全ての都県(1都8県)に1拠点数以上 5都県以上に各1拠点数以上 上記に該当しない 0 8 4 0
	4 応札者の開発・供給能力等に関する項目	5	①スケジュール等 (〔実現スケジュールについて配慮すべき事項〕有効かつ具体的な提案を優位として評価) ・機器導入前の事前調査内容 ・作業工程スケジュール ・作業実体制(要員配置)	5	100	提案内容等【定性評価】 有効な提案が3項目 5 有効な提案が2項目 3 有効な提案が1項目 2 有効な提案がない 0 -
		5	①セキュリティ (ISMS(セキュリティマネジメント)の認証取得の有無を評価)	5	100	提案内容等【定量評価】 ISMSの認証取得あり 5 ISMSの認証取得なし 0
	5 その他	5	①ワーク・ライフ・バランス 「ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令(女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法)に基づく認定(えるぼし・プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定、ユースエール認定)状況を評価する。」	5	100	提案内容等【定量評価】 女性活躍(プラチナえるぼし)認定又は次世代法・プラチナくるみん認定 5 女性活躍(えるぼし)認定・3段階目又は若者雇用促進法・ユースエール認定又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定 4 女性活躍(えるぼし)認定・2段階目又は次世代法・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準・平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)認定、トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準・令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定 3 女性活躍(えるぼし)認定・1段階目又は次世代法・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定 2 女性活躍(えるぼし)認定(行動計画)、又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定(行動計画) 1 認定なし 0
	6 賃上げに関する指標	1	①賃上げの実施に対する認定 【中小企業】 表明者で給与総額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明した場合に評価する。	1	100	提案内容等【定量評価】 【中小企業】 給与等受給者一人当たりの平均受給額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明あり 1 表明なし 0
	合計	131		131		

【総合評価の方法】[除算方式]: 評価値＝得点(基礎点＋加算点)／入札価格

a. 得点(基礎点＋加算点)	
b. 入札価格(円)	
c. 評価値[除算方式]	= a / b

Ⅱ－4. 総合評価落札方式(一般競争)評価点配分表、評価項目・評価基準等

【1】①－1【コンピュータサービス(除算)】/【標準例】 評価点配分、評価項目及び評価基準

【業務区分名】：コンピュータサービス(ex.〇〇〇〇運営管理業務)

区分 (大項目)		評価項目 (中項目)	配点	評価項目「技術的要件」 (小項目)	配点 (細分)	相対 重み (細分)	評価基準			
【必須項目】	1 コスト 〔基礎点〕	1-1 入札価格	100	①入札価格	100	100	【定量評価】入札説明書で示す規定値、技術条件を満たしていること。			
	〔加算点〕		67		67					
【選択項目】	必須とする項目のうち、最低限の要求要件を超える項目・必須とする項目以外の項目	2 応札者の開発・供給能力等に関する項目	2-1 プロジェクト管理	25	①プロジェクト管理 「業務実施方針について、有効且つ具体的な提案を優位として評価する。」	25	100	提案内容等【定性評価】		点数
								5項目	25	
								4項目	20	
								3項目	15	
			2項目	10						
			1項目	5						
			0項目	0						
			提案が未提出または1項目でも不適切な提案がある場合	欠格						
		2-2 応札者の信頼性	15	①品質管理 (ISO9001) 「ISO9001認証及びITSMS認証取得の有無を品質管理の優位性として評価する。」	5	33	提案内容等【定量評価】		点数	
							2種類取得	5		
							1種類取得	2.5		
							取得なし	0		
		②公的資格 「業務管理責任者の下記資格有無をプロジェクト管理の優位性として評価する。 ・技術士 (情報工学部門、総合技術監理部門(選択科目を「情報工学」とするものに限る)) ・情報処理技術者 (プロジェクトマネージャ試験) ・PMP (Project Management Professional) 」	5	33	提案内容等【定量評価】		点数			
					当該資格あり	5				
当該資格なし	0									
③セキュリティ 「ISMS認証及びPマーク取得の有無をセキュリティの優位性として評価する。」	5				33	提案内容等【定量評価】		点数		
2種類取得		5								
1種類取得		2.5								
なし		0								
2-3 その他	20	①業務管理責任者の緊急時参集体制 「関東地方整備局から業務管理責任者の居住地が、近いことを、緊急時 (大規模災害時及び時間外障害時等) の参集体制の優位性として評価する。」	10	50	提案内容等【定量評価】		点数			
					5km以内	5				
					10km以内	2.5				
					10kmを超える	0				
②現場管理責任者又は担当技術員の緊急時参集体制 「関東地方整備局から直線距離が10km以内に居住地をもつ現場管理責任者又は担当技術員の人数が多いことを、緊急時 (大規模災害時及び時間外障害時等) の参集体制の優位性として評価する。」	10	50	提案内容等【定量評価】		点数					
			8人以上	10						
			6～7人	8						
			4～5人	6						
2～3人	4									
1人	2									
0人	0									
3 その他	3-1 ワーク・ライフ・バランス	5	①ワーク・ライフ・バランス 「ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令 (女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法) に基づく認定 (えるぼし、プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん、くるみん、トライくるみん認定、ユースエール認定) 状況を評価する。」	5	100	提案内容等【定量評価】		点数		
						女性活躍 (プラチナえるぼし) 認定又は次世代法・プラチナくるみん認定	5			
						女性活躍 (えるぼし) 認定・3段階目又は若者雇用促進法・ユースエール認定又は次世代法・くるみん (令和7年4月1日以後の基準) 認定	4			
						女性活躍 (えるぼし) 認定・2段階目又は次世代法・くるみん (令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準・平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) 認定、トライくるみん (令和7年4月1日以後の基準・令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) 認定	3			
						女性活躍 (えるぼし) 認定・1段階目又は次世代法・くるみん (平成29年3月31日までの基準) 認定	2			
						女性活躍 (えるぼし) 認定 (行動計画)、又は次世代法・くるみん (令和7年4月1日以後の基準) 認定 (行動計画)	1			
						認定なし	0			
						提案内容等【定量評価】	点数			
4 賃上げに関する指標	4-1 賃上げの実施に対する認定	2	①賃上げの実施に対する認定 表明者で給与総額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明した場合に評価する。	2	100	提案内容等【定量評価】		点数		
						【中小企業】 給与等受給者一人当たりの平均受給額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明あり	2			
合計			167		167		表明なし	0		

【総合評価の方法】〔除算方式〕：評価値＝得点(基礎点＋加算点)／入札価格

a. 得点(基礎点＋加算点)	
b. 入札価格(円)	
c. 評価値〔除算方式〕	= a / b

Ⅱ－4. 総合評価落札方式(一般競争)評価点配分表、評価項目・評価基準等

【1】①－2【コンピュータ製品 及び コンピュータサービス(加算)】/【基準】評価項目及び評価基準

○「コンピュータ製品及びサービスの調達に関する総合評価落札方式等の運用に関する申合せ」標準評価項目を設定

区分 (大項目)	評価項目 (中項目)	評価項目 (小項目)	対象業務		
			【コンピュータ】		
			システム開発		
【選択項目】 必須とする項目のうち、最低限の要求要件を超える項目・必須とする項目以外の項目	必須〔加算点〕				
	1 性能・機能等に関する項目	1-1 処理能力	①機器性能諸元 ②システム性能値	－	
		1-2 容量・規模	①主記憶装置の容量		
			②直接アクセス記憶装置の容量		
			③ソフトウェアの規模		
			④対象となるデータ容量		
		1-3 環境条件	①電源装置		
			②空調条件		
			③設置条件		
			④環境調和性		
			⑤開発場所		
			⑥開発機器		
		1-4 機能性	①ハードウェア構成機器機能		
			②ソフトウェア機能		
			③通信機能		
	④システム機能				
	1-5 規格性	①入出力媒体に対する規格性			
		②システム開発方法に対する規格性			
		③言語処理プログラムに対する規格性			
		④通信機能			
		⑤システム間接続機能			
	1-6 移行性	⑤その他規格性			
		①業務の継続性			
		②データ等の継続使用			
		③システムの継続使用			
		④移行条件			
	1-7 その他	⑤操作継続性			
		①その他			
	2 信頼性、安全性等に関する項目	2-1 性能信頼性	①信頼度指標	－	
			②信頼性技術		
③ユーザプログラム品質向上対策					
④オペレーション信頼性向上対策					
2-2 稼働実績		①ハードウェア稼働実績			
		②ソフトウェア稼働実績			
2-3 セキュリティ		①リスクの把握			
		②セキュリティ要件の定義			
		③セキュリティ機能体系の構築			
		④セキュリティ運用プロセス			
		⑤アクセスに対する保護機能			
		⑥破壊に関する保護機能			
		⑦セキュリティ評価			
3 拡張性、柔軟性等に関する項目		3-1 拡張性	①ハードウェア拡張性		－
	②ソフトウェア拡張性				
	3-2 互換性	①入出力媒体の互換性			
		②プログラムの互換性			
	3-3 操作容易性	③ジョブ制御言語の互換性			
		①操作容易性			
	3-4 自動化対策	①運用自動化機能			
②操作自動化機能					
3-5 その他		①その他			
	4 保守・支援等に関する項目	4-1 ハードウェア保守	①保守体制方法	－	
②保守技術					
4-2 ソフトウェアサポート			①サポート範囲		
			②維持管理体制		
4-3 メンテナンス容易性			①機能構成		
			②ドキュメント		
4-4 文書支援			③ソフトウェア管理ツール		
		①文書支援			
4-5 ユーザ教育		①ユーザ教育			
		4-6 制約条件	①制約条件		
4-7 その他			①その他		
		5 応札者の技術力、開発・供給能力等に関する項目	5-1 理解度、提案の具体性等		①業務に対する理解度
②提案内容の具体性					
③提案内容の妥当性					
④処理の正確性等					
5-2 開発方法論	①開発方法論				
	5-3 プロジェクト管理			①プロジェクト管理	
5-4 技法/ツール				①技法/ツール	
	5-5 開発環境の有無			①開発環境の有無	
5-6 開発実績				①開発実績	
	5-7 移行実績			①移行実績	
5-8 応札者の信頼性			①品質管理		
	②公的資格				
	③セキュリティ				
	④職員教育				
5-9 ソフトウェアプロセス改善	①ソフトウェアプロセス改善				
	5-10 その他		①その他		
6 ライフサイクルコストに関する項目	6-1 ライフサイクルコスト		①ライフサイクルコストに関する項目	－	
		②その他			
7 その他	7-1 ワーク・ライフ・バランス	①ワーク・ライフ・バランス ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定(えるぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定)状況を評価	○		
		7-2 公的個人認証及び電子入札の推進に関する指標		①公的個人認証及び電子入札の推進に関する指標	○
	7-3 賃上げの実施に対する認定		①賃上げの実施に対する認定 【中小企業】 表明者で給与総額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明した場合に評価する。	○	
		※上記【選択項目】から業務に応じて適宜選択する。			114～161

技術評価点＝114～161点×技術評価の得点合計／114～161	
価格評価点＝114～161点×(1－入札価格／予定価格)	
評価値＝価格評価点＋技術評価点 (価格評価:技術評価＝1:1)	

35

Ⅱ－4. 総合評価落札方式(一般競争)評価点配分表、評価項目・評価基準等

【1】①－2【コンピュータ製品(加算)】/【標準例】 評価点配分、評価項目及び評価基準

【業務区分名】：コンピュータサービス(ex.特殊車両システム改良・保守業務)

区分 (大項目)	評価項目 (中項目)	配点	評価の内容	配点 (細分)	相対 配分 (細分)	評価基準
【選択項目】 必須とする項目のうち、最低限の要求要件を超える項目・必須とする項目以外の項目	1 業務内容に関する項目					
	1-1. プロジェクト管理	40	○業務理解度 本業務の目的、条件、内容について正しく理解されていることが示されていること。	40	100	提案内容等【定量評価】 A評価：目的、条件、内容の理解度が高い 40 B評価：目的、条件、内容の理解度がある 20 C評価：目的、条件、内容の理解度が低い 4 D評価：目的、条件、内容の理解がない 0
	1-2. 作業内容	40	利用者向け問い合わせ対応について、本業務の特徴を踏まえて、実施に際しての留意点や具体案、課題等が示されていること。	40	40	提案内容等【定量評価】 A評価：課題等への対策等について記述があり、かつ妥当性・実現性が高い 40 B評価：課題等への対策等について記述がある 20 C評価：課題等の記載のみ 4 D評価：課題等の記載がない 0
		20	システム監視作業について、本業務の特徴を踏まえて、実施に際しての留意点や具体案、課題等が示されていること。	20	20	提案内容等【定量評価】 A評価：課題等への対策等について記述があり、かつ妥当性・実現性が高い 20 B評価：課題等への対策等について記述がある 10 C評価：課題等の記載のみ 2 D評価：課題等の記載がない 0
		40	保守業務について、本業務の特徴を踏まえて、実施に際しての留意点や具体案、課題等が示されていること。	40	40	提案内容等【定量評価】 A評価：課題等への対策等について記述があり、かつ妥当性・実現性が高い 40 B評価：課題等への対策等について記述がある 20 C評価：課題等の記載のみ 4 D評価：課題等の記載がない 0
	2 その他					
	2-1. W・L・B等の推進に関する指標についての適合状況	10	①ワーク・ライフ・バランス「ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令(女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法)に基づく認定(えるぼし・プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定、ユースエール認定)状況を評価する。」	10	100	提案内容等【定性評価】 女性活躍(プラチナえるぼし)認定又は次世代法・プラチナくるみん認定 10 女性活躍(えるぼし)認定・三段目又は若者雇用促進法・ユースエール認定又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定 8 女性活躍(えるぼし)認定・二段目又は次世代法・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定、トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定 7 次世代法・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)認定 6 トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定 5 女性活躍(えるぼし)認定・一段目又は次世代法・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定 4 女性活躍(えるぼし)認定(行動計画)、又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定(行動計画) 2 認定なし 0
	2-2. 公的個人認証及び電子入札の推進に関する指標	6	①電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(公的個人認証法)第17条第1項4号、5号もしくは6号の規定に該当する事業者であって、同第4項に規定する取り決めを地方公共団体情報システム機構と締結したもの又は同法施行規則第29条第1項に規定する総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者 ②官民データ活用推進基本法第10条第2項に規定する電子情報処理組織を使用して入札に参加する事業者であって、公的個人認証法第3条第1項に定める署名用電子証明書又は第22条に定める利用者証明用電子証明書を用いて入札に参加する事業者 ③上記①及び②のいずれも該当する事業者	6	100	提案内容等【定性評価】 ① 地方公共団体情報システム機構と締結したもの又は総務大臣の認定を受けたもの 4 ② 電子情報処理組織を使用して入札に参加する事業者であり、署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書を用いて入札に参加する事 2 ③ ①及び② 6
	2-3. 賃上げ実施を表明した企業等	5	①賃上げの実施に対する認定【中小企業】 表明者で給与総額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明した場合に評価する。	5	100	提案内容等【定性評価】 【中小企業】 表明者で給与総額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明あり 5 表明なし 0
	技術評価点の配点合計	161		161		

技術評価点＝161点×技術評価の得点合計／161

価格評価点＝161点×(1－入札価格／予定価格)

評価値＝価格評価点＋技術評価点 (価格評価：技術評価＝1：1)

【加点点】【加点点項目(大項目1)の評価方法】

加点点項目(大項目1)の評価方法は、以下の計算式に基づき点数化する。

評価	点数化の方法
A:優れている	配点×1.0
B:標準である	配点×0.5
C:劣っている	配点×0.1
D:加点できる提案がない	配点×0

Ⅱ－4. 総合評価落札方式(一般競争)評価点配分表、評価項目・評価基準等

【1】①－2【コンピュータ製品(加算)】/【標準例】 評価点配分、評価項目及び評価基準

【業務区分名】：コンピュータサービス(ex.予算執行管理システム改良・保守業務)

区分 (大項目)	評価項目 (中項目)	配点	評価の内容	配点 (細分)	相対 重み (細分)	評価基準
① 必須とする項目のうち、最低限の要求要件を超える項目・必須とする項目以外の項目	1 業務内容に関する項目	1－1. プロジェクト管理	40 ○業務理解度 本業務の目的、条件、内容について正しく理解されていることが示されていること。	40	100	提案内容等【定量評価】 A評価：目的、条件、内容の理解度が高い B評価：目的、条件、内容の理解度がある C評価：目的、条件、内容の理解度が低い D評価：目的、条件、内容の理解がない 点数
		1－2. 作業内容	20 「ヘルプデスク業務」について、本業務の特徴を踏まえて、実施に際しての留意点や具体案、課題、コスト削減の取組等が示されていること。	20	33	提案内容等【定量評価】 A評価：課題等への対策等について記述があり、かつ妥当性・実現性が高い B評価：課題等への対策等について記述がある C評価：課題等の記載のみ D評価：課題等の記載がない 点数
		20	「保守業務」について、本業務の特徴を踏まえて、実施に際しての留意点や具体案、課題、コスト削減の取組等が示されていること。	20	33	提案内容等【定量評価】 A評価：課題等への対策等について記述があり、かつ妥当性・実現性が高い B評価：課題等への対策等について記述がある C評価：課題等の記載のみ D評価：課題等の記載がない 点数
		20	「障害対応」について、本業務の特徴を踏まえて、実施に際しての留意点や具体案、課題、コスト削減の取組等が示されていること。	20	33	提案内容等【定量評価】 A評価：課題等への対策等について記述があり、かつ妥当性・実現性が高い B評価：課題等への対策等について記述がある C評価：課題等の記載のみ D評価：課題等の記載がない 点数
	2 その他	2－1. W・L・B等の推進に関する指標についての適合状況	6 ①ワーク・ライフ・バランス 「ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令(女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法)に基づく認定(えるぼし・プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定、ユースエール認定)状況の評価する。	6	100	提案内容等【定性評価】 女性活躍(プラチナえるぼし)認定又は次世代法・プラチナくるみん認定 女性活躍(えるぼし)認定・三段目又は若者雇用促進法・ユースエール認定又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定 女性活躍(えるぼし)認定・二段目又は次世代法・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準・平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)認定、トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定 女性活躍(えるぼし)認定・一段目又は次世代法・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定、トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定 女性活躍(えるぼし)認定(行動計画)。又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定(行動計画) 認定なし 点数
		2－2. 公的個人認証及び電子入札の推進に関する指標	4 ①電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(公的個人認証法)第17条第1項4号、5号もしくは6号の規定に該当する事業者であって、同第4項に規定する取り決めを地方公共団体情報システム機構と締結したもの又は同法施行規則第29条第1項に規定する総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者 ②官民データ活用推進基本法第10条第2項に規定する電子情報処理組織を使用して入札に参加する事業者であって、公的個人認証法第3条第1項に定める署名用電子証明書又は第22条に定める利用者証明用電子証明書を用いて入札に参加する事業者 ③上記①及び②のいずれも該当する事業者	4	100	提案内容等【定性評価】 ① 地方公共団体情報システム機構と締結したもの又は総務大臣の認定を受けたもの ② 電子情報処理組織を使用して入札に参加する事業者であり、署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書を用いて入札に参加する事業者 ③ ①及び② 点数
		2－3. 賃上げ実施を表明した企業等	4 ①賃上げの実施に対する認定 【中小企業】 表明者で給与総額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明した場合に評価する。	4	100	提案内容等【定性評価】 【中小企業】 表明者で給与総額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明あり 表明なし 点数
		技術評価点の配点合計		114	114	
		技術評価点＝114点×技術評価の得点合計／114				
		価格評価点＝114点×(1－入札価格／予定価格)				
		評価値＝価格評価点÷技術評価点 (価格評価：技術評価＝1：1)				
		【加点項目(大項目1)の評価方法】 加点項目(大項目1)の評価方法は、以下の計算式に基づき点数化する。				
		評価	点数化の方法			
		A:優れている	配点×1.0			
		B:標準である	配点×0.5			
		C:劣っている	配点×0.1			
		D:加点できる提案がない	配点×0			

Ⅱ－4. 総合評価落札方式(一般競争)評価点配分表、評価項目・評価基準等

【1】②【電気通信機器 及び 電気通信機器サービス(除算)】/【基準】評価項目及び評価基準

○「電気通信機器及びサービスの調達に係る総合評価落札方式標準ガイドの手引」標準評価項目を設定

区分 (大項目)	評価項目 (中項目)	評価項目 (小項目)			
		【電気通信機器】		【サービス】	
			製造		保守
【必須項目】	1 コスト	1-1 入札価格	①入札価格	①入札価格	
	【基礎点】	入札説明書で示す当該業務で一般的に求められる最低限の要求要件を満たしていること。	100	入札説明書で示す当該業務で一般的に求められる最低限の要求要件を満たしていること。	100
【選択項目】 必須とする項目のうち、最低限の要求要件を超える項目・必須とする項目以外の項目	【加算点】		25～28		64
	2 性能・機能・技術能力等に関する項目	2-1 性能・機能等	①電源容量 ②外形寸法 ③操作性 ④設計性能 ⑤設計機能 ⑥拡張性 ⑦接続性 ⑧設計信頼性 ⑨環境条件 ⑩構成・機構 ⑪その他	○	①配置予定管理技術者の派遣時間 ②配置予定管理技術者の保有資格
		2-2 アフターサービス等	①保守部品の供給体制 ②保守体制 ③教育訓練 ④保証条件等 ⑤その他	○	-
		2-3 技術能力等	①設計製造体制 ②品質管理検査体制 ③納入・製造実績 ④その他(新技術・環境マネジ・技術管理)	○	①品質管理検査体制 ②履行実績 ③配置予定管理技術者の履行実績 ④業務実施方針
		3 その他	3-1 ワーク・ライフ・バランス	○	①ワーク・ライフ・バランス ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定(えるぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定)状況の評価
		3-2 賃上げの実施に対する認定	①賃上げの実施に対する認定 【中小企業】 表明者で給与総額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明した場合に評価する。	○	①賃上げの実施に対する認定 【中小企業】 表明者で給与総額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明した場合に評価する。
		3-3 ライフサイクルコスト	①消費電力経費 ②消耗品経費 ③維持保守経費 ④導入初期経費等 ⑤その他	α	-
		3-4 その他	①その他		
			125～128 + α		164

※上記【選択項目】から業務に応じて適宜選択する。

【総合評価の方法】[除算方式]: 評価値 = 得点(基礎点 + 加算点) / 入札価格

a. 得点(基礎点 + 加算点)	
b. 入札価格(円)	
c. 評価値[除算方式]	= a / b

Ⅱ－4. 総合評価落札方式(一般競争)評価点配分表、評価項目・評価基準等

【1】②－1【電気通信機器(多重無線設備)(除算)】/【標準例】評価点配分、評価項目及び評価基準

区分 (大項目)	評価項目 (中項目)	配点	評価項目 (小項目)	配点 (細分)	相対 重み (細分)	評価基準
必須項目 〔基礎点〕	1 コスト	100	①入札価格	100	100	【定量評価】入札説明書で示す通信設備等製造に一般的に求められる最低限の要求要件を満たしていること。
	〔加算点〕	28		28		
必須とする項目のうち、最低限の要求要件を超える項目・必須とする項目以外の項目	2 性能・機能・技術能力等に関する項目	12	①電源容量 (〔電源容量の合計値〕(仕様書に示す数値 xxxVA)電源容量が最も小さい供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を算する。) 評価点＝提案最小値／提案値×2点満点	2.25	18.75	提案内容等【相対評価】 各社提案値における最小値 2 5 0 OVA 提案内容等【相対評価】 各社提案値における最小値 2 5 0 m 提案内容等【相対評価】 各社提案値における最小値 2 5 0 kg 提案内容等【相対評価】 各社提案値における最大値 4 5 0 年 提案内容等【相対評価】 各社提案値における最大値 2 5 0 ℃
			②外形寸法 (〔②-1〔外形寸法(設置面積)〕(仕様書に示す数値 xxx㎡)外形寸法等が最も小さい供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を算する。) 評価点＝提案最小値／提案値×2点満点 (〔②-2〔外形寸法(重量)〕(仕様書に示す数値 xxxkg)外形寸法等が最も小さい供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を算する。) 評価点＝提案最小値／提案値×2点満点	1.125	9.375	提案内容等【相対評価】 各社提案値における最大値 2 5 0 ℃
			③設計信頼性 (〔設計耐用年数〕(仕様書に示す数値 xxx年)設計耐用年数が最も大きい供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を算する。) 評価点＝提案値／提案最大値×4点満点	3.75	31.25	提案内容等【相対評価】 各社提案値における最大値 2 5 0 ℃
			④環境条件 (〔④-1〔電圧変動条件〕(仕様書に示す数値 xxx%)環境条件が最も良い供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を算する。) 評価点＝提案値／提案最大値×2点満点 (〔④-2〔動作温度条件〕(仕様書に示す数値 xxx℃)環境条件が最も良い供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を算する。) 評価点＝提案値／提案最大値×2点満点 (〔④-3〔動作湿度条件〕(仕様書に示す数値 xxx%)環境条件が最も良い供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を算する。) 評価点＝提案値／提案最大値×1点満点	1.5	12.5	提案内容等【相対評価】 各社提案値における最大値 2 5 0 ℃
			⑤設計製造体制 (〔設計製造部門の技術者数〕(仕様書に示す数値 xxx名)設計製造体制として提出される技術者数を常用対数により圧縮し、最も大きい供給者の値を基準として相対値をとり、配分得点を算する。) 評価点＝LOG(提案技術者数)／LOG(提案最大技術者数)×3点満点	3	30	提案内容等【相対評価】 各社提案値における最大値 3 5 0 名
			⑥品質管理検査体制 (〔設計及び製造に係る品質管理のISO9001及びTL9001の認証〕電気通信機器に係る認証取得の有無により判断する。)	2	20	提案内容等【定量評価】 ISO9001及びTL9001の認証取得あり 2 ISO9001の認証取得あり 1 いずれも認証取得なし 0
			⑦納入・製造実績 (〔同種機器の納入製造実績、類似機器の納入製造実績〕(仕様書に示す数値 xxx台)納入・製造実績として提出される実績台数を常用対数により圧縮し、最も大きい供給者の値を基準として相対値をとり、配分得点を算する。) 評価点＝LOG(提案実績数)／LOG(提案最大実績数)×2点満点	2	20	提案内容等【相対評価】 各社提案値における最大値 5 0 台
			⑧その他 (〔⑧-1〔新技術導入〕当該電気通信機器の設計、製造、検査等の工程に関して供給者の特許、実用新案の取得数を評価する。) (〔⑧-2〔技術管理マネジメント〕当該電気通信機器の設計、製造における工場棟の体制を評価する。) (〔⑧-3〔技術管理体制〕当該電気通信機器の設置現場での据付調整に関する技術管理体制を評価する。)	0.6	6	提案内容等【定量評価】 特許・実用新案の取得あり 1 特許・実用新案の取得なし 0
				1.5	15	提案内容等【定量評価】 ISO14001:2015の認証取得あり 1 ISO14001の認証取得あり 0.5 ISO14001の認証取得なし 0
				0.9	9	提案内容等【定量評価】 ISO9001の認証取得あり 1 ISO9001の認証取得なし 0
3 その他	3-1 ワーク・ライフ・バランス	5	①ワーク・ライフ・バランス 「ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令(女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法)に基づく認定(えるぼし・プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定、ユースール認定)状況の評価する。」	5	100	提案内容等【定量評価】 女性活躍(プラチナえるぼし)認定又は次世代法・プラチナくるみん認定 5 女性活躍(えるぼし)認定・3段階目又は若者雇用促進法・ユースール認定又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定 4 女性活躍(えるぼし)認定・2段階目又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日～令和7年3月31日までの基準・平成29年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定、トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準・令和7年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定 3 女性活躍(えるぼし)認定・1段階目又は次世代法・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定 2 女性活躍(えるぼし)認定(行動計画)、又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定(行動計画) 1 認定なし 0
	3-2 賃上げの実施を表明した企業	1	①賃上げの実施に対する認定 【中小企業】 表明者で給与総額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明した場合に評価する。	1	100	提案内容等【定量評価】 【中小企業】 給与等受給者一人当たりの平均受給額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明あり 1 表明なし 0
	3-3 ライフサイクルコスト	α	①消費電力経費 当該電気通信機器が想定使用期間中に要する電力料金を評価する。	α		提案内容等【相対評価】 Y(α)＝P1／(C1＋X2)×(X2－X1) 【P1:基礎点(100点)、C1:予定価格(P)、X1:供給者のライフサイクルコスト(P)、X2:標準のライフサイクルコスト(P)】
合計		128＋α		128＋α		

【総合評価の方法】〔除算方式〕:評価値＝得点(基礎点＋加算点)／入札価格

a. 得点(基礎点＋加算点)

b. 入札価格(円)

c. 評価値〔除算方式〕＝a／b

Ⅱ－4. 総合評価落札方式(一般競争)評価点配分表、評価項目・評価基準等

【1】②－1【電気通信機器(交換設備)(除算)】/【標準例】 評価点配分、評価項目及び評価基準

区分 (大項目)	評価項目 (中項目)	配点	評価項目 (小項目)	配点 (細分)	相対 重み (細分)	評価基準
【必須項目】 「必須とする項目のうち、最低限の要求要件を超える項目・必須とする項目以外の項目」	1 コスト 〔基礎点〕	100	①入札価格	100	100	競争参加資格の納入実績において、当該製造物品または同等の類似物品の実績があること。
	〔加算点〕	25		25		
	2 性能・機能・技術能力等に関する項目	9	①電源容量 〔電源容量の合計値〕(仕様書に示す数値 xxxVA) 電源容量が最も小さい供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を乗ずる。 評価点＝提案最小値／提案値×2. 25点満点	2.25	25	提案内容等〔相対評価〕 点数 各社提案値における最小値 2.25 \$ 1
			②外形寸法 (2-1〔外形寸法(設置面積)〕(仕様書に示す数値 xxx㎡) 外形寸法等が最も小さい供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を乗ずる。 評価点＝提案最小値／提案値×1. 125点満点 (2-2〔外形寸法(重量)〕(仕様書に示す数値 xxxkg) 外形寸法等が最も小さい供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を乗ずる。 評価点＝提案最小値／提案値×1. 125点満点	1.125	12.5	提案内容等〔相対評価〕 点数 各社提案値における最小値 1.125 \$ 1 0㎡ 0
			③設計信頼性 (〔設計耐用年数〕(仕様書に示す数値 xxx年) 設計耐用年数が最も大きい供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を乗ずる。 評価点＝提案値／提案最大値×2. 25点満点	1.125	12.5	提案内容等〔相対評価〕 点数 各社提案値における最小値 1.125 \$ 1 0kg 0
			④環境条件 (4-1〔電圧変動条件〕(仕様書に示す数値 xxx%) 環境条件が最も良い供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を乗ずる。 評価点＝提案値／提案最大値×0. 9点満点 (4-2〔動作温度条件〕(仕様書に示す数値 xxx℃) 環境条件が最も良い供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を乗ずる。 評価点＝提案値／提案最大値×0. 9点満点 (4-3〔動作湿度条件〕(仕様書に示す数値 xxx%) 環境条件が最も良い供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を乗ずる。 評価点＝提案値／提案最大値×0. 45点満点	2.25	25	提案内容等〔相対評価〕 点数 各社提案値における最大値 2.25 \$ 1 0年 0
				0.9	10	提案内容等〔相対評価〕 点数 各社提案値における最大値 0.9 \$ 1 0% 0
				0.9	10	提案内容等〔相対評価〕 点数 各社提案値における最大値 0.9 \$ 1 0℃ 0
				0.45	5	提案内容等〔相対評価〕 点数 各社提案値における最大値 0.45 \$ 1 0% 0
	2-2 技術能力等	10	①設計製造体制 (〔設計製造部門の技術者数〕(仕様書に示す数値 xxx名) 設計製造体制として提出される技術者数を常用対数により圧縮し、最も大きい供給者の値を基準として相対値をとり、配分得点を乗ずる。 評価点＝LOG(提案技術者数)／LOG(提案最大技術者数)×3点満点 ②品質管理検査体制 (〔設計及び製造・検査に係る品質管理のISO9001及びTL9001の認証〕電気通信機器に係る認証取得の有無により判断する。 ③納入・製造実績 (〔同種機器の納入製造実績、類似機器の納入製造実績〕(仕様書に示す数値 xxx台) 納入・製造実績として提出される実績台数を常用対数により圧縮し、最も大きい供給者の値を基準として相対値をとり、配分得点を乗ずる。 評価点＝LOG(提案実績数)／LOG(提案最大実績数)×2点満点 ④その他 (4-1〔新技術導入〕当該電気通信機器の設計、製造、検査等の工程に関して供給者の特許、実用新案の取得数を評価する。 (4-2〔環境マネジメント〕当該電気通信機器の設計、製造における工場等の体制を評価する。 (4-3〔技術管理体制〕当該電気通信機器の設置現場での据付調整に関する技術管理体制を評価する。)	3	30	提案内容等〔相対評価〕 点数 各社提案値における最大値 3 \$ 1 0% 0
3 その他	3-1 ワーク・ライフ・バランス	5	①ワーク・ライフ・バランス 「ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令(女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法)に基づく認定(えるぼし・プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定、ユースエール認定)状況を評価する。」	2	20	提案内容等〔定量評価〕 点数 ISO9001及びTL9001の認証取得あり 2 ISO9001の認証取得あり 1 いずれも認証取得なし 0
				2	20	提案内容等〔相対評価〕 点数 各社提案値における最大値 2 \$ 1 0台 0
				0.6	6	提案内容等〔定量評価〕 点数 特許・実用新案の取得あり 0.6 特許・実用新案の取得なし 0
				1.5	15	提案内容等〔定量評価〕 点数 ISO14001:2015の認証取得あり 1.5 ISO14001の認証取得あり 0.8 ISO14001の認証取得なし 0
				0.9	9	提案内容等〔定量評価〕 点数 ISO9001の認証取得あり 0.9 ISO9001の認証取得なし 0
						提案内容等〔定量評価〕 点数 女性活躍(プラチナえるぼし)認定又は次世代法・プラチナくるみん認定 5 女性活躍(えるぼし)認定・3段階目又は若者雇用促進法・ユースエール認定又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定 4 女性活躍(えるぼし)認定・2段階目又は次世代法・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準・平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)認定・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準・令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定 3 女性活躍(えるぼし)認定・1段階目又は次世代法・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定 2 女性活躍(えるぼし)認定(行動計画)、又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定(行動計画) 1 認定なし 0
	3-2 賃上げの実施を表明した企業	1	①賃上げの実施に対する認定 【中小企業】 表明者で給与総額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明した場合に評価する。	1	100	提案内容等〔定量評価〕 点数 【中小企業】 給与等受給者一人当たりの平均受給額を2. 5%以上増加させる旨、従業員に表明あり 1 表明なし 0
	3-3 ライフサイクルコスト	α	①消費電力経費 当該電気通信機器が想定使用期間中に要する電力料金を評価する。	α		提案内容等〔相対評価〕 Y(α)＝P1／(C1＋X2)×(X2－X1) 〔P1:基礎点(100点)、C1:予定価格(円)、X1:供給者のライフサイクルコスト(円)、X2:標準のライフサイクルコスト(円)〕
	合計	125+α		125+α		

【総合評価の方法】〔除算方式〕: 評価値＝得点(基礎点+加算点)／入札価格

a. 得点(基礎点+加算点)

b. 入札価格(円)

c. 評価値〔除算方式〕

= a / b

Ⅱ－4. 総合評価落札方式(一般競争)評価点配分表、評価項目・評価基準等

【1】②－1【電気通信機器(伝送設備)(除算)】/【標準例】 評価点配分、評価項目及び評価基準

区分 (大項目)	評価項目 (中項目)	配点	評価項目 (小項目)	配点 (細分)	相対 重み (細分)	評価基準
【必須項目】	1 コスト (基礎点)	100	①入札価格	100	100	競争参加資格の納入実績において、当該製造物品または同等の類似物品の実績があること。
	2 性能・機能・技術能力等に関する項目	26	②電源容量 (〔電源容量の合計値〕(仕様書に示す数値 xxxVA) 電源容量が最も小さい供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を算する。) 評価点＝提案最小値／提案値×2点満点	2	20	提案内容等【相対評価】 各社提案値における最小値 \$ 0VA 0
【選択項目】	2-1 性能・機能等	10	②外形寸法 (〔2-1(外形寸法(設置面積)) (仕様書に示す数値 xxx㎡) 外形寸法等が最も小さい供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を算する。〕 〔2-2(外形寸法(重量)) (仕様書に示す数値 xxxkg) 外形寸法等が最も小さい供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を算する。〕 評価点＝提案最小値／提案値×1点満点	1	10	提案内容等【相対評価】 各社提案値における最小値 \$ 0㎡ 0
			③設計信頼性 (〔設計耐用年数〕(仕様書に示す数値 xxx年) 設計耐用年数が最も大きい供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を算する。) 評価点＝提案値／提案最大値×3点満点	1	10	提案内容等【相対評価】 各社提案値における最小値 \$ 0年 0
			④環境条件 (〔4-1(電圧変動条件) (仕様書に示す数値 xxx%) 環境条件が最も良い供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を算する。〕 〔4-2(動作温度条件) (仕様書に示す数値 xxx℃) 環境条件が最も良い供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を算する。〕 〔4-3(動作湿度条件) (仕様書に示す数値 xxx%) 環境条件が最も良い供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を算する。〕 評価点＝提案値／提案最大値×0.6点満点	1.2	12	提案内容等【相対評価】 各社提案値における最大値 \$ 0%
			④-2(動作温度条件) (仕様書に示す数値 xxx℃) 環境条件が最も良い供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を算する。)	1.2	12	提案内容等【相対評価】 各社提案値における最大値 \$ 0%
			④-3(動作湿度条件) (仕様書に示す数値 xxx%) 環境条件が最も良い供給者の値を基準として相対値の逆数をとり、配分得点を算する。)	0.6	6	提案内容等【相対評価】 各社提案値における最大値 \$ 0%
			⑤設計製造体制 (〔設計製造部門の技術者数〕(仕様書に示す数値 xxx名) 設計製造体制として提出される技術者数を常用対数により圧縮し、最も大きい供給者の値を基準として相対値をとり、配分得点を算する。) 評価点＝LOG(提案技術者数)／LOG(提案最大技術者数)×3点満点	3	30	提案内容等【相対評価】 各社提案値における最大値 \$ 0名
			⑥品質管理検査体制 (〔設計及び製造・検査に係る品質管理のISO9001及びTL9001の認証〕電気通信機器に係る認証取得の有無により判断する。)	2	20	提案内容等【定量評価】 ISO9001及びTL9001の認証取得あり ISO9001の認証取得あり いずれも認証取得なし
			⑦納入・製造実績 (〔同種機器の納入製造実績、類似機器の納入製造実績〕(仕様書に示す数値 xxx台) 納入・製造実績として提出される実績台数を常用対数により圧縮し、最も大きい供給者の値を基準として相対値をとり、配分得点を算する。) 評価点＝LOG(提案実績数)／LOG(提案最大実績数)×2点満点	2	20	提案内容等【相対評価】 各社提案値における最大値 \$ 0台 -
			⑧その他 (〔4-1(新技術導入) 当該電気通信機器の設計、製造、検査等の工程に関して供給者の特許、実用新案の取得数を評価する。〕 〔4-2(環境マネジメント) 当該電気通信機器の設計、製造における工場等の体制を評価する。〕 〔4-3(技術管理体制) 当該電気通信機器の設置現場での据付調整に関する技術管理体制を評価する。〕	0.6	6	提案内容等【定量評価】 特許・実用新案の取得あり 特許・実用新案の取得なし
			⑧-2(環境マネジメント) 当該電気通信機器の設計、製造における工場等の体制を評価する。)	1.5	15	提案内容等【定量評価】 ISO14001:2015の認証取得あり ISO14001の認証取得あり ISO14001の認証取得なし
			⑧-3(技術管理体制) 当該電気通信機器の設置現場での据付調整に関する技術管理体制を評価する。)	0.9	9	提案内容等【定量評価】 ISO9001の認証取得あり ISO9001の認証取得なし
3 その他	3-1 ワーク・ライフ・バランス	5	①ワーク・ライフ・バランス (「ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令(女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法)に基づき認定(えるぼし、プラチナくるみん、くるみん・トライくるみん認定、ユースメール認定)状況の評価する。)	5	100	提案内容等【定量評価】 女性活躍(プラチナえるぼし)認定又は次世代法・プラチナくるみん認定 女性活躍(えるぼし)認定・3段階目又は若者雇用促進法・ユースメール認定又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定 女性活躍(えるぼし)認定・2段階目又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日～令和7年3月31日までの基準・平成29年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定、トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準・令和7年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定 女性活躍(えるぼし)認定・1段階目又は次世代法・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定 女性活躍(えるぼし)認定(行動計画)、又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定(行動計画) 認定なし
	3-2 賃上げの実施を表明した企業	1	①賃上げの実施に対する認定 【中小企業】 表明者で給与総額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明した場合に評価する。	1	100	提案内容等【定量評価】 【中小企業】 給与等受給者一人当たりの平均受給額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明あり 表明なし
	3-3 ライフサイクルコスト	α	①消費電力経費 当該電気通信機器が想定使用期間中に要する電力料金を評価する。	α		提案内容等【相対評価】 Y(α) = P1 / (C1 + X2) × X1 〔P1: 基礎点(100点)、C1: 予定価格(円)、X1: 供給者のライフサイクルコスト(円)、X2: 標準のライフサイクルコスト(円)〕
	合計	126+α		126+α		

【総合評価の方法】(除算方式): 評価値＝得点(基礎点+加算点)／入札価格

a. 得点(基礎点+加算点)

b. 入札価格(円)

c. 評価値(除算方式) = a / b

Ⅱ－4. 総合評価落札方式(一般競争)評価点配分表、評価項目・評価基準等

【1】②－2【電気通信サービス(除算)】/【標準例】 評価点配分、評価項目及び評価基準

〔業務区分名〕：電気通信設備保守点検業務(ex.○○○○電気通信設備保守運転監視業務)

区分 (大項目)	評価項目 (中項目)	配点	評価項目 (小項目)	配点 (細分)	相対 重み (細分)	評価基準
【必須項目】	1 コスト 〔基礎点〕	100	①入札価格	100	100	【定量評価】入札説明書で示す電気通信施設の保守に一般的に求められる最低限の要求要件を満たしていること。
	〔加算点〕	64		64		
【選択項目】	2 性能・機能・技術能力等に関する項目 〔必須とする項目のうち、最低限の要求要件を超える項目・必須とする項目以外の項目〕	10	2-1 性能・機能等	5	50	提案内容等【定量評価】 点数 15分以内 5 30分以内 3 60分以内 1 60分超過 0
			②配置予定管理技術者の保有資格の有無を評価	5	50	提案内容等【定量評価】 資格あり 5 資格なし 0
			2-2 技術能力等	5	11	提案内容等【定量評価】 ISO9001の認証取得あり 5 ISO9001の認証取得なし 0
				5	11	提案内容等【定量評価】 100% 5 80%以上 4 60%以上 3 40%以上 2 20%以上 1 20%未満 0
				10	21	提案内容等【定量評価】 5件以上 10 4件 8 3件 6 2件 4 1件 2 無し 0
				27	57	提案内容等【定性評価】 点数 3項目全ての提案が有効 27 2項目の提案が有効 18 1項目の提案が有効 9 いずれにも該当しない 0
				5	71	提案内容等【定量評価】 点数 女性活躍(プラチナえるぼし)認定又は次世代法・プラチナくるみん認定 5 女性活躍(えるぼし)認定・3段階目又は若者雇用促進法・ユースエール認定又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定 4 女性活躍(えるぼし)認定・2段階目又は次世代法・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準・平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)認定、トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準・令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定 3 女性活躍(えるぼし)認定・1段階目又は次世代法・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定 2 女性活躍(えるぼし)認定(行動計画)、又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定(行動計画) 1 認定なし 0
				2	29	提案内容等【定量評価】 【中小企業】 給与等受給者一人当たりの平均受給額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明した場合に評価する。 2 表明なし 0
			3-1 ワーク・ライフ・バランス	5	71	提案内容等【定量評価】 点数 女性活躍(プラチナえるぼし)認定又は次世代法・プラチナくるみん認定 5 女性活躍(えるぼし)認定・3段階目又は若者雇用促進法・ユースエール認定又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定 4 女性活躍(えるぼし)認定・2段階目又は次世代法・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準・平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)認定、トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準・令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定 3 女性活躍(えるぼし)認定・1段階目又は次世代法・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定 2 女性活躍(えるぼし)認定(行動計画)、又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定(行動計画) 1 認定なし 0
			3-2 賃上げの実施を表明した企業	2	29	提案内容等【定量評価】 【中小企業】 給与等受給者一人当たりの平均受給額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明あり 2 表明なし 0
	3 その他	7	①ワーク・ライフ・バランス 「ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令(女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法)に基づく認定(えるぼし・プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定、ユースエール認定)状況の評価する。」	5	71	提案内容等【定量評価】 点数 女性活躍(プラチナえるぼし)認定又は次世代法・プラチナくるみん認定 5 女性活躍(えるぼし)認定・3段階目又は若者雇用促進法・ユースエール認定又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定 4 女性活躍(えるぼし)認定・2段階目又は次世代法・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準・平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)認定、トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準・令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定 3 女性活躍(えるぼし)認定・1段階目又は次世代法・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定 2 女性活躍(えるぼし)認定(行動計画)、又は次世代法・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)認定(行動計画) 1 認定なし 0
	合計	164		164		

【総合評価の方法】〔除算方式〕：評価値＝得点(基礎点＋加算点)／入札価格

a. 得点(基礎点＋加算点)	
b. 入札価格(円)	
c. 評価値〔除算方式〕	= a / b

Ⅱ－4. 総合評価落札方式(一般競争)評価点配分表、評価項目・評価基準等

【2】③－1【政府調達協定対象の調達以外(除算)】/【標準例】 評価点配分、評価項目及び評価基準

〔業務区分名〕：MPS業務(ex.○○○○出力機器等最適配置調査及び出力サービス提供等業務)

区分	配点	業務区分	評価基準
【必須項目】	〔標準点〕	評価項目	
【必須項目】	50	① 実施体制の具体性、確実性	1 各業務内容の実施体制が明確になっているか
		② 本業務に対する認識度、理解度	2 各業務において受注者が提供すべきサービスの内容(3つの目的を踏まえ、現状の事前調査と最適配置計画の策定、出力に係る一切のサービスの提案)が明確になっているか
		③ 業務実施上の受注者の責務	3 発注者が求める守秘義務、法令その他の遵守事項を確実にかつ具体的に徹底されることが明確になっているか
	45	I 業務実施及び主要管理項目に関する提案	
		④ 出力機器等の最適配置調査にかかる提案内容	4 出力機器等の最適配置における環境配慮対策について、具体的かつ実現可能な提案となっているか 5 本業務の履行に要する経費の削減を図るための方策について、具体的かつ実現可能な提案となっているか 6 業務の効率性を確保するための方策について、具体的かつ実現可能な提案となっているか 7 現状の出力環境が著しく損なわれないような提案、かつ、現状から円滑に移行するための具体的な提案となっているか
		⑤ 出力機器等の最適配置調査の定量性にかかる提案内容	8 直接的に対応できる提案が、稼働率、CO2排出量、消費電力量、経費などの単位、指標で示されているか 9 仕様書に定める稼働率を満たしているか 10 出力機器等にかかるCO2排出量は少ないか 11 経費(機器使用料、保守料、消耗品費)の削減について、客観的な削減効果が示されているか 12 その他の指標に関して客観的な削減効果が示されているか
		II 出力機器等の調達・資産管理サービスに関する提案	
		⑥ 調達・資産管理サービスの実現性にかかる提案内容	13 全ての出力機器等の配置を把握する具体的な方法を作成し実施する提案となっているか 14 全ての出力機器等の使用実績を把握・報告し、最適な出力環境を提供する提案となっているか 15 出力サービスを提供する出力機器等の資産情報、使用状況等に関する管理を確実に行う具体的な提案となっているか
		III 最適出力環境構築に関する提案	
		⑦ 最適出力環境構築の実現性にかかる提案内容	16 最適配置調査に基づく調達資産管理サービスに関する行動計画が具体的に提案されているか 17 出力機器等の枚数軽減取り組み実現の具体的な提案となっているか 18 出力サービスに関連する業務改善を通して、枚数削減や業務効率の向上が実現される具体的な提案となっているか
		IV 運用サービス業務に関する提案	
		⑧ ヘルプデスク・サポート体制の実現性にかかる提案内容	19 出力機器等に関するヘルプデスクへの問い合わせ等の実績(コール数)が削減される(職員が問い合わせをしなくても良い環境等)具体的な提案が明示されているか
		⑨ 出力機器等の保守体制の実現性にかかる提案内容	20 資産管理サービス業務に基づく自主的な通常保守体制の提案がなされているか
		⑩ 出力機器等の保守体制の定量性にかかる提案内容	21 通常保守に関して、より迅速な対応を行う具体的な数値目標を明示した提案となっているか
		⑪ 消耗品管理の実現性にかかる提案内容	22 出力サービスの提供に要する消耗品(ステープル針を含む、用紙を除く)の自主的な供給体制について具体的な提案がなされているか
		⑫ 運用支援の実現性にかかる提案内容	23 円滑な実施のための運用を支援する方法について具体的な提案がなされているか 24 円滑な利用の管理及びセキュリティ対策を実現する環境を提供する提案となっているか
		V 最適環境維持のための継続的なサービス業務に関する提案	
		⑬ 最適出力環境を維持していくための実現性にかかる提案内容	25 最適出力環境を維持していく上での実現可能かつ有効性の高い具体的な内容となっているか 26 最適出力環境を維持していく上で有効かつ合理的な指標を提示し活用する内容となっているか 27 契約履行期間中、提案が随時行われる内容となっているか 28 本契約満了後も、将来に向けた効果の為の実現に係る提案がなされているか

40	VI 緊急時の対応に関する提案	
10	⑭ 緊急時の対応に関する実現性にかかる提案内容	29 具体的かつ現実的な緊急事態対応マニュアルを提案しているか 30 災害時における自治体等への支援に伴う派遣者の業務を考慮した提案となっているか
10	⑮ 緊急時の対応に関する定量性にかかる提案内容	31 災害発生に際して迅速かつ的確に対応する為の体制が時間等の定量的な指標により示された提案となっているか 32 災害発生時以外の緊急時に迅速な対応をどのように行うか具体的な体制(時間内、時間外)・数値目標を明示した提案となっているか
5	VII ワーク・ライフ・バランス	
5	① 女性の活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし認定企業・えるぼし認定企業)	33 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を取得(行動計画を策定)しているか
	② 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・トライくるみん認定企業)	34 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を取得しているか
	③ 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	35 若者雇用促進法に基づく認定を取得しているか
3	VIII マイナンバーカード利活用等に関する指標	
3	① 公的個人認証及び電子入札の推進に関する指標	36 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(公的個人認証法)第17条第1項4号、第5号若しくは第6規定に該当する事業者であって同条第4項に規定する取り決めを地方公共団体情報システム機構と締結した事業者または同法施行規則第29条第1項に規定する総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者 上記のうち、複数の規定に該当する場合も2点とする ② 官民データ活用推進基本法第10条第2項に規定する電子情報処理組織を使用して入札に参加する事業者であって、公的個人認証法第3条第1項に定める署名用電子証明書又は第22条に定める利用者証明用電子証明書を用いて入札に参加する事業者
8	IX 賃上げに関するもの	
8	① 賃上げの実施を表明した企業等	37 【中小企業等】令和8年度(会計年度)に開始する参加者の事業年度または令和8年(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明した場合に評価する。
-9	② 賃上げ基準に未到達(減点)	38 賃上げ表明により加点を受けた落札者が、表明書に記載した賃上げ基準に未到達。
合計	266	

1) 標準点については、各評価項目ごとに、各評価者が「○」か「×」かで評価する。

標準点に係る評価項目が評価基準を全て満たしていない場合は、標準点及び技術評価点を与えない。

2) 技術評価点については、各評価項目の評価基準ごとに、各評価者がA(100%)、B(60%)、C(0%)で評価する。

各評価者の評価の計を評価者の人数で除した数値をそれぞれの評価項目の配点数に乘じた数値を評価点とする。

【総合評価の方法】[除算方式]: 評価値 = 得点(標準点 + 技術評価点 + 加算点) / 入札価格

a. 得点(標準点 + 技術評価点 + 加算点)	
b. 入札価格(円)	
c. 評価値[除算方式]	= a / b

Ⅱ－4. 総合評価落札方式(一般競争)評価点配分表、評価項目・評価基準等

【2】③－2【政府調達協定対象の調達以外(除算)】/【標準例】 評価点配分、評価項目及び評価基準

[業務区分名]：車面管理業務

区分 (大項目)	配点	評価項目 (中項目)	評価項目 (小項目)	配点 (細分)	相対 重み (細分)	評価基準	
1 企業 の 業 務 実 績	30	1-1 同種・類似業務の実績	業務対象都道府県内の同種・類似業務における受注実績	10	33.3	提案内容等【定量評価】	点数
			同種実績あり			10	
			類似実績あり			5	
		いずれもなし			0		
		1-2 災害時の対応協力等の実績	国及び地方公共団体との災害協定締結の有無、災害協定に基づく活動実績の有無、契約に基づく災害時の対応協力等の実績の有無(最大20点)	20	66.7	提案内容等【定量評価】	点数
			実績あり(1件につき)			2	
2 適 正 な 運 絡 ・ 履 行 体 制 の 確 保	110	1-3 指名停止等の措置	管内発注業務において生じた事故等に基づく過去3年間の指名停止等の措置(最大減点数-40点)	0	-	提案内容等【定量評価】	点数
			なし			0	
			(内訳)			-10	
		1-4 受注者の責による看過できない事象発生	管内発注業務において生じた過去1年間の受注者の責による看過出来ない事象発生	0	-	提案内容等【定量評価】	点数
			なし			0	
			(内訳)			-3	
1-5 違約金対象となる提案内容の不履行	管内発注業務において生じた過去1年間の違約金対象となる提案内容の不履行	0	-	提案内容等【定量評価】	点数		
	なし			0			
	(内訳)			-1			
3 運 転 業 務 の 質 の 向 上	145	2-1 運行指示を確実に履行するための対応等	①迅速な運行指示を確保するための手段等の具体の工夫	30	9.1	提案内容等【定性評価】	点数
			工夫、具体性・実現性が認められる			10	
			なし			0	
			②時間どおりに車両を目的地まで運行するための工夫		9.1	提案内容等【定性評価】	点数
			工夫、具体性・実現性が認められる			10	
			なし			0	
			③運行の無駄を省くため、車両管理員が行う運行車両の管理方法		9.1	提案内容等【定性評価】	点数
			工夫、具体性・実現性が認められる			10	
			なし			0	
		2-2 専任性(手持ち業務量)	車両管理責任者(業務管理者)の専任性(手持ち業務量)	10	9.1	提案内容等【定量評価】	点数
			10台以下			10	
			11台以上20台以下			5	
		2-3 事故発生時の迅速な報告等	事故発生時に発注者への迅速な報告、及び適切な処理をするため、それらを定めた規則等による具体内容	5	4.6	提案内容等【定性評価】	点数
			具体的かつ有用な規則等がある			5	
			なし			0	
		2-4 災害時、緊急時及び大規模災害時の対応等	①迅速な体制確保のための具体的な措置	45	13.6	提案内容等【定性評価】	点数
			工夫、具体性・実現性が認められる			15	
			なし			0	
②連絡が取れない場合であっても業務を継続する工夫			13.6	提案内容等【定性評価】	点数		
工夫、具体性・実現性が認められる				15			
なし				0			
2-5 コンプライアンスの徹底	コンプライアンスについて、車両管理員に対し具体的かつ確実に徹底する工夫	5	4.6	提案内容等【定性評価】	点数		
	提案内容に工夫がある			5			
	なし			0			
2-6 車両管理員等の健康状態の把握及び社員の兼業を禁止について	車両管理責任者及び車両管理員等の健康状態を定期的に把握し、業務に反映させる規則等の制定、及び社員の兼業を禁止している規則の制定	10	9.1	提案内容等【定性評価】	点数		
	健康管理に関する規則、兼業禁止規定の両方がある			10			
	いずれか一方のみがある			5			
	いずれもなし			0			
	2-7 車両管理員への教育・研修等の年間計画の回数	車両管理員への教育・研修等の年間計画件数	5	4.6	提案内容等【定量評価】	点数	
		○発注者の業務に関する知識等を確保するための教育・研修			5		
○業務の円滑な遂行のためのマナー教育・研修				5			
○運行区域の道路状況・主要関係施設等の地理的知識を確保するための教育・研修				5			
○安全な運行のための知識・技能の教育・研修				5			
○事故発生時の関係各所への連絡体制及び現地で対応方法についての教育・研修				5			

3	145	3-1 車面管理責任者の経験	5	3.4	提案内容等【定量評価】	点数
		3-1-1 業務経験			同種業務経験あり	5
					なし	0
		3-1-2 講習会の受講実績	10	6.9	提案内容等【定量評価】	点数
					実績又は資格あり	10
					なし	0
		3-2 車面管理員の経験等	40	27.6	提案内容等【定量評価】	点数
		3-2-1 第2種免許保有者の占める割合			50%以上	40
					25%以上50%未満	25
					25%未満(0%を除く)	10
					0%	0
		3-2-2 無事故・無違反の年数	45	31.0	提案内容等【定量評価】	点数
					10年以上	45
					6年以上10年未満	35
					4年以上6年未満	25
					2年以上4年未満	5
					2年未満	0
		3-2-3 勤務経験年数	20	13.8	提案内容等【定量評価】	点数
					10年以上	20
					7年以上10年未満	10
					3年以上7年未満	5
					3年未満	0
		3-2-4 自動車整備士技能検定合格者の有無	10	6.9	提案内容等【定量評価】	点数
					50%以上	10
					25%以上50%未満	6
					25%未満(0%を除く)	3
					0%	0
		3-2-5 車面管理員の質向上の工夫	10	6.9	提案内容等【定性評価】	点数
					工夫が2つ以上ある	10
					工夫が1つある	5
					なし	0
		3-2-6 安全運転を行うための具体的な工夫	5	3.4	提案内容等【定量評価】	点数
					工夫が3つ以上ある	5
					工夫が1～2つある	3
					なし	0
4	15	4-1 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定	15	100	【定量評価】ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定、くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定、ユースエール認定) 状況を評価	100
5	9	5-1 賃上げ実施に対する認定	9	100	【定量評価】	点数
					認定	100
					未認定	0
		5-2 賃上げ基準に未到達	0	-	【定量評価】	点数
					なし	0
					(内訳)	-
					事象発生	-10
合計	309		309			

【総合評価の方法】[除算方式]：評価値＝得点／入札価格

a. 得点	
b. 入札価格(円)	
c. 評価値[除算方式]	= a / b

Ⅱ－4. 総合評価落札方式(一般競争)評価点配分表、評価項目・評価基準等

【2】③－3【政府調達協定対象の調達以外(加算)】/【標準例】 評価点配分、評価項目及び評価基準

〔業務区分名〕 公園運営維持管理業務 (ex. 国営〇〇公園運営維持管理業務)

項目	区分	項番	評価項目	得点配分		評価基準・点数	
				基礎点	加算点		
基本業務共通項目	業務共通項目	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか（共同体で参加する場合、代表企業又は代表者と構成員の連携が可能な体制であるか）	0/10	0～5	優	5.0
						良	2.5
						可	0.0
		2	提案された内容が実現可能な体制であるか	0/10	0/5	認める	5.0
						認めない	0.0
		3	本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	0/10	—	—	—
提案企画提案項目	企画提案項目	4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	0/10	—	—	—
		5	各業務の提案内容は、関東地方整備局が求める要求水準が確保されているものとなっているか	0/10	—	—	—
		6	【選択項目】 1) 公園特性を生かした植物管理	—	0～25	優	25.0
						良	12.5
		6	【選択項目】 1) 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理	—	0～25	可	0.0
						—	—
		7	2) 公園利用者等の安全を確保する管理手法	—	0～20	優	20.0
						良	10.0
						可	0.0
		8	3) 緊急時及び非常時の対応	—	0～20	優	20.0
						良	10.0
						可	0.0
		9	4) 地域との連携活動・市民との協働活動	—	0～20	優	20.0
						良	10.0
						可	0.0
		10	5) 公園の魅力を最大限発揮するための取組	—	0～35	優	35.0
						良	17.5
						可	0.0

6) 自主事業や収益事業の取組	11	自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか。自主事業である飲食・物販施設等の設置運営や指定する既存施設の改修運営においては、優良な投資として実施する内容について示されているか。収益事業に関して、公園利用者サービスの質的な向上に向けた運営について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～35	具体性・実現性・妥当性	35	優	35.0
							良	17.5
							可	0.0
							従来の実施方法に対する改善提案	
1) 各業務の最低水準（現行基準）として示された仕様書に対する、改善提案	12	質の維持・向上に関する提案があり、実施について具体的な方法が明記されているか。また、それらを実施可能な体制であるか。	—	0～25	具体性・実現性・妥当性	25	優	25.0
							良	12.5
							可	0.0
加算点項目	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組							
	13) 認定状況	13	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、女性活躍推進法、次世代法、又は若者雇用促進法に基づく認定を受けているか。	—	0～14	認定状況	①	14.0
							②	11.0
							③	8.0
							④	6.0
							⑤	3.0
							⑥	0.0
賃上げの実施								
14) 実施状況	14	賃上げを実施することを従業員に対して表明しているか。賃上げ実施を行ったか。	—	0～11	—	0～11		11.0
合計得点			0～50	0～215				

※1「基本項目1)1」・「提案項目」審査の評価基準と評価係数

評価基準		評価係数(点数)
優	全体的に優れた提案となっている。又は特に高く評価すべき提案がなされている。	配点×1.00
良	一定の評価ができる提案がなされているが、特に優れた提案はなされていない。	配点×0.50
可	特に評価すべき提案が見られない	配点×0.00

※2「加算点項目」の評価基準

評価基準		評価(点数)
①	プラチナえるぼし認定企業、プラチナくるみん認定企業	14.0
②	えるぼし認定企業（第3段階）、くるみん認定企業（R7年4月1日以降の基準）、ユースエール認定企業	11.0
③	えるぼし認定企業（第2段階）くるみん認定企業（H29年4月1日～R7.3.31までの基準）、トライくるみん認定	8.0
④	えるぼし認定企業（第1段階）、くるみん認定企業（H29.3.31までの基準）	6.0
⑤	一般事業主行動計画の策定	3.0
⑥	認定なし	0.0

【総合評価の方法】[加算方式(価格:技術=1:2)]: 評価値=価格評価点+技術評価点

価格評価点	(30点) × (1 - (入札価格) / (予定価格))
技術評価点	(60点) × (技術点) / (技術点の満点)
評価値	価格評価点 + 技術評価点

Ⅲ. 役務の提供等

（参加者の有無を確認する公募）

平成18年度～

- ・「随意契約見直し計画」(平成18年6月13日)により、透明性・競争性を確保するための手続として、発注者が特定した公益法人等以外の参加者の有無を確認するための公募手続の導入を図ることとされ、参加者の有無を確認する公募が導入された。
- ・発注者の判断により、特定の者と契約していたものについて、当該技術または設備等を明示して他に参加者がいないか確認する必要がある業務のみを対象
- ・具体例・・・システム改良業務、著作権のあるデータの提供を受ける業務
- ・参加者の有無を確認する公募を活用した試行として・・・電気通信設備修理(H20より)、揚排水ポンプ設備修繕工事等(H27より)

平成31年度～

- ・企画競争方式、プロポーザル方式で数年1者応募が続いていた業務において、入契委員会や入札監視委員会での指摘(発注方式の再検討)を踏まえ、参加者の有無を確認する公募手続きへ移行

現在の運用 ※令和6年6月27日付 取扱通知を发出

■役務の提供等

- ・過年度より1者応札が継続(5年を目安とする事を基本。ただし状況を勘案して移行可能している業務等は参加者の有無を確認する公募手続について、検討の上移行する。
- ・引き続き電気通信設備修理、システム改良等の発注は対象
- ・他の参加者の応募があった場合や業務内容を大きく変更する場合は、従前の発注方法に戻すことを含め、検討の上発注手続きを行う。

〈参考〉

■建設工事

- ・引き続き、揚排水ポンプ設備修繕工事等の発注を対象

■建設コンサルタント等業務

- ・過年度よりプロポーザル方式又は総合評価方式による発注で、1者応札が継続(5年を目安)している案件については、参加者の有無を確認する公募手続きへの移行を検討する。

参加者の有無を確認する公募の実施状況(直近3年分)

	R 5	R 6	R 7
役務の提供等	0 / 18	0 / 24	0 / 16
(電気通信設備修理)	0 / 4	0 / 7	0 / 4

〈参考〉

建設工事	0 / 20	0 / 9	0 / 14
建設コンサルタント等業務	0 / 2	0 / 3	0 / 5

各年度の数字は、要件を満たす者から参加意思確認があった数 / 参加者の有無を確認する公募の件数

※役務の提供等については、企画競争等から移行した案件も含む。

※建設工事については、揚排水ポンプ設備の修繕等が対象となっている。

※建設コンサルタント等業務については、プロポーザル等から移行した案件も含む。